敦煌寫本研究年報

高田時雄 主編

第八號

2014 年 3 月

京都大學人文科學研究所
中國中世寫本研究班

注　記

本誌『敦煌寫本研究年報』は京都大學人文科學研究所の共同研究「中國中世寫本研究」班の研究報告である。この第八號に掲載した論文は平成 25 年度の研究班例會での報告が中心となっているが、一部平成 24 年度報告分も含んでいる。

目　次

前涼・張駿の行政區畫改編と涼州・建康郡の設置
——改編年次に係わる司馬光の見解と考古資料による新見解　白須淨眞 1

中國古代“死而復生”故事的類型與演變　王晶波 19

二月八日の出家踰城と敦煌の法會、唱導　荒見泰史 31

公主君者者の手紙——S.2241 の受信者・發信者・背景について　坂尻彰宏 47

聖語藏の『寶雨經』——則天文字の一資料　大西磨希子 69

陳寅恪論及敦煌文獻續記
——遺墨「敦煌研究」と講義「敦煌小說選讀」　永田知之 83

五胡十六國覇史輯佚補遺　藤井律之 105

S.1519V「寺院收藏文獻目録（擬）」に見る 10 世紀敦煌の講唱體文獻
高井龍 145

公私書札禮と社會秩序——書儀に見る〈おおやけ〉と〈わたくし〉　山本孝子 ... 167

敦煌本「七七齋」資料再考——その齋會のあり方を兼ねて　徐銘 181

《敦煌秘笈》部分佛教與道教文書定名　呂德廷 195

再論「吐蕃論董勃藏修伽藍功德記」——羽 689 の分析を中心に　岩尾一史 205

李滂と白堅（三補）　高田時雄 217

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）1-18 頁

前涼・張駿の行政區畫改編と涼州・建康郡の設置

――改編年次に係わる司馬光の見解と考古資料による新見解

白須淨眞

はじめに
一、張駿の行政區畫改編と涼州・建康郡の設置
二、楊宣の二つの西域遠征
三、楊宣の亀茲・弁善征討と張駿の行政區畫改編との相關
四、楊宣の焉耆征討と張駿の行區畫改編および行政改革の相關
五、張駿の行政區畫改編と行政改革との相關
六、清朝期の編纂地誌にみえる建康郡
七、建康郡新設にふさわしい國際環境とは
おわりに

はじめに

2009 年、高臺縣博物館（甘肅省張掖市）の寇克紅氏は、同地の駱駝城周邊から出土した「前涼・建興廿四（336）年周振妻孫阿惠墓券」（〔資 D〕）に見える「建興廿四年」という前涼紀年と「建康」という郡名を手がかりに、前涼四代王と目される張駿が實施した行政區畫の改編を 335 年に比定された。ここに行政區畫の改編（以下、行區改編）というのは、張駿が、自ら大都督・大將軍・假涼王を稱し、三州を督攝し、諸官を整え、車服・旌旗も王者に擬えた行政改革（以下、張駿行革）に内包される三州の督攝、すなわち涼・河・沙三州の設置を指す（〔資 A〕〔資 B〕）。司馬光はこの行區改編を張駿行革に統合して、その年次を『資治通鑑』の東晉の永和元（345）年の條に擧げた（〔資 C〕）。多くの研究者たちは、司馬光のこの比定年次 345 年を前涼の全盛期の到來と認識し、前涼史はもとより、前涼と十六國・東晉期の中國、前涼と内陸アジア（中でも高昌、亀茲、焉耆、樓蘭）との關

係においてもほぼ全面的に依據してきた。「司馬光 345 年説」は、前涼の指標年次として機能していたと言ってよい。したがって新考古資料に基づく明確な否定は、畫期的であり、影響も決して小さくはない。ここに、張駿行革と連動する涼・河・沙三州の設置、すなわち張駿の行區改編の年次を改めて問おうとするのはまさしくそのためで、寇氏が手がかりとされた「建康」一郡の新設を三州總體の改編の動的様相に内包させながら論じていく[1]。

一、張駿の行政區畫改編と涼州・建康郡の設置

清中期の著名な史學家にして漢學家であった錢大昕（1728～1804）は、『周書』巻 28 の史寧傳に言及した際、史寧の出身地である「建康」は、揚州の建康ではなく涼州の建康であることを強調した[2]。建康には、同名の異地があったからある。揚州の建康とは、4 世紀、東晉の都として史上に登場した南朝のかの建康であり[3]、涼州の建康とは、前涼の張駿が、同じく 4 世紀に新設した今ここに問題とする建康郡である。前涼が、十六國期における數少ない漢人政權の一つであり、しかも中國王朝を繼承した東晉と密接な關係を保持していたことから推せば、その建康は東晉の都に倣った命名、つまり何らかの政治的意圖あるいは外交的意圖を持った命名だったと認識すべきであろう。その後、この涼州の建康郡は河西諸政權に繼承されて北周に及び、7 世紀末には、安西四鎮を回復した唐の名將・王孝傑が新設した河西の「軍」名・建康軍にも採用された。しかし 8 世紀後半、河西の地が吐蕃に奪われると、この涼州の建康は、人々の記憶から急速に消え去った。錢大昕が、涼州にも建康があったのだと強調したのは、それから約千年も後の話である。

さて張駿が、どのような經緯で、涼州にいつ建康郡を設置したのか、この問に直接答え切る證左は殘っていない[4]。したがって建康の郡名が見出せる文獻資料か

---

[1] この行區改編と連動している張駿行革そのものにも、同様な動的様相を導入して認識することが必要である。しかし本稿では、煩雑化を避けて深く立ち入らない。

[2]「建康袁氏人也。此涼州之建康、非揚州之建康也。」と記している。『廿二史考異』巻 32、周書、史寧傳の項（錢大昕、方詩銘・周殿傑校點、世紀出版集團・上海古籍出版社、530 頁）。

[3] 三國・呉の都の建業は、西晉の平定によって秣陵とされ、次いで行政區畫の改編時に建异とされたが、313 年、西晉の最後の皇帝となる愍帝・司馬异が即位すると、その諱の「异」を避けて建康と改稱された。『建康實録』巻 5 中宗元皇帝（唐・許嵩撰、張忱石點校『建康實録』上、中華書局、1986、121、125 頁）。

[4] ただし、後述する『大清一統志』などの清期の編纂地誌には、設置年次を明記したものがある。また、『資治通鑑』巻 99 穆永和十（354）年正月の條の「建康侯」の胡注にも、「建康郡、蓋張氏所置、張茂分屬涼州」と前涼の第三代王と目される張茂（在位 320～324）の設置という記述もある。しかし、依據した資料は確認できない。「直接答え切る資料は殘っていない」というのは、その意味である。

らまず整理してみよう。最初に擧げるべきは、

〔資 A〕張駿分武威・武興・西平・張掖・酒泉・建康・西海・西郡・湟河・晉興・廣武合十一郡爲涼州、興晉・金城・武始・南安・永晉・大夏・武成・漢中爲河州、敦煌・晉昌・高昌、西域都護・戊己校尉・玉門大護軍三郡三營爲沙州。張駿假涼州都督・攝三州[5]。（『晉書』卷 14 地理上・涼州）

とある『晉書』地理志であろう。張駿がその領域を涼州・河州・沙州の三州に分かち、涼州には十一郡、河州には八郡・沙州には三郡と三營を置く行區改編を實施し、假涼州都督として統治體制を整えた時のもので、建康郡は、涼州十一郡のなかに確かに見えている。ただし設置年次の記載はない。この記録を、

〔資 B〕〔張駿〕分武威・武興・西平・張掖・酒泉・建康・西海・西郡・湟河・晉興・廣武十一郡爲涼州、以長子重華爲刺史。興晉・金城・武始・南安・永晉・大夏・武城・漢中八郡爲河州、以其寧戎校尉張悐爲刺史。敦煌・晉昌・高昌、西域都護・戊己校尉・玉門大護軍三郡三營爲沙州、以西胡校尉楊宣爲刺史。駿私署大都督・大將軍・假涼王・督攝三州。始置諸祭酒・郎中・大夫・舍人・謁者之官、官號皆擬天朝、而微辨其名。舞六佾、建豹尾、車服旌旗一如王者[6]。（『魏書』卷 99 張駿傳）

とある『魏書』張駿傳の關係記録と對比すれば、張駿は、建康郡を一屬郡とする涼州のその刺史に張重華（張駿の長子）を、河州刺史に張悐を、沙州刺史に楊宣をそれぞれ任命して、涼・河・沙三州を督攝したことも加えることができる。その時張駿は、大都督・大將軍・假涼王と稱し、官制を整えて官號を天朝になぞらえ、車服旌旗なども整えて王者のように振る舞ったというから、これを先に觸れた張駿行革と見なしてよい。したがって『魏書』張駿傳のこの記述に從えば、この行區改編は、張駿行革と連動するものであったことになる。また先に觸れた司馬光も、

〔資 C〕十二月、張駿伐焉耆、降之。是歲、駿分武威等十一郡爲涼州〔駿分武威、武興、西平、張掖、酒泉、建康、西郡、湟河、晉興、須武、安故合十一郡

[5]校勘が施されている中華書局本『晉書』からの引用。校勘記の〔34〕と〔35〕（445 頁）參照。なお書き下し文は、〔資 B〕を參照。

[6]書き下し文は以下の通り：「〔張駿〕は、武威・武興・西平・張掖・酒泉・建康……十一郡を分ちて涼州となし、長子の重華を以て刺史となす。興晉・金城・武始……八郡を河州となし、その寧戎校尉の張悐を以て刺史となす。敦煌・晉昌・高昌、西域都護・戊己校尉・玉門大護軍の三郡三營は沙州となし、西胡校尉の楊宣を以て刺史となす。駿は大都督・大將軍・假涼王を私署して三州を督攝す。始めて諸の祭酒・郎中・大夫・舍人・謁者の官を置き、官號はみな天朝に擬（なぞら）うも、微（わずか）にその名を辨ず。六佾（いつ）（諸侯の舞隊の縱横六人の整列形態。天子は八佾）を舞い、豹尾（ひょうび）を建て（豹尾で飾った天子の車）、車服旌旗は、一つに王者のごとし。」

爲涼州〕、以世子重華爲刺史、分興晉等八郡爲河州〔駿分興晉、金城、武始、南安、永晉、大夏、武成、漢中八郡爲河州〕、以寧戎校尉張憩爲刺史、分敦煌等三郡及西域都護三營爲沙州〔晉志惟載敦煌、晉昌二郡、西域都護、張茂以校尉、玉門、大護軍、三郡、三營爲沙州、而一郡不見于史、蓋缺文也。……〕、以西胡校尉楊宣爲刺史。駿自稱大都督・大將軍・假涼王・督攝三州。始置祭酒・郎中・大夫・舍人・謁者等官、官號皆倣天朝、而微變其名、車服旌旗擬於王者[7]。（『資治通鑑』巻 97 晉紀 19 孝宗穆帝の永和元年の條）

と、その著『資治通鑑』に、同様に張駿行革を行區改編と竝記する。〔　〕に示したように南宋末の胡三省（1230～1287）も、涼・河・沙三州の諸郡を注補していることから、當然、司馬光の見解を認めてのことである。その胡注も問題とする建康郡を漏らしてはいない。また司馬光は、この行革と行區改編を、張駿が焉耆を伐った後に續けて配置し、東晉穆帝の永和元（345）年のことと見なした。司馬光のこの見解が、先に指摘したように指標年次として機能してきたのである。

しかし寇氏は、司馬光が「『資治通鑑』巻 97 が張駿が涼、河、沙三州に分かって晉の穆帝の永和元（345）年に建康郡を置いたと記したのは、誤りだ」[8]と明確に否定された。それは司馬光だけでなくそれに從ってきた多くの研究者たちも含めての批判と受け止めるべきであろう。寇氏が根據とされたのは、現在、建康郡城遺址と見なされている駱駝城遺址（張掖市高臺縣の東南）の南の古墓から出土した次の新考古資料（高臺縣博物館藏）である。

〔資 D〕

（1）建興廿四年三月癸亥朔廿三日乙酉、直執。涼州建康表是縣顯平亭部前壬閏領拔。（「前涼・建興廿四（336）年周振妻孫阿惠墓券」）[9]

---

[7]胡注には、〔資 A〕〔資 B〕と對應しない「須武」と「安故」二郡がある。しかし「須武」は、「廣武」の誤りである。中華書局本『晉書』校勘記の〔34〕（445 頁）を參照。「安故」は「西海郡」と對應する箇所ではあるが、このように記した理由は分からない。また「晉志」の引用箇所も、今は、中華書局本『晉書』校勘記の〔35〕（445 頁）に從って理解すべきであろう。

[8]原文は、「『資治通鑑』巻 97 記張駿分涼、河、沙三州置建康郡于晉穆帝永和元（345）年、誤。」

[9]寇克紅「高臺駱駝城前秦墓出土墓券考釋」『敦煌研究』2009-4、93 頁。寇氏は、「前壬閏領拔」を區切りとして後文を省略されるが、ここがこの資料の冒頭文節の末尾や區切りではない。また「周振墓券」とされるが（2）の移録と對比すれば、「周振妻孫阿惠墓券」とすべきであろう。また「前壬閏領拔」の移録も再檢討が必要と思われる。劉衞鵬氏は、拔を「捉?」として「守捉」のような小規模な軍事施設とみなし、「前玉門三〔六?〕領拔（捉?）」を、前の玉門〔縣〕の三〔六（?）〕つの拔（捉?）を領する軍事長官と推察する。なお移録全文は、（2）に擧げた劉衞鵬「甘肅高臺十六國墓券的再釋讀」『敦煌研究』2009-1、47 頁の他に、次の報告を參照。呉浩軍「魏晉南北朝敦煌文獻編年增補――敦煌墓葬文獻研究系列之一」中共高臺縣委等編『高臺魏晉墓與河西歷史文化研究』甘肅教育出版社、2012、190 頁。町田隆吉「甘肅省張掖市高臺縣出土魏晉十六國漢語文書編年」同、161～167 頁。

（2）建興廿四年三月癸亥朔廿三日乙酉、直執、涼州建康表是縣顯平亭部前玉門三（六）領拔（捉）周振妻孫阿惠得用今歲月道通葬埋太父母以次蒿里、……[10]

（1）は、寇氏の移録であり、（2）は（1）に對應する劉衞鵬氏の移録の關係部分である。原資料を確認していないので參考として竝記する。ここに見える「建興」とは、滅亡した西晉最後の紀年「建興」を奉用し續けた前涼・張氏政權の紀年であり[11]、その「廿四年」は336年に比定される。寇氏が言われるように、この時、涼州に「表是縣」に冠せられる「建康」という行政區畫が實在していたことはまったく疑う餘地はない。「表是縣」に冠せられる「建康」であるから、郡名と見て誤らない[12]。したがって寇氏は、

張駿の時、國勢は穩やかとなり、西境も安定した。咸康元年（335）、部將の楊宣を遣わして西域に出征させ、亀茲、弁善を征服し、永和元年（345）、楊宣はふたたび西域を征し、焉耆を伐ち降した。史料と出土文獻を結びつけて、建康郡を、咸康元年（335）、張駿が、西征と呼應させて增置したものであると認識する[13]。

と、楊宣が焉耆を征討した永和元（345）年ではなく[14]、亀茲・弁善を征服した咸康元（335）年こそが、出土資料〔資D〕と直接結び付くと考えられた。先に述べたように寇氏が、「『資治通鑑』卷97が張駿が涼、河、沙三州に分かって晉の穆帝の永和元（345）年に建康郡を置いたと記したのは、誤りだ」とされたのは、咸康元（335）年に行區改編が行われていなければ、出土資料〔資D〕が示す「建興廿四（336）年」時に建康郡は存在することができないからである。出土資料〔資D〕は、建康郡新設二年目に當たるとの理解である。もし司馬光が言うように楊宣が焉耆を征討した永和元（345）年に、張駿行革と竝行する行區改編が行われ、この時

[10]前註參照。

[11]前涼の建興紀年の奉用の諸問題（他の紀年の混入など）については、王素氏の見解が優れている。『高昌史稿 統治編』文物出版社、1998、112〜114頁。なお建興紀年の奉用については、次の拙稿を參照。「晉の建興五（317）年，故酒泉表是都鄉仁業里・大女・夏侯妙々の衣物疏――古陶文明博物館（北京）所藏・新資料の紹介」『東ユーラシア出土文獻研究通信』第3號、2013年、26〜36頁。なお本稿は、『廣島東洋史學報』第18號、2013年、に再掲載する。また中國語譯は、朱玉麒主編『西域文史』第8期に掲載される豫定である。

[12]表是縣との相關は、前掲拙稿、30〜33頁を參照。

[13]原文は「張駿時國勢漸穩、爲安定西域、咸康元年（335）遣部將楊宣出征西域、伐降焉耆、弁善、永和元年（345）、楊宣二征西域、伐降焉耆。結合史料與出土文獻、我們認爲建康郡是咸康元年（335）張駿爲配合西征而增置的。」。前掲寇論文、93頁。

[14]〔資C〕、〔資G〕によれば張駿の遠征のように讀めるが、〔資H〕、〔資I〕によって後述するように張駿が楊宣を派遣したもので、このように記しても問題はない。

に建康郡が新設されたのであれば、出土資料〔資D〕が明示する「建興廿四（336）年」の建康郡存在を無視しなければならなくなる。妥當な見解である。こうして、無名に等しい涼州の一郡・建康郡は、この新出土資料によって、張駿行革と行區改編との相關の中で學界に浮上することとなった。しかも寇氏のこの新見解は、張駿行革と行區改編を、楊宣の焉耆征討の年次・永和元（345）年とリンクさせることを拒み、楊宣の亀茲・弁善征服の年次・咸康元（335）年にリンクさせるものであった。つまりこの新見解は、楊宣の二つの西域遠征をも絡ませて設定した複雑なものと認識しなければならない。

二、楊宣の二つの西域遠征

そこで、司馬光も寇氏もそれぞれの立場で依據された楊宣の二つの西域遠征、すなわち335（咸康元）年の亀茲・弁善征討と345（永和元）年の焉耆征討を、まず檢討する必要が生じてきた。この二つの西域遠征は、かつてわが國の内陸アジア史研究を牽引された松田壽男氏が、獨自の理解を提示されたこともあって、學界にはよく承知されているものである[15]。まず楊宣の亀茲・弁善征討から取り上げてみよう。それは、

> 〔資E〕自軌據涼州、屬天下之亂、所在征伐、軍無寧歳。至駿、境内漸平。又使其將楊宣率衆越流沙、伐亀茲、弁善、於是西域竝降。弁善王元孟獻女、號曰美人、立賓遐觀以處之。焉耆、前部、于寘王竝遣使貢方物。得玉璽於河、其文曰「執萬國、建無極」[16]。（『晉書』卷86張駿傳）

と『晉書』張駿傳に見えるように、張駿がその「將」の楊宣に亀茲、弁善を伐たせたことを指す。この『晉書』の記載には年次はないが、司馬光は、

> 〔資F〕及張駿嗣位、境内漸平。駿勤脩庶政、總御文武、咸得其用、民富兵強、遠近稱之以爲賢君。駿遣將楊宣伐亀茲、弁善、於是西域諸國焉耆、于寘之屬、皆詣姑臧朝貢。駿於姑臧南作五殿、官屬皆稱臣[17]。（『資

[15]松田壽男『古代天山の歴史地理學的研究』（初版1956年）、133～134頁。その理解は、後述。

[16]書き下し：「〔張〕軌の涼州に據りてより、天下の亂に屬し、所在に征伐して、軍の寧んずる歳なし。駿に至りて、境内漸（ようや）く平かなり。またその將・楊宣をして衆を率いて流沙を越え、亀茲、弁善を伐たしむ。ここにおいて西域は竝（な）べて降る。弁善王・元孟は女を獻ず。號して美人という。賓遐觀を立て以てこれに處く。焉耆、前部、于寘王は竝びて使を遣わして方物を貢ぐ。玉璽を河に得るに、その文に曰く「執萬國、建無極」と。」

[17]書き下し：「張駿の位を嗣ぐに及び、漸く境内平ぐ。駿勤めて庶政を脩め、文武を總御し、みなその用をえ、民は富み兵は強く、遠近これを稱して以て賢君となす。駿は將の楊宣を遣わして亀茲、弁善を伐つ。ここにおいて西域諸國、焉耆、于寘の屬、皆に詣りて朝貢す。駿は姑臧の南に五殿を作る。官屬皆臣を稱す。」

治通鑑』巻 97 晉紀 17 成帝の咸康元（335）年の條）

とあるように、それを『資治通鑑』の咸康元（335）年に配置した。

また焉耆征討とは、

〔資 G〕冬十二月、……。涼州牧張駿伐焉耆、降之。（『晉書』巻 8 穆帝紀永和元年・345 年の條）

と『晉書』穆帝紀が記載する涼州牧の張駿が直接親征して焉耆を伐ったようにも讀める焉耆征討を指す。司馬光が「〔永和元（345）十二月〕、張駿伐焉耆、降之」〔資 C〕と『資治通鑑』に配置したものである。このようにこの焉耆征討については、なぜか『晉書』も『資治通鑑』も楊宣の名をあげていないが、

〔資 H〕其後、張駿遣沙州刺史楊宣、率衆疆理西域。宣以部將張植爲前鋒、所向風靡。軍次其國。〔焉耆王・龍〕熙距戰於賁崙城、爲植所敗。植進屯鐵門。未至十餘里、熙又率衆先要之於遮留谷。植將至、「或曰、漢祖畏於柏人、岑彭死於彭亡。今谷名遮留、殆將有伏？」。植單嘗之、果有伏發。植馳擊敗之、進據尉犂。熙率羣下四萬人肉袒降於宣[18]。（『晉書』巻 97 西戎の焉耆の條）

[18]書き下し：「その後、張駿は沙州刺史の楊宣を遣わし、衆を率いて西域を疆理せしむ。宣は部將の張植を以て前鋒となし、向うところ風靡す。軍その國に次る。〔焉耆王・龍〕熙は距みて賁崙城に戰うも、植の敗るところとなる。植は進みて鐵門〔コルラ北域の孔雀河（コンチェ河）の上流の峽谷〕に屯す。未だ十餘里至らざるに、熙は、また衆を率いて先にこれを遮留谷に要（ま）つ。植の將至りて、「或ひと曰く、漢祖〔劉邦〕は柏人〔人に柏（せま）るという地名〕を畏れ（*『漢書』巻一下、高帝（劉邦）紀第一下の「八年冬、上（劉邦）東擊韓信餘寇於東垣。還過趙、趙相貫高等恥上不禮其王、陰謀欲上。上欲宿、心動、問「縣名何？」曰「柏人。」上曰「柏人者、迫於人也。」去弗宿。」が該當する。）、岑彭〔後漢光武帝の臣下〕は彭亡〔彭、亡（ほろ）ぶという地名〕に死す（*『後漢書』志二十三、郡國五、益州犍爲郡の九城の一つ「武陽有彭亡聚」の劉昭の注補、すなわち「岑彭死處」が該當する。）。今、谷の名は遮留、殆ど將に伏〔伏兵〕あらんや？」と。植は單騎してこれを嘗（ため）すに、果して伏の發するあり。植は馳せてこれを擊ち敗り、進みて尉犂による。熙羣下の四萬人を率いて肉袒して宣に降る。」この〔資 H〕は、『十六國春秋』の次の逸文、すなわち「張植爲西域校尉、與奮威將軍牛霸率騎救張冲。六月、至於流沙、無水、士卒渴甚。植乃剪髮、肉袒徒跣、升壇慟泣請雨、俄而雲起西北、雨水成川。植殺所乘馬祭天而去。」（『太平御覽』巻 11 部 11 祈雨に引く崔鴻の『十六國春秋』前涼録）と混同されやすい。逸文の「六月」がいつであるかは分からないが、西域校尉であった張植が係わる「六月」と、張冲が救援を必要とした時代狀況とを勘案すれば、「〔永和二（346）年〕六月、石季龍將王擢襲武街、執張重華護軍胡宣。又使麻秋、孫伏都伐金城、太守張沖降之。重華將謝艾擊秋、敗之。」（『晉書』巻 8 孝宗の條）とある石季龍（後趙の第三代皇帝の石虎）の將である王擢が、前涼の武街を襲擊し、さらに麻秋と孫伏都を使わして前涼の金城を伐った際、その太守・張沖がこれに降ってしまった永和二（346）年の「六月」となる。したがって西域校尉・張植は、奮威將軍・牛霸とともに後趙の攻擊を受けている金城太守・張沖の救援に向かったのであり、この焉耆征討と混同してはならない。なお湯球（1804〜1881）は、『十六國春秋輯補』巻 70 前涼録 4（國學基本叢書、商務印書館、1937 年、501 頁）に、この記事を「乙未」、「張駿十一年」、すなわち 335 年の楊宣の亀茲・弁善征討に直接續けて、その際における張植の行動とする。これも誤りである。

とあるように、『晉書』焉耆傳には、沙州刺史の楊宣が「部將」の張植を前鋒として焉耆王・龍熙を伐ったことを明記している。また、

〔資 I〕張駿遣沙州刺史楊宣率衆經理西域、宣以部將張植爲前鋒、軍次其國焉耆。（『通典』卷 192 焉耆の條）

とあるように、『通典』の焉耆の條にも同様な明記を見出す。張駿が沙州刺史楊宣を遣わして焉耆を討ったことは、これらの異なる二つの文獻に、しかも征討を受けた當該國の『晉書』の本傳にも記載があり、『晉書』の帝紀〔資 G〕にもその年次の明記があることから、345 年、張駿が沙州刺史・楊宣に命じて焉耆を征討させたことは確かであろう。したがって沙州刺史楊宣のこの 345 年の焉耆征討を、335 年の楊宣の亀茲・弁善征討と一連のものとしてその征討に一括したり[19]、また一括するために、楊宣の帶びた「沙州刺史」を誤りとして「西胡校尉」（〔資 B〕、〔資 C〕参照）とするような文獻資料の改訂は[20]、過去の試みの一つだったと理解しておきたい。司馬光も寇氏もそれぞれが依據した楊宣の二つの西域遠征、すなわち 335（咸康元）年の亀茲・弁善征討と 345（永和元）年の焉耆征討は、ともに間違いなくあったとしてよい。

とすれば次の檢討課題は、335 年と 345 年のいずれが、張駿行革と連動した行區改編と矛盾なく整合するのか、この點に移っていくことになろう。

三、楊宣の亀茲・弍善征討と張駿の行政區畫改編との相關

寇氏は、「咸康元年（335）に部將の楊宣を遣わして西域に出征させ、亀茲、弁善を伐ち降し」たとされた。ここにこの楊宣の肩書きを「部將」とされるのは、『晉

[19]松田壽男氏の見解である。氏は、「楊宣の焉耆征服が、亀茲や弁善に對するそれと一連の軍事行動であったことを思わせるではないか」として「同じような軍事行動を二度想定」することを避け、亀茲・弁善・焉耆征討を一括し、それを 335（咸光元）年に比定された。「沙州刺史」楊宣が「部將」の張植を率いたとされる 345 年の焉耆征討（〔資 H〕・〔資 I〕）を、張駿の「將」の楊宣の 335 年の亀茲・弁善征討（〔資 E〕・〔資 F〕）に内包させ、一連の軍事行動とみなすのである。つまり 345 年の楊宣の單獨の焉耆なかったという理解である。松田前掲書、133〜134 頁。

[20]先に觸れた松田氏の見解である。楊宣が「沙州刺史」となったのは、張駿行革とそれに連動する行區改編の時、すなわち 345 年であるから、335 年に一括した亀茲・弁善・焉耆征討時に楊宣が「沙州刺史」であったはずはないとするものである。したがって、335 年の楊宣の官職は、「沙州刺史」ではなくそれに就任する以前の「西胡校尉」であり、「沙州刺史」とする資料は誤りとする。そう理解してこそ、335 年の楊宣の亀茲・弁善・焉耆征討、345 年の張駿行革とそれに連動する行區改編は、矛盾なく整合するのだという。松田前掲書、133〜134 頁。なお清の張澍（1776〜1847）も、『涼州府志備考』（周鵬飛・段憲文校點、三秦出版社、1988 年、170 頁）において、亀茲・弁善・焉耆征討時の楊宣の官職を「西湖校尉」（湖は胡の誤植）と見なしている。早くから研究者を惱ませた遠征である。

書』張駿傳に「其（張駿）將楊宣」（〔資 E〕）とある「將」を意識されてのことであろう。しかしそれは、335 年の亀茲・弁善征討時の楊宣を「沙州刺史」とは見なさないことを直接明記しないで強調されたものでもあろう。というのは、寇氏は、司馬光の言う 345 年ではなく 335 年に行區改編が實施されたと見なされているのであるから、その 335 年に沙州が新設されて楊宣が「沙州刺史」となったことは十二分に承知のはずである。したがって寇氏が、「沙州刺史」を避けてわざわざ「部將」と記されるのは、335 年の楊宣の亀茲・弁善征討を、行區改編の前に必ず置かなければならない、そうした判斷があってのことに相違ない。もし 335 年の後であれば楊宣を「沙州刺史」とせざるをえないからである。ずいぶんと緻密な考察が背後にあることを推察させるが、この背後の考察と相關する次の資料は、檢討を深めておくべきであった。それは、咸康元年（335）の楊宣の亀茲・弁善征討（〔資 E〕）の後に續けて置かれた『晉書』張駿傳の次の一文である。

> 〔資 J〕時〔張〕駿盡有隴西之地、士馬強勢、雖稱臣於晉、而不行中興正朔。……又分州西界三郡置沙州、東界六郡置河州。二府官僚莫不稱臣。（『晉書』卷 86 張駿傳）

ここに見える「沙州」となした西界三郡が敦煌、晉昌、高昌であり、分かたれた元の「州」が涼州であったことは自明である（〔資 A〕、〔資 B〕、〔資 C〕との對比）[21]。これに涼州の東界六郡を分かって設置した「河州」も加えれば、この記載は涼州の涼・河・沙三州への行區改編とみなすことが可能である。咸康元年（335）の楊宣の亀茲・弁善征討（〔資 E〕）の後に置かれているのであるから、素直に從えば、その遠征のあとに三州への改編が實施されたことになる。とすれば、楊宣が遠征時の「部將」から遠征直後に新設された沙州のその刺史となったと見れば矛盾はない。寇氏はこれを咸康元年（335）と見なす張駿行革と連動させ、三州改編の重要な根據とされたに相違ない。

ただしこの記載（〔資 J〕）で氣に掛かるのは、張駿が沙州と河州を置いたことは記されていても、涼州を含む三州總體へ改編したのだという強調的な記述となっていないことである。加えて不可解なのは「二府の官僚の臣を稱せざるはなし」と記されていることである。これは涼州から分離されて新設された河・沙二州の官僚の様子なのであろうが、官僚が臣を稱すことは自明のことであり、通常は記録に殘されるようなことではない。違和感のある表現なのである。

[21] 高昌郡の設置は、東晉の咸和二年、すなわち前涼の建康十五（325）年に落ち着いている。王素前掲『高昌史稿　統治編』131 頁。

しかしこの場合の官僚の臣稱は、「晉に臣を稱するといえども、中興（晉を復興した東晉初代皇帝の元帝）の正朔を行わない」[22]、つまり矛盾を内包する張駿の對東晉外交を受け入れて張駿と同様に東晉に臣稱したと理解すべきで、通常の臣稱とはややニュアンスを異にする。張駿にとって涼州を割いて新たに河・沙二州を建てたことは、極めて大きな行區改編であったに相違ない。言うまでもなく前涼という國家は、あくまで西晉の涼州一州だけを掌握する西晉の官僚としての涼州刺史がその淵源であった。西晉皇帝の臣下だったのである。それが胡人政權（匈奴の漢）による西晉の滅亡という新たな事態のなかで自立性を高め、滅亡した西晉の紀年「建興」を繼承しながら、今、五胡政權の中の希な漢人國家として存續し、張駿の時代を迎えているのである。したがってこの前涼は、いつ自立したのか、いつ王を稱したのか、どのような指標を以て自立の年次とみなしてよいのか、はなはだ解りにくい國家なのである[23]。殘された前涼に關する文獻記録自體がもとより曖昧なのは、まさしくそのためなのであろう。しかし、第四代王と目される張駿が涼州一州を分割して三州としたこの行區改編は、涼州一州を原則とするこの地域を、諸州を統轄する自立した國家のありように近づけようとする試みの一つとして認識すべきであろう。とすれば、「二府の官僚の臣を稱せざるはなし」という不可解な表現も、張駿が涼州から分離した沙・河二州の官僚もそれを受容した、忠誠を得たという成功への安堵感と捉えれば、不可解ではなくなる[24]。前涼は十六國期の數少ない漢人國家ではあったが、だからといってその主要な構成員が漢人だけであったのではなく、もとより多くの胡人を内包する多民族國家であった。また支配者層を形成した漢人にあっても、まさしく張氏がそうであったように中國内地の混亂を避けて移入した漢人集團と、移入の時を同じくしない、あるいはすでに當地域にあった漢人集團との重層構造を持っていたことも疑いない[25]。風前の燈火であった西晉に對する異常なまでの忠臣振りや、また東晉建國後にあってもなお滅亡した西晉の紀年「建興」を奉用し續けたこの漢人國家の特異性は、こうした漢人層の複雜なあり方とも無縁ではなかったはずである[26]。したがって先に

[22]張駿が中興の正朔を奉じないで、西晉の建興紀年を奉用していたことは、すでに述べた。前掲拙稿、34～35 頁を參照。

[23]たとえば〔資 P〕に擧げたように、羣僚が張駿に涼王を稱することを勸めた際も張駿はそれを激しく拒んだが、國内では彼を王と呼んでいたという。これはそうした事例の一つである。

[24]この箇所は、『資治通鑑』卷 97 の咸康元（335）年の條の「官屬皆稱稱臣」（〔資 F〕）と對應しよう。これも、張駿が楊宣を派遣して亀茲、弁善を討った後、焉耆、于寘も前涼への朝貢を開始したことに續くものであるから、私見に言う 335 年の行區改編時の司馬光の表現と理解したい。

[25]たとえば、先に考古資料から紹介した夏侯氏はその一例。前掲拙稿、35 頁の註 30 參照。また「駿以陰氏門宗強盛、忌之。」（『魏書』卷 99 張駿傳）というような狀況も參考となろう。

[26]前掲拙稿、30 頁、33～35 頁を參照。

擧げた不可解な表現も、詳細は課題としなければならないとしてもこうした前涼の國内事情の複雑さの反映、その複雑さの中における三州分割の成功の安堵感と捉える視點も用意しておく必要があろう。

もしこのように、咸康元年（335）の三州分割（〔資 J〕）を理解してよいとすれば、さらに次の點も氣に掛かってくる。それは、その三州の一つとなった沙州に設置されたはずである西域都護、戊己校尉、玉門大護軍の三營（〔資 A〕、〔資 B〕、〔資 C〕）が、ここではまったく觸れられていないことである。とすれば、咸康元年（335）の三州分割（〔資 J〕）の時には、たとえ沙州は設置されてもそこには三營はまだ設置されていなかった、つまり沙州刺史は三營を管下に置いて統率していなかった、その可能性が浮上する。したがって、この三州分割には二通り、沙州に三營を含まない三州分割と、沙州に三營を含む三州分割を想定しなくてはならなくなる。つまり一旦三州に分割した後に、沙州に三營を設置し、これによって三州分割が最終的に完成したと。それは確たる證左のない單なる想定に過ぎないとの批判を受けようが、實はそうでない。批判に堪えうる證左を、河州に係わる事例から明示してみよう。

咸康元年（335）の三州への分割時、涼州の「東界六郡」（〔資 J〕）を分かって置かれたという河州は、沙州に三營を確實に含む涼・河・沙三州分割時の河州八郡（〔資 A〕、〔資 B〕、〔資 C〕）とは一致しない。「六郡」（〔資 J〕）からなる河州と、八郡（〔資 A〕、〔資 B〕、〔資 C〕）からなる河州を同一に扱うことはできない。ということは咸康元年（335）の行區改編時の六郡河州とは明らかに異なる別の八郡河州が存在していた時期が確實にあったことになる。したがって「分州西界三郡置沙州、東界六郡置河州」（〔資 J〕）とある行區改編とは別の行區改編があったとしなくてはならない[27]。この事實は、張駿が、咸康元年（335）の楊宣の亀茲・弁善征討（〔資 E〕）の直後に實施した涼・河・沙三州を置く行區改編だけ、つまりそれ以外に行區改編はなかったと受け止めざるをえない寇氏の考え方そのものに、大きな疑問が生じたことになろう。しかしそれは決して寇氏だけに限られたことではない。寇氏が否定された司馬光にも同様に適用できるのである。345 年に張駿の行革ともに三州への行區改編を竝記した司馬光の場合は、逆に、345 年の八郡河州は說明できても六郡河州の存在は說明し切れない。兩者ともに三州への行區改編を一度で完成されたのだと見なそうとすることが共通する要因である。「寇 335 年說」であれ、「司馬光 345 年說」であれ、それぞれの立場に固執する限り、六郡河

[27] それには、「張茂分武興、金城、西平、安故爲定州。」（『晉書』卷 14 地理上）とある張茂（在位 320〜324）が建てた定州の解體が絡んでいるように思える。この定州の舊郡のうち、武興、西平二郡が、345 年の行區改編時には涼州の所管とされている。しかし定州が、いつどのように解體されたかは、たどり切っていない。また金城、安故の行く末も分からない。

州と八郡河州の存在を説明しきることはできない。したがって、涼（十一郡）・河（八郡）・沙（三郡三營）の三州として完成する張駿の行政區畫の最終改編の前に、沙州がまだ三營を統轄していない涼・河・沙三州への改編があり、八郡ではなく六郡の河州を設置していたことを介在させるべきであろう。つまり張駿が實施してきた行區改編は、一擧に一時に完成したのではなく順次積み上げられて完成したと見なすべきであって、「寇 335 年說」でも、「司馬光 345 年說」でもともに不十分ということになろう。したがって三州への改編は、335 年にまず實施され、345 年に最終的に完成に至った、つまり寇氏はその改編の最初期を、司馬光はその完成期を捉えたと見れば落ち着くであろう。寇・司馬光兩說を否定するのではなく、結果的には雙方の有效化を圖ることができるとするのが私見なのである。寇氏は、「沙州刺史」とは見なさず「將」（「部將」）とする楊宣の肩書きにこだわられたようであるが、それがかえって行區改編の實態との乖離を招いたのではなかろうか[28]。

四、楊宣の焉耆征討と張駿の行區畫改編および行政改革との相關

さて司馬光は行區改編の完成期を捉えたのだとすれば、その年次の根據となった楊宣が「沙州刺史」となった後に實施された楊宣のもう一つの征討、永和元（345）十二月の　焉耆征討（〔資 G〕と〔資 C〕）との相關も確認が必要となった。この相關で最も重要となるのは、楊宣が「沙州刺史」であったことだけではなく、三郡三營を確實に統轄する「沙州刺史」であったこと、つまり私見に言う張駿の行區改編の完成期に當たっていたことである。しかもこの行區改編の完成は、張駿行革の最終的完成とも連動するものであった。こうした視點に立つと、1981 年、唐長孺氏が、「高昌郡紀年」に提示されていた張駿行革の年次に係わる次の提案が注目されることになろう[29]。それは、『太平御覽』卷 124 偏霸部 8 張駿に引く

〔資 K〕二十一年、始置百官、官號皆擬天朝、車服旌旗一如王者。

とある『十六國春秋』の逸文[30]の年次に根據を求めたものである。唐氏の考えをまず聞いてみよう。

《魏書・張寔傳》〔『魏書』卷 99 張駿傳、資 B に同じ〕は、三州に分立したことを記した後に、次のような一節、すなわち「始めて諸の祭酒・郎中・大夫・舍人・謁

[28]楊宣の焉耆征討を亀茲や弁善に對するそれと同一視して 335 年に一括された松田氏が、焉耆征討時の楊宣の官職「沙州刺史」を「西胡校尉」と改められたことと通じあうものがある。註 19、20 參照。

[29]『魏晉南北朝隋唐資料』第 3 期、24 頁。

[30]大化書局本、臺北、600 頁。

者の官を置き、官號はみな天朝に擬(なら)うも、微(わずか)にその名を辨ず。六佾(いつ)を舞い、豹尾(ひょうび)を建て、車服旌旗は、一つに王者のごとし。」を緊接させている。しかし『御覽』一二四は《十六國春秋》を引いて、「二十一年、始めて百官を置き、官號はみな天朝に擬(なら)い、車服旌旗は一に王者のごとし」（今、提示した〔資M〕）と言っている。《魏書》のこの一節も《十六國春秋》を引いていることは明かである。張駿在位の二十一年は、すなわち晉の建元二年、344年である。三州に分ったことを「始めて百官を置く」の前に置く以上、しかも「始めて百官を置く」のが建元二年〔344〕であったから、三州を分立したことはこの年〔344年〕より遅いはずはない。……もし上述したとおりであるとすれば、涼州を分かって三州とし、沙州が始めて置かれたのも、一年遡って344甲辰であろう[31]。

これはおそらく張駿行革と行區改編を344年と見なした最初の見解ではなかったろうか。「司馬光345年說」に一年先行させるものである。この唐氏の見解は、先ほど整理した「三州への改編は、335年にまず實施され、345年に最終的に完成に至った」とする私見とは一致はしないが、「司馬光345年說」を行區改編の完成期とみなした點に限定すれば、一年の差異があるに過ぎない。唐氏は、『三州に分ったことを「始めて百官を置く」の前に置く以上、……三州を分立したことはこの年〔344年〕より遅いはずはない』と強調されるのであるから、三州分立（私見に言う三郡三營を確實に統轄する沙州と涼州と河洲の三州の分立）は、張駿行革の直前と見なされていることになる。このようにみれば、沙州刺史・楊宣が張植を「部將」として率いた焉耆征討、最終的な張駿行革、最終的な行區改編を345年に一括して同年に押し込めてしまうことよりも窮屈ではなくなってくる。したがって『十六國春秋』の逸文を根據とする張駿の行區改編344年說は、はなはだ魅力的である。ただ、「永和元（345）年、以世子重華爲五官中郎將、涼州刺史」（『晉書』卷86張駿傳）と明記した『晉書』の記載と抵觸してしまう[32]。すでに涼州刺史であった世子の張重華に「永和元（345）年」に「五官中郎將」が新たに加えられた表現であるとすれば齟齬は生じない。その可能性は強いとおもわれるが斷定にはやはり傍證が欲しい。したがって張駿行革は345年の前年、すなわち張駿の二十

[31]唐氏の原文は、次の通りである。「《魏書・張寔傳》在記分立三州后，緊接如下一段：“始置諸祭酒・郎中・大夫・舍人・謁者之官、官號皆擬天朝、而微辨其名。舞六佾、建豹尾、車服旌旗一如王者。”而《御覽》一二四引《十六國春秋》稱“二十一年、始置百官、官號皆擬天朝、車服旌旗一如王者。”顯然、《魏書》此段也出《十六國春秋》。張駿在位之二十一年即晉建元二年344。既然分三州“始置百官”前，而“始置百官”在建元二年，即分立三州不能晚于此年。……如上所述，分涼州爲三州，沙州始置也可能在上一年344甲辰。」

[32]これは同時に「寇氏335年說」にも抵觸する。345年の張重華の涼州刺史就任を否定する證左が必要である。

一（344）年とする唐氏の魅力的な見解はこの一點でとりあえず留保し、今は、345年に張駿の行區改編が完成したとみなしておく[33]。

なお蛇足ながら、しばしば觸れた「沙州刺史」の楊宣とは、敦煌石室から見出された唐代の「沙州圖經」巻三（P.2005）の「七所渠」の項に見える「刺史楊宣」と同一人物であり、「九世紀にいたるまで」當地・沙州（敦煌）にその名を語り傳えられた十六國期、4世紀の著名な刺史である[34]。楊宣に係わって遺漏してはならない資料である。

五、清朝期・編纂地誌にみえる建康郡

寇氏が、建康郡設年次を335年とされたのは、張駿行革と行區改編の氏の推定年次335年と、336年の紀年のある考古資料〔資D〕との整合性を優先されたからであった。妥當な手法であるが、建康郡の新設年次が、寇氏の推察された335年の張駿行革と行區改編と同時でなければならないその理由を示しての提言とはなっていない。したがって寇氏の言われる335年の行區改編時に、建康郡が新郡として設置されたことは、可能性の一つなのである。つまり考古資料〔資D〕が語ることは、建興廿四（336）年、もしくはそれ以前に涼州に建康郡があったことだけなのである。

先にのべたように文獻には建康郡の設置年次の明示はない。しかしこうした資料狀況にあっても、建康郡の設置年次を捉えようとした試みは決して皆無ではなかった。清朝期の考證學の成果を見落としてはならない。

そこで『大清一統志』（以下『一統志』）に當たってみよう。清の康熙25年（1686）以降三度編集された『一統志』には數種の版本があるが、ここでは閲覽できた「清乾隆二十九年敕撰」と序に見える「光緒壬寅秋上、海寶善齋石印」の500巻60册本に依據する。光緒壬寅は、1902年に當たる。

〔資L〕在高臺縣南。晉置。『十六國春秋』、咸康元（335）年、張駿分建康郡屬涼州。呂光大安元年、張大豫求救於嶺西諸郡。建康太守李隰

[33]なお湯球の『十六國春秋輯補』巻70前涼録4（501頁）は、この記事を「丙申」、「張駿十二（336）年」に擧げる。これは寇335年説に近い。雙方ともに從えない。

[34]「沙州圖經」の該當箇所は、「陽〔楊?〕開渠」と「北府渠」であるが、前者だけを擧げておく。

陽〔楊?〕開渠　　長一十五里

右源在州南十里、引甘泉水、舊名中渠。據西〔前?〕涼録、刺史楊宣、向移上流、造五石斗門、堰水漑田。人賴其利、因以爲號。

池田温「沙州圖經略考」『榎博士還暦紀年東洋史論叢』1975、59～60頁。王仲犖（鄭宜秀整理）『敦煌石室地志殘卷考釋』上海古籍出版社、116～117頁。李正宇『古本敦煌鄉土志八種千箋證』新文豐公司、1998、50～51頁。

起兵應之。龍飛二年、沮渠男成、自樂惑進逼建康、推太守段業爲主、稱涼州牧、建康公。後魏廢。『唐書』地理志、甘州西北百九十里、祁連山北有建康軍。證聖元（695）年、王孝傑、以甘肅二州相距回遠置。『名勝志』建康城在高臺所西南四十里。『舊志』建康軍城在所東南十里。（『大清一統志』卷 212 肅州、古蹟酒泉故郡の建康故城の條）

これによれば、清期の地理學者（考證學者）たちは、涼州の建康については、その故城、つまり現在の遺跡の場所までも認識し、建康郡の始まりを『十六國春秋』によって、東晉の咸康元（335）年、張駿が建康郡を分かって涼州に屬させたこと、それが唐の建康軍に連なったことも承知していたことになる。

そこでまず『一統志』が擧げた建康郡の新設年次、咸康元（335）年に注目してみよう。この『一統志』の年次は先に寇氏が擧げられた建康郡設置年次と、くしくも一致する。『一統志』の編者はそれを『十六國春秋』に見えると明記するが、『十六國春秋輯補』にもそれは見出せない。そこで、『甘肅通史』を參照してみよう。清の許容らが監修した乾隆元（1736）年序のある刊本によって移録する[35]。

〔資 M〕在縣南。晉置。『十六國春秋』、咸康元（335）年、張駿分建康郡屬涼州。呂光龍飛二年、沮渠男成、自樂惑進逼建康、推太守段業爲主、稱涼州牧、建康公。後魏廢。新唐志、甘州西北一百九十里、祁連山下有建康軍。證聖始置。『名勝志』建康城在高臺所西南四十里。『舊志』建康軍城在所東南十里。（『甘肅通史』卷 23、古蹟、直隸肅州の肅州の建康故城の條）

一見すればすぐ了解されるように、先に擧げた『一統志』と驚くほどによく似ている。一部の省略、一部の增補、いくつかの文字の書き換えを除けば、同文といって差し支えない。『一統志』のすべての刊本をみていない今は、『甘肅通史』との相關や前後關係は保留するしかない。しかし、建康郡の始まりを『十六國春秋』によって東晉の咸康元（335）年と見る情報は、『一統志』や『甘肅通史』などの清期の記録にはすでに記載されていたことになる。そこでさらに遡って清の顧祖禹が、康熙 17（1678）年に完成させた『讀史方輿紀要』も參照してみよう。

〔資 N〕鎭西二百里。前涼張駿置建康郡、屬涼州。後涼因之、後魏廢。唐嗣聖末、王孝傑置建康軍、天寶所屬河西節度使、後廢於吐蕃。（『讀史方輿紀要』卷 63、陝西 12、甘州後衞の建康城の條）

[35]ただし直接用いたのは、その影印版（臺北・文海出版社、1996）である。

『大明一統志』の不備を補ったというこの『讀史方輿紀要』には、建康郡の設置年次に關する情報は見出せない。さらに遡って宋代の樂史（930–1007）が編纂した『太平寰宇記』を參照すると、卷 152 隴右道三甘州廢に在るべき建康郡そのものの記載が見えないことに氣づく。「甘州廢」と在るように、當地は當時、宋の領域外であったから、關心も情報も缺いていても不思議はない。

したがってこのように整理してみれば、建康郡の設置年次を咸康元（335）年とする見解は、『一統志』や『甘肅通史』が引いていた原文未確認の『十六國春秋』によればということなろう。寇氏もこうした方志の情報は承知されているはずであるから、おそらくそれに基づいて、建康郡新設を 335 年とされたのであろう。建康郡新設の要になる論據である。提示して欲しかった論據資料である。したがって、もし建康郡の見える 335 年を遡るような新資料が出土すれば話は別であるが、原文未確認ながら『十六國春秋』によったという『甘肅通史』や『一統志』が明記する 335 年の可能性は、現時點では信賴度が最も高い、そう見なしてよかろう。したがって建康郡新設 335 年の可能性を、さらに檢討してみよう。

六、建康郡新設にふさわしい國際環境とは

それではなぜ、335 年の建康郡新設を信賴度が高いと見なせるのであろうか。それは、本論の冒頭に觸れたこと、張駿が新設した建康郡の名は、東晉の都・建康のそれを借用したに相違ないとする私見と深く相關するからである。つまり前涼と東晉の間に、東晉の都の名を借用可能な國際關係が生じていたという想定である。そこで前涼・張氏政權が、滅亡した西晉の紀年「建興」の奉用を續けながら東晉の都と同名の新郡を設置したその複雜な理を探ってみよう。

> 〔資 O〕初、建興中、敦煌計吏耿訪到長安、既而遇賊、不得反、奔漢中、因東渡江、以太興二年至京都、屢上書、以本州未知中興、宜遣大使、乞爲鄉導。時連有内難、許而未行。至是、始以訪守治書御史、拜駿鎭西大將軍、校尉、刺史、公如故、選西方人隴西賈陵等十二人配之。訪停梁州七年、以驛道不通、召還。訪以詔書付賈陵、託爲賈客。到長安、不敢進、以咸和八〔333〕年始達涼州。駿受詔、遣部曲督王豐等報謝、并遣陵歸。上疏稱臣、而不奉正朔、猶稱建興二十一年〔334〕。〔東晉・咸和〕九〔334〕年、復使訪隨豐齎印板進駿大將軍。自是每歲使命不絶[36]。（『晉書』卷 86 張駿傳）

[36]書き下し：「初め、建興中、敦煌の計吏・耿訪は、長安に到る。既して賊に遇い（西晉の滅亡）、

これによれば、前涼と東晉の關係は、東晉に難を避けていた前涼の敦煌計吏・耿訪の努力が實を結んで、咸和八〔333〕年、張駿を鎮西大將軍とする東晉の第三第皇帝・成帝（在位 325～342）の詔書が涼州に屆き、一擧に進展した。詔を受けた張駿は、部曲督の王豐らを建康に遣わして報謝し、上疏して臣を稱した。そして翌 334 年、成帝は、さらに張駿を大將軍に昇進させた。張駿は、これ以來毎歲、使命を絶やさなかったという。したがって東晉に臣を稱し大將軍を授與された張駿が、その臣稱の證、あるいは東晉との友好を記念して、東晉の都の名を取った新郡を設置したとしても不思議はなかろう。とすれば、それは 334 年前後のことであり、先に見た『十六國春秋』によればという限定付なから建康郡の設置を咸康元（335）年とした年次は、こうした歴史的狀況によく符合することとなる。

ただし留意しなくてはならないのは、先にも問題とした「臣を稱するも、正朔を奉ぜず、なお建興二十一年〔334〕と稱」する前涼・張駿政權の複雜な外交姿勢である。東晉に臣を稱しても、なおも滅亡した西晉の元號「建興」を捨てないで奉用し、東晉の元號を奉じないことは、東晉に臣を稱した以上それは矛盾であろう。しかし

> 〔資 P〕西域諸國獻汗血馬・火浣布・愒牛・孔雀・巨象及諸珍異二百餘品。……於是刑清國富、羣僚勸駿稱涼王、領秦・涼二州牧、置公卿百官、如魏武・晉文故事。駿曰「此非人臣所宜言也。敢有言此者，罪在不赦。」然境内皆稱之爲王[37]。（『晉書』卷 86 張駿傳）

とある『晉書』張駿傳の記載は無視し難い。張駿は、西域諸國の朝貢に象徴される國力の充實を背景に王號を稱すことを勸める羣僚に對してとった意外な態度である。秦・涼二州牧と見えることから、涼・河・沙三州を置いた 335 年の行區改編より以前のことなのであろう。これを彼自身の思慮のあるわきまえた外交的態

反えるをえず。漢中に奔りて、因りて東のかた江を渡り、太興二（319）年を以て京都（建康）に至る。しばしば上書して、「本州（涼州）の未だ中興（東晉・元帝）を知らざるを以て、宜しく大使を遣わせ。乞うらくは鄉導とならん」と。時に内難連りありて（王敦の亂）、許は未だ行われず。ここに至たりて、始めて〔耿〕訪を以て守・治書御史となし、駿を鎮西大將軍に拜す。校尉・刺史・公は故のごとし。西方人隴西の賈陵等十二人を選らびてこれに配す。〔耿〕訪は梁州に停まること七年、驛道の不通を以て、召還せらる。〔耿〕訪は詔書を以て賈陵に付し、託して賈客となる。長安に到るも、敢えて進まず。咸和八〔333〕年を以て、始めて涼州に達す。駿は詔を受く。部曲督王豐らを遣わして報謝し、并びに〔賈〕陵を遣わして歸らしむ。上疏して臣を稱するも、正朔を奉ぜず、なお建興二十一年〔334〕と稱す。〔東晉・咸和〕九〔334〕年、復た〔耿〕訪は豐等に隨いて使し印板を齎し、駿を大將軍に進める。これより毎歲使命絶えず。」

[37]書き下し：「西域諸國は、汗血馬・火浣布・愒牛・孔雀・巨象及び諸珍異二百餘品を獻ず。……ここにおいて刑は清く、國は富み、羣僚は駿に涼王、領秦・涼二州牧を稱し、公卿百官、魏武・晉文故事のごときを置くを勸む。駿曰く「これ人臣の宜しく言うべき處にあらざるなり。敢てこれを言うのあらば、罪は不赦に在り。」と。然れども境内は皆なこれを稱して王となす。」

度だと推察すれば、滅亡した西晉の建興紀年の奉用も、東晉に對する二心や背信行爲と輕々に見なすわけにはいかない。それは東晉に内密にしたり、また虚言を勞したものではなく、東晉もその現狀を承知せざるをえないような前涼の國内事情から出たものであろう。東晉への臣稱と東晉の紀年を奉じないことは通常は成り立ちえない矛盾ではあろうが、臣稱のグレードとして實體的に捉えるのはいかがであろうか。東晉の都の名を採用に當たって留意すべきことは、張駿が東晉の都に倣って前涼の都そのものの名を建康と變えたのではなく、また州名を建康と變えたのでもなく、涼州管下の一郡の名稱に採用したに過ぎないことである。つまり改稱對象のグレードは決して高くはない、數ある郡名の一郡の名稱に採用したに過ぎないのである。それは東晉への臣稱のグレードと比例しているのかも知れない。別稿にも觸れたように前涼政權のこうしたあり方は、漢人政權として内外の兩側面からも詳細に檢討する必要があり、それを待つこととしたいが、涼州・建康郡の新設は、それを解きほぐす絲口となるであろう。

おわりに

以上によって、張駿の行革と行區改編の年次と建康郡の設置に係わる檢討を終える。その結果は、張駿の行區改編をある年次を以て一時に完成されたと見なすべきではなく、最初期と完成期という段階的で幅のある見方がより實態に即しているという提案となった。その幅は、335 年から 345 年に至る 10 年間であり、前涼・張駿政權が、一國として自立性を高めていこうとする過程と竝行するものである。したがって「寇 335 年說」を最初期に、「司馬光 345 說」を完成期に對應させ、この 10 年間のプロセスのなかに位置付ければ、兩說ともに有效性は失ったことにはならない。ただし、完成期とみなした「司馬光 345 說」には、344 年とした唐說があることは承知しておくべきであるが。また建康郡の新設を 335 年に置きこれを行區改編と一致させる寇說も、當時の國際情勢と自立を指向する張駿政權のあり方と對應させれば、その根據を付與できたことになろう。

新出考古資料の深い恩惠に與りながら贅言を加えてしまったことは、心苦しい限りであるが、駱駝城遺址周邊から出土する十六國期の考古資料に、資料考證を越えて幾ばくかの歴史的視點を付與した、そう理解していただければ有り難い。「中國中世寫本研究班」の研究會における發表時（2013.11.25）、ご教示をいただいた。ここに記して感謝する。

（廣島大學大學院教育學研究科准教授）

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）19-29 頁

中國古代“死而復生”故事的類型與演變

王晶波

【摘要】中國古代的死而復生故事內容豐富，意義獨特。本文依據文獻的記載，全面梳理了古代死而復生故事發展演變的歷史脈絡，依據歷史階段與文化內涵的特點，首次將古代的死而復生故事劃分爲五種類型，依次分析各個類型的特點、內涵，並探討其中所體現之宗教信仰及人生觀念。

【關鍵詞】死而復生　鬼神信仰　冥間　地獄　生死觀念

生死是人生永恆的主題。從先秦到近代，形形色色的死而復生故事層出不窮，構成了中國文化史、小說史上一種不可漠視的現象，爲我們認識古代中國的生死觀念的演變，提供了獨特的視角。近年來，隨著思想文化研究的深入，這類記載逐漸引起學界關注，在論及冥府觀念、地獄信仰等問題時，常有人援引之以作證據。但一般的認識，總不脫“釋氏輔教書”或“鬼神迷信”的窠臼，而未能充分認識到其意義的豐富和復雜。本文結合傳世文獻、出土文獻和敦煌文獻的記載，全面梳理古代死而復生故事發展演變的歷史脈絡，依據歷史階段和文化內涵，將古代死而復生故事劃分爲五種類型，即：神話時代的死而復生想像、傳統巫術／道教影響下的死而復生故事、佛教影響下的死而復生故事、作爲社會批判武器的死而復生故事、藝術化的死而復生故事，分析各個類型的特點及內涵，並探討其中所體現之宗教及人生觀念。

一、生命的寄形與幻化——神話時代的死而復生故事

神話時代，人類仍處於蒙昧、半蒙昧的狀態，對所處的自然環境與人類自身均缺少客觀理性的認知，難以正確認識生活視野所觸及的種種現象與事物。借助于對自然事物的觀察和想像，尤其是日月的起落、盈虧和四季交替、草木榮枯，古代先民將人的生死也等同于自然生物的榮枯，想像人可以和植物一樣“死而復生”。中國歷史上最早的死而復生神話，應屬《山海經》中的兩條記錄。《大荒西經》：

有魚偏枯，名曰魚婦。顓頊死即復蘇。風道北來，天乃大水泉，蛇乃化爲魚，是爲魚婦。顓頊死即復蘇[1]。

袁珂云：“據經文之意，魚婦當即顓頊之所化。其所以稱爲‘魚婦’者，或以其因風起泉湧，蛇化爲魚之機，得魚與之合體而復蘇，半體仍爲人軀，半體已化爲魚，故稱‘魚婦’也。后稷死復蘇，亦稱‘其半魚在其間’，知古固有此類奇聞異說流播民間也。”

另外，《山海經・海外北經》還有一個“無脊國”的傳說：

無脊之國，在長股東，爲人無脊[2]。

郭璞注：“其人穴居，食土，無男女，死即埋之，其心不朽，死百廿歲乃復活。”袁柯認爲，無脊之“脊”，“當從《廣雅》作無啟，無繼也，正高誘注《淮南子》所謂‘其人蓋無嗣也’之義。無嗣而有國，當因其人能如郭注所云‘死百廿歲乃復更生’”[3]。

這兩條記載雖然簡略，但其中涉及的一切卻都與原始人的靈魂信仰有關。文化人類學家指出：“原始人最初對有生物和無生物是不加區別的”，弗雷澤認爲，“在原始人的觀念中，靈魂還有一個特性，即它可以移居到另外一個軀體內，也可以寄附在其他動物、植物乃至無生物身上。靈魂寄附不僅是可能的，有時甚至是必需的，這樣才能夠使它免遭不測”[4]。丁山說：“顓頊死即復蘇的神話，蓋即象徵草木冬枯春生，昆蟲冬蟄春蠕的寓言”[5]，的確指出了這些故事的真相，而說到底，這一切也都是原始先民求生拒死本能意識的一種表現。

《山海經》之後，典籍對於這類傳說也還有一些記載，如：《淮南子・墜形訓》的“后稷壟在建木西，其人死復蘇，其半魚在其間”[6]；唐段成式《酉陽雜俎》的“無啟民，居穴食土，其人死，其心不朽，埋之，百年化爲人。錄民，膝不朽，埋之，百二十年化爲人。細民，肝不朽，埋之，八年化爲人”等[7]。顯然都是上述《山海經》神話的異文或擴展。前一則中，借魚體死而復生的神話人物從顓頊變成了后稷；後一則對《山海經》及郭璞注中關於“無脊國”的記載作了更詳細的解說。按這裡的說法，能做到死而復生的已不單是某個個體，而且也是某個特定的部族。這不禁使我們想起明代小說《西遊記》中憑著喝子母泉的泉水就可以生育的女兒國一類的故事，以及清人李汝珍的小說《鏡花緣》中的那個“無繼國”。雖然兩者都已是“小說家言”，

[1]袁軻《山海經校注》，上海古籍出版社 1980 年，第 416 頁。
[2]袁軻《山海經校注》，第 229 頁。
[3]袁珂《山海經校注》，第 230 頁。
[4]劉魁立《金枝・中譯本序》，新世紀出版社 2006 年。
[5]丁山，《顓頊與祝融》，《中國古代宗教與神話考》，上海世紀出版股份有限公司上海書店出版社 2011 年，第 330 頁。
[6]《淮南子》卷 4，中華書局 1954 年，第 64 頁。
[7]段成式《酉陽雜俎》卷 4《境異》篇，中華書局 1981 年，第 44 頁。

有明顯的虛構之跡，不再具有原始神話的樸素，但也足以讓我們看出，這種原始的神話的流傳，不但有久遠的歷史，而且也有撚多的變異形態。

雖然見諸文字的記錄比較少，但這種萬物有靈並且靈魂可與人體分離的觀念，以及一種由觀察植物的生死榮枯、月亮的盈虧得來的生命循環觀念，在原始先民的思想中卻是旋遍存在著的。其實，如果不拘於典籍，而從更廣闊的文化視野來看的話，我們也不難發現，就民間傳說、民間信仰的角度來說，類似的故事，其實還有更新穎、更生動、影響更大的形態：漢樂府《孔雀東南飛》的末尾，焦仲卿和劉蘭芝化爲鴛鴦；韓憑夫婦死後化爲鴛鴦；梁祝故事中的一對情人化作蝴蝶；雖然都是藝術的創造，但同時也都有這種原始信仰的基礎。

值得注意的還有，這類神話發展到後來，往往都會與後面我們要說到的早期巫術結合在一起，而演變成某種神仙長生不死的傳說。如《搜神記》、《博物志》等書均有記載的高陽氏傳說：“昔高陽氏，有同產而爲夫婦，帝放之於忼峒之野，相抱而死。神鳥以不死草覆之，七年，男女同體而生，二頭，四手足，是爲蒙雙氏”[8]。其中的“不死草”說法，就明顯地點明了它與這類更原始的死而復生神話的聯繫。

二、從死而復生到起死回生：巫術／道教影響下的復生故事

走出蒙昧時代之後，先民對事物與生死的認識較前有了很大變化。隨著原始信仰向巫術、宗教的演變，人們開始相信，決定著人的生死的，不單是難測的天命，更有鬼神的意志和人的作爲。通過祭祀、禱祝、厭禳、占卜等儀式和方術，人不但可以預知吉凶，而且可以取悅鬼神、改變命運。死而復生故事，於焉生出新的內容，鬼神信仰開始成爲這類故事的中心。

在西晉初年汲冢出土的戰國《古文周書》中，有這樣一段故事：

> 周穆王姜后，晝寢而孕，越姬嬖，竊而育之，斃以玄鳥二七，塗以彘血，置諸姜后，遽以告王。王恐，發書而占之，……居三月，越姬死，七日而復，言其情曰：“先君怒予甚，曰：‘爾夷隸也，胡竊君之子，不歸母氏？將置而大戮……。’”[9]

這大概是中國歷史上最早出現的“狸抵換太子”故事。故事的要點，是說周穆王姜后生了一個王子，卻被得寵的越姬推去養育，而弄了“塗以彘血”的玄鳥來栽誣姜后。穆王因恐懼而占卜，史官解說的占辭用隱語含蓄地暗示了真相，但仍不爲穆

[8]干寶《搜神記》卷 14，中華書局年 1979 年，第 168 頁；張華撰，范寧校證，《博物志校證》卷 2，中華書局年 1980 年，第 23 頁。

[9]西晉初年汲冢出土文獻的大部分已亡佚不存，這則記載由於唐李善註釋《文選・思玄賦》時的引用而保存下來（《文選》卷 15，中華書局 1977 年，第 215 頁）。

王所瞭解。過了三個月，越姬突然死去，但在七天后又復活過來，開始向人講述事情的原委，同時說到自己在冥中受先王的斥責的情形。它的最可注意之處，除了某些倫理性的內容，還在敘述越姬的死而復生的同時，開始透露出“另一個世界”的信息。死後的世界與生前的世界密切相關，不論生死，最重要的都是合乎倫理的人間正義。就敘事看，故事的基礎雖是宮廷鬥爭，但真正的重心卻在越姬的死而復生及其所講述的一切。而這同時證明的，還有卜筮的靈驗。

類似的故事，還有近年甘肅天水放馬灘出土秦簡中的《墓主記》[10]。據學者考證，這則寫成于秦昭襄王 38 年（前 269 年）的佚聞，要算是中國歷史上最早的“志怪故事”[11]。故事講一個叫丹的人因傷人而畏罪自殺，葬埋三年後又死而復生。而之所以能如此，主要的原因就在於他的長官認爲他罪不當死，而向司命使公孫強禱告。司命使派人將他從墓中掘出，又帶往北地，直到四年後完全復活。復生後的丹，同樣向人講述了一些有關鬼神和祭祀的事，如祭墓者不得在墓旁嘔吐等等。

這個故事的敘述，採用的是地方官吏向禦史報告的形式，故事的主體部分是丹的死而復生經歷，但講述的意圖，則在用死而復生的形式，傳播鬼神迷信信仰，宣傳祭祀禮儀。不難推測，它的作者，應該正是師、史、卜一類的人物。李學勤說丹或許是想借此從事巫覡一類的職業的揣猜，的確有一定道理。

顯而然，這類故事的出現，是以鬼神祭祀的流行爲背景的。而這也正是它不同於前面的原始信仰的地方。故事中對死後世界的具體情形，雖然還沒有多少清晰的描述，但其中透露的一些信息，如生死有定數，如果定數不到，死了依舊可以復活一類，卻的確奠定了後世死生信仰的基礎。這個傳說的另一值得注意之處，還有它具體地提到一個掌管生死的“司命使”公孫強的名字[12]。

到漢代以後，類似記載越來越多。儘管史書的記載仍然比較簡略[13]，但從其他一些文獻的記載，以及大量的墓葬考古發現，如長沙馬王堆出土的漢墓帛畫、告地策[14]，湖北江陵鳳凰山漢墓告地策等[15]，我們可以清楚地知道當時有關死後世界的想像的豐富性和旋遍性[16]。許多在史書中有簡略記述的故事，在民間傳說中則要復雜得多。譬如漢末李娥復生故事，在《後漢志》裡寥寥數行，而到干寶筆下，不但包含了繁復的情節，敘述的方式也雙線偕行。主線講李娥的死而復生，副線講亡魂劉伯文在冥中

[10]何雙全最早定名爲《墓主記》。《天水放馬灘秦簡綜述》，《文物》1989 年第 2 期。

[11]李學勤《放馬灘秦簡中的誌怪故事》，《文物》1990 年第 4 期。

[12]同屬戰國末期的屈原、宋玉的作品中，提到掌管生死的少司命、大司命，也提到幽都、土伯，但沒有出現“公孫強”這個名字。

[13]《漢書・五行志》和《後漢書・五行志》中都有死而復生的記載，內容非常簡略。

[14]湖南省博物館、中國科學院考古所，《長沙馬王堆二、三號漢墓發掘簡報》，《文物》1974 年第 7 期。

[15]《湖北江陵鳳凰山一六八號漢墓發掘簡報》，《文物》1975 年第 9 期。

[16]可參余英時《東漢生死觀》（上海古籍出版社 2005 年）、巫鴻《黃泉下的美術：宏觀中國古代墓葬》（三聯書店 2010 年）等書中的有關論述。

托揿給兒子怫信、約見子孫、贈藥避疫。死後的世界形象也較前更爲清晰：其中不但有城市、巷陌，也有官府、吏、奴，更重要的是，也一樣地重視人間的親情倫理。而來自鬼神的消息除了可由“死而復生”者轉達外，還可由費長房一類的方士傳遞[17]。

在更多的故事中，其主人公往往伴隨著死而復生的奇異經歷，或知曉鬼神旨意，或得到一些原本沒有的神奇本領，如驅使社公、妙解占候、預知未來等[18]。這類故事除了講述復生者所見所聞，還要花一些功夫說明故事的來源，突出巫術通靈的神異。

從先秦到魏晉，死而復生故事涉及死後經歷的敘述總體上還比較簡略，亡者所至之處，或在天上，或在幽冥，或在太山；掌管生死之神稱爲司命，或稱府君。死後世界多以人間爲藍本[19]，也講人情，也有請托、賄賂，也有枉法誤判。但還沒有佛教地獄中那種因果報應和懲罰酷刑。方士巫師的法術、異能才是表現的重心。據此，或可以推測，這些故事的編造、傳播者，大約正是巫史卜祝一類的人物。死而復生是一種非常的經歷，是旋通人所不能體驗的一種奇跡。通過死而復生經歷的惘染，故事的講述者很方便地成爲鬼神信息的傳達者或鬼神代言人，並借此在民撚當中獲得某種權力、威信與地位[20]。

魏晉以後，有關故事進一步發展，並逐漸與道教的驅使鬼神、呼風喚雨、符籙厭劾等法術的宣揚結合起來，死而復生故事，成了證明方士如何通神，宣揚道教信仰的工具。如流傳很廣的東晉道士吳猛救活干寶之兄干慶的故事：

> 吳真君名猛……時武甯縣令干慶死，三日未殯，猛往哭之，因云：“令長固未合死，今吾爲上天訟之。”猛遂臥慶屍旁，數日俱還。時方盛暑，屍柩壞爛，其魂惡，不欲復入，猛強排之，乃復重蘇[21]。

這個故事的不同以往之處，主要在於，死者的經歷等變得異常簡略，對死後世界的描寫興趣明顯降低，故事的主角也由復生者變成了往來陰陽的術士；敘事也不再只是“死亡—復生—講述”模式的重復演繹。死而復生的故事開始向起死回生的方向演變。

到唐代以後，這類由道士驅使鬼神、起死回生的故事變得越來越常見。道士、仙師憑藉符咒、法力與鬼神相鬥，迫使冥神放回死者，漸漸成爲這類故事新的突出之點。葉法善、明崇儼、仇嘉福、葉淨能、邢和璞，但凡是當時有名的道士，大都有書符救助被嶽神或冥神攝去的婦女的傳說[22]。他們的能力早已遠遠超過了以前的巫師、

[17] 干寶撰，汪紹楹校點，《搜神記》卷 15，中華書局 1979 年，第 180–182 頁。

[18] 如《搜神記》卷 15 所記的賀愬、戴洋、柳榮、史楙，敦煌本句道興《搜神記》（王重民、王慶菽等校錄，《敦煌變文集》卷 8，中華書局 1957 年）的劉安等條，均是如此。

[19] 余英時《東漢生死觀》，上海古籍出版社 2005 年，第 93 頁。

[20] 有關論述，詳參王晶波《敦煌文學中的死而復生故事及其內涵》，《甘肅社會科學》2009 年第 2 期。

[21] 《太平廣記》卷 14 引《十二真君傳》（中華書局 1961 年）。此故事還見於《搜神記》、《幽明錄》、《文選集注》等書，所載詳略不一。

[22] 《集異記》、《廣異記》、《逸史》、《紀聞》及敦煌話本《葉淨能詩》等書中均有此類記載。

術士，而有點接近於早期傳說中的那個“司命”了。早期故事中的死者往往都因誤拘、誤錄入冥，他們的復生還陽，一般表現爲對陰司天曹錯誤的糾正，到《廣異記》“仇嘉福”條下所記的兩個故事，情況變成了兩個入冥者只是因爲天命的安排而突然死去，故事著重表現的，是道士如何運用道教法術救回死者，是對這種天命秩序的戰勝和更改。驅使鬼神，主宰命運，成爲這些道術之士的新雄心。敦煌本《葉淨能詩》惘染術士葉淨能的法術云：“推五嶽即須臾，喝太陽、海水時向逆流，通幽洞微，制約宇宙……上應天門，下通地理，天下鬼神，盡被淨能招將，神祇無有不伏驅使。令神人鬼魅驅馳，無不遂心，要呼便呼，須使便使”[23]。死而復生故事已不再被用來證明術士神通的來歷，而更被用於證明他們能夠起死回生，支配鬼神的神奇法力[24]。

三、果報與救贖：佛教影響下的復生故事

佛教的傳入，極大地改變了中國人的生死觀念，也帶來了更多有關死後世界的傳說與鬼神的故事。佛教因果報應、六道輪回的宣揚，讓人們對死後世界的想像達到了前所未有的細緻與豐富。從南北朝開始，佛教影響下的死而復生故事大量出現，構成了中國古代死而復生故事中數量最多、影響最大的一個類型。

較早利用死而復生故事宣傳佛教地獄想像及果報輪回觀念的，有劉義慶《幽明錄》中的十餘則記載（趙泰、舒禮、康阿得、石長和等）。其中的趙泰一則，講趙泰死後十日復蘇，自述被帶入地獄，見到府君及冥吏勘問生前善惡，以其未曾作惡，被遣作水官監作、水官都督，案行地獄，見到包括他的父母、弟弟在內的許多身受刀山劍樹之苦的人；又見到有人因家人焚香轉經而得解脫罪過，以及佛在開光大舍中救度撚人出地獄的種種情形。最後因其“餘算”尚有三十年，終被遣還陽世。他的一家也因此而虔心奉佛[25]。敘事的意圖，顯然在突出地獄的報應嚴謹不爽和奉佛念經的救贖效應。與之類似的，還有舒禮的故事。故事講這個人因巫師的身分，“事三萬六千神，爲人解除祠祀，或殺牛犢豬羊雞鴨”，入冥後被判“佞神殺生，其罪應上熱熬”，接著便著重描繪他身受酷刑的情形：“見一物牛頭人身，捉鐵叉，叉禮著熬上，宛轉身體焦爛，求死不得。已經一宿二日，備極冤楚。”最後又因尚餘八年壽命，故在接受了“勿復殺生淫祀”告誡後放歸復生。而復生後的他也“遂不復作巫師”[26]。比之前面的警誡勸善，後一則主要通過懲罰報應來表達作者的意圖，而其敦促人信奉佛教的意味也更加分明。這種以親身經歷爲警示的死而復生故事，對於佛教宣傳

[23]S.6836 號。錄文參《敦煌變文集》，王慶菽校錄，人民文學出版社 1984 年，第 216 頁。

[24]有關論述，可參筆者《敦煌文學中的死而復生故事及其內涵》一文，《甘肅社會科學》2009 年 2 期。

[25]魯迅輯《古小說鉤沉》，齊魯書社 1997 年，第 198–201 頁。

[26]魯迅《古小說鉤沉》，第 161 頁。

有著非常有力的作用。

此後，南北朝隋唐時期的小說中出現了大量有關死而復生的描寫，但大要皆不脫這樣的佛教勸誡宗旨[27]，對地獄陰慘景象的描繪及對果報因緣的解說，是故事敘述的主要內容，其重心大都在突出主人公的地獄見聞、經歷。入冥者大都由冥吏引領，或游觀地獄諸象，或親身體驗酷刑，並藉以瞭解地獄的公正、恐怖、報應不爽。同時也向人們指出奉佛誦經、虔信修行的救贖法門。

而唐代以後的這類故事，敘事重心從對地獄景象的惘染，更轉向對超度與救贖途徑的尋覓。與南北朝時期的同類故事相比，這些故事突出的往往是入冥者面對地獄審判時的辯解，和審判者主動指點懺悔滅罪的法門——寫造經像、發願行善、出錢贖罪——的描寫。比如《廣異記》載江陵尉薛濤於開元中因多殺動物而死，在地獄中便辯解說自己是因公務而不得不殺，判官因之也就只命其悔謝並發願寫造經像幫助被殺者脫離罪業，然而便輕輕將其放回[28]。敦煌本《懺悔滅罪金光明經冥報記》、《黃仕強傳》等佛教靈驗故事，講述主人公死而復生經歷的同時，主要突出的也是指給那些入冥者懺悔贖罪的路徑。早先佛教宣傳的無可逃避的報應，到這時有了變通的餘地，罪業可以用功德贖救，果報也因之變得有了一定的彈性。這一切，不但對中國人性格心理、善惡觀念產生了深刻的影響，而且也爲死而復生故事進一步的發展預留了新的空間。

四、反映與批判：世俗倫理觀念下的復生故事

無論是中國傳統信仰所講的地府，還是佛教宣傳的地獄，都是人的想像的產物，因而也擺脫不了人間生活的影響。那些死而復生者，在講述他們的故事時，往往也會將現實社會的種種情形自覺不自覺地投射到神秘的死後世界。因而，在許多故事裡，不但現實世界中的社會倫理關係在死後的世界中一仍其舊，原有的血緣、親族、同僚、鄰里、熟人等關係統統未變，就是圍繞這些關係所產生的心理情感、交往方式也很少真正的更動。地獄是公正的，然而，這裡同樣有誤拘，有徇私，有枉法，有貪污，有索賄受賄……。從前面的引證可以看出，打很早的時候起，我們就從死而復生者那裡知道了誤拘，知道了糾錯，知道了親情倫理的永恆意義，但這一切在最初，還都不是敘事的要點。到南北朝以後，事情變得越來越明朗。許多故事在記述主人公的死而復生經歷時，也都開始順帶著揭露存在於地府中的請托、賄賂，輕忽草率、草菅人命等腐敗內容。南朝劉敬叔《異苑》載章泛故事，即寫死去數日的章泛不但

[27]《冥祥記》、《冥報記》、《廣異記》《河東記》、《酉陽雜俎》等書，以及佛教的靈驗記、感應記、寺塔記等類作品，多載此類故事。著名者如《冥祥記》之程道惠、慧達、阮稚宗諸條。

[28]《太平廣記》卷 381 引《廣異記》。

因“天曹主是其外兄”被放歸還陽，同時還應一位少女請托，爲揿行賄求情，二人同得復活[29]。敦煌本句道興《搜神記》載李信命盡，被拘入冥間後以老母年高孤獨，乞求放歸養母，閻羅王便真的放其還生[30]；《幽明錄》載一王姓人暴死後，在冥中流涕哀憐自己的兩個孤兒，感動了冥官，特延其三十年壽命養育幼兒。現實中的人情在陰間照樣有效，人世間奉行的倫理道德在鬼神世界也得到尊重與認可，現實生命的結束，並不能斬斷人所實際負有的義務與責任，這樣的描寫，顯然比一般的說教更能打動人，也更具有藝術的意味。

如果說早期死而復生故事中的這類內容主要是模仿與反映現實，並將社會的道德倫理觀念投映到冥間，批判意圖還不是特別明顯的話，那麼，到唐代以後，這類借地獄影射社會，揭露、批判黑暗現實的故事則顯得更加自覺。《玄怪錄》載吳全素被誤拘入冥，經核對尚餘三年壽命，判官卻說“人世三年，才如瞬息，且無榮祿，何必卻回！既去即來，徒煩案牘”，非但有錯不糾，反而強詞奪理，完全是一些強橫官吏的寫照[31]；《河東記》講辛察“忽患頭痛而絶”，繼而有鬼吏對他說：“君未合去，但致錢二千緡，便當相舍”，辛察照辦，並且找了一個拉攏的車子將錢送到城外，竟然真的得以還魂[32]。這類故事中最爲突出者，當然是敦煌保存的唐代寫本《唐太宗入冥記》。

這個故事講唐太宗因建成、元吉的申訴，被招入地獄。儘管他“殺兄弟于前殿，囚慈父于後宮”，且“命祿已盡”，但作爲手握生殺予奪大權的大唐天子，便有利用權力與人情爲自己謀取還生與延年的機會；故事講，入冥時的他，預先帶有一封李淳風的請托信，而審理此案的判官崔子玉，也只是暫時入冥協助審案的一個人間小官，於是一出在人間權利支配下的行賄受賄交易醜劇[33]，便在冥間隆重上演。太宗“大開口”，賜崔子玉高官厚祿，子玉則利用手中權力，勾改文簿，爲太宗添注十年命祿。從歷史看，這的確是在特定時期產生的一部醜化太宗君臣形象的通俗作品，是現實政治鬥爭的產物[34]。但其將矛頭直接指向最高統治者，並借地獄影射官場，深刻揭露現實社會黑暗與捂捺的社會批判精神，卻具有遠超其具體內涵的藝術意義。

與之相類的，還有《廣異記》記載的一位六合縣丞故事。故事的主人公唐開元中因殺羊暴卒入冥，卻因判官是他曾經的上司，被判無罪放回。途中遇一美麗女子托他說情，並許諾送錢一千貫、還生後爲姬妾，他於是又回去央求判官，“判官謂丞曰：‘千貫我得二百貫，我子得二百貫。餘六百貫屬君。’因爲書示之。判官云：‘我

[29]《太平廣記》卷386引《異苑》。

[30]句道興《搜神記》，《敦煌變文集》卷8，王慶菽校錄，中華書局1957年，第865–900頁。

[31]牛僧儒《玄怪錄》卷2，《玄怪錄・續玄怪錄》，程毅中校點，中華書局1982年，第153頁。

[32]《太平廣記》卷385引《河東記》。

[33]《唐太宗入冥記》，S.2630號，錄文參《敦煌變文集》卷2，王慶菽校錄，第209–215頁。

[34]蕭登福《敦煌寫卷<唐太宗入冥記>之撰寫年代及其影響》(上、下)《中華文化復興月刊》1985年5、6期；卞孝萱《唐太宗入冥記與玄武門之變》，《敦煌學輯刊》2000年2期。

二百可爲功德。’”就這樣，不但女子被如願放還，貪美色羈留揿的冥吏也被責打了二十大板[35]。故事中的鬼卒冥吏，不但貪財，而且貪色；而那位入冥的小吏，死入地獄還不忘順便撈上一把。故事的辛辣生動，決非沒有真實的官場生活經驗者所能寫出。

事實上，明清以後的這類故事，很多都不再以宣揚佛教爲目的，借死而復生故事表達對現實的批判，對官府的揭露成爲新的主題。瞿佑《剪燈新話》中的《令狐生冥夢錄》寫一位貪婪兇惡的烏老因家人大作佛事多焚紙錢，討得冥官歡喜，得以死而復生。有令狐生聽說此事後，做詩譴責冥吏貪贓枉法，自己反倒被招入了地獄。雖然最後的結果，經過據理力辯，他終於得以還生，烏老也再度死去。但這一過程本身，所揭示的現實黑暗，仍是發人深省的。“一陌金錢便返魂，公私隨處可通門！ 鬼神有德開生路，日月無光照覆盆。貧者何緣蒙佛力？ 富者容易受天恩。早知善惡都無報，多積黃金遺子孫！”“貧者入獄而受殃。富者轉經而免罪。惟取傷弓之鳥，每漏吞舟之魚。”令狐生的這幾段詩文，借批判地獄，直指人間的黑暗與不公，同時也有力地揭示了佛教地獄救贖說的內在矛盾。故事對出家人也毫不客氣：“此徒在世，不耕而食，不織而衣，而乃不守戒律，貪淫茹葷，故令化爲異類，出力以報人耳”[36]。的確堪稱同類作品中的佳作。

不過，這類故事中最爲優秀的作品，卻還是《聊齋志異》中的《席方平》一篇。席方平之父因與富人羊氏有矛盾，死後遭到收受羊氏賄賂的冥吏的嚴刑拷打，席方平徑赴地獄爲父鳴冤，冥官層層貪賄，遞相回護，在地獄他不但未能爲父親伸冤，自己反而也備受酷刑，直至被強迫投胎轉生爲嬰兒，魂魄復入冥界，向灌口二郎神投訴，最終使積冤昭雪，父子還陽。故事中已完全不見宗教說教，地獄不再是佛教標稱的公正清明之所，而是比人間更加黑暗污濁百倍的衙門。到這樣的故事，死而復生早已不是真正的主題，而只是展開故事的一種載體。至此，古老而多義的死而復生故事，終於完成了向一種更有價值的藝術形式的過渡。

五、戰勝死亡的生命意志與力量：藝術化的死而復生故事

中國古代的復生故事，愈到後來篇幅愈爲宏大，內涵愈趨繁復，故事的藝術化色彩也越來越明顯。作者往往借助死而復生的奇異經歷，讓故事的主人公超越陰陽阻隔的兩重世界，或用作對偉大愛情的禮贊，或藉以表現個體意志的堅強，或以特殊的一種幽默消解死亡的恐懼，或純粹借之展示作者的奇思妙想和絢爛文筆。雖然故事中仍不可避免地留有一些宗教或信仰因素，但其根本意義，都已今非昔比。

這類故事的萌芽，最早亦可追溯至漢末魏晉時期，例如爲人所熟知的《孔雀東

[35]《太平廣記》卷 381 引《廣異記》。
[36]瞿佑《剪燈新話》卷 2，上海古籍出版社 1981 年，第 34–36 頁。

南飛》和《搜神記》“韓憑妻”故事，其奇異的結尾都頗有精誠感天的意味，詩文中連理的大樹和交頸的鴛鴦，明確暗示著情侶生命的幻化，但卻已非原始信仰中的東西。其後，《搜神記》中的一些記載，如“王道平”、“河間郡男女”等，也都講述一對青年男女傾心相愛，因男子外出多年不歸，女子被迫嫁人後悒鬱而亡，到男子歸來後前去弔祭，女子復活，兩人最終結爲夫婦的情節。故事的意涵也已都不再是通過死而復生傳達另一世界的信息或警誡世人，而是借一種特別的形式，表現男女愛情的偉大力量。這一點，就連《搜神記》的作者，也看得很分明：“實謂精誠貫於天地，而獲感應如此”[37]。這類故事發展到後來，內容變得越來越豐富，情節也變得越來越動人。比如劉義慶《幽明錄》中的“賣胡粉女子”，寫一位富家兒因癡愛一位賣胡粉的女子，與女子幽會時“歡踴遂死”，女子撫屍慟哭後，便“豁然更生”，大起大落的情節，頗有點悲喜劇的味道。而這一切，也都爲一個更加動人的故事的出現，鋪設了道路。

湯顯祖《杜丹亭》中的杜麗娘死而復生故事，在中國差不多是盡人皆知的，具體的情節無須細述。要說的只是，它實在是這類故事中最有代表性的一個。如所周知，杜麗娘故事承載著的，不僅是作者一種以“情”爲根基的偉大人生哲學，而且也是一種從《紅樓夢》的林黛玉到今天無數的多情青年所認可的近代人生精神。

> 天下女子有情，甯有如杜麗娘者乎！夢其人即病，病即邇連，至手畫形容，傳於世而後死。死三年矣，復能溟莫中求得其所夢者而生。如麗娘者，乃可謂有情人耳。情不知其所，一往而深。生者可以死，死可以生。生而不可與死，死而不可復生者，皆非情之至也[38]。

這段話將古代復生故事如何從種種說教的敘事轉變爲寄情載體的邏輯，揭示得相當清楚。死而復生在這裡，其實已有一種明顯的寓言性質。故事的產生，也已完全從民間傳說的轉述、記錄演變爲純粹的文人創作。

同屬這一類型而又意義不同的經典故事，還有《西遊記》中的孫悟空逼改生死簿一段。這個故事的情節同樣盡人皆知：猴王孫悟空的陽壽已盡，地府差鬼卒在夢中來勾取他的魂魄，不料卻被他打死鬼使，並執金箍棒直打入森羅殿，嚇得十代冥王膽戰心驚，拿出生死簿子讓悟空親自檢閱，他“把猴屬之類，但有名者，一概勾之”，然後“捽下簿子”，聲稱“了帳！了帳！今番不伏你管了！”“一路棒，打出幽冥界”。這真可以說是古往今來所有死而復生故事中最痛快淋漓的一個，完全顛覆了數千年來的宿命觀念，徹底宣告了人憑藉個體力量戰勝死亡的堅定信心。表面上看與道士喝令鬼神、起死回生的做法很有些相似，但與前者憑藉法力的誣妄誇大不同，

[37]《搜神記》卷 15“王道平”條，中華書局 1979 年，第 178–179 頁。
[38]湯顯祖《杜丹亭・作者題詞》，人民文學出版社 1963 年。

作爲藝術形象的孫悟空的反抗，突出表現的是一種人類反抗宿命的信心與力量，這種不依恃某種外在法術或權威，而單憑個體精神自由和堅定意志所實現的追求，不但突破了前代所有死而復生故事的宗教、倫理羈絆，而且遊戲味十足，兒童心性突出，完全藝術化了，更能給人一種奮發向上、自勵自強的精神力量。歷經數千年發展的中國古代死而復生故事，至此終於開出了另一搯絢爛的精神奇葩。

以上所論的五種故事類型，除第一種以外，其餘四種在時間上都互有重合，但就發展演變的興盛期而言，還是可以約略區分出先後的，比如巫術/道教影響下的死而復生故事，以魏晉至隋唐時期最爲興盛；受佛教影響的故事，南北朝至唐宋流行最廣，影響亦大；世俗倫理觀念下的復生故事，在唐和明清時都有上乘作品出現；而藝術化的死而復生故事，則在明清時期達到最高水準。

中國古代的死而復生故事，從神話時代開始產生直到今日，綿延不絕數千載，以一種特殊的方式表現著人們對於生活與生命的深刻思考，其所創造的各種境界，從不同方面影響著人們的生活、信仰和行爲，並促生出種種不同的藝術產物，綜合地考察這一切，不但對於我們瞭解古人的宗教信仰、倫理觀念、行爲方式有著不可或缺的意義，而且對我們瞭解很多藝術形象的構成、演變，也提供了重要的材料和視角。

（作者爲蘭州大學敦煌學研究所教授）

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）31-45 頁

二月八日の出家踰城と敦煌の法會、唱導*

荒見泰史

はじめに

二月八日は、古來四月八日と並んで釋迦牟尼世尊の誕生した日とされてきた。例えば『過去現在因果經』巻第一[1]、『佛本行集經』巻第七[2]等にはその日にちの記載とともに釋迦牟尼誕生時のいわゆる「王宮誕質」の情景が描かれていることは良く知られている。

しかし、いつの頃からか佛誕を祝う灌頂會は四月八日に定着するようになる。その流れの詳細については確かなことはわからないが、西晉沙門釋法炬譯『佛說灌洗佛形像經』には四月八日を佛誕の日として以下のように言っている[3]。

> 佛言：“所以用四月八日者，以春夏之際，殃罪悉畢，萬物旋生，毒氣未行，不寒不熱，時氣和適。正是佛生之日。諸善男子善女人，於佛滅後，當至心念佛，無量功德之力，浴佛形像如佛在時。得福無量，不可稱數。”
> （下線は筆者による。以下同じ。）

「浴佛形像」の作法をともなう佛誕の法會を說明するくだりで、氣候的に良いことを述べる點は、そのとりおこなう季節として適していることを言っているようにもとれる。

いずれにしても、日本においても佛誕を祝う灌頂會は 8 世紀奈良時代までにはすでに四月八日に定着し[4]、二月八日はと言えば灌頂會ばかりかほかの行事が執り行われることすらもなくなっていたようである。今日においては二月八日に何ら

---

*本稿は日本學術振興會科學研究費補助金「敦煌文獻中にみられる唱導資料の綜合的研究」（基盤研究 B、研究代表者：荒見泰史）の成果のうちの一部である。

[1]『大正新修大蔵經』第 3 巻、625a、629a。

[2]『大正新修大蔵經』第 3 巻、686a。

[3]『大正新修大蔵經』第 16 巻、796c。

[4]『續日本後記』巻第九、『日本紀略』前篇第十五などには、仁明天皇承和七年四月八日に律師静道が始めて清涼殿において灌佛を修したことを記している。

かの法會が開かれることも稀で、各寺院で個別に行われるものを除けばこの日の法會はあまり一般的ではないと言ってよい。

しかし、この二月八日は、10 世紀ころまでの敦煌において、四大齋日の一とされ、盛んに佛事が行われていた。

たとえば以下の S.2567『(擬) 齋日曆』には以下のようにある[5]。

1. 大乗四齋日：二月八日、四月八日、正月八日、七月十五日。
2. 三長齋月：正月、五月、十月。六齋日：八日、十四日、十五日、
3. 廿三日、廿九日、卅日。……

……

これらの日に行われるそれぞれの法會の名目はここには一一記されないが、8 世紀ころの成立とみられる法會の願文などに用いられる美辭麗句を集めた文範集『齋琬文』の記載によってそれらを知ることができる。

36. ……《王宮誕質》四月八日　斯乃氣移璇律，景絢朱躔；祥風蕩吹于
37. 金園，瑞日融輝於寶樹。蓂舒八葉，搖翠影於周霄；桂寫半輪，掩浮光
38. 於魯夕。池花含秀，十方開捧步之蓮；天雨流芳，九龍灑濯襟之液。
39. 恆星落耀，珮日揚輝；味甘露以凝滋，蓋鮮雲而颺影。黃鶯囀樹，爭吟
40. 聖喜之歌；素蝶縈空，競引蓬山之舞。毛翔（翎）羽族，總百億而同瞻；
41. 神境天宮，亘三千而率奉。《逾城出家》二月八日　斯乃韶年花媚，仲景序
42. 芳春；皇儲拔翠之辰，帝子遺榮之日。于是璇枝逗影，乘月路以霄
43. 征；琼萼馳襟，躡星衢而夕照，税金輪于寶柱，騰王馬於珠城；韶
44. 光絢而天際明，和風泛而霞莊淨。龍駒駕迴，將淑氣而同飛；鶴蓋
45. 浮空，共仙雲而并曳。遂使九重哀怨，警睿軫於丹墀，萬品懷惶；
46. 捕神踪於鹿野。于時妙花擎日，清梵携風；浮寶蓋於雲心，颺珠幡
47. 於霞腹。幢撥天而亘道，香翳景［以］駢空；緇俗遐邇而星奔，士女川原
48. 而霧集。同歸聖景，望披塵外之踪；共属良辰，廣樹檀那之業。
49. 於是供陳百味，座拂千花；投寶地以翹誠，叩金原而瀝想。

……

P.2940『齋琬文一卷并序』

8 世紀ころとされる『齋琬文』の記載によれば、上の様に四月八日「王宮誕質」、二月八日「踰城出家」のほか、正月十五日を「轉妙法輪」、二月十五日を「現歸寂

[5]P.3795 にも同様の記載が殘されている。ただ「大乗四齋日：二月八日、朔月八日、四月八日、七月十五日」のようにして配列順序を變えている點と、正月を「朔月」としている點に違いがみられる。

滅」として四齋日の願文の範例をあげており、先の 9、10 世紀敦煌の「大乗四齋日」とは若干違ってはいる。この點については別稿に改めて論じる預定であるが、概ね 9、10 世紀の齋會の變化の中で、正月八日の燃燈會[6]や七月十五日の盂蘭盆會といったより通俗的な法會が徐々に重要度を増していったのではないかと推測される。そうした通俗化と法會の變化についてはまだ議論が必要であるが、いずれにしても、少なくとも四月八日と二月八日に關してはそれぞれ「王宮誕質」と「踰城出家」としている點は一致しており、これにより、『齋琬文』の 8 世紀の頃までには二月八日は釋迦が出家した日、つまり釋迦八相のうちの「出家踰城」に當たる日とされ、それを祝う法會が開かれていたことにみは確かめられるのである。

他にも S.2832『(擬) 願文等範本』中の年中行事をあらわす記述には以下のようにある。

211. ……中旬：季冬將半，㦸氣正凝；風利如
212.　嚴水纔以成氷，風暫來而似箭。下旬：玄各（冬）欲謝，青
213. 陸將回；寒惧退以彌嚴；氷夏（㥄）泮而俞（逾）昨。歳日：月正
214. 元日，律應新年；四時別起于三春，萬物更添一歳。
215. 十五日：初入三春，新逢十五。燈籠大樹，爭然九陌之時；舞席
216. 歌延（筵），大啓千燈之夜。二月八日：時當二月，景在八晨，在菩薩
217. 跋王宮之時，如來踰城之日。是以都入（人）仕女，執蓋懸幡，疑（擬）［□］白飯
218. 之城，似訪朱敹（踪）之迹。二月十五日：仲春二月，十五半旬；雙
219. 林入滅之時，諸行無常之日。人、天號哭，自古興悲；
220. 虛空，千（于）今上（尚）痛。……

S.2832『(擬) 願文等範本』

ここでも、二月八日を「菩薩跋王宮之時，如來逾城之日」つまり釋迦が城を出て出家した日として考えられていたことがわかる。

なお「踰城出家」を祝う二月八日には、「都人仕女，執蓋懸幡」のように世俗の多くの人々が莊嚴された寺院に集っていたことが分かり、何らかの法會が行われていたことが想像される。これは先の『齋琬文』に「于時香花擎日，清梵携風；浮寶蓋于雲心，颺珠幡于霞腹。幢撥天而亘道，香翳景［以］駢空；緇俗遐爾而星奔，士女川原而霧集」とあるのにも通じるものであり、古くから僧侶ばかりか在俗信徒である士女の集まる法會が行われていたことを知ることができるのである。

[6]正月八日の燃燈會については『廣弘明集』「統歸篇第」十卷三十（『大正新脩大蔵經』第 52 卷 355 c）に「正月八日燃燈」詩あり。敦煌における正月の燃燈會の開催日については諸説ある。

こうした資料により、かつて譚蟬雪氏も「由衙府主辦，還可講唱與二月八有關的講經文、變文、佛曲等，並有踏舞助興」のように言い[7]、この日の法事には歌舞音曲のほか俗講などが開かれていたことを預測されている[8]。

本稿では、その様に二月八日に敦煌で世俗の信者を集めて開かれていたとみられる法會と、そこで講じられていた可能性のある俗講の様相について、譚蟬雪等の說によりながら、さらに具體的な資料を集めた上で議論を進めてみたいと思う。

二、二月八日の法會の願文『二月八日文』と『踰城文』

敦煌文獻中に見られる二月八日の法會に關わるとみられる文獻は少なくなく、願文の類のみでも『二月八日文』や『踰城文』といった題名のものが數多く殘され、二月八日の法會に關する情報を知ることができる。本節では、まずそれらの記述について見てみたい。

まず、敦煌文獻に殘される二月八日に關わる願文類では、『齋琬文』以外で比較的古いとみられるのがP.3728の『二月八日』である。

08. 二月八日
09. 贊旋德道邁古今，德光海内，八表咸伏，四塞無□（事）[9]，
10. 揚釋教於國中，播真宗於城内，名僧間出，
11. 碩德拯生，英聲縱美於遐荒，功名不墜於
12. 即日。者（這）則有我此卅僧統番（蕃）大德之謂矣。唯
13. 大德門願望重，懿戚豪華，脱榮貴而歸緇，拂
14. 囂塵而出俗，心融嵬解，識達空苦，慈愍爲懷，
15. 仁明作務，綰一卅之權要，使三寶之肅邑，道俗咸
16. 賴於弘揚，庶品競忻於法化。今者，屬以韶年
17. 媚景，仲序始春，太子踰城之辰，如來涅盤（槃）之月。□（於）□
18. 左迴開闢，右遶城池，幡幢里野而翩翩，瑞像本□
19. 而岌岌。士女隘隨，緇素駢弊，追古聖之貴蹤，
20. 訪先賢之舊徹，建斯大會，福慶難名。將願
21. 善被蒼生，次資家國。亦有城隍長幼，道俗
22. 梨擱，各捨有限之資，共建無疆之福，將欲掃

[7]譚蟬雪「二月八日盛節」の項、『敦煌學大辭典』、上海辞書出版社、1998年、頁434。

[8]譚蟬雪氏の『敦煌歲時文化導論』（新文豐出版公司、1998年）の「二月八日」（頁75-91）の項にはさらに詳細に資料を集めて二月八日の儀禮について紹介されており、參考となる。

[9]S.1924、P.2855、P.3332『（擬）迴向發願文』に「更愿八方无事，四塞長清；万姓歡娛，三軍喜泰」の句あり。

23. 災殃於域外，集勝福於域中。故得上下同忻，
24. 士女虎（互）肅。以供設供，乃啓乃誠，能事克從，總
25. 申表慶。於是宏開法座，廣闢香筵。彌陀山高，
26. 名僧兩會[10]，經梵寥亮，簫管啾嘈，幡花絲敷，爐
27. 煙鬱郁。是時也，風吟東郭，雲瞋西郊；百草未青，
28. 三春已暖。總斯勝善，莊嚴我當今聖神贊□（旋）：
29. 願雄益作鎮，宣惠化於三邊，壽永年長，□□
30. 雲於萬里。又持勝福莊嚴，僧統教授□□□
31. 山河而永注，福□同江海而逾深，□□□□
32. 遐宣，弘持之心不歇，風光一裹，梵宇□□□
33. 苦海之津良（梁），爲撚生之眼目。即有節□已下諸
34. 英雄等：佐天離匆，助聖安人，福將山岳與齋
35. 高，壽等海泉而深遠。合城士女，威沐浴宜，
36. 助供榮齋，同霑吉慶，然後，國安人泰，遐肅
37. 遙寧，干戈不舉於塩場，五稼豐登於壟
38. 畝。

「我當今聖神」たる「贊旋」の德を讚える文辭の見られるこの文獻の内容は吐蕃統治時代のものと考えられている。文獻として見ても 9 世紀と見て問題がなさそうである。

全文は、まず 28 行目にもある賛旋の德を讚えることから始まり、「今者」に始まる一段では踰城出家の法會が行われるその時の季節と道場の様子を言い、人々が寄進して道場を開き災厄を掃い、福を集めようと願うことを讚え、そしてその德を賛旋や僧統などに廻向莊嚴する言葉などが續く。賛旋の德を讚える部分以下は、願文の段落でいうところの「道場」、「歎德」、「莊嚴」が續くものと見てよいであろう。

使用される文辭から見た場合、先の『齋琬文』の記述と比べて似た表現が見られるのは偶然ではないであろう。『齋琬文』の「斯乃韶年花媚，仲景序芳春」を「今

[10]兩會、春秋の二講を指すものと見られる。兩會を春秋二講として表現する文として、ほかに S.5957『轉經文』中の以下のような例がある：「故得八關在念，六度明（冥）懷；每歲春秋，弘施兩會。」官寺によって春秋二講の官齋が開催されることについてはこれまでにも那波利貞氏はじめ多くの論考がある。ただ開齋の日時については不明な點が多く、郝春文氏も「總之，現有材料說明，敦煌的春官齋設於五月，秋官齋則或設於九月，或設於十月」（『唐後期五代宋初敦煌僧尼的社會生活』、中國社會科學出版社、1998 年、頁 214）のように言うとおり不確かな點が多い。本稿資料のように二月開齋の可能性もあるとすると、或いは日時が不確定であった可能性も否定できないのではないかと考える。

者，屬以韶年媚景，仲序始春」とし、「道場」の部分では「于時香花擎日，清梵携風；浮寶蓋于云心，颺珠幡于霞腹。幢撥天而亘道，香翳景［以］駢空；緇俗遐爾而星奔，士女川原而霧集」は「於□左迴開闢，右遶城池，幡幢里野而翩翩，瑞像本□而岌岌。士女隘隨，緇素駢弊，追古聖之貴蹤，訪先賢之舊徹，建斯大會，福慶難名」の部分に近い表現が見られている。

また、上のような「道場」の部分以外にも供養者の德を讚える「歎德」の部分にも「於是宏開法座，廣闢香筵。彌陀山高，名僧兩會，經梵寥亮，簫管啾嗚，幡花絲敷，爐煙鬱郁」といった法會の描寫が見られ、吐蕃時代の敦煌においても二月八日の踰城出家を祝う法會が開かれていたことが確認される譯である。この齋會は「亦有城隍長幼，道俗梨擱，各捨有限之資，共建無疆之福，將欲掃災殃於域外，集勝福於域中」の一段にも表されるように「城隍長幼，道俗梨擱」つまり城中の僧侶及び在俗信徒の寄進に支えられる通俗のものであることもここには表されている。また「兩會」と、所謂春秋二講の俗講のうち、春講がこの時代においてはこの二月八日に行われることもわかるのである。

以上のような、二月八日の法會に用いられたとみられる願文の類として、『二月八日文』、『踰城文』の題名で、敦煌文獻にはかなり多くの文獻が殘されている。

例えば、同じ吐蕃時代と見られる『二月八日文』には以下のようなものがある。

36. 《二月八日文》我釋迦降跡娑婆，示生五濁，弃輪位誓趣菩提；現心相而道
成（成道）
37. 闡吾（五）乘而蓋（益）物。化盡沙界，德被無疆；號天人師，稱一切知
（智）。厥今盛事者，
38. 蓋是法王回地之日，如來大闡之時；窓深宮五欲而遊歷四門。老病以發
39. 心，都（睹）沙門而出離；父王留御，夜半逾城；且逋神蹤，旋繞城闕。居
則昔今
40. 杳邈，教（散）而教迹由（猶）存。故属良晨（辰），緬尋薦事。是以集二
衆，召律人；結
41. 幢幡，張寶蓋；請魚梵，奏簫韶。讚頌上聞于九天，鍾（鐘）鼓傍臨於百
42. 里。總斯勝福，莫限良緣，先用奉資我當今聖神贊旋：伏願
43. 國昌人泰，壽等干神坤；北極齋安，南山永固。三邊罷干戈之役，四塞無
44. 降（烽）燧之憂；海内和平，天長地久。

P.2237『二月八日文』[11]

「莊嚴」の部分に「先用奉資我當今聖神贊旋」としており、やはり吐蕃時代に讀

[11]參照黃徵、呉偉『敦煌願文集』（岳麓書社、1995 年）。本稿では修正した箇所がある。

まれた内容であることが確認される。この例では、釋迦の德を讚える段落、願文類の段落でいえば「号頭」に当たる部分が記される點が先の文とは異なるが、基本となる部分は同じであり、「是以集二衆，召律人；結幢幡，張寶蓋；請魚梵，奏簫韶。讚頌上聞於九天，鍾（鐘）鼓傍臨於百里」のように法會の狀況が記されている。これに類する『二月八日文』と題する文獻は多く殘されているが、おおむねの内容はほぼ一致し、徐々に書き換えられ使用され續けていたことが分かる。

續く歸義軍時代においても、これに類する文が多くみられる。

85. ……『二月八日』夫能仁[12]善權，務濟群品；凡諸妙事，
86. 豈勝言哉！ 今則伴春如［月］，律中夾鍾（鐘）；暗魂上於八葉[13]；後身逾城之
87. 月，前佛拔俗之晨（辰）；左豁星宮（空），右闢（辟）月殿。金容赫忻（奕），猶聚（日）之影寶山；
88. 白毫暉光[14]，若[15]滿月之臨滄海。烏蒭前引，睚眦而張拳；
89. 狻猊後行，奮迅而矯尾。雲舒五彩，雨四花於四衢[16]；樂奏八音，歌九功
90. 於八胤。是日也，玄鳥至，鴻雁翔；翠色入於柳枝，紅蕊含於柰
91. 苑。物（惣）斯繁[17]善，先用上[18]資［梵釋四王、］龍天八部[19]：惟願威光盛熾，神力無疆；
92. 擁護生靈，艾安邦國。大中皇帝：聖壽剋昌，淳風永播；金輪与
93. 法輪齊轉，佛日將舜日交暉；妖氣肅清，保寧宗社[20]。朝廷將相：
94. 伏願鹽梅大鼎，舟楫巨川，祿極萬鍾[21]，位霑（占）八座，榮班日漸，寵欲時
95. 遷[22]，冠蓋盈門，弓裘繼業，然九農闢，百穀登［豐］，兩國平方（安），方泰干
96. 戈，幰弓矢櫜，動植霑恩，傳天威化。

P.2631『二月八日』

92行目には「大中皇帝」を讚える莊嚴の言葉が述べられるので、この文が大中

[12]能仁、P.3566、P.2058本は「能人」に作る。
[13]暗魂上於八葉、P.3566、P.2058本は「暗魂上於一弦，蓂芳（莢）生於八葉」に作る。
[14]暉光、P.3566、P.2058本は「光輝」に作る。
[15]若、P.3566、P.2058本は「爲」に作る。
[16]雨四花於四衢、P.3566、P.2058本は「雨四花於四衢」に作る。
[17]繁、P.3566、P.2058本は「多」に作る。
[18]上、P.3566、P.2058本は「奉」に作る。
[19]P.3566、P.2058本に見られる「龍天八部」の前の「梵釋四王」の句は見られない。
[20]大中皇帝……保寧宗社、P.2854『禮佛發願文』に同様の記載あり。
[21]祿極萬鍾、同様の句はS.2146『（擬）行城文』、S.2146『行城文』、P.2449『（擬）萼囉鹿捨施追薦亡妻文』等にも見られる。
[22]榮班日漸，寵欲時遷、P.2854『禮佛發願文』に「榮班日漸，寵空時增」の句あり。

年間（847-860 年）に用いられたものであることが分かる。敦煌では歸義軍時代に入ったばかりの頃のものということになる。

なお、以上の内容の「夫能仁善權」から 92 行目の「擁護生靈，艾安邦國」までは、ほぼ同様の文が P.3566、P.2058 にも見られているが、後半の莊嚴の部分が大きく書き換えられていることが特徴である。重複する部分も多いがその特徴を明らかにするために關連する部分を舉げておこう。

P.2058『二月八日逾城文』は以下のとおりである。

134. 『二月八日逾城［文］』 夫能人善權，務濟群品；凡諸妙事，豈勝言哉！今則
135. 伴春如月，律中夾鍾（鐘）；暗魂上於一弦，蓂芳（莢）生於八葉；後身逾城之
136. 月，前佛拔俗之晨（辰）；左豁星空，爲（右）辟月殿。金容赫忺（奕），猶聚日之影
137. 寶山；白毫光輝，爲滿月之臨滄海。烏蒭前引，睚眦而張拳；狻
138. 猊後行，備迅而矯尾。雲舒五彩，雨四花求（於）［四］衢[23]；樂奏八音，歌九功於八
139. 胤。是日也，立烏至，鴻雁翔；翠色入於柳枝，紅蕊含於柰苑。總斯多
140. 善，先用奉資梵釋四王、龍天八部：惟願威光盛熾，神力無疆；擁護
141. 生靈，艾安邦國。又持勝福，次用莊嚴我當今天城（成）聖主賢位：伏願
142. 聖壽延昌，淳風永播；金轉（輪）與法輪齊持（轉），佛日將於舜日交暉；妖氛
143. 肅清，保寧宗社。又持勝福，次用莊嚴我河西節度使貴位：伏願
144. 佐天利物，助聖安人；福將山岳與齊高，壽等海泉如深遠。又持
145. 勝福，次用莊嚴：伏惟使臣、僕射福同山岳，萬里無危；奉招（詔）安邦，再
146. 歸帝釋（室）。又持勝福，次用莊嚴[24]，又持勝福，次用莊嚴則我河西
147. 都僧統、内僧統和尚等貴位：伏願長垂帝擇（澤），爲灌頂之國師；永鎮
148. 台階，讚明王之利化。又持勝福，次用莊嚴都衙已下諸官吏等：
149. 伏願金柯蓋（益）茂，玉葉時芳；盤石增勳，維城作鎮。然後天下定，海内
150. 清；無聞徵戰之明（名），有賴威雄之化。

P.2058『二月八日逾城文』[25]

[23]P.3566 も P.2058 に同じ。P.2631 のみ「雨四花於四衢」とする。
[24]「又持勝福，次用莊嚴」は重複。
[25]參照黃徵、呉偉『敦煌願文集』（岳麓書社、1995 年、頁 445）。本稿では修正した箇所がある。

儀禮の中で莊嚴する対象を「天成聖主」、「河西節度使」、「使臣、僕射」、「河西都僧統、内僧統和尚」、「都衙已下諸官吏」へと廣げ、地方官にまで廣げられていくのはまさにこの時代の特徴と見られ興味深い。別稿にも論じる預定であるが、こうした點に地方分權時代移行期における寺院と地方權力との結びつきを感じさせるのである。

なお、こうした二月八日の儀禮に宣讀されたと見られる『二月八日文』の様々な系統は、この時代以降にも新たな文が作られたようで、以下のように多くのものが見られている。

以下はS.1441『(擬）二月八日文等範本』の内の一點である。

法王誕跡，託質深宮；是（示）滅雙林，廣理（利）郡（群）品。

1. 《二月八日文》智覺騰芳，功勇齊着；大雄方便，動物斯均。王
2. 宮孕靈，寔有生於千界[26]；逾城半夜，求無上之三身。今以三
3. 春中律，四序初分；柳絮南枝，氷開北岸，遂乃梅花始笑，喜
4. 鵲欲巢；真俗旋城，幡花隘路。八音競奏，聲謠（搖）兜率之音；
5. 五樂瓊簫，響振精輪之界。總斯多善，莫限良緣，先用莊嚴
6. 梵釋四王、龍天八部：伏願威光盛運，救國護人；濟惠慈悲，年
7. 豐歲稔，伏持勝善，次用莊嚴我河西節度使尚書貴位：伏願
8. 五岳比壽，以日月而齊明；禄極蒼（滄）瀛，延麻姑之萬歲。然
9. 後休兵罷甲，鑄戟銷戈；萬里澄清，三邊晏静。

S.1441『(擬）二月八日文等範本』[27]

ここで氣づくのは悟真撰とされる『俗講莊嚴廻向文』と文辭の一致が見られることである[28]。この『俗講莊嚴廻向文』は歸義軍節度使時代の始まった9世紀半ばの作と考えられるもので、題名からもわかるように俗講儀式の願意を述べる中で莊嚴の作法で用いるために作られた文で、願文の「莊嚴」の段落を美辭麗句で纏めあげたものである。内容的には、「先用莊嚴梵釋四王、龍天八部：伏願威光盛運，救國護人；濟惠慈悲，年豐歲稔」のように「梵釋四王、龍天八部」に功德を廻向して莊嚴し、救いと豐作を願う在俗信徒の願意が加えられているのが特徴的である。

この文の文辭は後代の多くの儀禮で讀み上げられるために使用されたことが分かっており、八關齋、五會念佛法事などの通俗化され法會資料のほか、變文の一

[26] □部分は原卷でも線で囲まれ、削除を意味しているものとみられる。

[27] 參照黄徵、呉偉『敦煌願文集』（岳麓書社、1995年、頁31）。本稿では修正した箇所がある。

[28] 『俗講莊嚴廻向文』に關しては、拙稿「敦煌本“莊嚴文”初探」(『敦煌變文寫本的研究』、中華書局、2010年、頁216-239)、“The Tun-huang Su-chiang chuang-yen hui-hsiang wen and Transformation Texts”, *Acta Asiatica*, 105, The Toho Gakkai, 2013を參照。

部にもその痕跡が見られている。ここで、『二月八日文』からも在俗信徒の聞きなれた『俗講莊嚴廻向文』の痕跡が見られることは、ここではより通俗化の進んだ法會、俗講などが行われていたことを預測させるものである。

なお、同一寫本にはもう一點内容の異なる『二月八日文』が記されている。ここでは先の『俗講莊嚴廻向文』を引用していた個所の 14、15 行目に「總斯多善，無疆勝因，龍天……云云。」のように「龍天」以下が省略されている點は興味深い。これは、同一寫本に同じ『俗講莊嚴廻向文』一段を含む『二月八日文』がすでに記されていることもあるかもしれないが、あるいはこの文の讀み手が『俗講莊嚴廻向文』の内容にすでに精通していたことを示すようにも思われる。

11. 法王誕跡，託質深宮；示滅雙林，廣利郡（群）品；凡諸勝事，難可談矣！
12. 今則仲春上和，少陽盛事（時）；太子逾越之月（日），天王捧足之辰。釋氏
星羅，士女
13. 雲集，奔騰隘路；像設金園，寶蓋旋空，環城豎（樹）福。惣斯多善，無
14. 疆勝因，龍天……云云。又持勝福，盡用莊嚴我僕射貴位：捧金爐兮解
15. 脱香，時清平兮國人康；君臣合運兮如魚水，大唐萬歲兮日月
16. 長。然後風調雨順，歲稔時豐；疫癘消除，吉祥雲集。

S.1441『(擬）二月八日文』[29]

ほぼ同じ時代と思われる『二月八日文』、『踰城文』の類には他にも以下のような例がある。上記のものとおおむね同じ特徴を表すものであるが、一應參考のために以下にあげておく。

S.5957『二月八日』では以下のようである。

27. 『二月八日』 竊聞智（至）覺騰芳，功勇齋着；大雄方
28. 便，動物斯均。王宮孕靈，寔有生於千界；踰城夜遁，
29. 遂得果於初晨（辰）。今者三春中律，四序初分；玄光建卯
30. 於震明，吉日垂風而首節。金容千鋪，幡花引而環
31. 城；清衆萬餘，鈴梵鳴而匝城。是時夜，桃花始笑，早
32. 薦思巢；柳絮茂於南枝，輕氷開於北際。總斯多善，莫
33. 限良縁，先用莊嚴梵釋四王、龍天八部：伏願威光轉
34. 盛，福力彌增；興運慈悲，救人護國。復持勝福，此次用莊嚴
35. 我當今皇帝貴位：伏願再安宇宙，瞬（舜）日恒清；四海共納於
36. 一家，十道咸勸無二域。又持勝福，次用莊嚴我河西節度使
37. 尚書貴位：伏願應乾備德，寶位以五岳同堅。坤極治民，寵

[29]參照黄徵、呉偉『敦煌願文集』（岳麓書社、1995 年、頁 33）。本稿では修正した箇所がある。

38. 櫝并三台而永固。天公主保壽，而（如）滄海無傾移；郎君、小娘子延
39. 長，等江淮而不竭。然後三邊晏静，人歌永泰之祥；四寇休征，
40. 共賀興寧之慶。災隨舊歲，務散雲飛；福建新春，萌
41. 芽齋揭。

S.5957『二月八日』[30]

以上に見えるように、前半の文體は異なるものの、莊嚴の部分において『俗講莊嚴廻向文』の影響が強くみられているのである。

以上により、この歸義軍時代以降の二月八日の法會には徐々に『俗講莊嚴廻向文』が應用され、より通俗化した法會、あるいは俗講が行われるようになった過程が示される譯だが、そればかりではなく、『二月八日文』と同一の寫本に押座文が記されているケースも見られ、俗講との關係を一層強く預想させるものである。具體的には、先の S.1441 には、以下の『維摩經押座文』が併記されている。

32. 『維摩［經］押座文』　頂禮上方香積世，妙喜如來化相身。示有妻
33. 兒眷屬徒，心淨常修於梵行。智力神通難可測，手搖日
34. 月動須彌。我佛如來在菴園，宣說甚深旋集教；長
35. 者身心歡喜了，持其寶蓋詣如來。偏偏搖動布金鈴，
36. 七寶雙雙相送遠，直到菴園法會上，捧其寶蓋上如來。
37. 五百花蓋立其前，聖力合成爲一蓋，日月星辰皆總現，
38. 山河大地及龍宮。世界搖時寶蓋搖，世界動時寶蓋動，
39. 一切十方諸淨土，三世如來悉現中。五百聲聞皆被訶，
40. 住相法空分所證，更有光嚴彌勒撚，身心皆拜道徒中。
41. 不二真門性自融，只有維摩親證悟，示疾室中而獨臥，廣談六品
42. 不思議。大聖牟尼悲願深，一一親呼十大撚，皆曰不堪而
43. 問疾，唯有文殊千佛師。巍巍身動寶星宮，請飯上方
44. 香積中，化座燈王師子吼，盡到庌耶方丈室，作其佛事對
45. 弘經。今晨擬說甚深文，惟願慈悲來至此，聽撚聞經
46. 罪消滅，總證菩提法寶身。火宅茫茫何日休，五欲終朝
47. 生死苦，重述不似聽經求解脱，學佛修行能不能？ 能者虔
48. 恭合掌著，經提（題）名目唱將來。

押座文とは、言うまでもなく 9 世紀から 10 世紀ころの法會から見られるようになる「押座」の作法に讀み上げられる文であり、法會に際して在俗信徒を鎮めるために、講經や變文の梗概となる内容を七言を中心とする韻文で歌い上げていた

[30]參照黃徵、呉偉『敦煌願文集』（岳麓書社、1995 年、頁 447）。本稿では修正した箇所がある。

ものである[31]。この押座文との關係も、『俗講莊嚴廻向文』との關係とともに俗講との關係を示す重要な資料となると言える。

敦煌文獻には、次節に示すP.2091のように、これらをともに書き殘す興味深い文獻も殘されており、二月八日の法會、俗講、講唱文學との關係をより鮮明に示してくれている。

二、二月八日と俗講、講唱

このような俗講と關係が深いと見られる様々な『二月八日文』が見られる中で、もっとも興味深いのがP.2091『踰城日文』と題する以下のような文である。

483. 兪成（踰城）[32]日文　上從兜率降人間，託在（蔭）[33]王宮爲太子（示生相）[34]。捨却一且世間事，
484. 雪山修道證法身[35]。摩耶聖主往後園，娵女頻（嬪）妃奏樂喧。
485. 九龍齊溫香和水，淨浴蓮花葉上身。魚透碧波堪上
486. 岸（賞翫）[36]，無憂花色最宜鮮[37]。無憂花樹葉敷榮，夫人彼中緩步行。舉手
487. 或攀枝餘葉，釋迦聖主袖中生。牟尼世尊降生來，還從右脇出
488. 身胎。九龍吐水沐太子[38]，千輪足下瑞蓮開。阿斯陀仙啓大王，此令瑞相[39]
489. 極禎祥。不是尋常等閑事，必爲[40]菩提大法王。先聞幼教一群謎[41]，住此
490. 法空令悟難。暫向靈山說妙法，利今利後不思議。今朝希遇大藏
491. 經，似現幽談花益開。暫來聽聞微妙法，學佛修行能不能，能者嚴
492. 心合掌著，清涼高調唱將來。

[31]拙稿「押座文及其在唐代講經軌範上的位置」，『敦煌變文寫本的研究』、中華書局、2010年、頁240-281。

[32]兪成、意により「踰城」に改む。「兪成」、「踰城」は音通。

[33]託在王宮、『悉達太子修道因緣』、『太子成道經』系統は「託蔭王宮」、『八相押座文』は「先向王宮」に作る。

[34]爲太子、『八相押座文』は「示生相」、『悉達太子修道因緣』、『太子成道經』系統は「爲生相」に作る。

[35]捨却一且世間事，雪山修道證法身の二句、他本に見られず。

[36]上岸、『八相押座文』は「賞翫」に作る。「賞翫」、「上岸」は音通。

[37]鮮、他本は「觀」に作る。

[38]九龍吐水沐太子、『八相押座文』は「九龍灑水早是戾」、北京8436では「九龍灑水早是叉」、S.2352V、P.2999、S.4626、S.548Vでは「九龍灑水早是貴」に作る。P.2924にはこの韻文なし。

[39]此令瑞相、『八相押座文』は「太子瑞應」、『悉達太子修道因緣』、『太子成道經』系統は「此令瑞應」に作る。

[40]爲、他本は「作」に作る。

[41]この句以降は他本と異なる。

すでに拙稿でも取り上げたことがあるが[42]、この文獻は前節に取り上げてきたような『二月八日文』とは異なるもので、『八相押座文』をもとに後半部分を書き換えて作ったものと見られる。この文獻の用途は、同文獻上には『讚釋文』を首題とする『俗講莊嚴廻向文』を若干書き換えた一文が併寫されていることから、やはり二月八日の法會、おそらくはそこで開催された俗講で使用されていたものであろう。これらの資料により、後代には講唱文學的要素の強い、より通俗化した二月八日の法會へと變容していた可能性が指摘されるのである。

なお、この日にもし俗講の時に何らかの講唱文學が語られていたとするならば、佛傳故事の「託生」から「出家踰城」が語られていた可能性が預測されるであろう。實際に敦煌の講唱文學文獻の中には『悉達太子修道因緣』などの一連の文獻が見られており、また同じ文獻から發展した『八相變』、『太子成道經』などの講唱文學文獻が數多く殘されている。いずれも「託生」から「出家踰城」までを中心テーマとしており、それらの使用が考えられるところである。

實際に、『悉達太子修道因緣』、『太子成道經』には以下のように、二月八日の出家踰城を說く一段がある[43]。

> 太子與妻耶輸倍加精心，六時行道，無有乖闕。後至二月八日，夜半子時，有四天門王喚太子：“太子休戀無明而睡着，出家時至！”太子聞喚，便遣車匿被（鞁）朱敕白馬便擬往雪山。
>
> 『悉達太子修道因緣』[44]

特に法會と關わる記述ではないが、釋迦傳中の成道までの部分を中心とする一連の佛傳故事類變文で、この出家踰城の二月八日のみに具體的な日にちが記されている點は何か意圖的なものを感じさせるのである。

また、一連の佛傳故事類變文のうち、『太子成道經』では興味深いことにここに挾まれる韻文の多くが先の『八相押座文』を短く區切り散文の間に插入されたものである點である。

例えば以下のようになっている[45]。

---

[42]『高田時雄教授退職記念論集』未刊。

[43]一連の『太子成道經』類の中にもほぼ同樣の記述が殘されている。

[44]參照張涌泉、黃徵『敦煌變文校注』中華書局、1997 年。

[45]張涌泉、黃徵『敦煌變文校注』（中華書局、1997 年）を參照するも、録文及び校記に改めたところがある。これら一連の佛傳故事類變文の書き換え及び翻刻文については拙著『敦煌講唱文學寫本研究』（中華書局、2010 年）の附表を參照。

……大王遂問旨臣，［旨臣］[46]答曰：「助大王喜，合生貴子。」大王聞［說］[47]，歡喜非常。

吟　始從兜率降人間，託蔭王宮爲[48]生相。

九龍齊溫香和水，爭浴蓮花葉王（上）[49]身[50]。

不經旬日之間[51]，便即[52]夫人有孕[53]。雖然懷孕[54]十月[55]，却乃愁憂。遂奏大王，如何計教，得免其憂。大王便語夫人，後園之内，有一靈樹，號曰無憂。遂遣夫人令往觀看，得免其憂。遂遣排枇後園觀看。甚生隊仗？［是日也］[56]，敷千重之錦繡，張萬道之花筵。夫人據行[57]，頻（嬪）[58]妃從後。

吟　聖主摩耶往後園，綵女頻（嬪）妃奏樂喧。

魚透碧波堪賞翫[59]，無憂花色最宜觀。

喜樂之次，腹中不安，欲似［臨］[60]産。乃［遣］[61]姨母波闍波提抱腰，夫人手攀樹枝，綵女將金盤[62]承接太子[63]。吟　無憂華樹葉敷榮，夫人彼中緩步行。舉手或攀枝餘葉，釋迦聖主袖中生。　……

この中の「吟」に續く韻文部分が、押座文を切りとって講唱體の形式に作りかえられたものであることは筆者前稿にも紹介している。こうした書き換えのプロセスについてもすでに拙稿でも論じ、法會の押座に用いられた文句が自在に書き換えられ、講唱文學が形成される過程もすでに明らかにしてきた譯であるが、「逾城日文」ともされ「二月八日文」のように法會で讀み擧げられたと見られる先の『八相押座文』が、このように『八相變』中に講唱體の韻文部分として使用されて

[46]旨臣、S.2352V、P.2999 に無し。P.2924、S.548V に據り補う。
[47]說、P.2999 に無し。S.2352V、P.2924、S.548V に據り補う。
[48]爲、S.548V、P.2924 は「是」に作る。『八相押座文』は「示」。
[49]王、S.2352V、S.548V、P.2924 は上に作る。
[50]上の 4 句、P.2924、S.548V、S.2352V、P.2999 のみにあり。『悉達太子修道因緣』系統には見られず。
[51]不經旬日之間、P.2299、P.2924、S.548V は「不經旬月之間」に作る。
[52]即、龍谷大學藏本、北京 8436、S.2682V、P.2299、P.2924、S.548V は「則」に作る。
[53]孕、龍谷大學藏本、P.2299 は「孕」、他本は「胤」に作る。
[54]孕、S.2352V、P.2999 は「胤」、S.2682V、P.2924、S.548V は「任」、龍谷大學藏本は「胎」に作る。
[55]十月、P.2924、S.548V、S.2352V、P.2999 にあり。
[56]是日也、S.2352V、P.2999 に無し。S.2682V は「也」字なし。
[57]行、P.2299 この字闕。
[58]頻、「頻」は「嬪」の俗訛字。
[59]賞翫、S.2682V は「上岸」に作る。
[60]臨、P.2999 に無し。他本により補う。
[61]遣、S.2352V、P.2999 に無し。P.2924、S.548V により補う。
[62]金盤、經典類には見られず。P.2924、S.548V、S.2352V、P.2999 以降の寫本に見られるようになる。莫高窟第 98 窟などに壁畫資料有り。
[63]この一文 P.2924、、S.548V、S.2352V、P.2999 のみに有り。

いく流れの背景には、やはり本稿で論じてきたような二月八日の法會があったのではないかと推測されるのである。

小結

筆者はすでに前稿「從敦煌寫本中變文的改寫情況來探討五代講唱文學的演變」において[64]、『悉達太子修道因緣』を含む『太子成道經』、『八相變』など膨大に殘される一連の講唱體佛傳故事類を分析したことがあり、その中で、佛讚などの儀禮で宣唱される韻文が俗講の初めに歌われる入話を兼ねた押座文として利用され、またその韻文を佛傳故事の散文部分に組み入れていくなど、自在な變化の中で講唱體『太子成道經』として定式化していく流れと、そしてこうした書き換えの要因に、何らかの法會の用途が反映されていることを論じたことがある。ただ、前稿の次點では、講唱體文獻の書き換えと定型化について主として論じるものであり、また敦煌文獻に多く見られるほかの唱導資料、たとえば二月八日文、踰城文などの願文類、『二月八日押座文』[65]などを含む佛讚あるいは韻文の類と俗講の關係については言及する紙幅もなく、二月八日の法會とこうした講唱體文獻の關係も論じることはできなかった。

そこで本稿では、前稿の成果をもとにして、さらに敦煌本中にみられる『二月八日文』などの唱導資料などの發展から、二月八日の法會の様相と時代的變化、そしてそこで實際に悉達太子修道因緣の様な講唱文學が行われていた狀況などについて検討を加えてみた。これにより、二月八日の法會の中から俗講、踰城出家にかかわる一連の佛傳故事類變文の發展の流れがさらに鮮明になったものと考える。

（作者は廣島大學大學院綜合科學研究科教授）

[64]拙著『敦煌講唱文學寫本研究』、中華書局、2010 年、頁 3-38。
[65]P.2250 の箋に題名のみ記載有り。

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）47-68 頁

公主君者者の手紙

――S.2241 の受信者・發信者・背景について

坂尻彰宏

はじめに

英國大英圖書館所藏の敦煌文獻中の手紙文書 S.2241 は敦煌における厲教信仰の史料として早くから注目をあつめてきた。本文書は、その文中に「厲寺」において燃燈を行なうことが書かれているため、敦煌における厲教祭祀の實例として、敦煌文書研究の早い段階から、この「厲寺燃燈」の部分が盛んに使用されてきた[1]。

その一方で、この手紙に關する基本的な問題が議論されることはほとんどなかった。もちろん、本文書が公主君者者と名乗る女性から北宅夫人らにあてた私信であることは、すでに言及されている。ただ、この手紙をどこから、いつ出したのか、君者者や北宅夫人とはそもそも何者かといった事柄は未解決のまま放置されてきたのである。

このような狀況に一石を投じたのが、譚蟬雪氏の專論（譚 2000）である。譚氏は曹氏歸義軍節度使時代（10 世紀初～11 世紀初）の酒支出帳簿（敦煌研究院 001＋同 369 ＋ P.2629）の記事に依據して君者者を達怛の公主に斷定し、君者者の手紙を「964 年に達怛國から公主の君者者が節度使曹元忠の妻の翟氏にあてた書簡」と結論づけた。譚氏の研究は、本文書の内容に對する初めての本格的な分析である。また、敦煌の厲教信仰の一例としてのみ使用されてきた本文書を、國際關係を論じる材料として取り上げた點でも畫期的である。

ただし、この手紙がいつ、どこから、だれに向けて、だれによって出されたものなのかは、未だ確定したとはとは言い難い。譚氏の說の出發點である酒支出帳簿の記事が、君者者を達怛公主に比定する論據として採用できるかどうかは疑問が

[1] Giles 1935、155 頁、Giles 1944、32 頁、Waley 1956、124 頁、Giles 1957、250 頁、池田 1965、51 頁、小川 1966、30-31 頁、劉 1985、54-55 頁、盧 1992、124 頁、姜伯勤 1994、258-259 頁、Grenet and Zhang 1996、185 頁、李正宇 1998b、634 頁、顔 2001、422 頁、Whitfield and Sims-Williams 2004、120 頁、余 2006、353-354 頁、趙 2010、129 頁、張小貴 2012、566-572 頁。

殘り、あて先や手紙の發信地、君者者の出自についてもなお精密な分析を行なう餘地がある。

そこで、本稿では改めて文書全體を解釋し、受信者・發信地・發信者の比定を行い、本文書を歸義軍時代の國際關係史料として活用するための基礎としたい。

二、手紙の形と内容

1．文書の形態

本文書は一紙からなる手紙文書であり、文書の寸法は縱30cm、横42.7cmで、下端の一部が缺損している以外は大きな破損はない[2]。料紙は、表面の變色は目立つものの、厚さや紙質の點では9〜10世紀の文獻によく見られる中手・中質の一般的な質の紙である。テキストは文書の表面に12行、料紙の四分の三の部分に丁寧に書かれており、殘りの四分の一ほど（約12cm）は空白のまま殘されている。背面には文字は無い。文書の上には折りあとが殘されており、約1.3cm幅で垂直方向に28本ほど確認できる。この折りあとは文書の表面から見て左端のものほどはっきりしており、左端から折られたもの思われる。水平方向の折りあとは不鮮明だが、文書の中央と上端・下端から四分の一ほどの位置（約8cm）に1本ずつ見られる。なお、本文書には3つの小斷片が付屬しており、これらは本文書の裏面に貼付けられていたものである[3]。

以上のような形態上の特徵から判斷して、本文書は明らかに實際に屆けられて、保存されていた手紙である。まず、料紙に餘裕を持たせて用件のみを記している點からみて、草稿ではなく實用の手紙であることがわかる。また、折りあとのつきかたは他の手紙文書にも見られるものであり、同樣の作法で疊まれて使用されたことは明白である[4]。ただ、この文書には背面の上書きはないので、封筒ないし文箱を用いたと考えられる。なお、背面の斷片はこの文書の補修のために貼られていたと思われるので、この手紙は受け取った側で大切に保管されていたと考えられる。

[2]本文書の寫眞は『英藏』4、53頁參照。以下、本文書の形態に關する情報は筆者の原物調査の結果による。

[3]Giles 1957、250頁參照。筆者の實測によれば、文書の寸法は、Fragment 1は縱14cm、横4cm、Fragment 2は縱13cm、横5.3cm、Fragment 3は縱10.4cm、横3.3cmである。紙質や筆跡から判斷してFragment 2とFragment 3とは同じ文書の一部であると思われる。これらの斷片は現在S.2241と同じケースに一緒に保存されている。

[4]坂尻2012a、162–164頁參照。

2．録文・翻譯

以下に録文と翻譯とを提示する。文字の異綴や音通による書き換えは録文の中で（　）中に補う。先行研究の録文[5]との文字の異同は録文注に示し、文書の解釋に關わる語句については語注に説明を加えた。

【録文】

（1）君者者の手紙

1 孟冬漸寒。伏惟、
2 北宅　夫人・　司空・小娘子、尊體起居
3 萬福。即日君者々人馬平善與（已）達常樂、
4 不用優（憂）心、即當妙矣。切囑
5 夫人、與君者々沿路作福、廣寺燃燈。他
6 劫（却）不望。又囑
7 司空、更兼兵士、遠送前呈（程）、善諮
8 令公、賜與羊酒優勞。合有信儀、在於
9 沿路、不及袒送。謹奉狀
10 起居。不宣。謹狀。
11　　十月十九日公主君者々　狀上
12 北宅　夫人　粧前

（2）Fragment 1、2、3

1 瓜州水官王安德、何願成、張□□
〈後缺〉

〈前缺〉
2　牒。
顯德伍年三月　日兵馬使劉鉢□［
〈前缺〉
3　］□□［
件狀如前。謹［
〈後缺〉

【録文注】

[5]先行する録文は以下の通り。なお、張小貴 2012 には先行する録文や校勘の主要なものについて簡潔なまとめがなされている（566-567 頁）。小川 1966、30-31 頁、『總目』(1983)、154 頁、劉 1985、54 頁、『釋録』5（1990）、23 頁、盧 1992、124 頁（一部）、姜伯勤 1994、258 頁、李正宇 1998a　375 頁、『總目新』(2000)、69 頁、譚 2000、100 頁、余 2006、353 頁、趙 2010、129 頁、鄭 2005a、534 頁、鄭 2005b、553 頁、張小貴 2012、567-578 頁。

（1）君者者の手紙

1 行目「伏惟」：劉 1985・姜伯勤 1994「伏維」、趙 2010「伏唯」

2 行目「小娘子」：盧 1992「□□安」

3 行目「君者々」：譚 2000・余 2006・趙 2010 は「君」を缺く。

3 行目「與（已）達常樂」：小川 1966・『總目』1983・盧 1992・姜伯勤 1994「而□□□」、劉 1985 採録せず、『釋録』5（1990）・鄭 2005a,b「與□□□」、李正宇 1998a「與 (已) 達金帳」、『總目新』2000「與達□□」、譚 2000・余 2006「與（已）達□□」、趙 2010「與（已）達安樂」、張小貴 2012「(與) 達金帳」

この部分には文書に破損があるため、先行する録文のほとんどでは「常樂」の部分を解讀していない。趙 2010 と李正宇 1998a・張小貴 2012 とはそれぞれ「安樂」と「金帳」に作るが、原物を見る限りそのように讀むことはできない。

4 行目「不用」：『總目』1983「不同」

4 行目「即當妙矣」：盧 1992「即當妙照」

5 行目「廉寺」：『總目』1983「廉廟」、盧 1992「廉祠」

5-6 行目「他劫（却）不望」：『總目』1983「帶切不堅」、劉 1985「帶（？）劫不堅」、『釋録』5（1990）・鄭 2005a,b・『總目新』2000「□劫不望」、姜伯勤 1994「帶劫不望」、譚 2000・余 2006・趙 2010「他劫不望 (忘)」、盧 1992「□劫不堅」、李正宇 1998a「□（値？）劫不堅」、張小貴 2012「□（他？）劫不堅」

この部分も破損があり解讀していない録文が多い。原物の觀察から一文字目の旁の形を「也」と判斷した。

7 行目「前呈（程）」：劉 1985「善逞」

9 行目「袒送」：『總目』1983・小川 1966・『釋録』5（1990）・姜伯勤 1994・鄭 2005a,b・『總目新』2000「晨送」、劉 1985「晨（申？）送」、李正宇 1998a・張小貴 2012「袒 (裒?) 送」

「晨送」とする録文が多いが、譚 2000 で初めて提案された「袒送」をとる。一文字目の字形は「旦」と「衣」とを上下に重ねた形をしており、「晨」や「裒」の字形とは明らかに異なる。

（2）Fragment1、2、3

『釋録』5（1990）は 2 つの斷片と見なして、以下のようにつくる。

］瓜州水官王安德何願［

（中空）

顯德伍年三月　日兵馬使劉［　］件狀如前謹

『總目新』2000 は、Fragment1「何願成、張□□」を「何願□□□□」に、Fragment2

「劉鉢□」を「劉□□」につくる。

【翻譯】

冬の初めのこととて寒さがまして參りました。北宅の夫人・司空・小娘子におかれましては御健勝のことと存じます。近頃、君者者の人馬は無事に、すでに常樂に到着しましたので、どうぞ心配なさらないでください。

夫人にどうかお願いいたしますには、（わたくし）君者者の道中安全のために、厲寺にて燈明をあげて下さいますように。他には望みもございません。

そのうえ司空にお願いいたしますには、更に兵士を增して、遠く（わたくし君者者の）行く手に差し向けてきただき、令公によくお諮りして、（兵士たちに）羊や酒をふるまい（彼らの）勞をねぎらっていただきますように。

（本來であれば、この手紙とともに）贈り物を差し上げるべきではありますが、旅先のこととて、お送りすることができません。謹んであなたさまにお手紙を差し上げます。（手紙ですから私の氣持ちや用件は）述べ盡くせません。謹んでお手紙を差し上げます。

十月十九日、公主の君者者がお手紙を差し上げます。北宅の夫人の粧前（おんまえ）へ

【語注】

・**北宅**：宅は節度使やその親族の邸宅で、歸義軍時代の敦煌では、北宅、西宅、南宅の三つの宅が確認できる。盧 1992、120 頁注 39、120-121 頁注 44、126 頁注 77、および鄭 1997、267-271 頁參照。本文書では直前で改行されており（1 行目から 2 行目にかけて）、敬意の對象になっている。ここでは夫人の居所を指すと思われる。

・**夫人**：唐五代に高官の妻や母に使用された稱號。歸義軍時代の敦煌では、節度使の女性親族が多く使用している。例えば、莫高窟第 61 窟主室には曹氏歸義軍政權時代の節度使曹元忠の女性親族が供養人として描かれており、その題記からは曹元忠の母、姉妹、妻など 19 人が夫人の稱號を持っていることが分かる。『供養人題記』20-25 頁參照。本文書ではその直前が一文字分空白とされ（2 行目、12 行目）、改行も行なわれており（4 行目から 5 行目にかけて）敬意の對象になっている。

・**司空**：隋唐五代の三公の一つで、正一品に相當する。實職は無い。歸義軍節度使では、張議潮、張承奉、曹議金、曹元德、曹元深、曹元忠が使用している。榮 1996、131 頁參照。なお、曹元德、曹延恭、曹延禄は節度使に就任する以前から司空を名乘っている。榮 1996、107、123、125 頁參照。本文書では直前に空白があ

り（2行目）、改行も行なわれており（6行目から7行目にかけて）、敬意の對象となっている。

・常樂：唐代から歸義軍時代に縣や鎮が設置されたオアシスで、瓜州の管轄下に屬し、その位置は現在の敦煌市街から東に約100km離れた瓜州縣南盆鄉六工破城遺跡に比定されている。李擶成1990、30-31頁、馮2006、268-269頁參照。常樂は、沙州（敦煌）と瓜州の間の交通・軍事上の要衝であり、伊州方面へと向かう莫賀延磧道（第五道）に通ずる分岐點でもあった。陳國燦423-426頁、李正宇1997、289-292頁參照。常樂は瓜州や沙州から比較的近い位置に有り、7世紀末成立の『沙州圖經』卷3（P.2005）と9世紀初成立の『元和郡縣圖志』卷40（中華書局本、1028頁）によれば、瓜州・常樂間の里程は115里、沙州・常樂間の里程は約200里であり、數日で移動できる距離である。李正宇1997、290頁、卷頭圖8、圖9參照。實際、8世紀の例ではあるが、唐開元二十（732）年瓜州都督府給西州百姓游擊將軍石染典過所（73TAM509：8/13 (a) 之一）によれば、石染典は瓜州から常樂を通過して三～四日ほどで沙州に到着している。荒川2010、438-443頁參照。

図1：沙州・瓜州付近の交通路（10世紀頃）

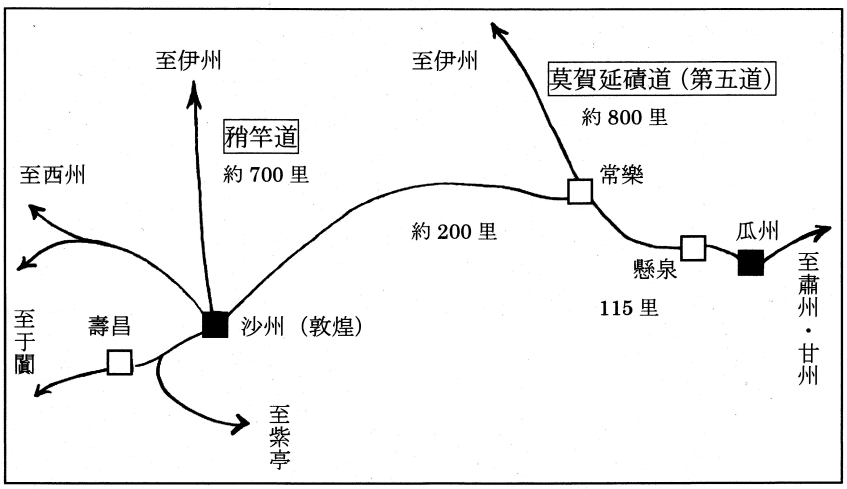

※ 道名は唐代，里程は『元和郡縣圖志』卷40による。

・囑：手紙の受取人に對する依頼の言葉。本文書では、夫人と司空に對して依頼を行なう際に使用されている。譚2000は、この「囑」を君者者が過去に行なった依頼であると見なし、以前に夫人や司空が彼女の依頼に應えてくれたことを君者者が述べていると解釋する。譚2000、103頁參照。また、張小貴2012は、4行目の「囑」が倒置的に用いられていると見なし、依頼の内容が「不用優（憂）心、即當妙矣」であると解釋する。張小貴2012、568頁參照。しかし、同様に「囑」を用いて受取人に依頼を行なう他の手紙文書（S.1284、S.4362、S.4685、羽172Vノ2、大英博物館藏1919, 0101, 0.76（SP.76/Ch.00144）等）において、「囑」を過去に行

なった依頼の意味で使用する例や倒置的に用いる實例は存在しない。1919, 0101, 0.76（SP.76/Ch.00144）の日本語譯と解釋については、坂尻 2012a、156-160 頁を、同じく羽 172V ノ 2 については坂尻 2012b、377-378 頁を参照。君者者の手紙の文脈上もこの言葉を過去の依頼や倒置と解する必然性は無い。

・廉寺：厲教の寺廟。7 世紀末成立の『沙州圖經』（P.2005）によれば、沙州（敦煌）の州城の東にあったとされる。池田 1965、50-51 頁、小川 1966、24-25 頁、譚 1998、57-59 頁、余 2006、352-354 頁参照。また、964 年頃に作成されたと見られる酒支出帳簿（敦煌研究院 001 ＋同 369 ＋ P.2629）には[6]、6 行目に「（四月）廿日、城東厲神酒壹瓮」、59 行目に「（七月）十日、城東厲賽神酒兩瓮」とあって、10 世紀の半ばにおいても州城の東で厲神の祭祀が行なわれている。なお、姜伯勤 1994 は「厲寺」を沙州から于弊（コータン）までの行程に點在する施設とみなし、張小貴 2012 もそれを支持するが、とくに根據はない。姜伯勤 1994、259 頁、張小貴 2012、569-571 頁参照。この姜伯勤 1994 の説に對する批判としては、顔 2001、422 頁を参照。

・前呈（程）：「行く手、行く先」の意味。なお、蔣 1997 では、本文書の「前呈（程）」を「費用」の意に解するが（93 頁）、他の用例から判斷して「費用」の意味にとる必要は無い。たとえば、P.2945 の「涼州書」には、69-73 行目に「前載得可汗旨教、始差／朝貢專人。不蒙　僕射隆恩、中路被温末（ママママ）／剎劫。今乃共使臣同往、望／僕射以作周旋、得達前程，往迴平善、此之恩／得 (德)、何敢忘焉。（前年に可汗のお指圖があり、朝貢使節を始めて派遣しましたが、僕射の御陰を被らず、途中で（使節が）彳末に略奪されました。今使節を共同で送りますが、お願いいたしますには、僕射のご斡旋をもちまして、前程（行く手、行く先）に達することができ、無事に還れましたならば、このご恩はどうして忘れることがあるでしょうか）」とあり、明らかに「行く手、行く先」の意味で使用されている。

・令公：中書令の尊稱。歸義軍節度使では曹氏歸義軍時代に、議金・元忠・延恭・延禄が使用している。榮 1996、132 頁参照。本文書では直前で改行が行なわれており（7 行目から 8 行目にかけて）、敬意の對象となっている。

・信儀：手紙に附隨する贈り物のこと。「信儀」を含む手紙や書儀に見られる贈り物を示す表現については、張小豔 2007、365–372 頁参照。

[6] この帳簿の作成年代については、施 1983、146-150 頁参照。

3．書式からみた君者者の動き

手紙の解釋を行なう上で、内容の翻譯だけでは解決できない大きな問題が殘されている。君者者が沙州（敦煌）から遠ざかっているのか、あるいは近づいているのか、手紙の内容からだけでは判斷ができないのである。そこで、手紙文書の書式を手がかりに君者者の動きを檢證してみたい。

君者者の手紙を、9～10 世紀頃の實用の手紙文書の書式にあてはめ、他の事例と比較すると、表 1「漢文手紙書式による表現の比較」のようになる[7]。表 1 の比較對象としては文書の缺損が無く、書式の要素がほぼ揃っている大英博物館所藏の 1919, 0101, 0.76（SP.76/Ch.00144）と P．4005 とを選んだ。君者者の手紙自體には年號等の記載は無いが、文中に歸義軍期（9 世紀半～11 世紀初）に使用された稱號が使用されていることと背面の付屬斷片に「顯德伍年（後周：958 年）」の年號が見られることから、9～10 世紀頃の書式と比較することは妥當であると判斷した。

表 1 から分かるように、S.2241 の最大の特徴は、(2)「受信者への呼びかけ」の部分の内、②「狀態を尋ねる表現」と③「無事を祈る表現」とが缺けていることである。一方、その他の要素は完備しており、この缺落が非常に目立っている。書き誤りの可能性も皆無ではないが、他の實用の手紙の例でも、(2)「受信者への呼びかけ」の②と③の要素が缺落することはほとんどない。また、書式の他の要素に不備がないことやこの手紙が公主と夫人・司空などの貴人の間で取り交わされている點から見ても、單なる書き誤りとは思えない。

恐らく、この缺落は意圖的なものであり、君者者が沙州から出發したばかりであることを示していると考えられる。そもそも（2)「受信者への呼びかけ」の②と③の部分は、他の例でも「②日頃から沙州のお父さま鄧定子、駱駝官、妻の鄧慶連、娘の長延と長美から家中の大人から子供にいたるまでお世話になっておりますのに、近頃はあなたさまのお體の具合がいかがであるか存じません。③時節柄くれぐれもご自愛下さいますよう、遠いまちよりお祈りいたします」（1919, 0101, 0.76（SP.76/Ch.00144））や「②日頃から智藏はお世話になっておりますのに、近頃は和尚樣方のご機嫌がいかがであるか存じません。③時節柄ご自愛下さいますよう、お祈りいたします」（P.4005）のように、發信者が受信者に長い間會っていない、あるいは音信がないことを前提にした挨拶である。君者者が到着した常樂は、沙州から瓜州・伊州方面へ向かう交通の要衝であり、ほんの二三日の距離に過ぎないことから考えれば、彼女が沙州にいる夫人たちとごく最近に別れたため、

[7]實際に使用された 9～10 世紀頃の漢文手紙文書やその草稿から抽出した書式の要素については、坂尻 2012b 381-383 頁參照。なお、書儀類からの書式の要素分析については、山本 2010、148-149 頁、山本 2012、171-172 頁參照。

この要素を意圖的に省略した可能性が高いのである。あるいは、逆に彼女が遠方から常樂に到着したのであれば、この部分を缺くことは非常に不自然であろう。

書式の他の要素も彼女が沙州から旅立ったばかりであることを示している。(5)「結び」の要素では、他の例でも「實有重信衣服、發遣擧付不得（本來であれば立派な贈り物や衣服をお送りするところですが、ままなりません）」（1919, 0101, 0.76（SP.76/Ch.00144））や「合有重信、獻上不得（立派な贈り物を差し上げるべきところですが、ままなりません）」（P.4005）のように、手紙と一緒に送る贈り物の不備を詫びる表現が使用される場合が多い。本文書でもこの部分は「合有信儀、在於沿路、不及袒送（贈り物を差し上げるべきではありますが、旅先のこととて、お送りすることができません）」とあり、平行的な表現が用いられている[8]。この表現も彼女が旅立ったばかりで目的地に到着していないことを示している。もし、彼女が遠方から常樂に到着し沙州に向かっているならば、公主という身分から考えて當然何らかの贈り物を持參しているはずであり、數日後に直接會う可能性のある人物に、旅行中を理由に贈り物の不備を詫びるのは不自然であろう。

以上の翻譯や書式からの檢討によれば、手紙の内容を以下のようにまとめることができる。この手紙は、某年十月十九日に、常樂から沙州へ送られた手紙で、差出人は公主君者者、あて先は北宅夫人たちである。手紙の中で君者者は、自らの沙州から常樂への到着を報告し、夫人に對してはこれからの旅行の安全祈願を願っている。また、手紙内で名前があがっている司空に對しては、兵士の增派と慰勞とを依賴している。さらに、兵士の慰勞に關しては、司空から令公に要請することを求めている。

二、受信者たち

本文書の受信者たちはいずれも夫人などの稱號のみで呼ばれており、彼らの名前を特定するためには考察が必要である。そこで、以下に令公と司空、夫人、小娘子の順に人物比定を行なう。

【令公・司空】

君者者の手紙の受信者のうち、人物比定の鍵になるのは、令公と司空である。なぜなら、この兩者は歸義軍の節度使とその男性親族である可能性が高く、稱號が使われている時期を分析することで、人物や年代の比定が可能になるからである。

[8]譚氏は「不及袒送」の部分で 3 文字目に「袒」を採用する理由を字形と儀禮の面から說明しているが、書式上の平行する表現との比較からも同樣の結論を得ることができる。譚 2000、108-109 頁參照。

また、この両者が特定されれば、受信者たちの人間關係が明確になり、夫人や小娘子の比定も可能となる。

図２ 曹氏歸義軍節度使略系圖 ※ ①～⑧は節度使位の繼承順、西暦は在位期間

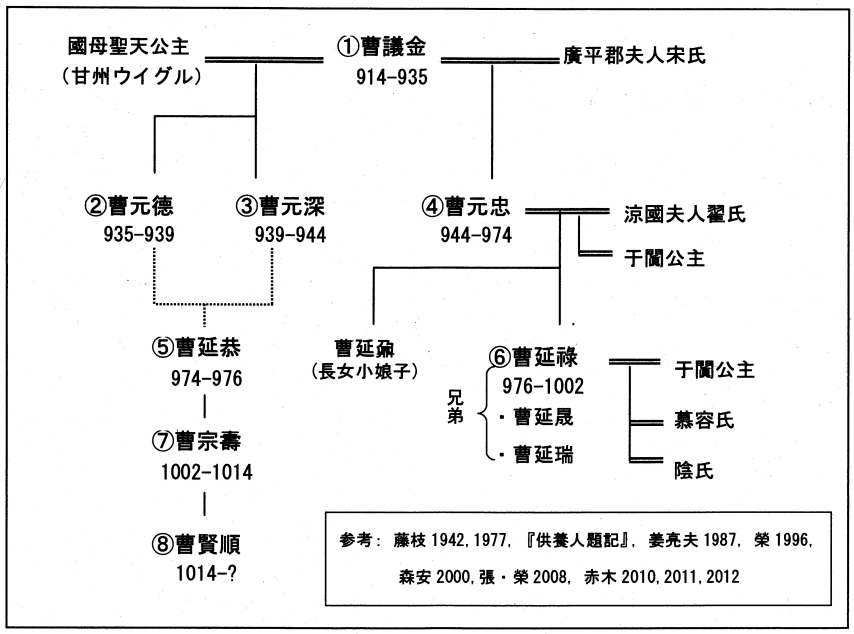

歸義軍節度使やその近親に、令公を名乗る人物と司空の稱號を持つ人物とが同時に存在する時期は、曹氏歸義軍時代の曹議金が令公を名乗った時期（928-931 年）と曹元忠が令公を名乗った時期（956-964 年）に限られる。議金は 928 年から令公を名乗るが、931 年以降は令公大王ないし大王と呼稱され、令公が單獨で使用されることは無い[9]。また、元忠は 956 年から令公を使用し、962-964 年には太師令公を名乗るものの、964 年に大王號を使用し始めるまでは令公單獨で呼稱される場合がある[10]。

まず、曹議金の時期には、息子の曹元德が司空であった可能性がある。先行研究ではウェイリー氏がこの說をとる[11]。元德は節度使を繼承する 935 年以前から司空を使用しており、議金が令公を稱した時期（928-931）に既に司空を名乗っていることはあり得る[12]。

しかし、元德を本文書の司空にあてることは史料と權限の點からみて困難である。元德が司空を稱している最も早い記録は、933 年作成の P.2704「長興四年十

[9]榮 1996、103-107 頁、赤木 2010、70 頁、86 頁參照。
[10]榮 1996、119-122 頁參照。
[11]Waley 1956、124 頁參照。なお、鄭炳林氏もこの說を取るが令公に關しては言及していない。鄭 2005a、534-535 頁、鄭 2005b、553 頁參照。
[12]榮 1996、104 頁參照。

月九日曹議金廻向疏」であり[13]、928年から931年の間に彼が司空を名乗った確證はない。ウェイリー氏は、元德が933年以前にも司空を使用したと見なし、君者者の手紙の作成時期を議金が大王を名乗る前の930年頃に推定しているが、とくに根據は無い。また、この時期に元德は節度副使の要職にあるものの、常樂を含む瓜州方面の兵員を差配する職には就いておらず[14]、君者者の依頼に應える立場に無い。

一方、曹元忠が令公であった期間（956-964）では、曹延恭と曹延禄とが司空の候補となる。先行研究では譚蟬雪氏がこの立場をとる[15]。

このうち、延恭は元忠が令公を名乗った時期に司空であった證據があり、その役職も手紙の内容に合致している。榆林窟第25窟の甬道南壁の男性供養人像の題記には、

第一身：推誠奉國保塞功臣敕歸義軍瓜沙等州節度使特進檢校太師兼中書令
　　廱郡開國公食邑壹阡五百戸食實封恭伯戸曹元忠一心供養
第二身：姪……檢校司空兼……曹延……

とあり[16]、元忠が中書令（令公）であった時期に姪（おい）の延恭が司空を名乗ったことは確實である。これらの供養人は元忠の稱號から判斷して962-964年頃に描かれたとみられるので[17]、元忠が令公を使用した期間（956-964年）とも一致する。

また、延恭は、この時期（956-964年）に瓜州團鍊使や瓜州防禦使に就任しており、常樂を含む瓜州方面での兵員派遣に關する權限を持っている。延恭は、元忠と共に行なった顯德二年（955）の後周への朝貢の際に瓜州團鍊使に任命され[18]、同じく元忠と連名で行なった北宋への朝貢に伴って、建隆三年（962年）に瓜州防禦使となっている[19]。

一方、延禄は元忠の令公時期に司空の稱號を使用した直接の證據は無く、瓜州の兵權も掌握していない。延禄は、元忠の死後の一時期（974年）や宋朝に延恭の

[13]榮1996、104頁、107頁參照。
[14]榮1996、104-105頁、107頁參照。
[15]譚2000、106-107頁。なお、李正宇氏は、元忠時代の帳簿等に「北宅」が現れることから、夫人を元忠の妻である翟氏と見なし元忠を司空にあてる。しかし、李氏は令公について全く議論しておらず、確實な結論に至っていない。李正宇1998a、375頁參照。
[16]謝1996、467頁、張伯元1995、227頁參照。ただし、榆林窟第25窟の甬道の供養人像やその題記は、破損のため現在は失われている。
[17]榮1996、120-121頁參照。
[18]『舊五代史』卷138、外國2（中華書局本、1841頁）、『新五代史』卷74、四夷付録3、吐蕃（中華書局本、915頁）、『册府元亀』卷170、帝王部、來遠（中華書局本、2059頁）。
[19]『宋會要輯稿』卷198、蕃夷5、瓜・沙二州（中華書局本、7767頁）、『續資治通鑑長編』卷3、建隆三年正月條（中華書局本、61頁）、『宋史』卷490、外國6（中華書局本、14124頁）。

死と自身の節度留後就任を報告する際（979年）に一時的に司空を名乗っていることが確認されるだけで、それ以前に司空號を用いた證據は無い[20]。また、延禄は、元忠の死後にそれまで瓜州防禦使であった延恭によって權知瓜州軍州事に任じられており[21]、元忠の生前には瓜州方面の兵權を握っていない。

さらに、延禄は元忠が令公を使用した時期（956-964年）に、成人に達していない可能性が高い。962年から964年までの間に描かれたと見られる榆林窟第19窟の曹元忠の供養人像（主室甬道南壁第一身）[22]の隣りには、延禄が少年の姿で描かれており（同第二身）、この像の題記に記された稱號も司空ではなく將仕郎（從九品下の文散官）に過ぎない[23]。また、第19窟とほぼ同時期に描かれたと思われる榆林窟第33窟と第36窟の供養人像にも延禄は元忠と一緒に現れるが、同様に少年の姿で表現され、稱號も司馬であって司空ではない[24]。このように、962年から964年のころに延禄が供養人像のとおりの少年であったとすれば、君者者の手紙にあるような兵士の增員を行なう權限を有していたとは考えにくい。

以上のように考えれば、君者者の手紙の令公は曹元忠に、司空は曹延恭に比定できるであろう。ただし、譚蟬雪は、この時期に延恭が瓜州防禦使として瓜州に常駐していたと見なし、沙州に宛てられた君者者の手紙の司空の候補から延恭を外し、この司空を延禄にあてている[25]。

しかし、瓜州防禦使などの役職についていた人物が沙州に滯在することがあったとしても、何ら問題はない。たとえば、元忠の死の直後（974年）に甘州から送られた書狀（P.2968）は沙州にいる司徒（延恭）と司空（延禄）とに宛てられている[26]。前述のように、延禄はこの時期に「權知瓜州軍州事」に任命されているので、彼は瓜州の責任者でありながら沙州にいたことになる。また、沙州で1002年に起こった政變の顛末を記した史料には、

> （咸平）五年八月、權歸義軍節度兵馬留後曹宗壽遣牙校陰會遷入貢、且言「爲叔歸義軍節度使延禄・瓜州防禦使延瑞將見害、臣先知覺、即投瓜州。蓋以當道二州八鎭軍民自前數有冤屈、備受艱辛、衆意請臣統領

[20]榮1996 124-125頁、森安2000 42頁參照。
[21]馮1997、157頁參照。
[22]榮1996、120-121頁參照。
[23]題記と供養人像の詳細については謝1996、462頁、張伯元1995、214頁參照。カラー寫眞は『中國石窟（榆林窟）』、圖版63參照。
[24]謝1996、480頁、490-491頁、張伯元1995、238頁、255頁參照。なお、榆林窟第33窟の延禄像が少年の姿をしていることについては、2011年から2013年にかけて行った現地調査の際に筆者が確認した。
[25]譚2000、107頁。
[26]森安2000、42頁參照。

兵馬、不期内外合勢、便圍軍府。延禄等知其力屈、尋自盡。<後略>[27]

咸平五年（1002 年）八月、權歸義軍節度兵馬留後の曹宗壽が牙校の陰會遷を派遣して入貢し、言うには「叔（おじ）の歸義軍節度使延禄と瓜州防禦使延瑞に殺害されそうになりましたが、私は前もって察知し、すぐに（沙州から）瓜州に身を寄せました。私が思いますに、當道（河西道）の二州八鎮の軍民は以前から（延禄たちに）怨みを抱いており、いつも苦しみを受けていましたので、皆の總意として私が節度使になることを望み、期せずして（沙州の）内外の人々が集まり、（歸義軍の）軍府を包圍したのです。延禄らは力の及ばないことを知り、間もなく自ら命を絶ちました。…

とあり、延禄の節度使在位中に瓜州防禦使であった弟の曹延瑞が、政變の際に沙州の歸義軍軍府で延禄と一緒に群衆に包圍され自殺に追い込まれていることがわかる。さらに、延瑞が沙州の大雲寺と思われる寺で法要を催した際の僧侶の招請狀（P.4622）や瓜州管下の新鄉鎮から送られた司徒（延瑞）たちに對する感謝狀（S.374）が藏經洞から發見されていることも瓜州防禦使の延瑞が沙州に滯在した可能性を示唆する[28]。

【夫人】

令公が元忠、司空が延恭であれば、夫人は元忠の妻の翟氏に比定することができる[29]。翟氏は節度使元忠の妻として潯陽郡夫人を名乗り、元忠の顯德二年（955 年）の朝貢とそれにともなう昇進によって涼國夫人に昇格しており[30]、令公と司空の組合せが成立する時期（956-964 年）には節度使の正妻としての地位を不動のものにしている。

また、手紙のなかで延恭よりも上位に名前があげられる女性は、彼にとって叔母にあたる元忠の妻の翟氏以外にありえない。敦煌文獻中の 9～10 世紀頃の漢文手紙文書の他の事例を見ると、發信者側や受信者側の人物が複數書かれている場合には、手紙の實際の書き手や受取り手が誰であれ、名前があがっている人物たちの中の序列で配列されている。たとえば、1919, 0101, 0.76（SP.76/Ch.00144）は、沙州の鄧慶連から肅州の李保祐に宛てて書かれており、(2)「受信者への呼びかけ」の②「狀態を尋ねる表現」と (3)「無事を傳える表現」には、發信者側の沙州の鄧慶連の家族が列擧されているが、鄧慶連はその三人目に名前が上がっている。また、P．4005 には、(2)「受信者への呼びかけ」の①「無事を喜ぶ表現」の部分に受信者側の「周僧正和尚・李僧正和尚・法律・老宿・徒衆等」が列擧されるが、

[27]『宋會要輯稿』卷 198、蕃夷 5、瓜・沙二州（中華書局本、7767 頁）。

[28]S.374 の司徒が延瑞であることについては、榮 1996、128 頁參照。

[29]李正宇氏と譚氏も夫人を翟氏にあてる。李正宇 1998a、375 頁、譚 2000、107-108 頁參照。鄭氏は元德の妻である陰氏にあてる。鄭 1995a、534 頁、鄭 1995b、553 頁參照。

[30]賀・孫 1982、252 頁、赤木 2010、261 頁、陳菊霞 2012、201–202 頁參照。

その封筒（P.5012）の宛先になっている李僧正和尚は二人目に書かれている[31]。

【小娘子】

殘る小娘子は、元忠と翟氏の間に生まれたむすめである曹延鼐であろう。もともと「小娘子」には「年少の女性」や「少女」の意味しか無く、特定することは困難である。ただ、令公が元忠、司空が姪で後繼者の延恭、夫人が元忠の正妻の翟氏であるとすれば、小娘子も彼らに近い年少の女性親族である可能性が高い。曹延鼐は元忠と翟氏の間のむすめであり、楡林窟第 19 窟、第 25 窟、第 36 窟にも元忠の長女として「長女小娘子延鼐」あるいは「長女延鼐小娘子」の題記付きで翟氏と一緒に描かれている[32]。また、元忠の女性親族たちが描かれた莫高窟第 61 窟で、妻の翟氏と年少の女性親族が竝ぶ主室南壁第三身以降の供養人題記に、

第三身　：施主敕授潯陽郡夫人翟氏一心供養
第四身　：姪小娘子延□（隆）一心供養
第五身　：姪小娘子延蔭一心供養
第六身　：姪小娘子延□（在）一心供養
第七身　：姪小娘子…
第八身　：女小娘子延…
第九身　：姪小娘子延應一心供養
第十身　：姪小娘子延友一心供養
第十一身：㚸甥小娘子長喜一心供養
第十二身：㚸甥小娘子長勝一心供養
第十三身：新婦小娘子陰氏一心供養
第十四身：新婦小娘子陰氏一心供養
第十五身：新婦小娘子翟氏一心供養
第十六身：新婦小娘子鄧氏一心供養
第十七身：㚸甥新婦小娘子曹氏一心供養

とあり[33]、この中で「女（むすめ）」は第八身の「女小娘子延…」以外にいない。つまり、恐らくこの女性こそが「長女小娘子延鼐」であり、元忠と翟氏の夫妻には他にむすめがいなかったと思われる。

なお、譚蟬雪は小娘子について「司空の小娘子」と解し、司空（延禄）の妻であ

[31]以上の 2 つの例については本稿表 1、坂尻 2012a、156-160 頁、坂尻 2012b、381-382 頁参照。
[32]謝 1996、462 頁、468 頁、491 頁、張伯元 1995、214 頁、227 頁、256 頁参照。カラー寫眞は『中國石窟（楡林窟）』、圖版 62 参照。
[33]『供養人題記』、23-24 頁。

る于弊公主と見なすが[34]、そのように解釈することには問題がある。前掲の第 61 窟主室南壁の女性供養人たちの題記では、他家から嫁いできた異性の女性親族は「新婦小娘子〇氏」と表現されている（第十三身～第十七身）。もし、譚氏が言うように君者者の手紙の小娘子が司空の妻ならば、「新婦（よめ）」や「姓（〇氏）」が表記されているはずである。それゆえ、この「小娘子」を司空の妻と考えることはできない。

以上の考察から、本文書の受信者たちは、節度使曹元忠（令公）の妻の翟氏（北宅夫人）、曹延恭（司空）、曹延鼐（小娘子）に同定できる。また、曹元忠が令公號を使用していた時期から考えて、本文書の作成年代は 10 世紀半ば（956–964 年）に比定しうるだろう[35]。

三、君者者の出自

本文書の受信者が沙州（敦煌）の歸義軍節度使曹元忠の家族たちであるとすると、彼らに親しく手紙を送る公主君者者とは何者であろうか。君者者の出自についてはすでにウイグル説、甘州ウイグル説、于弊（コータン）説、達怛説が唱えられているが[36]、根據を明確に示した比定はほとんどなされていない。以下に、あらためて彼女の稱號、名前、行く先から、その出自について考察を加える。

【公主の稱號】

まず、君者者の手紙が書かれた 10 世紀半ばに、歸義軍政權の周圍で公主の稱號を使用した勢力は、甘州ウイグル、于弊（コータン）、西ウイグルの三者に限られる。甘州ウイグルは王族の女性達に公主號を用いており、甘州ウイグル可汗のむすめである曹議金の妻などが「天公主」と呼稱されている[37]。また、于弊から曹延禄に嫁いだ王女の例などから、于弊でも「公主」の稱號が使われていたことは確

[34]譚 2000、108 頁參照。

[35]本文書の背面に貼られていた Fragment 2 の年代が「顯德伍年（958）」であることも、この年代比定を補強する材料となる。

[36]君者者の出自に關する諸說は以下の通り。なお、張小貴 2012 には主要な說について簡潔なまとめがなされている（569 頁）。單にウイグルとする說：Waley 1956、124 頁、池田 1965、51 頁。甘州ウイグルとする說：李正宇 1998a、375 頁、李正宇 1998b、634 頁、Whitfield and Sims-Williams 2004、120 頁。于弊あるいは甘州ウイグルとする說：劉 1985、55 頁、姜伯勤 1994、259 頁、張小貴 2012、566-572 頁。達怛とする說：譚 2000、101-104 頁、顏 2001、422 頁、余 2006、353 頁。

[37]莫高窟第 61 窟の主室の供養人題記には、「故母北方大迴鶻國聖天的子敕授秦國天公主隴西李…」（東壁南側、第一身、議金の妻）や「姉甘州聖天可汗天公主一心供養」（東壁南側、第二身、元忠の姉、可汗の妻）など 5 人の甘州ウイグル公主があらわれる。『供養人題記』、21–22 頁參照。

實である[38]。さらに、東部天山地域の西ウイグルにおいても、10 世紀後半に作られ、西ウイグルの國王以下主だった人々が登場する S.6551「佛說阿弥陀經講經文」や同じく 10 世紀後半に作られトルファンから發見された「棒杭文書」（第二棒杭）の記載から、「公主」號が使われていたことが分る[39]

なお、譚蟬雪氏は君者者を達怛の公主にあてるが、10 世紀の達怛が「公主」號を用いた例は無く、候補に入れることはできない。譚氏は、964 年頃に作成されたと見られる歸義軍政府の酒支出帳簿（敦煌研究院 001+同 369 ＋ P.2629）に現れる「達家小娘子」（96 行目）や「達家娘子」（101 行目）を達怛の女性と見なし、君者者と同一人物と斷定する[40]。しかし、譚氏が指摘する性別、時間、内容、待遇、歴史的背景などの共通點のうち、兩者の性別が一致する以外に明確な共通點を見いだすことはできない。

【君者者の名前】

次に、「君者者」という名前自體は、古代トルコ語の女性の名前として解釋することができる。なぜなら、「君者者（中古音：kiuən tśi̯a: tśi̯a:、河西音：kiʷən tśia tśia）」[41]は古代トルコ語の “kün čäčäk”（太陽の花）を漢字で寫したものと思われるからである[42]。このうち、古代トルコ語の “čäčäk”（花）を含む女性の名前は 10 世紀頃のウイグル人たちの中にも複數確認することができるので[43]、「君者者」を古代トルコ語の “kün čäčäk” と見なして、10 世紀頃のウイグル人女性の名前と考えることは妥當であろう。

【君者者の行く先】

君者者が到着した常樂は、伊州～西州方面のルートと瓜州～甘州方面へのルー

---

[38]莫高窟第 61 窟の主室の「大朝大于弊國天册皇帝第三女天公主李氏爲新受太傅曹延禄姫供養」（東壁北側、第七身）や榆林窟第 35 窟の「大朝大于弊金玉國皇帝的天公主…」（主室甬道北側、第一身）などがある。『供養人題記』、22 頁、張伯元 1995、251 頁參照。

[39]S. 6551「佛說阿弥陀經講經文」には、「諸天公主鄧林等」、「諸天公主」、「鄧林公主」などがあらわれる。張・榮 1989、24–25 頁、27 頁參照。なお、この文獻の作成年代に關しては、張・榮 1989 は 10 世紀前半を想定するが、森安 1991 では 10 世紀後半と見なしている。張・榮 1989、27 頁、31 頁、森安 1991、159–160 頁參照。また第二棒杭には「天公主居邪蜜施登林」（4 行目）が見える。森安 1974、42–44 頁參照。第二棒杭の作成年代は 983 年にほぼ特定されている。森安 1974、41 頁、森安 2001、153 頁參照。

[40]譚 2000、101-104 頁參照。

[41]中古音は *GSR* による（「君」459a、「者」45a）。河西音は高田 1988 による（「君」0857、「者」0063）。

[42]Waley 1956、124 頁參照。

[43]以下に例をあげる。“ay čäčäk tängrim”（第一棒杭、14 行目、森安 1974、40 頁、森安 2001、161 頁、163 頁參照。“ay čäčäk” は「月の花」の意）、“čäčäk tängrim”（Or.8212 (116)+P. 2969、11 行目、Hamilton 1986 (1) 、98–99 頁參照）、“čäčäk”（Or.8212 (200)、3 行目、Hamilton 1986 (1) 、116 頁參照）。

トの分岐點にあたる。彼女はここからどちらに向かおうとしているのであろうか。

この疑問に答えるうえで注目すべきことは、彼女がその手紙の中で「更兼兵士、遠送前呈（程）（更に兵士を増して、遠く（わたくし君者者の）行く手に差し向けてきただき…）」と要請していることである。常樂から瓜州に向けてのルートは「瓜州大道」と呼ばれる沙州～瓜州間の大動脈であり、嚴重に警備された安全なルートであった[44]。したがって、このルートを通る場合はことさら警備の兵を増やす必要は無い。また、常樂から次の據點都市の瓜州までは、わずか 100 里あまりであり、「遠送前呈（程）」という表現にも合わない。もし、この表現が瓜州以東まで想定しているとしても、據點都市の瓜州ではなく途中の常樂で兵を補充するのは不自然である。一方、10 世紀頃の伊州方面は西ウイグルの支配下にあり歸義軍の支配下を離れている[45]。常樂から伊州までの距離も約 800 里ほどもあり、かなりの遠距離である。また、歸義軍と西ウイグルの中間地帯ではどちらの勢力にとっても警備は困難であり、兵士の増派は不可缺であろう。このように考えれば、君者者は常樂から瓜州～甘州方面ではなく伊州～西州方面にむけて移動しようとしていると見なすことができるだろう。

以上、稱號、名前、行く先から判斷して、君者者は西ウイグルの公主であると考えられる。君者者が、公主の稱號を使用する甘州ウイグル、于弊、西ウイグルのいずれかに屬し、古代トルコ語の名前を持ち、伊州～西州方面に移動しようとしているならば、西ウイグル出身であると考えることが最も妥當であろう。無論、彼女が于弊や甘州ウイグルの出身者であることを完全に否定することはできないが、積極的にそれを支持する材料も同様に無い。

おわりに

本稿で論じたように、君者者の手紙が西ウイグルの公主が沙州（敦煌）の歸義軍節度使曹元忠の家族に送った手紙だとすれば、10 世紀の敦煌をめぐる國際關係を考えるうえで、非常に重要な意味を持つといえるだろう。なぜなら、10 世紀後半の敦煌と西ウイグルとの密接な交流が[46]、王族の往來にまで及んでいたことが明らかになるからである。今後は、この手紙を單なる厲教祭祀の實例に止めず、改めて

[44]「瓜州大道」は常樂副使の田員宗の報告（P.2482）に見える表現である（10–11 行目）。この報告では、侵入した南山部落の賊を瓜州により近い懸泉の部隊と連携しながら的確に追跡する様子が詳しく説明されている。このような例からもこのルートの警戒が嚴しかったことがうかがえる。田員宗の報告や常樂・懸泉での警備については、馮 2006、268-273 頁參照。

[45]當時の伊州は獨自の動きを見せながらも、基本的に西ウイグルの勢力下に置かれていた。榮 1986、33 頁、李軍 2007、14-17 頁、松井 2010、27-28 頁、馮 2012、52-54 頁參照。

[46]森安 1985、36 頁、森安 1987、榮 1996、351-397 頁參照。

國際關係を論ずるための重要な史料として位置づけ、活用していく必要がある。

表１：漢文手紙書式による表現の比較

書式の要素	S. 2241	1919, 0101, 0.76/ SP. 76/ Ch.00144	P. 4005
(1) 時候の挨拶	孟冬漸寒。	孟夏漸熱。	季夏極熱。
(2) 受信者への呼びかけ ① 無事を喜ぶ表現	伏惟、北宅夫人・司空・小娘子、尊體起居萬福。	伏惟、肅州僧李保祐、尊體起居萬福。	伏惟、周僧正和尚・李僧正和尚・法律・老宿・徒衆等、尊體起居萬福。
② 狀態を尋ねる表現	×	卽日沙州丈人鄧定子・駱駞官・妻鄧慶連・女長延・長美及合家大小蒙恩、不審近日尊體何似。	卽日智藏蒙恩、不審近日尊體何似。
③ 無事を祈る表現	×	伏惟、已時善加保重、遠城望也。	伏惟、順時倍加保重、下情望也。
(3) 無事を伝える表現	卽日君者々人馬平善與（已）達常樂、不用優（憂）心、即當妙矣。	沙州丈人・駱駝官・妻慶連・女長美・長延及合家大小、惣得平善、莫用優（憂）煩。	自離面別、承和尚重福、且得平善、不用憂念。
(4) 手紙の本文	切囑夫人…賜與羊酒優勞。	丈母幷應子…到日收領。	昨者使人到來…非常喜悅。
(5) 結び	合有信儀、在於沿路、不及祖送。謹奉狀起居。不宣。謹狀。	實有重信衣服、發遣擧付不得。今因人往、空付丹(單)書起居。不喧。謹狀。	合有重信、獻上不得。謹奉狀起居、諮射以聞。伏惟照察、謹狀。
(6) 日付＋発信者	十月十九日公主君者々狀上	甲戌年四月　日沙州妻鄧慶連狀上	大唐（長）興弐年六月□日［智藏狀］
(7) 受信者＋脇付	北宅夫人　粧前	×	和尚　香案　謹空
※　追伸	×	又囑李闍梨…得不得亦廻發一字。	×

【略號】

『英藏』：中國社會科學院歷史研究所他『英藏敦煌文獻：漢文佛教以外部分』全15巻、成都：四川人民出版社、1990-2009年。

『供養人題記』：敦煌煌研究院(編)『敦煌莫高窟供養人題記』北京：文物出版社、1986年。

『釋録』：唐耕耦・陸宏基(編)『敦煌社會經濟文獻眞蹟釋録』全5巻、北京：書目文獻出版社、1986-1990年。

『總目』：商務印書館(編)『敦煌遺書總目索引』北京：中華書局、1983年。

『總目新』：敦煌研究院(編)『敦煌遺書總目索引新編』北京：中華書局、2000年。

『中國石窟（榆林窟）』：敦煌研究院(編)『中國石窟　安西榆林窟』東京：平凡社、1990年。

GSR: Bernhard Karlgren, *Grammata Serica Recensa*, Stockholm, 1957 (repr. 1964).

【文獻目録】著者名順（日本人・中國人は五〇音順、歐米人はABC順）

赤木崇敏 2010「十世紀敦煌の王權と轉輪聖王觀」『東洋史研究』69-2、59-89頁。

――― 2011 “Six 10th century Royal Seals of the Khotan Kingdom, ” *New Studies of the Old Tibetan Documents*, Y.Imaeda et.al.(eds.), Tokyo, Tokyo University of Foreign Studies, pp.217-229.

――― 2012 “The Genealogy of the Military Commanders of the Guiyijun from Cao Family,” *Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*［敦煌學: 第二個百年的研究視角與問題］, I. Popova and Liu Yi (eds.), Slavia Publishers, St.Petersburg,pp.8-13.

荒川正晴 2010『ユーラシアの交通・交易と唐帝國』名古屋：名古屋大學出版會。

池田温 1965「8世紀中葉における敦煌のソグド人聚落」『ユーラシア文化研究』1、49-92頁。

榮新江 1986「歸義軍及其周邊民族的關係初探」『敦煌學輯刊』1986-2、24-44頁。

――― 1996『歸義軍史研究――唐宋時代敦煌歷史考索』上海：上海古籍出版社。

小川陽一 1966「敦煌における厲教廟の祭祀」『東方宗教』 27、23-34頁。

賀正哲・孫修身 1982「瓜沙曹氏與敦煌莫高窟」『敦煌研究文集』敦煌文物研究所（編）、蘭州：甘肅人民出版社、220-272頁。

顔廷亮 2001「敦煌文化中的厲教、摩尼教和景教」『敦煌學與中國史研究論集 紀念孫修身先生逝世一周年文集』蘭州：甘肅人民出版社、418-429 頁。

姜伯勤 1994『敦煌吐魯番文書與絲綢之路』北京：文物出版社。

姜亮夫 1987「瓜沙曹氏世譜」『敦煌學論文集』、上海：上海古籍出版社、955-975 頁。

坂尻彰宏 2012a「大英博物館藏甲戌年四月沙州妻鄧慶連致肅州僧李保祐狀」『敦煌寫本研究年報』6、155-167 頁。

――― 2012b「杏雨書屋藏敦煌祕笈所收懸泉索什子致沙州阿耶狀」『杏雨』15、374-389 頁。

施萍亭 1983「本所藏《酒帳》研究 」『敦煌研究』創刊號、142-155 頁。

謝稚柳 1996『敦煌藝術敍録』上海：上海古籍出版社（初版：上海、上海出版公司、1955 年)。

蔣禮鴻 1997『敦煌變文字義通釋』(增補定本)、上海：上海古籍出版社。

高田時雄 1988『敦煌資料による中國語史の研究――九、十世紀の河西方言』東京：創文社。

譚蟬雪 1998『敦煌歲時文化導論』臺北：新文豐出版公司.

――― 2000「《君者者狀》辨析――河西達怛國一份書狀」『1994 年敦煌學國際研討會文集』敦煌研究院（編)、蘭州：甘肅民族出版社、100-114 頁。

張廣達・榮新江 1989「有關西州回鶻的一篇敦煌漢文文獻――S6551 講經文的歷史學研究」『北京大學學報 (哲學社會科學版)』1989-2、24-36 頁。

――― 2008 『于弊史叢考 (增訂本)』北京：中國人民大學出版社。

張小豔 2007 『敦煌書儀語言研究』北京：商務印書館。

張小貴 2012「敦煌文書所記“ 厲寺燃燈 ”考」『慶賀饒宗頤先生九十五華誕敦煌學國際學術研討會論文集』中央文史研究館・敦煌研究院・香港大學饒宗頤學術館（編)、北京：中華書局、566-583 頁。

趙貞 2010『歸義軍史事考論』北京：北京師範大學出版社。

張伯元 1995『安西榆林窟』成都：四川教育出版社。

陳菊霞 2012『敦煌翟氏研究』北京：民族出版社。

陳國燦 2002「唐五代敦煌四出道路考」『敦煌學史事新證』蘭州：甘肅教育出版社、423-444 頁 (初出『敦煌學國際研討會文集（石窟史地・語文篇)』瀋陽、遼寧美術出版社、1995)。

鄭炳林 1997「唐五代敦煌手工業研究」『敦煌歸義軍史專題研究』鄭炳林（主編)、蘭州：蘭州大學出版社、239-274 頁。

——— 2005a「晩唐五代敦煌歸義軍政權的婚姻關系研究」『敦煌歸義軍史專題研究三編』鄭炳林 (主編)、蘭州：甘肅文化出版社、 513-547 頁。

——— 2005b「晩唐五代敦煌歸義軍節度使多妻制研究」『敦煌歸義軍史專題研究三編』鄭炳林（主編)、蘭州：甘肅文化出版社、 548-559 頁。

馮培紅 1997「晩唐五代宋初歸義軍武職軍將研究」『敦煌歸義軍史專題研究』鄭炳林（主編)、蘭州：蘭州大學出版社、94-178 頁。

——— 2006「歸義軍鎮制考」『敦煌吐魯番研究』9、245-295 頁。

——— 2012「Дx-1335《歸義軍都虞候司奉判令追勘押衙康文達牒》考釋」*Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*［敦煌學：第二個百年的研究視角與問題］, I. Popova and Liu Yi (eds.), Slavia Publishers, St. Petersburg, pp.49-54.

藤枝晃 1942「沙州歸義軍節度使始末 (三)」『東方學報 (京都) 』13-1、63-95 頁。

——— 1977 「敦煌オアシスと千佛洞」『敦煌・シルクロード』(毎日グラフ別册)、毎日新聞社、 63-67 頁。

松井太 2010「西ウイグル時代のウイグル文供出命令文書をめぐって」『人文社會論叢 人文科學篇』24、25-53 頁。

森安孝夫 1974「ウィグル佛教史史料としての棒杭文書」『史學雜誌』83-4、38-54 頁。

——— 1985「チベット文字で書かれたウィグル文佛教教理問答（P.t.1292）の研究」『大阪大學文學部紀要』25、1-85 頁、圖版 1 枚。

——— 1987「敦煌と西ウイグル王國」『東方學』74、58-74 頁。

——— 1991『ウイグル=マニ教史の研究』『大阪大學文學部紀要』31・32（合昇號)。

——— 2000「河西歸義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15、1-121 頁、圖版 15 枚、折込圖 1 枚。

——— 2001 “Uighur Buddhist Stake Inscriptions from Turfan,” *De Dunhuang à Istanbul. Hommage à James Russell Hamilton*, (Silk Road Studies, 5), L. Bazin and P. Zieme (eds.),Turnhout, Brepols, pp. 149-223.

山本孝子 2010「敦煌書儀中的“ 四海範文 ”考論」『敦煌寫本研究年報』4、141-161 頁。

——— 2012「書儀の旋及と利用」『敦煌寫本研究年報』6、169-191 頁。

余欣 2006『神道人心 唐宋之際敦煌民生宗教社會史研究』北京：中華書局。

李軍 2007「晩唐五代伊州相關史實考述」『西域研究』2007-1、6-17 頁。

李正宇 1997『敦煌歴史地理導論』臺北：新文豐出版公司。

——— 1998a「公主君者者致北宅夫人書」『敦煌學大辭典』上海：上海辭書出版社、375 頁。

——— 1998b「厲廟」『敦煌學大辭典』季羨林 (主編)、上海：上海辭書出版社、634 頁。

李擴成 1990「唐代瓜州 (晋昌郡) 治所及其有關城址的調査與考證」『敦煌研究』1990-3、24-31 頁。

劉銘恕 1985「敦煌遺書雜記四篇」『敦煌學論集』甘肅省社會科學院文學研究所 (編)、蘭州：甘肅人民出版社、45-67 頁。

盧向前 1992「關於歸義軍時期一份布紙破用暦的研究——試釋 P.4640 背面文書」『敦煌吐魯番文書論稿』南昌：江西人民出版社、97-170 頁（初出：『敦煌吐魯番研究論文集』3、北京大學中國中古史研究中心編、北京：北京大學出版社、1986、394-466 頁、圖版 18 枚）。

Giles, Lionel 1935 “Dated Chinese Manuscripts in the Stein Collection,” *Bulletin of the School of Oriental Studies*, Vol. 8, No. 1, pp. 148-173.

——— 1944 *Six centuries at Tunhuang: a short account of the Stein collection of Chinese mss. in the British Museum*, London, The China Society.

——— 1957 *Descrptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tun-huang in the British Museum*, London, The Trustees of British Museum.

Grenet, Frantz and Zhang Guangda 1996 “The Last Refuge of the Sogdian Religion: Dunhuang in the Ninth and Tenth Centuries,” *Bulletin of the Asia Institute*, new series 10, pp.175-186.

Hamilton, James Russell 1986 *Manuscrits Ouïgours du IXe-Xe siècle de Touen-houang*, 2vols., Paris, Peeters france.

Waley, Arthur 1956 “Some References to Iranian Temples in Tun-huang Region,” 『中央研究院歴史語言研究集刊』28, pp.123-128.

Whitfield, Susan and Ursula Sims-Williams (eds.) 2004 *The Silk Road*, London, British Library.

（作者は大阪大學全學教育推進機構准教授）

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）69-82 頁

聖語藏の『寶雨經』

――則天文字の一資料*

大西磨希子

はじめに

東大寺尊勝院の經藏であった聖語藏には、隋唐經から奈良～鎌倉にかけての古寫經 4960 卷が傳存しており、そのなかに菩提流支譯『寶雨經』が含まれている[1]。この聖語藏本『寶雨經』は、光明皇后の發願になる天平十二年（740）五月一日の奥書をもつ、いわゆる「五月一日經」の一部として書寫されたものである[2]。全體にわたって朱墨による書き入れが施されており、他本との校訂を經て丁寧に使用されたことがうかがえる。興味深いのは、その經文に則天文字が使用されている

---

*本稿は 2013 年 9 月 30 日の中國中世寫本研究班において發表した内容の後半部分を骨子に、大幅に加筆修正したものである。發表當日には班長の高田時雄教授をはじめ、諸先生方より貴重なご意見やご教示をたまわった。記して感謝申し上げたい。

[1]聖語藏經卷は東大寺尊勝院の經藏「聖語藏」に傳來し、明治二十七年（1894）に皇室へ獻納され、現在は宮内廳正倉院事務所の管理になる。

[2]光明皇后御願の五月一日經が東大寺に移納された經緯等については、堀池春峰「光明皇后御願一切經と正倉院聖語藏」（『古代學』3-3、1954 年。のち『南都佛教史の研究』上・東大寺篇、法藏館、1980 年に再録）に詳しい。

五月一日經については、以下を參照。福山敏男「奈良朝に於ける寫經所に關する研究」（『史學雜誌』43-12、1932 年。同『寺院建築史の研究』中、中央公論美術出版、1982 年に再録）。皆川完一「光明皇后願經五月一日經の書寫について」（坂本太郎博士還曆記念會編『日本古代史論集』上、吉川弘文館 1962 年。同『日本古文書學論集』3、吉川弘文館、1988 年に再録）。松本包夫「聖護藏五月一日經の筆者と書寫年代その他 1～3」（『書陵部紀要』15～17、1963～65 年）。榮原永遠男「初期寫經所に關する二三の問題」（岸俊男教授退官記念會編『日本政治社會史研究』上、塙書房、1984 年。榮原永遠男『奈良時代の寫經と内裏』塙書房、2000 年に再録）。赤尾榮慶「光明皇后御願一切經五月一日經について」（『古筆學叢林』二〈古筆と寫經〉八木書店、1989 年）。大平聰「天平勝寶六年の遣唐使と五月一日經」（笹山晴生先生還曆記念會編 『日本律令制論集』上、吉川弘文館、1993 年）。山下有美「皇后宮職管下の寫經機構」（『正倉院文書と寫經所の研究』吉川弘文館、1999 年）、同「五月一日經『創出』の史的意義」（『正倉院文書研究』6、1999 年）。宮崎健司「光明子發願五月一日經の勘經」（『日本古代の寫經と社會』塙書房、2006 年）。山本幸男「玄昉將來經典と「五月一日經」の書寫（上）・（下）」（『相愛大學研究論集』22・23、2006・2007 年）。

點である。從來、日本への則天文字の移入を示す資料としては、正倉院の『王勃詩序』（慶雲四年（707）書寫）や高野山他の『文館詞林』（弘仁十四年（823）鈔寫）などが代表的なものとしてしばしば取り上げられているが[3]、聖語藏本『寶雨經』に則天文字が使用されていることについては、存外に知られていないようである[4]。しかしながら、則天文字の使用という點でみた場合、聖語藏本『寶雨經』は『王勃詩序』や『文館詞林』よりも正確で、徹底している。

そこで小論では、則天文字の日本移入を示す一資料として、聖語藏本『寶雨經』を取り上げ、そこでの則天文字の使用狀況をもとに、原本の書寫年代および日本への將來時期を檢討してみたい。

一、『寶雨經』と則天武后

長壽二年（693）九月に菩提流支によって譯された『寶雨經』は、武則天の登極に佛教側から正當性を與えるものとして、『（擬）大雲經疏』[5]と竝んで重要視された經典である[6]。

『寶雨經』にはこの菩提流支譯の十卷本のほかに、異譯として梁・曼陀羅仙譯の『寶雲經』七卷、梁・曼陀羅仙と僧伽婆羅共譯の『大乘寶雲經』七卷、宋・法護譯『除蓋障菩薩所問經』二十卷があるが、滋野井恬氏が指摘されたように、菩提流支譯には他の三譯には全くみられない特異な記述がある。すなわちそれは、卷一の月光天子に對する世尊の宣言內容に關わる箇所であり、そこには月光天子が、

[3]『王勃詩序』については、藏中進「上代則天文字考」（小島憲之博士古稀記念論文集『古典學藻』塙書房、1983 年）、長田夏樹他「正倉院本王勃詩序の研究 I」（『神戸市外國語大學 外國學研究』30、1995 年）、道坂昭廣「正倉院藏『王勃詩序』中の「秋火登洪府滕王閣餞別序」について」（『敦煌寫本研究年報』7、2013 年）を、『文館詞林』については、阿部隆一「文館詞林考」（『影弘仁本文館詞林』（古典研究會、1969 年）、藏中進「奈良・平安初唐則天文字考」（『神戸外大論叢』34-3、1983 年）を參照した。『王勃詩序』には、則天文字と常字の混用がみられ、『文館詞林』の則天文字の使用は、現存する約三十卷のうち三卷（卷三四六、卷五〇七、卷六六二）に限られる。

[4]管見の限り、聖語藏本『寶雨經』に則天文字が用いられていることを指摘したものを知らない。『大正藏』16 卷所收の『寶雨經』では、聖語藏本が校勘に用いられているが漏れも含まれており、則天文字の使用については全くふれられていない。

[5]敦煌寫本中の S.2658 と S.6502 の二本が存する。『（擬）大雲經疏』については、つぎを參照。矢吹慶輝『三階教之研究』（岩波書店、1927 年、737～747 頁）。Antonino Forte, *Political Propaganda and Ideology in China at the End of the Seventh Century. Inquiry into the Nature, Authors and Functions of the Tunhuang Document S. 6502, Followed by an Annotated Translation*. Napoli: Istituto Universitario Orientale, 1976 (Second Edition. Kyoto: Italian School of East Asian Studies (Monographs 1), 2005). アントニーノ・フォルテ「『大雲經疏』をめぐって」（『講座敦煌 7 敦煌と中國佛教』大東出版社、1984 年）。

[6]前掲注 5 矢吹書、748～760 頁。滋野井恬「寶雨經をめぐる若干の考察」（『印度學佛教學研究』39、1971 年）。

①涅槃後の第四五百年中の佛法が滅せんとするとき、贍部州の東方摩訶支那國に女身となって現れ自在主となり、多年にわたり正法をもって治めるということ。

②阿拏跋致と轉輪聖王位を得るということ。

③王位を受けるとき國土中に山が湧出するということ。

④覩史多天宮に往詣し、慈氏（彌勒）菩薩を供養し、慈氏菩薩が成佛するときには阿耨多羅三藐三菩提記を授かるということ。

が説かれている[7]。

滋野井氏が論じられたように、①は菩提流支譯『寶雨經』の翻譯當時、武則天が女帝として君臨していたことと照應するものであり、③は武則天の登極に先立つ垂拱二年（686）に、新豐縣の東南に山が湧出したという瑞祥[8]と合致し、④は薛懷義らが武則天を彌勒の下生と喧傳したこと[9]と符合する。とりわけ興味深い一致を示すのは②の部分で、『寶雨經』が譯出されたまさしくその同年同月に、武則天は武承嗣ら五千人の上表に從い「金輪聖神皇帝」の尊號を採用しており、さらに佛典に轉輪聖王がもつと説かれる七寶（金輪寶、象寶、女寶、馬寶、珠寶、兵臣寶、藏臣寶）を作り、朝會する毎に殿庭に陳べたと傳えられる[10]。

したがって滋野井氏が指摘されたとおり、この菩提流支譯『寶雨經』は武則天の登極にまつわる事象を、きわめて意識的に經文に取り入れた經典ということができる。そして聖語藏本『寶雨經』（以下、小論で單に聖語藏本とのみ記す場合も、とくに注記しないかぎり聖語藏本『寶雨經』を指す）は、この菩提流支譯を寫し

---

[7]該當する經文（『大正藏』16、284b～c）はつぎのとおり（傍線部および數字は筆者）。
我涅槃後最後時分、第四五百年中法欲滅時、① 汝於此贍部洲東北方摩訶支那國、位居阿拏跋致。實是菩薩、故現女身、爲自在主、經於多歲、正法治化。養育衆生、猶如赤子。令修十善、能於我法、廣大住持、建立塔寺。又以衣服・飲食・臥具・湯藥供養沙門。於一切時、常修梵行。名曰月淨光。天子、然一切女人、身有五障。何等爲五。一者不得作轉輪聖王、二者帝釋、三者大梵天王、四者阿拏跋致菩薩、五者如來。② 天子、然汝於五位之中、當得二位。所謂阿拏跋致及輪王位。天子、此爲最初瑞相。③ 汝於是時、受王位已。彼國土中有山、涌出五色雲現。當彼之時、於此伽耶山北、亦有山現。天子、汝復有無量百千異瑞。我今略說。而彼國土安隱豐樂、人民熾盛甚可愛樂。汝應正念、施諸無畏。天子、④ 汝於彼時、住壽無量。後當往詣覩史多天宮、供養承事慈氏菩薩。乃至慈氏成佛之時、復當與汝授阿耨多羅三藐三菩提記。

[8]『資治通鑑』卷二〇四、『舊唐書』卷三七、五行志。このときに出現した新山を武則天は慶山と名付け、新豐縣を慶山縣に改めている。滋野井氏は、S.2278『寶雨經』譯場列位のうちに「寫梵本」として鴻州慶山縣の「叱于智藏」が名を連ねていることに注目し、「寶雨經の文中に新山湧出ということを盛り込んだのは、この人の細工であつたかも知れない」と述べておられる（前掲注 6 論文）。

[9]『舊唐書』卷一八三、薛懷義傳。S.2658 や S.6502 の『（擬）大雲經疏』にも、「按彌勒者即神皇帝應也」とある。

[10]『資治通鑑』卷二〇五。

たものであり[11]、しかも經文には武則天が制定した則天文字が使用されているのである。

二、聖語藏本『寶雨經』における則天文字の使用狀況

則天文字については、これまでに數多くの研究の蓄積がある[12]。論者によって若干見解の分かれる部分はあるものの、字數については計十七字十八字形[13]、また概ね五次にわたって制定され（表1）[14]、公的には中宗即位の神龍元年（705）正月をもって廢止された[15]とする點では、ほぼ見解の一致をみている。

---

[11]則天武后の登極と關わる菩提流支譯特有の内容を含む卷一は、殘念なことに聖語藏本には含まれない。しかしながら、現存する卷二、卷五、卷八、卷十の經文から、聖語藏本が菩提流支譯『寶雨經』であることは疑いを容れない。

[12]則天文字については、主に以下を參照した。常盤大定「武周新字の一研究」(『東方學報・東京』6、1936年)。内藤乾吉「敦煌發見唐職制戸婚廄庫律斷簡」(『中國法制史考證』有斐閣、1963年)。董作賓・王恆餘「唐武后改字考」(『中央研究院語言研究所集刊』34-下、1963年)。施安昌「從院藏拓本探討武則天造字」(『故宮博物院院刊』1983年第4期)。施安昌「關于武則天新字的誤識與結構」(『故宮博物院院刊』1984年第4期)。Jean-Pierre Drège, Les caractères de l'impératrice Wu Zetian dans les manuscrits de Dunhuang et Turfan, *Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient.* Tome 73, 1984. 王三慶「敦煌寫卷中武后新字之調查研究」(『漢學研究』8、1986年)。何漢南「武則天改制新字考」(『故宮博物院院刊』1987年第4期)。施安昌「武周新字“國”制定的時間——兼談新字通行時的例外」(『故宮博物院院刊』1991年第1期)。藏中進『則天文字の研究』翰林書房、1995年。李靜傑「關于武則天“新字”的幾點認識」(『故宮博物院院刊』1997年第4期)。王維坤「武則天造字的分期」(『文博』1998年第4期)。董理「關于武則天金簡的幾個問題」(『華夏考古』2001年第2期)。宋建華「唐代墓誌銘中武后新字之調查——以《唐代墓誌銘匯編附考》爲範疇」(『許錟輝教授七秩祝壽論文集』臺北市萬卷圖書股份有限公司、2004年)。

[13]「月」に前期型と後期型の二種の字形があるため、十七字十八字形となる。

[14]第一期の十二字の制定については、『資治通鑑』卷二〇四に「載初元年正月……鳳閣侍郎河東宗秦客、改造天地等十二字以獻。丁亥、行之。太后自名曌、改詔曰制。秦客從父姉之子也」とあり、載初元年（689）正月に宗秦客らが十二字を獻じ、丁亥（八日）に使用が開始されたことが知られる。第四期の制定時期については、前掲注12施安昌「從院藏拓本探討武則天造字」參照。王維坤氏もこの施氏の見解に從っておられる（前掲注12王維坤論文）。

[15]ただし、則天文字の使用は中宗の即位（神龍元年正月二十五日）とともに直ちに廢止されたとはいえ、「その廢止令の不徹底のために、京畿以外の邊境地方ではなおしばらく使用されている。しかしそれもやがては使用されなくなり、かえって漢字文化圈の周邊諸國において特定則天文字が生き殘って使用されている」との指摘がある（藏中進「則天文字——女帝の權力が生んだ十七字」『月刊しにか』8-6、1997年)。

こうした則天文字の延用については前掲注12李靜傑論文、西脇常記『ドイツ將來のトルファン漢語文書』(京都大學學術出版會、2002年）などを參照。また日本における、則天文字の延用例については、以下を參照。高島英之「則天文字の導入」(『月刊文化財』362、1993年)。東野治之『書の古代史』第二章第一節「則天文字」(岩波書店、1994年、61～68頁)。田熊清彦「則天文字」(『文字と古代日本5　文字表現の獲得』吉川弘文館、2006年)。住田明日香「則天文字を記した墨書土器」(『古代文化』58-3、2006年）など。

聖語藏本『寶雨經』には、全十卷からなる同經のうち現在、卷二、卷五、卷八、卷十の各卷が現存する[16]。これらは卷二、卷五と卷十の冒頭の數行を缺く以外は、經文がほぼ全て殘されており[17]、その經文には一貫して則天文字が使用されている（圖 1）。聖語藏本『寶雨經』に用いられている則天文字を拔き出し、卷ごとに用例數を表にまとめると、後掲（表 2）のようになる。

表中の數字は、當該文字の出現回數を示し、そのうち括弧なしの数字は則天文字の、括弧内の數字は常字の、それぞれ出現回數をあらわす。この表から明らかなように、聖語藏本の經文では、第二期までに制定された則天文字のみが使用されており、第三期以降のものについては常字が使用されている。また、則天文字を用いるべき字についてはもれなく則天文字が使用されていることから、聖語藏本の原本[18]は武周期に筆寫されたものであり、しかも證聖元年正月より前――すなわち延載元年（694）十月まで――に書寫されたものということになろう。先述のとおり、『寶雨經』の譯出は長壽二年（693）九月である。したがって聖語藏本の原本は、同經譯出後まもない頃に書寫されたものだと考えられる。

これに關連して興味深いのは、聖語藏本において則天文字がみられるのは底本を寫した箇所に限られるという事實である。すなわち經文については終始一貫して第二期までの則天文字が使用されているのに對し、光明皇后による發願文を記した天平十二年五月一日の奥書には「日」「月」「天」「年」「君」「臣」「人」の各字が含まれているにもかかわらず、いずれも常字が使われ則天文字の使用は全くみられないのである（圖 2）。また校訂の際の朱墨による書き込みのうち、卷八の第十紙十三行目「若諸菩薩在露地坐身」には「地」が補われているが、その補筆で

[16]卷五・卷八・卷十は、いずれも第 63 號（宮内廳正倉院事務所所藏編『聖語藏經卷（CD-R）』第二期〈天平十二年御願經〉第 1 回配本、丸善、2000 年）に編號されているが、卷二のみ第 121 號（同、第二期〈天平十二年御願經〉第 3 回配本、丸善、2003 年）に別出されている。このうち卷二にのみ『寶雨經』の譯場列位が記されている。しかも聖語藏本卷二の譯場列位は、他の『寶雨經』寫本の S.2278 や MIK III-113 號のそれとは小異があり、貴重である。なお五月一日經の『寶雨經』は、これら聖語藏本のほかに東京國立博物館所藏の卷九が現存する。この東博本については、今後の調査に俟ちたい。

[17]聖語藏本『寶雨經』の經文における各卷の殘存狀況と、『大正藏』での該當箇所は、卷二（首缺、『大正藏』16、288c1 行目～292b）・卷五（首缺、『大正藏』16、301c21 行目～306b）・卷八（首尾完存、『大正藏』16、315b～319c）・卷十（首缺、『大正藏』16、324b9 行目～328c）。なお卷二は現狀では、「由是因緣生於惡處」から「是名下癡菩薩於彼」の計 384 字が拔けている（『大正藏』16、290c3 行目～26 行目）。この字數は 16 字× 24 行に相當することから、一紙分が丸ごと拔け落ちているものとみられる。

[18]これについては、聖語藏本を書寫する際の直接の底本という可能性だけでなく、あるいはさらにそのもととなった寫本の可能性も考えられるが、ここではそれらを含めて聖語藏本の原本と稱しておく。

は常字の「地」が使われていることも注意される[19]（圖 3）。

また聖語藏本の用字では、「花」字についても注目される。現存の三卷のうち、卷五に「華」という表記が二箇所混じっているが[20]、その他は全て「花」字が使われている。これについては内藤乾吉氏が『大方廣佛花嚴經』卷八について指摘されたように、武周期には武則天の祖父の諱「華」を避けて「花」と表記したことと關連するものであろう[21]。これもまた先の則天文字の使用とあわせて、聖語藏本の原本が武周期の書寫になることを物語る。

なお『寶雨經』には、聖語藏本のほかに敦煌藏經洞やトゥルファンから發見された寫本がある。そのうち敦煌寫本の S.2278（卷九）とトゥルファンの MIK III-113 號（卷二）は、首部を缺くものの、いずれも長壽二年の譯場列位が殘っており貴重である（圖 4）[22]。これら S.2278 と MIK III-113 號について『大正藏』と全文を對照すると、全く誤寫が含まれておらず、きわめて正確な寫本であることが分かる。さらに、これら中國の西陲から發見された兩寫本においても、使われている則天文字は聖語藏本と同じく第二期までに限られている[23]（表 3）。したがって、これらの原本もまた聖語藏本と同じく、『寶雨經』譯出後一年以内に書寫されたものであるといえる[24]。

---

[19] この朱による書き込みがいつのものなのかについては確證を缺くが、天平勝寶七歲（755）二月九日の「外島院一切經散帳」（續々修二帙十卷；『大日本古文書』編年十三、131 頁）に「寶雨經十卷 缺五卷 請留花嚴講師所爲寫繼 /（中略）以前經、爲正、奉請寺々、并奉請内裏如件（後略）」とあることが注目され、あるいはこの時の勘經によるものかと思われる。前掲注 2 大平・宮崎論文參照。

[20] 第十二紙十七行目、第十七紙十七行目。

[21] 内藤乾吉「大方廣佛花嚴經卷第八（解說）」（『書道全集』26、平凡社、1967 年、188 頁）。同樣の指摘は、藏中進氏にもみられる（藏中進「則天文字資料四題――涇州大雲寺舍利石函銘その他について」『神戸外大論叢』39-6、1988 年。前掲注 12『則天文字の研究』に再録）。なお、武周期の「華」字には缺筆があることが知られているが、聖語藏本の卷五にみられる二か所の「華」字には、缺筆は認められない。これが聖語藏本の書き誤りであるのか、底本そのものの誤りを引き繼いだものかは不明。

[22] この他に『寶雨經』の敦煌寫本には、S.6325（卷九）、S.7418（卷三）、BD05626（李 26；卷一）、BD05631（李 31；卷一）があるが、いずれも則天文字は使われていない。なお中國國家圖書館藏の二本は、卷上に「兌」字が大きく書されている兌廢稿であり、九～十世紀の歸義軍期の寫本と目されている（『國家圖書館藏敦煌遺書』75、北京圖書館出版社、2007 年、17～18 頁）。S.6325 と S.7418 も、これら二本と書體が酷似しており、やはり同じ頃の兌廢稿とみてよいのではないかと思われる。

[23] ただし S.2278 末尾には、三行にわたり證聖元年四月（695）の檢校勘行記が記されており、その部分には第二期までの則天文字に加えて第三期制定の二字「證聖」の則天文字も使われている。しかし、この部分は經文および譯場列位とは明らかに別筆であるため、ここでの考察からは除外した。

[24] S.2278 は、改行すべき箇所の改行を省き、そのまま文章をつなげている箇所が散見する。また、聖語藏本と MIK III-113 號は字形が共通している（「損」「害」「曾」「作」「蓋」「隨」「着」「厭」など）のに對し、S.2278 では異なっている。こうしたことから、S.2278 は中央から沙州に頒布された原本そのものではなく、その寫しと考えられる。一方、MIK III-113 號は謹嚴な筆遣いで丁寧

ここで、これら中國發見の古寫本と聖語藏本とでは、使用されている則天文字のほかに興味深い一致が見出せることについて、ふれておきたい。すなわち、聖語藏本と S.2278 および MIK III-113 號は、いずれも一行の文字數が原則十六字で書寫されているのである。南北朝期から唐代にかけての寫經の規格は一行十七字であるが、これら『寶雨經』寫本三種はいずれも一行十六字で一致しているのである[25]。現時點で分かるのは、武周期には一行十六字の規格も存在していたらしいということにすぎない。しかし、五月一日經の他の經卷では通例の一行十七字が守られているにもかかわらず[26]、『寶雨經』では一行十六字で書されているということは、やはり聖語藏本の原本が一行十六字であったことを示すものであろう。

三、聖語藏本『寶雨經』原本の將來時期

聖語藏本『寶雨經』の原本は、いつ日本に齎されたのであろうか。『寶雨經』が譯出されたのは長壽二年九月である。一方、聖語藏本『寶雨經』は、五月一日經と稱される寫經事業の一貫として書寫されたものである。したがってまず、聖語藏本の原本の日本將來の時期の上限と下限はそこに置くことができよう。

五月一日經の書寫をめぐる狀況は、先學の研究により大略が明らかにされている。すなわち、五月一日經は光明子が父の藤原不比等と母の縣犬養三千代の追善のために發願し、天平五年頃には書寫が始められていたが、玄昉の歸朝を契機として天平八年（736）九月からは、玄昉が齎した唐・智昇撰『開元釋教録』の入藏録所載經典（1076 部 5048 卷）の完備を目指すようになった。その書寫を擔當したのは皇后宮職の寫經所であり、のちに福壽寺寫經所または金光明寺寫經所といわれた時代まで繼續した。主として玄昉將來經典を底本とし、天平十二年四月までに 3531 卷が寫され、五月九日から五月一日付の願文が加えられた後、一旦書寫が中斷された。翌十三年閏三月から再び書寫が始まり、天平十四年末までには、目標の九割にあたる 4561 卷に及んだ。翌十五年五月からは『開元釋教録』にない章疏も書寫の對象とされ、最終的には天平勝寶八歲（756）までに約 7000 卷が書寫

に書寫されているが、譯場列位をみると聖語藏本卷二や S.2278 にある「尚方監匠臣李審恭裝」「归檢校翻經使典司賓寺府史趙思泰」「归檢校翻經使典司賓寺府錄事攝丞孫永辟」の各行が脱落しているから、やはり中央から送られた原本そのものではなく、そのさらなる寫しかと思われる。

[25]聖語藏本には、十四～十七字の行も混じっているが、基本は一行十六字である。なお、一紙の行數については三種の寫本はまちまちで、S.2278 は一紙二十八行、MIK III-113 號は一紙二十二行、聖語藏本は一紙二十四行で書寫されている。

[26]五月一日經の全經卷について調べたわけではないため、他の武周期の譯經などでは一行十六字のものが含まれている可能性も考えられる。これについても今後、調査し明らかにしていきたい。

されたという[27]。

玄昉とは、養老の遣唐使に學問僧として隨行して入唐し、在唐十八年の後、天平の遣唐使とともに歸國した入唐留學僧で、『續日本紀』天平十八年六月十八日條に、「唐天子尊昉、准三品令着紫袈裟。天平七年、隨大使多治比眞人廣成還歸。攫經論五千餘卷及諸佛像來（唐の天子昉を尊び、三品に准え紫袈裟を着さしむ。天平七年、大使多治比眞人廣成に隨い還り歸す。經論五千餘卷及び諸の佛像を攫ち來る）」として、歸國に際し佛像とともに經論を五千餘卷將來したと記されている人物である（表 4 參照）。

しかし五月一日經の書寫に際し玄昉將來經典になかったものについては大安寺・禪院などの諸寺院に底本が求められており[28]、問題の『寶雨經』は禪院により充當されたことが、松本包夫氏により明らかにされている[29]。すなわち、天平十四年（742）七月二十四日「裝潢本經充帳」に「禪院本經充」としてあげる經典類のなかに「寶雨經五卷 充建部廣足用九十二枚」とあり（續々修二十八帙三卷；『大日本古文書』編年八 112 頁）、同年九月三十日「一切經々生手實」には、

建部廣足　請雜經十八卷既寫了
受紙三百廿張　　見用紙三百廿張「合」此中願文十三枚
寶雨經五卷、第二 十八文一、第五 十九文一、第八 十八、第九 十九文一、第十 十八文一（中略）
「以上十八卷」天平十四年九月卅日「讀道主　勘人成」

とあり（續々修一帙所収；『大日本古文書』編年八 93 頁）、手實の各卷の用紙合計數と本經充帳の用紙數が合致し、さらに現存の經卷の用紙數とも合うということが指摘されている[30]。したがって、聖語藏本はいずれも、この時に禪院から底本を借用し書寫されたものであることがわかる。また松本氏は、天平寶字五年三月廿二日の「奉寫一切經所解」に「寶雨經五卷 第一三四六七（中略）以前經論、竝是舊元來无本、去天平勝寶六年入唐廻使所請來、今從内堂請、奉寫加如前、謹解」（續々修三帙四卷；『大日本古文書』編年四 497・499 頁）とあることから、五月一日經書寫当時は『寶雨經』全十卷のうち五卷しか傳來しておらず、殘部は天平勝寶六

[27]前掲注 2 福山・皆川・大平・山下論文。

[28]山本幸男氏の調査によれば、『開元釋教録』の入藏經のうち玄昉から借請された經典は 564 部 2166 卷で、五月一日經に占める割合は、部數で 52.4 %、卷數では 42.9 %にとどまるという（前掲注 2 山本論文）。

[29]前掲注 2 松本論文。

[30]前掲注 2 松本 1963 論文、57〜58 頁。ここに記される五卷の内譯はまた、天平十五年三月三日の「寫一切經所請經帳」にも「寶雨經五卷 第二五八九十合五卷」（續々修十六帙四卷；『大日本古文書』編年八 166 頁）とあるのと一致し、しかも興味深いことに現存する五月一日經の『寶雨經』五卷の内譯とも合う。

年に入唐廻使によって傳えられたことについても指摘しておられる[31]。

では、五月一日經の『寶雨經』底本に供された禪院本は、いつ將來したのであろうか。これについて山本幸男氏は、この禪院による充當經典を等しなみに道昭の將來と解しておられる[32]。しかし、少なくとも聖語藏本『寶雨經』の底本については道昭將來という見解は當てはまらない。なぜなら、道昭の歸朝時には『寶雨經』はいまだ譯出されていなかったからである。

道昭は、孝德天皇の白雉四年（653）に遣唐使に隨い入唐し[33]、玄奘に師事して法相を學んだのち、文武天皇四年（700）三月に沒した人物である[34]。正倉院文書にある「禪院」とは平城右京の元興寺禪院のことであり、「此院多有經綸。書迹楷好、竝不錯誤。皆和上之所將來者也（此の院、多く經綸有り。書迹楷好にして、竝に錯誤あらず。皆な和上の將來する所の者なり）」と稱されるほど、道昭將來の多くの經論を藏し、それらはいずれも正確な善本として知られていた[35]。彼がいつ唐から歸國したのかについては明徵を缺くが、『日本三代實録』では禪院の建立を「壬戌年（天智元年＝662）三月」とすることから[36]、齊明天皇七年（661）歸朝の遣唐使とともに歸國したと解されている[37]。いずれにせよ『寶雨經』譯出後の遣唐使ということになれば、大寶二年（702）出發のいわゆる第八次[38]まで下らざるを得ないため、道昭が同經を齎すことはあり得ない。

では、聖語藏本『寶雨經』そのものから原本の將來時期を考えれば、どうなるであろうか。先にみたように、聖語藏本に使用されている則天文字は第二期制定のものまでに限られ、第三期以降のものについては常字が使用されていることから、原本の書寫年代は經典譯出の長壽二年九月から延載元年十月までの間となる。さらに先にみたように、聖語藏本は天平十四年七月二十四日までには書寫されてい

[31]前掲注 2 松本 1963 論文、58 頁。五月一日經として書寫された『寶雨經』は五卷が全てであり、しかもそれらがいずれも現存しているということになる。

[32]前掲注 2 山本 2006 論文、299 頁。

[33]『日本書紀』白雉四年五月條。

[34]『續日本紀』文武天皇四年三月條に卒傳があり、「適遇玄奘三藏、師受業焉。……於後隨使歸朝、臨訣、三藏以所持舍利・經論、咸授和尚（適ま玄奘三藏に遇い、師として業を受く。……後ち使に隨い歸朝す。訣に臨み、三藏持てる所の舍利・經論を以て、咸な和尚に授く）」と記す。

[35]『續日本紀』文武天皇四年三月條。道昭は歸朝の後、まず飛鳥寺（法興寺）の東南隅に禪院を立てて住んでいたが、平城遷都にともない同院は養老二年（718）平城右京の元興寺に移ったと傳えられる。

[36]『三代實録』元慶元年十二月十六日條。なお『類聚國史』の同日條では、この箇所を壬午年（天武十年＝682）三月」とするが、壬戌年の誤りとみられる（後掲注 37 藤野論文を參照）。

[37]井上光貞「王仁の後裔士族とその佛教」（『史學雜誌』54-9、1943 年）、藤野道生「道昭和尚の歸朝と禪院の創建」（『日本佛教史』2、1957 年）など。

[38]遣唐使の次數については論者により見解が異なるが、小論では中止された回などを含める、今日一般的に用いられている數え方に從う。

たとみられるから、日本への移入の下限はそこに置くことができる。このようにみてくると聖語藏本を將來した可能性のある遣唐使は、大寶（第八次）・養老（第九次）・天平（第十次）の三次に絞られる（表 4）。そしてこれら三次のうち、どの時點での將來であるにしても、聖語藏本の原本が『寶雨經』譯出後まもなく書寫されたものであったとみられることは先述のとおりである。

一方、敦煌やトゥルファンで發見された『寶雨經』寫本（S.2278、MIK III-113 號）もまた、それらの原本が聖語藏本と同じく『寶雨經』譯出後一年以内に書寫されたものであることを示していた。こうした事實からは、次のような可能性が見えてくる。すなわち、かつて『（擬）大雲經疏』がそうであったように、『寶雨經』もまた宮廷の寫字生によって大量に書寫され天下諸州に頒布された可能性である。『（擬）大雲經疏』は、大雲寺設置にあわせ、天下諸州に頒布されたことが『舊唐書』に見える[39]。『寶雨經』については文獻にこのような記載は見當たらないが、同經は武周王朝にとって『（擬）大雲經疏』と同様の重みをもった經典であった。このことは『大方廣佛華嚴經』の聖曆二年（699）の序に、武則天自身が寄せたつぎの文章にも明らかである。「朕曩却植因、叨承佛記。金仙降旨、大雲之偈先彰、玉扆披祥、寶雨之文後及（朕、曩劫に因を植え、叨（かたじけなく）も佛記を承く。金仙旨を降し、大雲の偈先彰し、玉扆祥を披し、寶雨の文後及す）」。『寶雨經』は武則天にとって『（擬）大雲經疏』とならんで、かくも重要な經典であったのである。

當時の州の數はおよそ四百であったから、『寶雨經』が譯出後に書寫された寫本の數は少なくとも四百部、それらが短時日のうちに宮廷の寫字組織によって書寫されたことになろう[40]。では聖語藏本『寶雨經』の原本を齎したのは、三次のうちのどの遣唐使であろうか。

則天文字の實質的な使用期間は、神龍元（705）年二月五日の中宗即位までの十五年間に限られ、とくに墓誌や碑文などではかなり嚴格に守られているという[41]。

---

[39]『舊唐書』卷六、則天皇后本紀。「〔載初元年（690）〕秋七月……有沙門十人僞撰大雲經、表上之、盛言神皇受命之事。制頒於天下、令諸州各置大雲寺、總度僧千人（〔載初元年〕秋七月……沙門十人有りて大雲經を僞撰し、之を表上し、神皇受命の事を盛言す。制して天下に頒かち、諸州をして各おの大雲寺を置き、總べて僧千人を度せしむ）」（傍線部は筆者）。『舊唐書』卷一八三、薛懷義傳。「其僞大雲經頒於天下、寺各藏一本、令升高座講說（其の僞大雲經天下に頒かち、寺ごとに各おの一本を藏し、高座に升りて講說せしむ）」。ここで『舊唐書』は『大雲經』を「僞撰」したと記しているのは誤りで、正しくは同經の注疏の撰述であり頒布であったことを、フォルテ氏が指摘しておられる。前掲注 5 フォルテ論文。

[40]拙稿「敦煌發現の宮廷寫經について」『敦煌寫本研究年報』6、2012 年）參照。

[41]藏中進「『金石萃編』所收武后時代金石資料の則天文字」（『神戸外大論叢』40-4、1989 年。前掲注 12『則天文字の研究』に再録）。同「則天文字の成立とその本邦將來――『千唐誌齋藏誌』拓影墓誌を中心にして」（『和漢比較文學研究の構想』汲古書院、1986 年。前掲注 12『則天文字の研究』に再録）。同氏はまた「武后時代の文獻（筆寫本、墓碑拓影など）には、これらの則天文字が

しかし寫本の場合、筆寫されてから時間の經ったものを將來するということも十分に考えられるから、これ以上に時期を限定することは難しい。先にみたような武周王朝と『寶雨經』の關係、および天下諸州に頒布されたとみられることからすれば、聖語藏本『寶雨經』の原本は、武則天により大寶の遣唐使に頒賜された可能性も考えたくなる。しかし、『寶雨經』全十卷のうちの五卷しか將來されていなかったことからすれば、頒賜の可能性は低いといわざるをえまい。したがって現時點では、大寶から天平の遣唐使のいずれかに限られるということを確認するにとどめておきたい。

おわりに

聖語藏本『寶雨經』は、天平十二年五月一日の奥書をもつ、光明皇后御願經の一部として書寫されたものである。武周期の長壽二年九月に譯出された菩提流支譯の十卷本のうち、卷二、卷五、卷八、卷十が現存しており、天平十二年の奥書には則天文字が一切使用されていないのに對し、經文には首尾一貫して則天文字が使用されている。これは書寫に際して供せられた原本をそのまま寫したためと解される。この聖語藏本『寶雨經』にみられる則天文字の使用はきわめて正確であり、常字との混用や誤記はみられない。この點について『王勃詩序』は、則天文字の日本移入を示す代表的資料として注目されてきた資料でありながら、使われるべき則天文字が所々常字になるなど書手のケアレスミスを含んでいることと比して特筆に値しよう。

聖語藏本『寶雨經』に使用されている則天文字は、すべて第二期（天授元年（690）九月制定）までのものに限られ、第三期（證聖元年（694）正月制定）以降のものには常字が使用されている。したがって、聖語藏本の原本は武周期に筆寫されたものであり、より具體的にいえば『寶雨經』が譯出された長壽二年（693）九月から延載元年（694）十月までの、約一年の間に書寫されたものであると考えられる。この原本の書寫年代は、敦煌やトゥルファンで發見された『寶雨經』寫本 S.2278 や MIK III-113 號についても同様のことがいえる。したがって『寶雨經』は譯出後まもなく、『（擬）大雲經疏』と同じく天下諸州に頒布するために宮廷の寫字組織により大量に書寫されたことが推測され、聖語藏本の原本もまた、そのようにして書寫されたなかの一本であったと考えられる。

かなり正確に使用されていて、使用令が徹底していたことを物語っているが、このことは同時に武后時代文獻の眞僞判定の有力な徵證ともなるものであり、前記の制作年時に照らして、より正確に該文獻の成立（書寫）年代を判定する標識として利用することもできる」と述べておられる（前掲注 15 藏中論文）。

聖語藏本『寶雨經』の原本の將來時期については、これまでとくにこの問題のみを論じた研究はなく、一般に五月一日經は玄昉將來經典を底本としたと考えられてきた。それに對し山本幸男氏は、『寶雨經』は禪院本を底本とすること、そして禪院本は道昭將來とみられるとの新たな見解を示された。しかし、聖語藏本『寶雨經』の原本に關しては道昭將來ではありえず、經典の譯出年代（上限）および聖語藏本の書寫年代（下限）からみて、大寶の遣唐使（第八次)、養老の遣唐使（第九次)、天平の遣唐使（第十次）の三次のうちのいずれかによる將來と考えられる。

（作者は佛教大學佛教學部准教授）

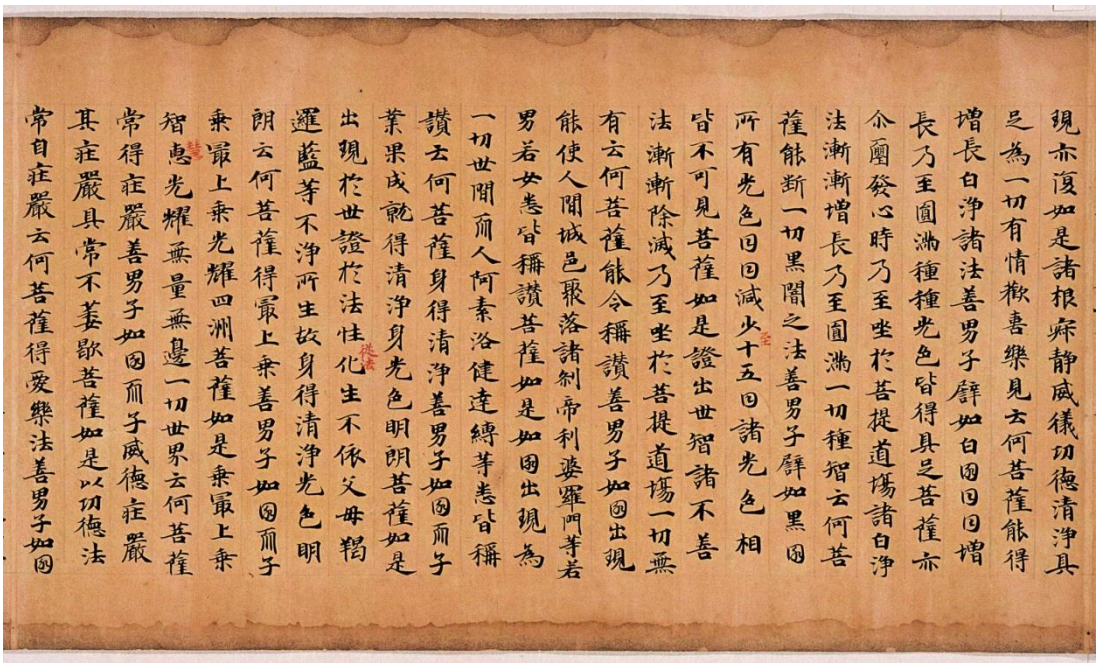

現亦復如是諸根寂靜威儀功德清淨具
足為一切有情歡喜樂見云何菩薩能得
增長白淨諸法善男子譬如白因日日增
長乃至圓滿種種光色皆得具足菩薩亦
尒圓發心時乃至坐於菩提道場諸白淨
法漸漸增長乃至圓滿一切種智云何菩
薩能斷一切黑闇之法善男子譬如黑因
所有光色日日減少乃至諸光色相
皆不可見菩薩如是證出世智諸不善
法漸漸除滅乃至坐於菩提道場一切無
有云何菩薩能令稱讚善男子如因出現
能使人間城邑聚落諸刹帝利婆羅門等若
男若女悉皆稱讚菩薩如是如因出現為
一切世間而人阿素洛健達縛等悉皆稱
讚云何菩薩身得清淨善男子如因而子
業果成就得清淨身光色明朗菩薩如是
出現於世證於法性化生不依父母羯
邏藍等不淨所生故身得清淨光色明
朗云何菩薩得最上乘善男子如因而子
乘最上乘光耀四洲菩薩如是乘最上乘
智慧光耀無量無邊一切世界云何菩薩
常得莊嚴善男子如因而子威德莊嚴
其莊嚴具常不萎歇菩薩如是以功德法
常自莊嚴云何菩薩得愛樂法善男子如因

圖 1　聖語藏『寶雨經』巻五　第十一紙部分（『大正藏』16、304b10 行目～304c3 行目）

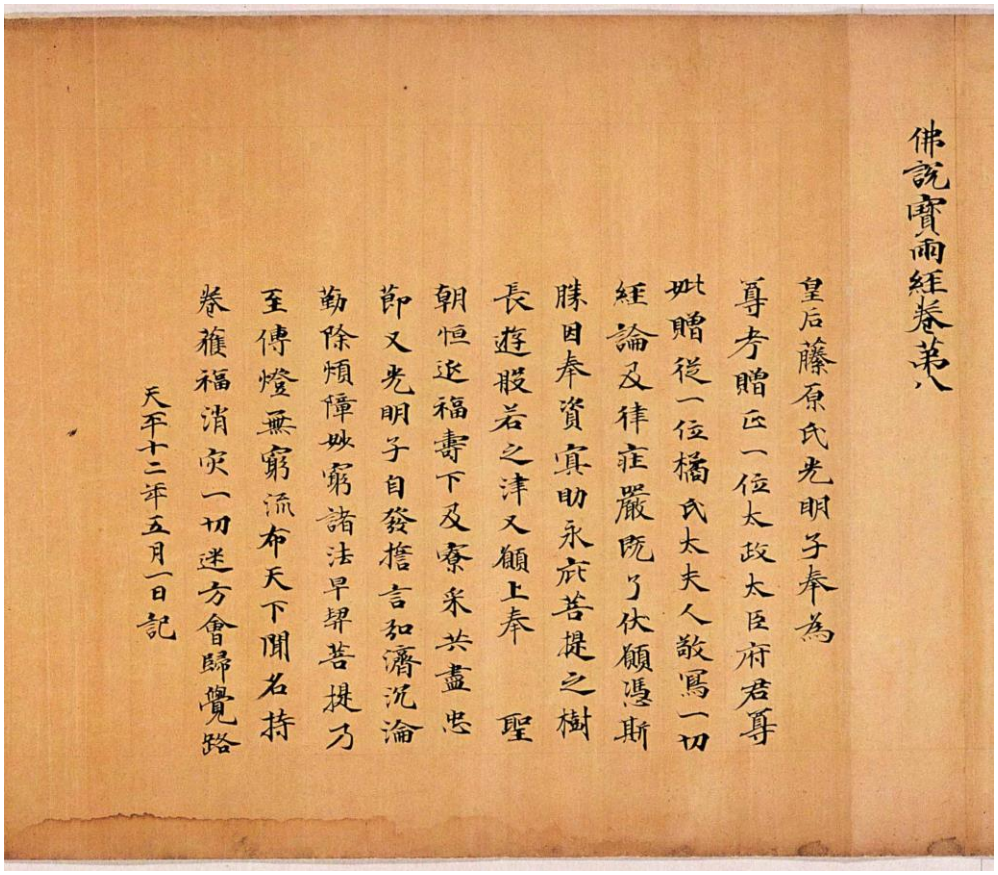

佛說寶雨經卷第八

皇后藤原氏光明子奉為
尊考贈正一位太政大臣府君尊
妣贈從一位橘氏太夫人敬寫一切
經論及律莊嚴既了伏願憑斯
勝因奉資真助永成菩提之樹
長遊眼若之津又願上奉　聖
朝恒延福壽下及寮采共盡忠
節又光明子自發誓言弘濟沉淪
勤除煩障妙窮諸法早登菩提乃
至傳燈無窮流布天下聞名持
卷獲福消災一切迷方會歸覺路

天平十二年五月一日記

圖 2　聖語藏『寶雨經』巻八　天平十二年奥書

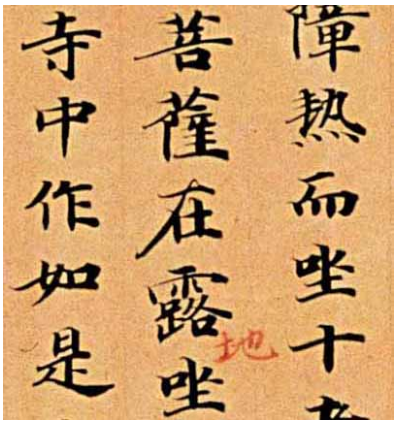

圖 3　聖語藏『寶雨經』巻八
第十紙十三行目「地」字の補筆部分
（『大正藏』16、317c22 行目）

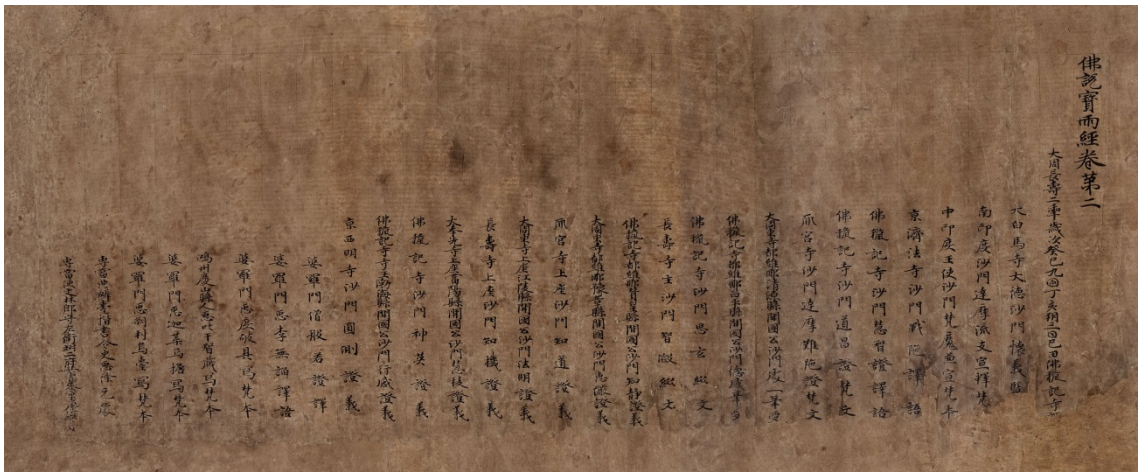

圖 4　トゥルファン MIK Ⅲ-113 號　長壽二年（693）譯場列位

表 1　則天文字の制定時期

分期	開始年月	則天文字
第一期	載初元年正月（689年）	囚・囝・〇・兀・坐・乖・舌・熏・壟・圇・恧・曌〔計12字〕
第二期	天授元年九月（690年）	稪〔増1字＝計13字〕
第三期	證聖元年正月（694年）	鼕・鍾〔増2字＝計15字〕
第四期	證聖元年四～五月の間（695年）	圀〔増1字＝計16字〕
第五期	聖曆元年正月（698年）	生・匜　〔増1字，改1字＝計17字18字形〕

表 2　聖語藏本『寶雨經』における則天文字の使用状況

	第一期												第二期	第三期		第四期	第五期		備考
	乙（日）	囝（月）	○（星）	爪（天）	埜（地）	乖（年）	缶（正）	熏（載）	壘（初）	圄（君）	忠（臣）	曌（照）	稔（授）	鼕（證）	璧（聖）	囹（國）	生（人）	匝（月）	花（華）
卷二		2		4	2	1	29		3		8		8	(21)	(3)	(12)	(1)		
卷五	23	13		14	12		6		1				1	(10)	(4)		(22)		19 (2)
卷八				6	6	1	12		1					(10)	(6)	(3)	(19)		1
卷十	3	3		23	10		22		3						(4)		(13)		11

表 3　敦煌・トゥルファン『寶雨經』寫本における則天文字の使用状況

	第一期												第二期	第三期		第四期	第五期		備考
	乙（日）	囝（月）	○（星）	爪（天）	埜（地）	乖（年）	缶（正）	熏（載）	壘（初）	圄（君）	忠（臣）	曌（照）	稔（授）	鼕（證）	璧（聖）	囹（國）	生（人）	匝（月）	花（華）
S.2278（巻九）	3	1		4	10	1	3		1		8		8	(28) 別筆1	(4) 別筆1	(7)	(4)		
MIK Ⅲ-113 （巻二）	1	1		4	1	1	29		3		7		8	(21)	(3)	(7)	(2)		

表4　遣唐使年表

次數	任命 出發年次	和 暦	使　人	航路(往路)	船數	人數	入京(長安・洛陽)年月	歸朝年	航路(歸路)	備　　考
2	653發	白雉4	吉士長丹(大使) 吉士駒(副使)	北路？	2	121人		654	北路	留學生・留學僧計21人同行　道昭、唐に渡る
	同年發	白雉4	高田根麻呂(大使) 掃守小麻呂(副使)		2	120人				往途、薩摩竹島付近で遭難
3	654發	白雉5	高向玄理(押使) 河辺麻呂(大使) 藥師恵日(副使)	北路	2		654(永徽5)12月〔○？〕	655	北路？	高向玄理、唐で没す
4	659發	齊明天皇5	坂合部石布(大使) 津守吉祥(副使) 伊吉博德	北路	2		659(顯慶4)閏10月〔○〕	661(第2船)	北路	第一船は往途、南海の島に漂着、大使ら殺さる 道昭、この時に歸國か
5	665發	天智天皇4	守大石・坂合部石積・吉士岐彌・吉士針間(送唐客使)	北路				667	北路	唐使劉德高を舊百濟領に駐留の唐軍(鎮將劉仁鎮)に送るか 唐使司馬法聡來日
6	667發	天智天皇6	伊吉博德(送唐客使) 笠諸石(送唐客使)	北路			667(乾封2)11月〔○？〕	668	北路	唐使司馬法聡を舊百濟領に駐留の唐軍(鎮將劉仁鎮)に送る
7	669發	天智天皇8	河内鯨	北路			670(咸亨元)	670？	北路？	唐の高句麗平定を賀す
8	701任 702發	大寶元 大寶2	粟田真人(執節使) 〔高橋笠間(大使)〕 坂合部大分(副使→大使) 巨勢邑治(大位)	南路			702(長安2)10月〔○〕	704(粟田真人) 707(巨勢邑治) 718(坂合部大分)	南路	676　新羅、朝鮮半島統一 道慈留學 坂合部大分は養老の遣唐使(第9次)とともに歸國
9	716任 717出	養老元	多治比縣守(押使) 〔阿倍仲麻呂(大使)〕 大伴山守(大使) 藤原馬養(副使)	南路？	4	557人	717(開元5)10月〔○〕	718	南路？	吉備真備・阿倍仲麻呂・玄昉ら留學 大寶の遣唐使の坂合部大分・道慈ら歸國
10	732任 733出	天平4 天平5	多治比廣成(大使) 中臣名代(副使) 平群廣成(判官) 秦朝元(判官)	南路？	4	594人	734(開元22)正月か〔○〕	735(第1船) 736(第2船) 739(第3船)	南路？	開元22年4月、廣成らは洛陽にいたり、美濃絁・水織絁などを獻上 (第1船)廣成ら吉備真備・玄昉とともに歸國 (第2船)名代ら菩提遷那・道璿・佛哲を伴い歸國 (第3船)崑崙に漂着、判官廣成ら渤海をへて歸國 (第4船)難破し消息不明
11	746任	天平18	〔石上乙麻呂(大使)〕							中止
12	750任 752發	天平勝寶2 天平勝寶4	藤原清河(大使) 大伴古麻呂(副使) 吉備真備(副使)	南路	4	第2・3船 合計230餘人	752(天寶2)12月以前〔○〕	753(第3船) 754(第2・4船)	南路	(第1船)歸途、安南に漂着、大使藤原清河、阿倍仲麻呂、唐に戻り歸國せず (第2船)鑑真ら來日

注
・本表では、本稿に關係する回とその前後のみを取り上げた。
・「入京年月」欄の○印は、正月に在京したことを示す。
・本表の作成に際しては、主につぎの諸書を參照した。茂在寅男・田中健夫・西嶋定生・石井正敏『遣唐使研究と史料』東海大學出版会、1987年。石井正敏「外交關係」(『唐と日本』吉川弘文館、1992年)。東野治之『遣唐使船』朝日選書、1999年。同『遣唐使』岩波新書、2007年。奈良國立博物館編『大遣唐使展』圖録、2010年。

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）83-104 頁

陳寅恪論及敦煌文獻續記

——遺墨「敦煌研究」と講義「敦煌小說選讀」*

永田知之

一、はじめに

二十世紀中國屈指の歷史家・陳寅恪（1890～1969）は、敦煌學の分野においても先驅的な業績を殘した學者である[1]。筆者は先に彼の敦煌文獻利用、中でもその經路を扱う、小文を草した[2]。小論では、前稿の本文中で敢えて觸れなかった二つの資料を取り上げる。

この二種のうち、一方はいわばメモであり、もう一方も講義資料と思しい。共に陳寅恪の推敲を經ておらず、世に現れたのも二十一世紀になってからのことだ。同じ未刊稿だが、夙に存在が知られていた讀書札記等とは性格が異なる。前稿で用いなかった所以である。

そうはいっても、それらが興味深い點を含むのも、また事實といえる。小論はこれらを材料に、陳寅恪個人、或いは初期の敦煌學に關して若干の知見を加えることを目的とする。ただ、先學の業績や前稿の落穗拾いめいた結果となるだろう旨は、まず斷っておきたい。

二、北平圖書館所藏敦煌文獻の調査

陳寅恪が北平（現中國國家）圖書館所藏の敦煌文獻を調査し、それらの目録『敦煌劫餘録』（國立中央研究院歷史語言研究所、1931 年）の編纂を後押しした點、またこの背景にマニ教研究など同書の編者である陳垣（1880～1971）の學問への敬

*小論は日本學術振興會科學研究費補助金「中國典籍日本古寫本の研究」（基盤研究 A、研究代表者：高田時雄京都大學人文科學研究所教授）による研究成果の一部である。

[1]陳寅恪の事跡は卞僧慧（2010）に據る。また、彼の敦煌學研究については姜伯勤（1988）、陸慶夫・齊陳駿（1989）、趙和平（2002）、李玉梅（1997）224-232 頁等の論著がある。

[2]永田知之（2012）。以下、本文中では「前稿」と稱する。

服があった事實は、前稿で指摘した[3]。陳寅恪は當時、歴史語言研究所（史語所）第一組の主任を兼ねており、敦煌文獻の目録化は、その事業の一環でもあった。それを示す史料を次に擧げておこう。

> 本組自改組後所定工作之程式、本年度内大致均次第實現。
>
> 一、編定之目録、如金石書録目、已於本年度六月出版、**燉煌劫餘録**（即北平圖書館藏燉煌卷子目録）亦已繕就、惟藏文籍目録、以工作較繁、尚在校對中。
>
> ……
>
> 研究員**陳寅恪**治蒙古源流、凡關於此書所採取之史籍、期一一探索而校訂之。此一年中共成論文五篇：
>
> 大乘義章書後　集刊第一本第二分
>
> ……
>
> 吐蕃彝泰贊旋名號年代考　集刊第二本第一分
>
> 敦煌本維摩詰經文殊師利問疾品演義跋　集刊第二本第一分
>
> 西遊記玄奘弟子故事之演變　集刊第二本第二分
>
> ……此外又**按日檢閲北平圖書館所藏敦煌卷子、爲研究敦煌史蹟之預備**。（『國立中央研究院十八年度總報告[4]』）

民國十八年（1929）七月から翌年六月に及ぶ第一組の活動報告から拔粹した。最後の一文から、陳寅恪が當時、繼續的に北平圖書館で敦煌文獻を調べていたことが分かる。ここに擧がる論文には、多少なりとも敦煌文獻への言及がある（前稿注 70、30、14 參照）。殊に「吐蕃彝泰贊旋名號年代考」では「**予近檢北平圖書館所藏敦煌寫本**。見**八婆羅夷經**附載當日吐蕃詔書[5]」と、『集刊』の同じ號に掲載された別の論文でも「又**北平圖書館藏敦煌卷子**中有**維摩詰經菩薩品**持世菩薩對佛不任**問疾**一節**俗文**一卷及**維摩詰經頌**一卷[6]」と末尾に入手直後の情報を加える（『八婆羅夷經』等は、次節所引の「劫餘録序」にもその名が見える）。

當然ながら、かかる資料調査の實態を窺わせる現存の資料は皆無に近い。今日にあって、陳寅恪の北平圖書館所藏敦煌文獻調査について考えるならば、後の論著中から言及を拾い出すしか無い。現にそれは、他機關に藏する文獻と共に、前

[3]永田知之（2012）219-220 頁。陳垣のマニ教研究、即ち陳垣（2009）139-208 頁（初出 1923 年）を在ベルリンの陳寅恪は發表翌年までに熟讀していた。1924 年 3 月 12 日付の姚士鰲（1924）參照。姚士鰲（字は從吾）のこの文章は卞僧慧（2010）84-85 頁にも引く。

[4]劉桂雲・孫承蕊（2008a）507-510 頁。「集刊」は『國立中央研究院歴史語言研究所集刊』。

[5]陳寅恪（1930a）5 頁。1930 年 5 月發行（掲載誌表紙の記載）。陳寅恪（2001b）に再録。

[6]陳寅恪（1930b）〔敦煌本維摩詰經文殊師利問疾品演義跋〕10 頁、陳寅恪（2001b）に再録。「維摩經頌」は『讀書札記・敦煌零拾之部』、陳寅恪（2001d）302 頁でも言及される。

稿で試みたところである。ただ、恐らく唯一であろう當該時期の資料が今に傳わる。次節で、その内容を見てみたい。

三、陳寅恪遺墨「敦煌研究」

陳寅恪壯年期の草稿・批點本の類は、日中戰爭に伴う流轉の生活で多くが散逸した。後に再發見された若干の稿本は、三女の陳美延（1937～）氏の手でまとめられ、景印本として世に出た。この中に「敦煌研究　中國中古哲學史材料」と題された册子が存する。

高さ 27 センチメートル、幅 20 センチメートル、板心下部に「清華大學」と印刷された半葉十行の罫線紙を綴じた線裝本の形を、それは取る。冒頭二葉半に敦煌文獻關連の、次の半葉に維摩像に關する記述（第七節參照）が見える[7]。まず、その冒頭部分を引いておく。

一、**佛說諸經雜緣喩因由記**第四故事彌勒受記成佛緣（**騰字廿九**靈圖寺僧道琳寫）如是字中便說彌勒彌勒者梵音輕也是足[8]梵語彌頂勒迦唐言慈氏

二、**八婆羅夷經月（?）字九十一**

敕頒諸州凡（?）坐禪人凡應爲當今神聖贊旋乞里提足贊聖身康（?）吾（?）聖壽延長國界安（?）康六（?）下（?）清謐

三、**唐譯金光明經背面**粘補之帋**露 41**

辛酉年二月九日僧法成少有斛斗出便與人抄録周通順便麥拾揎石捌斗至貳拾石恭斗

按辛酉年爲唐武宗元年西曆八百四十一年

順に現中國國家圖書館所藏敦煌文獻から騰 29・BD03129 號、月 91・BD00791 號 1[9]、露 41 背面・BD03441V を抄録したものである。内容の摘録を含みつつ、この後は走り書きめいた文獻名の列擧が、概ね續く。關心の度合いに差はあっても、これらの寫本を陳寅恪が全て目にしたことは疑いない。彼の記した順序に從って、以下にそれらを擧げる[10]。

[7]陳寅恪（2005）19-25 頁。當該の遺墨は廣州の陳俊明氏が所藏。

[8]この文獻は敦煌寫本 P.3849V にも見え、そこでは「是足」を「具是」に作る。

[9]「敦煌研究」の册子の末葉に「宿 91　騰 29」という寫本番號のみが見える。宿 91・BD01191 號には『諸經要集』卷第十一が書寫されている。ただし、同じ册子の冒頭に騰 29、月 91 の一部を拔粹する點から考えて、この「宿」は「月」の誤りかもしれない。

[10]この項での敦煌文獻の表題は中國國家圖書館（2005）所收の「條記目録」に多く從う。

洪 053 背面・BD00453 號 V：『大義章』

地 041・BD00041 號 2：『千手千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼經咒鈔』（擬）

服 014・BD08214 號：『大方廣佛華嚴經』（晉譯五十卷本　宮本）卷二十二

淡 019・BD06519 號：『大方等大集經賢護分疏』（擬）

金 033・BD03833 號：『大乘頓悟成佛論』（擬）

字 001 背面・BD08001 號 V：**「破昏怠法」**

霜 009・BD03709 號：「式叉尼六法文并沙彌十戒及八敬等法」

洪 057・BD00457 號：『大薩遮尼乾子所說經』（異卷）卷九

水 002・BD04102 號：『摩訶般若波羅蜜經』卷三十一

秋 097・BD01897 號 1：『阿彌陀經』「禮阿彌陀佛文」

冬 062・BD02062 號：『維摩詰所說經』卷中

冬 062 背面・BD02062V：**「大周廣順捌年西川善興寺法宗西天取經記」**（擬）

餘 012・BD02312 號：『金剛般若波羅蜜經』

餘 012 背面・BD02312V：「齋文」（擬）（藏文）

文 082・BD07982 號：『金剛般若波羅蜜經』（三十二分本）

盈 041・BD00841 號：『佛名經』（十六卷本）卷八

盈 041 背面・BD00841V：「癸未年八月十一日於藏經内再點勘經教現有部欲數目」

海 085・BD06285 號：『佛名經』（十六卷本）卷十

海 085 背面・BD16030 號「牒文」（擬）（太平興國九年三月牒文）

柰 059・BD05759 號 2：「捨身發願文」

柰 059・BD05759 號 3：『大方廣華嚴十惡品經』

柰 055・BD05755 號：『融即相無相論』

日 023・BD00623 號：「七階禮」、**「太上皇讚文」（睿宗）、「開元皇帝讚文」**

位 020・BD08620 號：『大乘二十二問』

字 004・BD08004 號：『大般若波羅蜜多經』卷一百七十九

昃 070・BD00970 號：『讚僧功德經』

先の三件と同様、みな北平圖書館所藏の敦煌文獻である。單なる覺書に意味を探ることは危險であろうが、強いていえば、歴代の大藏經未收の佛典が並ぶ。最初に「大（乘）義章」を擧げるのも、淨影寺慧遠（523～592）の作とは同名異書と知ってのことだ[11]。『金剛經』が二點見えるのは、留學中から續くその漢譯への

[11]陳寅恪が北平圖書館所藏敦煌文獻を調査していた時期に著し、前節に引く中央研究院の活動報告も擧げる「大乘義章書後」（1930 年）は慧遠の著作を扱う。陳寅恪（2001b）參照。

興趣と關わろうか[12]。今このリストを陳寅恪の文章で、同圖書館が藏する敦煌寫本を列擧した箇所と對照してみよう。中國に存する寫本が、海外流出分より質的に劣ると考える傾向を批判した文脈に、それは見える。

> 或曰、燉煌者、吾國學術之傷心史也。其發見之佳品、不流入於異國、即祕藏於私家。茲國有之八千餘軸、蓋當時唾棄之賸餘、精華已去、糟粕空存、則此殘篇故紙、未必實有繫於學術之輕重者在。今日之編斯録也、不過聊以寄其憤慨之思耳!是說也、寅恪有以知其不然、請擧數例以明之。摩尼教經之外、**如八婆羅夷經所載吐蕃乞里提足贊施之詔書**、姓氏録所載貞觀時諸郡著姓等、有關於唐代史事者也。佛說禪門經、馬鳴菩薩圓明論等、有關於佛教教義者也。佛本行集經演義、維摩詰經菩薩演義、八相成道變、地獄變等、有關於小說文學史者也。佛說孝順子修行成佛經、首羅比丘見月光童子經等、有關於佛教故事者也。維摩詰經頌、**唐睿宗玄宗讚文**等、有關於唐代詩歌之佚文者也。其他如**佛說諸經雜縁喩因由記中彌勒之對音**、可與中亞發見之古文互證。六朝舊譯之原名、藉此推知。**破昏怠法**所引龍樹論、不見於日本石山寺寫本龍樹五明論中、當是舊譯別本之佚文。**唐蕃翻經大德法成辛酉年**（當是唐武宗會昌元年）**出麥與人抄録經典**、及**周廣順八年道宗往西天取經**、諸紙背題記等、皆有關於學術之考證者也。但此僅就寅恪所曾讀者而言、其爲數尚不及全部寫本百分之一、而世所未見之奇書佚籍已若是之衆、儻綜合並世所存燉煌寫本、取質量二者相與互較、而平均通計之、則吾國有之八千餘軸、比於異國及私家之所藏、又何多讓焉。（陳寅恪「陳垣燉煌劫餘録序[13]」）

遺墨「敦煌研究」にも見える文獻は、名稱を太字にした。佛典や變文（第六節で言及）など多少の別はあっても、共に宗教性を帶びた資料を除くと、兩者の共通性は低くない。『八婆羅夷經』（注 5 參照）や『佛說諸經雜縁喩因由記[14]』は、他の論文でも取り上げられる。

難讀箇所の他、「月字九十一」の「月」に「?」を附す點等から見て、遺墨「敦煌研究」は文獻を實見しつつ書かれたというより、記憶に基づいて記されたとも考え得る。いずれにせよ、「研究」自體に作成の狀況・時期を示す手掛かりは全く見えない。ただ、列擧される文獻の重複を考慮すれば、「劫餘録序」の執筆と無關係

[12]「與妹書」（初出は『學衡』20、1923 年）、陳寅恪（2001c）2 頁參照。1927 年には清華國學研究院での講義にも用いた。卞僧慧（2010）100-101 頁、姜亮夫（2002）76 頁。

[13]『國立中央研究院歷史語言研究所集刊』1-2（1930 年）に初出。その他、共に 1931 年刊行の『敦煌劫餘録』、『學衡』74 にも收載。ここでは、陳寅恪（2001b）267 頁に據る。

[14]「敦煌資料」・「劫餘録序」以外に、陳寅恪は「蓮花色尼出家因縁跋」（初出 1932 年）でもこの文獻を取り扱う。陳寅恪（2001a）參照。

だったとはいえまい。思うに、これは陳寅恪が1920年代末に北平圖書館で敦煌資料を調査した際の手控えなのではないか。

この推論を裏付ける確證は、現在なお見出し得ない。ただ、少なくとも「敦煌研究」が當該の調査結果を反映する可能性は高い。同册子に見え、「劫餘録序」が擧げる文獻の部分的な共通は、そのことを示そう。英佛に渡った敦煌寫本の總體的な實情が不明だった當時、陳寅恪が中國に殘された資料から目ぼしい材料を探索し、更には「劫餘録序」や後の論文に結實させた經路を示す點で「研究」の價値は低くはあるまい。

四、陳寅恪講義「敦煌小說選讀」

陳寅恪による北平圖書館所藏敦煌文獻の調査が史語所の一事業だった點は、前々節で既に述べた。ただし、その第一組主任は兼職であり、彼の本務はあくまでも清華大學教授（1926年前半に留學から歸國後、1929年前半までは清華學校國學研究院導師）であった。前節で扱った遺墨「敦煌研究」の下象鼻にも「清華大學」と印刷されていた。實はこの「研究」が史語所の事業を反映しつつ、大學での教學とも關わっていただろう事態が想像される。

それというのは、陳寅恪の清華大學での講義に結び付くと思しき敦煌學關連の資料が現れたからだ。同資料は2003年9月、史家の張求會（1969～）氏が競賣を經て得たもので、同氏によって考證の文章が公にされている（資料の書影は現在、一部が公開濟み）[15]。張氏の論考に據れば、當該の資料は高さ28.5センチメートル、幅16.5センチメートルの排印本（線裝）で毎半葉12行、毎行36字、表表紙（赤）の題簽と板心上部に「敦煌小說選讀」、下部に「國立清華大學講義」とある。この册子（全41頁）は、次の各條から成る。

維摩詰經菩薩品演義（北平圖書館敦煌寫本光九四號）［3］9頁
巴黎國民圖書館敦煌寫本部伯希和收藏第二九二六號［9 第2學期起］2頁
諸經雜緣喩因由記（北平圖書館敦煌寫本騰二十九）［4］2頁
舍利佛起精舍因緣（上虞羅氏藏敦煌石室本）［2］2頁
維摩詰經押座文（倫敦博物館敦煌寫本）［5］2頁
慧遠外傳（倫敦博物館敦煌寫本）［6］2頁
目連救母變文（一）（倫敦博物院藏敦煌寫本）
（二）（北平圖書館藏敦煌寫本成字九十四號）［7］以上3頁

[15]張氏は中共廣東省委黨校教授。張求會（2012）163-201頁參照。書影は同書164、167頁とhttp://gcontent.oeeee.com/6/15/615a16142503acac/Blog/b52/979cd0.htmlに見える。

目連救母變文（三）（北平圖書館藏敦煌寫本麗字八十五號）
（四）（北平圖書館敦煌寫本霜字八十九號）
（五）（倫敦博物院藏敦煌寫本）［10］以上 7 頁
太公家教［13　第 2 學期完］4 頁
敦煌本太公家教書後［12］2 頁
蓮花色尼出家因緣跋［8　第 1 學期完］4 頁
西夏文佛母孔雀明王經考釋序　2 頁

［　］内は各條の末尾に付けペンで書かれた數字（「敦煌小說選讀」内の順序と異なる）・文字である。敦煌文獻の録文とそれに續いて三篇の論文（最後の「西夏文佛母孔雀明王經考釋序」は敦煌學と直接の關係は無い）を收める[16]。冒頭二條の第一葉表欄外には共に「陳寅恪先生講義　畢樹棠藏」という書き込みある。ここから舊藏者の姓名が知られる。

畢樹棠（1900～1983）、名は庶滋というが、號の樹棠で知られる。清華大學の圖書館職員を務め、翻譯家・文筆家として令名があった。清華での在職は 1920 年代初めから 1973 年までと長く（日本の北平占領期を除く）、その前半（日中戰爭以前）に陳寅恪と親交を持つ。

ここまでの記述は、概ね張氏の考證（注 15）に據る。同氏は更に 1930 年 9 月に清華大學中國文學系で陳寅恪が新しく「敦煌小說選讀」を開講し[17]、畢樹棠が何らかの手段で講義資料を入手したと推測する。付け加えると、この課目は四單位、毎週火曜日・木曜日第二時限に清華三院七號教室で授業が開かれた。1930 年秋季の開講案内には、次のようにある。

> **敦煌所出佛曲變文**、其體裁與後小說關係甚巨。**陳寅恪**先生於**佛教**及**中國文學**研究極深、所見敦煌祕藏尤多。故該系特設此科、以討論最新之中國文學史料。（北京清華庁案「中國文學系紀事・大事紀[18]」）

「敦煌所出佛曲變文」・「佛教」・「中國文學」關連の講義である以上、張氏所藏の册子がその配布資料であっても奇異ではない。全文が公開されず、また張氏によれば論文以外は、録文のみ、且つ著者のコメントも極少數で、更にはまず眞贋の鑑別を要するなど、その扱いには難點を伴う。ただ、かかる限界に留意しつつ、次節で「選讀」の内容を一瞥したい。

[16]「敦煌本太公家教書後」は未發表の文章で、既存の著作集にも未收。張求會（2012）168-170 頁に全文を收める。他の二篇は陳寅恪（2001a）、同（2001b）に再録。初出は共に 1932 年。
[17]張求會（2012）171 頁。更に 1934 年には當該課目が不開講だったことも指摘される。
[18]卞僧慧（2010）132 頁から轉引。前稿 218 頁でこれを 1929 年度の案内としたのは誤り。

五、「敦煌小說選讀」所收敦煌文獻

I（「選讀」の項目名）「維摩詰經菩薩品演義」：（題材となる文獻）光094・BD05394號

今日では「維摩經講經文」などと呼ばれるこの文獻に、陳寅恪が「敦煌本維摩詰經文殊師利問疾品演義跋」（第二節、注6）、「燉煌劫餘録序」（第三節、注13）で言及することは、既に指摘した。共に1930年初出の文章で、同文獻に對する彼の早くからの關心を示そう。

II「金剛般若波羅蜜經」：P.2926

釋尊と須菩提の問答を記す經典終盤部の寫本だが、背面に菩薩像を描く特徴こそあれ、變文類に比べて「敦煌小說選讀」の題目にそぐわない感がある。『金剛經』への關心（注12）から、取り上げたのか（もしP.2962の誤りならば「張義潮變文」）。なお、陳寅恪がどこでP.2926の録文を得たのかは詳らかでないが、この寫本の存在自體は早くに知られていた[19]。

III「諸經雜縁喩因由記」：騰029・BD03129號、論文「蓮花色尼出家因縁跋」

この文獻は『佛說諸經雜縁喩因由記』として遺墨「敦煌研究」冒頭と「劫餘録序」（共に第三節所引）にも見える。その一端に焦點を絞る論文が、「蓮花色尼出家因縁跋」（注14）だった。1932年に發表された同論文が、「選讀」の中にも含まれているわけである。

IV「舍利佛起精舍因縁」（降魔變文）：臺北中央研究院歷史語言研究所傅斯年圖書館現藏

これは羅振玉（1866～1940）舊藏品で、彼の『敦煌零拾』（上虞羅氏排印本、1924年）に録文が收められる。陳寅恪は早く「須達起精舍因縁曲」として、この寫本を論じた[20]。

V「維摩詰經押座文」：S.2440

S.2440は複數の押座文を含む寫本だが、「維摩詰經押座文」はその冒頭と末尾に二箇所見られる。「選讀」の録文最終段に「經提（題）名目（別本作字此本原作字復改目）唱將來！」とある[21]。そこにいう「此本」はS.2440末尾、「別本」が冒頭の方だと考えられる。當該の押座文は、最も早くは『大正新脩大藏經』第85卷（古逸部　疑似部）にNo.2845「押座文類」の一種として全文が收載される。「選讀」の録文も、大正藏に據るのだろう。

---

[19]國立歷史博物館（1920）25頁に「金剛般若波羅蜜經　背草稿　伯2926」が著録される。
[20]「須達起精舍因縁曲跋」（1928年）、陳寅恪（2001b）に再録。
[21]張求會（2012）182頁。ただ、張氏は「別本」以下が陳寅恪の校勘か斷定を保留される。

ただそれだけでは「此の本　原（も）と「字」に作りて復た「目」に改む」という寫眞乃至景印に基づく校語が、なぜ書けたかとの疑問が出てくる。これに關しては、『鳴沙餘韻』の存在が思い起こされる。矢吹慶輝（1879～1939）による敦煌文獻調査の結晶たる同書は、昭和五年（1930）十月に刊行された。

同じ矢吹の資料收集によって、大正藏第85卷が敦煌所出佛典の録文を多く收めるのに對して、『鳴沙餘韻』は寫本（部分）の圖版から成る。その中に「維摩詰經押座文」の當該箇所も含まれる[22]。先の校語は、これに基づくものか。陳寅恪による『餘韻』の利用は、前稿（注23）でも指摘したが、いま具體例を一つ擧げておこう。これは正しく、彼が同書から「維摩詰經押座文」の情報を得ていた證據となる。

> 佛子。
> **鳴沙餘韻**第八十二：**維摩經押座文**□行之旁多題「念菩薩佛子」、「佛子」等字[23]。

VI「慧（惠）遠外傳」：S.2073（もと2401）

道安（312～385）が自らの講說を聞きに來た奴僕と問答する中、相手の非凡さを悟って、名を質したところ、實はそれが慧遠（334～416）であり、そこから彼が零落するに至った經緯を語るという因緣譚である。現在は本來の表題「廬山遠公話」で通行する。擬題から考えて、これも大正藏第85卷所載の録文（文獻名が見える首部を缺く）に據ったと思しい。ただ、「選讀」には「撻遣出九農。長養（此字塗傍注一字似是揚字）并五策」とある。大正藏（1319頁下段）は「□遣出九農、長揚搪五策」と作るだけで、寫眞等が無ければ、示せない録文・校語といえる。前項同樣、やはり『鳴沙餘韻』の圖版を參照した可能性がある[24]。

VII「目連救母變文」：麗085・BD04085號、霜089・BD03789號等

北平圖書館に藏する敦煌文獻のうち、麗085と霜089に「目連變文」が見えることは、間違い無い。だが、「選讀」にいう成094・BD02494號は『佛說大乘稻擲經』の寫本である。案ずるに、これは成096・BD02496號の誤りだろう。

また、英藏敦煌文獻中に「目連變文」を求めれば、S.2614とS.3704がそれに當たる。このうち、前者は大正藏第85卷にNo.2858「大目乾連冥間救母變文并圖一卷」として收録される。「選讀」がいう二種の「倫敦博物院所藏敦煌寫本」は、これらを指すと思しい[25]。

---

[22]矢吹慶輝（1930）に「82-I 諸押座文」として、P.2440末尾の圖版が掲載されている。
[23]『札記・敦煌零拾之部』、陳寅恪（2001d）311頁。
[24]矢吹慶輝（1930）「84-II　惠遠外傳」參照。「惠遠外傳」は大正藏にNo.2859として收録。
[25]北平圖書館所藏「目連變文」の録文と英藏のそれに關する情報は向達（1931）に見える。

VIII「太公家教」、論文「敦煌本太公家教書後」：羅振玉舊藏本

敦煌出土の蒙書として名高い『太公家教』には、多くの寫本が存在する。最も早くは羅振玉がその藏本の景印を『鳴沙石室佚書』（上虞羅氏景印本、1913 年）に收めた[26]。「選讀」所收の録文も、表題と本文冒頭の缺字から見て、羅氏舊藏本に基づくことは確かである。なお、陳寅恪は他の論文でも「上虞羅氏鳴沙石室佚書」に據って、この文獻に觸れる[27]。

さて、「敦煌本太公家教書後」の方だが、全文は張求會氏の研究（注 15）に就いて見られたい。張氏所藏本の題下には、「陳寅恪」と印刷されている（これは「選讀」中の他の論文も同じ）。いま概略を紹介すると、まず陳寅恪と清華國學研究院で同僚でもあった王國維（1877～1927）の「唐寫本太公家教跋」（『鳴沙石室佚書』、『觀堂集林』卷二十一所收）を足掛かりに、考證が示される。即ち「太公」とは王氏のいう太公望の意ではなく、曾祖父・高祖父の謂で、「太家」（大家・大姑）同様、老人の通稱である。從ってこの書名は「太公家の教」乃至「太公の家教」と解され、つまりは教訓の書と考えられる、と。

「選讀」の内容を少しく見渡した。原本、或いは書影を見られないので、隔靴掻痒の感は免れ難い。ただ上記 I、III、IV で扱う敦煌文獻については陳寅恪に專論が存する。また、III のそれは「敦煌研究」（第三節參照）にも見え、他に彼の論著で言及される文獻もある。これらより考えて、「敦煌小說選讀」の册子が、同題で陳寅恪が講義した際の資料（を順不同で製本したもの）という蓋然性は低くはなかろう。現にこの册子の舊藏者はこう述べる。

> 如**在清華所講的《敦煌小說選讀》一課**、即由北京圖書館和倫敦博物館等處所藏的敦煌寫本中選用若干篇、就原文加以考訂與解釋、即成精辟之論述是也。（畢樹棠「憶陳寅恪先生[28]」）

半世紀ほど後の回想だが、當時を知る人物の言葉だけに注目される。さて、張氏は末尾の二論文の發表年（注 16）から、「敦煌本太公家教書後」の作成時期も同じ 1932 年前後と推測される。加えて、筆者はこの册子が作られたのも、この年以降ではないかと考える。その理由は大正一切經刊行會が大正藏第 85 卷を昭和七年（1932）二月に刊行した點にある。

本節の V、VI、VII で述べた如く、「選讀」が含む「維摩詰經押座文」など三點の英藏敦煌文獻は、大正藏第 85 卷において初めて録文が示された。確かに、個人的に何らかの經路でこれらの寫眞等を入手する方法も無くはない。ただ、大正藏

[26]『太公家教』の研究史は幼學の會（2009）の「略解題」（黑田彰氏執筆）に詳しい。
[27]「薊丘之植植於汶篁之最簡易解釋」（1931 年）、陳寅恪（2001b）297 頁。
[28]倪文尖（1995）3 頁。張氏もこの記述を引用する。張求會（2012）177 頁。

より情報を得たという想像が正しければ、現存の「選讀」作成は1932年以後でなくてはなるまい。陳寅恪の「敦煌小說選讀」は1934年には開講されていない（注17）。假に再び開講されたにせよ、それは盧溝橋事件（1937）の後、彼が北京を離れるまでに終息していたはずだ。「選讀」の册子がその講義資料と假定すれば、作成は1932年から1937年までということになる。次の二節では、これを前提としながら、「選讀」や遺墨「研究」の持つ意義を、今少し檢討したい。

六、「變文」への關心

「敦煌小說選讀」が開講された時期、陳寅恪は敦煌學研究をどう進めていたか。わずかにその作業過程を窺わせる資料を見ておきたい。彼の書簡、そして「遺墨」が材料となる。

陳寅恪の新出書簡は、二十一世紀に入っても度々まとまって紹介されてきた。中央研究院歷史語言研究所關係者に宛てた書信も、その中の一つである。1930年3月から1933年2月までに書かれたそれら六十通は、史語所圖書員だった楊樾亭（1901～?）宛の手紙を最も多く含む。史語所での圖書の貸借・購入に關する記述に富む當該資料については、中國大陸に存在する以外、詳細は分からない[29]。うち民國十九年（1930）秋の書簡にこうある。

> **影片**之名爲「**佛說諸經雜緣喩因由記（敦煌寫本）**」借條附上。專此
> 敬叩秋安
>
> 弟陳寅恪　頓首　　十月四日
>
> 陳寅恪借
>
> **佛說諸經雜緣喩因由記影片**壹卷
>
> 十九、十、四日[30]

陳寅恪が史語所から敦煌寫本『佛說諸經雜緣喩因由記』の「影片」を借り出すために認めた依賴書・借用書と思しい。彼が遺墨「敦煌研究」（第三節）や「敦煌小說選讀」（前節III）、また公表された文章で『諸經雜緣喩因由記』を幾度か取り上げたこと（注14參照）は既述のとおりである。北平圖書館所藏敦煌寫本の「影片」（マイクロフィルムか）を史語所第一組が製作・所有した事實は、その民國十九年の活動報告・計劃から裏付けられる。

---

[29]劉經富（2012）が全書簡に、解說・注釋を施す。『文學遺產』網絡版2013年第4期には二件の寫眞も見える。

[30]劉經富（2012）234-235頁。宛先は無いが內容から圖書館職員（楊樾亭?）宛と思われる。

影照或**抄寫**關於**北平圖書館所藏敦煌卷子**

……

本組此項工作仍繼續原定計劃、以直接史料爲研究的對象。即：

……

（2）以**敦煌材料**及與此有關之材料、爲研究中古史的對象。

……

至於詳細節目、原隨本組各人治學興趣而異。如左：

陳寅恪　繼續爲蒙古源流及**燉煌材料**之研究。（『國立中央研究院十九年度總報告[31]』）

1930 年にも、史語所第一組と陳寅恪個人が、敦煌學を研究課題に掲げていた點が窺える。實際に、楊樾亭らに宛てた新出書簡には、前掲の手紙以外にも、敦煌學研究に關わる資料の名が見出される[32]。第三節で擧げなかった「遺墨」の一部に、ここで觸れざるを得ない。

陳寅恪遺墨の中には、先に見た「敦煌研究」の他に「敦煌研究（二）」と題した册子が含まれる。形態は「敦煌研究」のそれ（第三節冒頭參照）と同じで、下象鼻に「清華大學」と印刷される點も等しい。八葉から成る同册子中で敦煌學に直接關わる記述が見えるのは、冒頭三葉半程度である。その欄外上部に「變」、「蓮花色尼」、「唯摩詰經押座文」（「唯」は原文ママ）、「目連」、「遠公傳」等の語が見える[33]。うち「變」下部の行格内にはこうある。

高僧傳（金陵本）卷五「姚興贈以龜茲國細縷**變相**[34]以申款心」乾陀羅城東南七里

洛陽伽藍記「惠生遂減割行資。妙簡良匠。以銅干寫雀離浮屠儀一軀及釋迦四塔**變**」

「變相」の二字や「變」字の右側に圈點が見えるので、陳寅恪の關心は「變文」の語義にあり、その典據となる記述を典籍に探ろうという意圖が看取される。他の項もこれと同じで、敦煌文獻『諸經雜緣喩因由記』、「維摩詰經押座文」、「目連變文」、「慧遠外傳」（廬山遠公話）と關連する資料、例えば題材となった佛典、目連戲の記録、廬山慧遠の傳記などが原稿用紙の枠内に摘録される。『因由記』等はみな「敦煌小說選讀」も取り上げた文獻である。また「押座文」以下の録文が大

[31]第一組の「下年度研究計劃大綱」という箇所を引用。劉桂雲・孫承蕊（2008b）412 頁。

[32]第二十三書簡（1930）で于弊語等の文獻、第二十四書簡（1931）で『鳴沙石室佚書』、第三十三書簡（同）で Aurel Stein（1928）に言及。劉經富（2012）240-242、244-245 頁。

[33]陳寅恪（2005）36-44 頁。

[34]「變相」を實際は金陵刻經處刊本等諸本みな「慧遠傳」の當該箇所を「雜變像」に作る。

正藏第85冊のそれに據った點は前節で推論したとおりだ。かかる諸事情を勘案ると、この「敦煌研究（二）」は1932年以降、即ち「選讀」と同時期の、憶測すればその作成の基礎ともなる書き付けと考えられまいか。

さて前節で見た如く、「選讀」が扱う敦煌寫本の録文は、變文の範疇に屬する作品が多數を占める。前節のI「維摩經講經文」、III『諸經雜緣喩因由記』、IV「降魔變文」、V「維摩詰經押座文」、VI「廬山遠公話」、VII「目連變文」（いま通行の題名による）がそれだ。もとより「敦煌小說選讀」と銘打つからには、物語性に富む文獻が選ばれて當然である。更にいえば、陳寅恪は1929年後半より、清華大學歷史・中國文學兩系の合聘教授として、哲學系專攻生の指導にも攜わった。この立場で中文系の講義を擔當する以上、佛典に源流を持つ變文は、格好の題材でもあろう。その上、當時は利用できる敦煌文獻の數も少なかった。ただし、これら外的な事情のみが、「敦煌小說」を彼に選ばせたとはいい切れまい。

> **寅恪少喜讀小說**、雖至鄙陋者亦取寓目。獨**彈詞七字唱之體**則略知其内容大意後、輒棄去不復觀覽、蓋厭惡其繁複冗長也。及長遊學四方、從師受天竺希臘之文、讀其史詩名著、始知所言宗教哲理、固有遠勝吾國彈詞七字唱者、然其搆章遣詞、繁複冗長、實與彈詞七字唱無甚差異、絶不可以桐城古文義法及江西詩派句律繩之者、而少時厭惡**此體小說**之意、遂漸減損改易矣。又中歲以後、研治元白長慶體詩、窮其流變、**廣涉唐五代俗講之文**、於彈詞七字唱之體、益復有所心會。（陳寅恪「論再生緣[35]」）

この記述を信じれば、陳寅恪の「小說」への嗜好は若年に兆していた。彼がいうその「小說」の範圍は相當幅廣い。彈詞（說唱の一種）をも包含させた點から、それは明らかである。引用箇所の末尾近くで「廣く唐五代の俗講の文に涉」ったから、彈詞への理解が深まったと述べる點は見逃せまい。陳寅恪の考えでは、「唐五代俗講之文」（變文を指そう）は中國「小說」史の中に位置付け得るものだった。「敦煌小說選讀」の開講案内（第四節、注18）で「敦煌より出ずる所の佛曲變文、其の體裁は後の小說と關係すること甚だ巨」であり、「以て最新の中國文學の史料を討論せん」と述べた一節はその意識の表出といえる。

要するに、陳寅恪にとって「小說」（物語）は、關心の對象であり續けた。史實の檢證で通常の史書以外に志怪・傳奇・筆記を屢々用いることも、その現れの一つだ[36]。彈詞を扱う長篇論文「論再生緣」は視力喪失後、晩年の作である（注35）。それらと併せて、敦煌文獻に關する彼の業績が、變文の專論を複數含む點（注6、14、20）は忘れてなるまい。

[35]陳寅恪（2001a）1頁。「論再生緣」は1954年に初稿が、1964年に修訂版が完成。
[36]この點について、比較的近年の研究では李玉梅（1997）128-130、176-187頁に詳しい。

陳寅恪が變文と佛教、後世の物語文學の關係をどう認識したかには、先行の研究[37]もあるので、小論では贅言しない。ここでは敦煌本『壇經』（S.5475）を援用して、彼が『續高僧傳』に加えた批語のみ引いておく。唐代佛寺の「圖變」に關する箇所に、それは見える。

〔靜藹〕與同伍遊寺、觀**地獄圖變**。
札記：智昇開元録卷十云：「大慈恩寺翻經堂内壁畫、古今翻譯**圖變**。」可知**圖變**成一名詞。後來之「變」殆圖變之略稱耶？ **敦煌本壇經**：「時大師（五祖）於此廊下供養、欲畫**楞伽變**、並畫五祖大師傳授衣法、流傳後代爲記。」今本作楞伽經變相。（卷第三十「護法上・周終南山避世蓬釋靜藹傳四」）
〔猷禪師〕房後院壁、圖**九想變**。
札記：**壇經**亦有廊畫**楞伽變**事（卷第三十五「感通篇中・（周）益州多寶寺猷禪師傳三[38]」）。

中國での變文研究は、1920 年代に始まる。そもそも、「變文」の稱自體が一まず定まるまでに、相應の時日を要した[39]。陳寅恪がそれらを「佛曲」・「演義」・「俗曲」、また「俗文學」と呼稱する點にも（前稿第三節參照）、それは見て取れる。彼の變文を中心とした敦煌の文藝研究は、生來の物語愛好が主な動機だったのではないか。數こそ多くないが、1930 年代前半に書かれた關連する專論の先驅性は否定し難い。新出の「選讀」册子が持つ意義は、なお今後の檢討に俟つ。ただ、「敦煌小說選讀」なる題目と選録作品が、從來は論文でしか知られなかった、彼の關心の所在を改めて示す點は、疑い無くその一つといえる。

七、「敦煌學」最初の講義

前節で述べたように、陳寅恪は變文という未開拓の研究領域に取り組んだ先驅者の一人だった。從って、彼の「敦煌小說選讀」もこの分野では、最も早い大學での講義であろう。或いは「敦煌學」全體を通じても、中國の大學では最初の開講課目といえるかもしれない。

大正十四年（1925）、湖南こと内藤虎次郎（1866～1934）が京都帝國大學で「燉煌古書の研究（演習）」を開講している。内藤は、その前年に歐州で敦煌文獻を調

[37]趙和平（2002）92-102 頁が、これを論じて委曲を盡くす。
[38]『讀書札記・高僧傳二集之部』、陳寅恪（2001e）242、255 頁。
[39]變文の研究史、「變文」のジャンル名が定着する過程は荒見泰史（2010）3-33 頁參照。

査しており、これはその蓄積によるのだろう[40]。この課目自體は一年で終わったが、正面切って「敦煌學」を扱う大學の講義としては、日本（乃至東アジア）初のものだったかもしれない。

内藤の演習に遅れること五年、清華大で「敦煌小說選讀」が開講された（第三節、注 18）。陳寅恪の方は、英佛の敦煌寫本を實見しておらず、資料收集上の苦心は想像に難くない。先驅的な講義ながら、彼自身は特に言及を殘さない。次のような言葉が、傳わるばかりだ。

> 予前數年已爲此**演義**作**長跋**、載歷史語言研究所集刊第貳本第壹分中。尚有賸義、久未寫出。**師仲公**老而健忘、於**講授**時尤甚。因併附書於後、以備教室之用云。（陳寅恪「敦煌本維摩詰經問疾品演義書後[41]」）

前漢の師丹（字は仲公）並の健忘（『漢書』卷八十六「師丹傳」）ゆえに、この文章を書いたと冗談めかす一節である。「維摩經講經文」のために嘗て著した論文（注 6）の補遺めいた短文に、これは見える。成稿を「教室の用に備」えるのは、「選讀」册子が論文自體を含むこと（第四節）と相通じる。「講授」が「敦煌小說選讀」を指すかは措いて、陳寅恪が敦煌文獻について「教室」で語っていた傍證となり得よう。そもそも、彼の講義とは如何なるものだったか。「選讀」からは離れるが、受講生の證言を見てみる。

> **陳師**講“**佛經翻譯文學**”、他自己取名曰“梵文漢讀法”、用漢譯六種《能斷金剛般若經》、對著曬藍本**梵文**講解、**助教浦江清爲刻講義**。同學之中除戴家祥堅持**半年**、略知梵語音讀外、其餘同學都**半途而廢**。（戴家祥「致蔣秉南[42]」）

清華國學研究院草創期の學生だった戴家祥（1906～1998）が後年の書簡中で、陳寅恪の講義「佛經翻譯文學」（1927 年春期）を回想する一文を引用した。「爲に講義を刻す」とは、講義資料を排印（またはタイピング・謄寫）で準備することなのだろう。「敦煌小說選讀」のような册子が、清華學校では特例でもなかったことが知れる點で、この記述は興味深い。さて「半年」の間に、戴氏の同學全員が受講を「半途にして廢」したとは、内容の高度さを窺わせる。陳寅恪の特に早年の講學を通して、この傾向は共通のものだったらしい。

往時の學生による追想の文章が、分野・時期を問わず、陳寅恪の講義に贊歎しながら、「外國語が頻出し、こちらの力不足で、理解が容易くなかった」と異口同音

[40]以上、高田時雄（2008）21-28 頁參照。
[41]陳寅恪（2001b）353-354 頁。初出は 1932 年 5 月で、「敦煌小說選讀」と同時期である。
[42]卞僧慧（2010）101 頁から轉引。浦江清は當時、清華學校で陳寅恪の助教を務めていた。

に述べる點が、その證據となろう。謙遜は差し引いても、彼らの勞苦が忍ばれる。さて、管見の限りでは、少なからず存するこの種の回想に、「敦煌小說選讀」の話題は全く登場しない。

もちろん、それには受講者數・開講期間など諸般の事情も關わろう。更には、陳寅恪の本領たる史學の講義と違って話題に上り難いということも考えられる。さりながら、一方では規範的な文言文と異なる新資料を扱う困難等がまず敬遠され、回想を綴るような印象も殘らなかったという事態は考慮されてよかろう。そのような中で零細且つ憶測に涉るが、彼の「敦煌學」に對する學生側の反應かもしれぬ事例を擧げてみる。

> **禪宗**的道理、是採自**三論宗**、方法是楞伽經的方法、故事是續聚着的演進來的故事、招牌是達摩、——這許許多多都經**陳寅恪**先生講說的“信而有徵”了；因我看的書是太少的、在這方面尤其少、很慚愧不能作陳先生說法的更進一步的引伸、聽了也只好聽着而已。（李長之「談壇經」［1934 年[43]］）

文學史家・批評家の李長之（1910～1978）はこの文章を書いた當時、清華大學哲學系の學生だった。三論宗が禪宗に影響を與えたと陳寅恪が語ったことを、彼はここで述べる。その說の根據は、次に掲げる未完且つ長らく未刊だった陳氏の遺稿に求められよう。

> 自**敦煌本壇經、楞伽師資記、歷代法寶記**諸書發見後、吾人今日所傳禪宗法統之歷史爲依託僞造、因以證明。其依託僞造雖已證明、而其眞實之史蹟果何如乎？ 此中國哲學史上之大問題尚未能解決者也。予意**禪宗**之興起與**三論宗**不無關係、茲刺取舊籍所載涉於此問題者次第略加說明。（陳寅恪「論禪宗與三論宗之關係[44]」）

この一段に續いて、敦煌出土の禪文獻を用いつつ、禪宗と三論宗の關係が論じられる。李氏は陳寅恪の講義乃至談話から敦煌文獻に基づくこの見解を知ったのだろう。陳氏の遺稿の執筆年は不明だが、「談壇經」の存在で 1934 年以前に發想は生じていたと知られる。

> 由於《**維摩詰經**》尤饒文學趣味、故**寅恪**師即首擧該經、從其中擧例說明。蓋佛經爲闡發哲理之助、向多藉故事譬解、原具文學意味、該經出自大乘興盛以後、較少拘束、尤便自由發揮之故。談到佛經、一般知識

[43]いま李長之（2006）231 頁に據る。「李長之」は筆名で、本名は李長植。
[44]陳寅恪（2002）431 頁。執筆時期は不明で、視力低下前ということしか分からない。

分子、除非兼是信徒、大都茫然。惟《維摩詰經》則有其特別的通俗性。蓋梅蘭芳所演京劇《天女散花》、即據該經《**問疾品**》故事編成。（翁同文「追念陳寅恪師」［1990 年 7 月 19 日付[45]］）

受講生の回想から陳寅恪の講義「佛經翻譯文學」（1939 年秋季に開始）に關する一節を引いた。同名の講義は夙に清華で開講されており（本節前半に既引の戴家祥の追想、注 42 参照）、一時の中斷を經て、大學自體が雲南へ疎開していたこの時期に再開されることになった。『維摩詰經』がその題材だった點は、前掲の文章から窺える。翁氏の記述は、どこまで陳氏の講說を反映するか不分明ながら、「問疾品」は對象に含まれていたのではないか。

「問疾品」を題材とした變文の專論（注 6）、その補遺（注 41）を陳寅恪が著したことは、既述のとおりだ。前者の結末では、同じく『維摩詰經』に基づく北平圖書館所藏敦煌文獻の存在を報告する。「敦煌劫餘録序」でも「維摩詰經菩薩演義」（維摩經講經文）、「維摩詰經頌」の名を擧げ（第三節、注 13）、「敦煌小說選讀」でも、講經文や「維摩詰經押座文」を取り上げる（第五節 I、V）。維摩詰故事に對する彼の關心は、文獻の範圍に止まらない。

一、**維摩詰象**　Serindia vol4 Plate XCV
二、雲崗第六洞門口上部　日人雲崗照片　三僧中在左者**維摩**待考
三、金石苑　宋惠因寺**維摩詰象**竝題字　紹興四年
四、德文 Oldenberg　**維摩詰象**[46]

遺墨「敦煌研究」で寫本を擧げた部分（第三節）に續く記述（全四條）から、題目に當たる箇所のみ引いてみた。揃って、維摩詰（維摩居士）の圖像を含む資料が並べられる。「敦煌研究」と題した册子にこの記述が含まれる理由、それはやはり『維摩詰經』を題材とした敦煌寫本への關心にあるのではないか。いずれにもせよ、原據となる佛典から變文まで、文殊菩薩との問答で知られる維摩の故事は、陳寅恪にとって長らく興味の對象であった。翁同文が受けた「佛經翻譯文學」の講義でも、敦煌文獻に言及したのかもしれない。

下って 1955 年秋、廣州の中山大學教授だった陳寅恪は、講義「元白詩證史」の後、學生が發した質問で、幾分か戸惑いを覺える。件の女子學生高守眞（1927～2002）は韋莊（836～910）「秦婦吟」の詩句について尋ねた。戸惑いの主因は學部

[45]翁同文（1994）58 頁。翁氏（1915～1999）は蒙自の西南聯合大で陳寅恪の講義を受講。
[46]陳寅恪（2005）25 頁。列擧される資料は最後のものが未詳である以外、各々 Aurel Stein（1921）XCV、常盤大定、關野貞（1925）圖 29、劉喜海『金石苑』卷四を指す。なお雲崗第六窟の維摩像については、注 6 所掲論文も言及する。陳寅恪（2001b）209 頁參照。

生にしては専門性の高い問いであるが、この長篇詩を扱う論文を修訂し續けた彼としては感慨無きを得なかったろう。

高守眞は、これら「秦婦吟」の專論を讀んでいたのかもしれない[47]。それが敦煌文獻より得られた逸詩である事實を彼女の方はどれほど意識していたろうか。ただ、高弟でもない一般の、しかも彼が卒業まで指導することになる最後の學生（反右派鬪爭中での度重なる人身攻擊に耐えかね 1958 年以降、大學での教育を一切拒否）からこの質問は發せられた。その「敦煌學」にまつわるささやかな反應の一つということで、ここに附記しておく。

八、おわりに

前稿第一節でも述べたが、眼疾の治療を企圖した戰後の渡英（1945～1946）を除けば、陳寅恪は中年期以降、歐州に赴いていない。彼が、わずかに目睹し得る北平圖書館の敦煌寫本羣から研究の材料を熱心に求めたことも（前稿第四節、小論第二節）、異とするに足りない。第三節では、遺墨「敦煌研究」が、その調査結果に關わるとの推測を述べた。これが正しければ、「研究」はその「敦煌學」が準備される過程の一證左といえる。

國外に流出した寫本の實物とは遂に無緣だった陳寅恪だが、各方面（中國・歐州・日本）の先行研究、後には寫眞撮影事業等も通じて、情報の收集に努めた。詳しくは前稿を參照されたいが、ここに至って彼の「敦煌學」に國内外の資料を併用する道が開かれた。既出の「敦煌小說選讀」は北平圖書館收藏文獻と英佛のそれを用いる點で、その典型であろう。

「選讀」のうち、中國外の敦煌文獻は小論第五節の II、V、VI、VII に見える。中でも後三者は大正藏に據っていよう。北平圖書館が藏する文獻の情報にしても、向達（1900～1966）の研究に基づくと思しき點がある（第五節 VII、注 25）。内外の新たな成果を取り込む素早さは、注目に値する。かかる研究の姿勢や前節で見た維摩の故事への變わらぬ關心など、小册ながら「敦煌研究」、「同（二）」や「敦煌小說選讀」が示す事實に興趣は盡きない。附言すれば、これら陳寅恪の「敦煌學」研究は、個人の興味にのみよるわけではなかった。

> 一時代之學術、必有其新材料與新問題。取用此材料、以研求問題、則爲此時代學術之新潮流。治學之士、得預於此潮流者、謂之**預流**（借用佛教初果之名）。其未得預者、謂之未入流。此古今學術史之通義、非彼閉

[47] この質問を契機とした陳・高の交流は陸鍵東（2013）169-180 頁、陳寅恪による「秦婦吟」研究は永田知之（2012）228-230 頁參照。「韋莊秦婦吟校箋」は陳寅恪（2001a）所收。

門造車之徒、所能同喩者也。**燉煌學**者、今日世界學術之新潮流也。自發見以來、**二十餘年間**、東起**日本**、西迄**法英**、諸國學人、各就其治學範圍、先後咸有所貢獻。吾國學者、其撰述得列於世界燉煌學著作之林者、僅**三數人**而已。（陳寅恪「陳垣燉煌劫餘録序[48]」）

先生通解中外古今的學術文化、因而能有這樣如立於喜馬拉雅高峯俯瞰人類文化進展的長河的精深宏大議論。**敦煌學**已是今日世界的顯學、**寅恪**先生是**中國敦煌學開創者**之一、又是提出“**敦煌學**”這一名稱的第一人。這一名稱的提出是有重要意義的。它明確了敦煌資料的研究是我們這一時代新的學術潮流、不只是整理考證一些資料而已。近十年來、特別是從敦煌吐魯番學會成立以來、我國敦煌學研究有了很大進展、先生所期望於我們“勉作敦煌學之**預流**”、已逐漸成爲現實、這是我們可以告慰於含恨逝去的一代儒宗寅恪先生的。（王永興「一代宗師陳寅恪先生[49]」）

陳寅恪本人とその高足の文章から引用した。前者は自國の資料でありながら、發見後の「二十餘年間」、「燉煌學」の研究で「日本」・「法英」の後塵を拜している中國人學者に「流れに預かる」よう促す文脈、後者はそれを學史に位置付けようとしたものである。兩者の間に横たわる期間は五十有餘年、嘗て「三數人」のみが世界に伍した中國の「敦煌學」は目覺ましい隆盛を遂げた。危機感を懷いて研究に從った「敦煌學」なる言葉の作り手は、それを知る由も無かったが、實は彼自身、生前に斯學發展の見通しを得ていた。

寅恪昔年**序陳援庵先生敦煌劫餘録**、首創「**敦煌學**」之名。以爲一時代文化學術之研究必有一主流、敦煌學今日文化學術研究之主流也。凡得預此潮流者、謂之「**預流**」、近日**向覺明**先生撰**唐代俗講考**、足證鄙說之非妄。自敦煌寶藏發見以來、吾國人研究此歷劫僅存之國寶者、止局於文籍之考證、至藝術方面、則猶有待。**大千**先生臨干北朝唐五代之壁畫、介紹於世人、使得窺見此國寶之一斑、其成績固已超出以前研究之範圍、何況其天才獨具、雖是臨干之本、兼有創造之功、實能於吾民族藝術上別闢一新境界。其爲「敦煌學」領域中不朽之盛事、更無論矣。（陳寅恪「大千臨干敦煌壁畫之所感[50]」）

敦煌壁畫模寫作品の展覽會に寄せた文章である。造形藝術の重視は、その趣旨

[48]陳寅恪（2001b）266 頁。

[49]王永興（1993）7 頁。王氏（1914～2008）は長沙臨時大・西南聯合大で陳寅恪に師事。「勉作敦煌學之預流」も「劫餘録序」の引用。なお王氏には陳寅恪が言及したものと同じ敦煌文獻を扱う論文（前稿注 59）がある他、やはりその敦煌學に觸れた王永興（1980）がある。

[50]1944 年 1 月 21 付の文章、陳寅恪（2002）446 頁。「大千」は畫家の張大千（1899～1983）。

にもよるが、陳寅恪が敦煌の遺跡・遺物にも關心が深かったことは間違い無い[51]。維摩の故事を圖像からも把握しようとして、「敦煌研究」にその情報を記したことが想起される（前節、注 46）。

向達（字は覺明）は陳寅恪が高く評價した學者で[52]、「敦煌學」畑の業績は數多い。嘗て陳氏が論文に著し、講義でも扱った變文が向氏の「唐代俗講考」では主題とされる。自らの後に續く業績が生産される「敦煌學」の現狀に、彼はやや手應えを感じていたらしい。

この文章が書かれた當時（1944 年初め）、陳寅恪は成都に疎開中の燕京大學で教鞭を執っていた。泥沼化した戰況、生活の窮乏、更には既に右眼の機能を失い左眼（同じ年の末、こちらも視力を失う）だけで教學に勵むという不如意の中で、彼がいささか感傷的になり、未來に希望を繫ごうとした側面は、想像されてよい。だが、果たしてそれだけだろうか。

「劫餘録序」の執筆から足掛け十五年、陳寅恪の廣大無邊な學問の中で、「敦煌學」は一定の位置を占め續けた。中國人もこの分野で活躍すべきという思いを胸に、研究を進めた彼にとって、向達や張大千ら「預流」の登場は頼もしい限りだったろう。さりげないが、自らに續く者へ言及した一文に、積み重ねてきた營爲への自負が感じられる。專論や各種文章での論及はいうに及ばない。小論で取り上げた遺墨「敦煌研究」や講義「敦煌小說選讀」等に示される著述以前の地道な作業を思えば、その自負はより重みを持つだろう。

參考文獻一覽

（著者名等の後の括弧で括った數字はその論著の發表・出版年を意味する）

【日本語によるもの】

高田時雄（2008）：「内藤湖南の敦煌學」、『東アジア文化交渉研究』別册 3

趙和平（2002）：趙和平（高田時雄譯）「陳寅恪先生と敦煌學」、高田時雄編『草創期の敦煌學』（知泉書館）

常盤大定、關野貞（1925）『支那佛教史蹟』2 圖版（佛教史蹟研究會）

永田知之（2012）：「陳寅恪論及敦煌文獻雜記――利用經路を中心に」、『敦煌寫本研究年報』6

矢吹慶輝（1930）：『鳴沙餘韻　敦煌出土未傳古逸佛典開寶』（岩波書店）

[51]趙和平（2002）105-107 頁。

[52]陸鍵東（2013）386-398 頁參照。「唐代俗講考」は 1934 年初出、向達（1957）に再録。

幼學の會（2009）：幼學の會編『太公家教注解』（汲古書院）

【外國語によるもの】

荒見泰史（2010）：『敦煌變文寫本的研究』（中華書局）

王永興（1980）：「懷念陳寅恪先生」、傅璇琮編『學林漫録』初集（中華書局）

王永興（1993）：『陳門問學叢稿』（江西人民出版社）

王永興（1994）：王永興主編『紀念陳寅恪先生百年誕辰學術論文集』（江西教育出版社）

姜伯勤（1988）：「陳寅恪先生與敦煌學」、『広東社會科學』1988-2

姜亮夫（2002）：『姜亮夫全集』24（雲南人民出版社）、小論關連部分は「憶清華國學研究院」として王元化主編『學術集林』1（上海遠東出版社、1994 年）に初出

倪文尖（1995）：倪文尖編『文人舊話』（文匯出版社）、小論關連部分は「憶陳寅恪先生」として『散文世界』1985-6（1985 年）に初出

國立歴史博物館（1920）：「海外所存敦煌經籍分類目録」、『國立歴史博物館叢刊』1-2

向達（1931）：「敦煌叢抄」、『國立北平圖書館館栞』5-6

向達（1957）：『唐代長安與西域文明』（生活・讀書・新知三聯書店）、小論關連部分は「唐代俗講考」として『燕京學報』16（1934 年）に初出

中國國家圖書館（2005）：中國國家圖書館編、任繼愈主編『國家圖書館藏敦煌遺書』（北京圖書館出版社）

張求會（2012）：『陳寅恪叢考』（浙江大學出版社）、小論關連部分は「陳寅恪佚文《敦煌本〈太公家教〉書後》考釋」、「陳寅恪講義《敦煌小説選讀》相關問題續探」として各々『歴史研究』2004-4（2004 年）、『九州學林』3-4（2005 年）に初出

陳寅恪（1930a）：「吐蕃彝泰贊旋名號年代考」、『國立中央研究院歴史語言研究所集刊』2-1

陳寅恪（1930b）：「敦煌本維摩詰經文殊師利問疾品演義跋」、同前

陳寅恪（2001a）：『寒柳堂集』（生活・讀書・新知三聯書店）

陳寅恪（2001b）：『金明館叢稿二編』（同前）

陳寅恪（2001c）：『書信集』（同前）

陳寅恪（2001d）：『讀書札記二集』（同前）

陳寅恪（2001e）:『讀書札記三集』（同前）

陳寅恪（2002）:『講義及雜稿』（同前）

陳寅恪（2005）：陳寅恪著、陳美延編『陳寅恪先生遺墨』（嶺南美術出版社）

陳垣（2009）：陳垣著、陳智超主編『陳垣全集』2（安徽大學出版社）、小論關連部分は「摩尼教入中國考」として『國學季刊』1-2（1923 年）に初出。

卞僧慧（2010）:卞僧慧纂、卞學洛整理『陳寅恪先生年譜長編（初稿）』（中華書局）

姚士鰲（1924）:「史學系派遣留德學生姚士鰲致朱抰先先生書」、『北京大學日刊』民國 13 年 5 月 9 日

李玉梅（1997）:『陳寅恪之史學』（三聯書店香港）

李長之（2006）:『李長之文集』1（河北教育出版社）、小論關連部分は「談壇經」として『大公報』文藝副刊第 44 期（1934 年 2 月 24 日）に初出。

陸慶夫・齊陳駿（1989）:「陳寅恪先生與敦煌學」、紀念陳寅恪教授國際學術討論會祕書組編『紀念陳寅恪教授國際學術討論會論文集』（中山大學出版社）

陸鍵東（2013）:『陳寅恪的最後二十年　修訂版』（生活・讀書・新知三聯書店）

劉桂雲・孫承蕊（2008a）：劉桂雲・孫承蕊選編『國家圖書館藏國立中央研究院史料叢編』2（國家圖書館出版社）

劉桂雲・孫承蕊（2008b）：同前選編『國家圖書館藏國立中央研究院史料叢編』3（同前）

劉經富（2012）:「陳寅恪未刊信箚整理箋釋」、『文史』2012-6

Aurel Stein（1921）: *Serindia: Detailed Report of Explorations in Central Asia and Westernmost China.* 5 vols. Oxford: Clarendon Press. Vol.4

Aurel Stein（1928）: *Innermost Asia: Detailed Report of Explorations in Central Asia, Kan-su and Eastern Iran : carried out and described under the orders of H.M. Indian Government.* 4 vols. Oxford: Clarendon Press.

（作者は京都大學人文科學研究所准教授）

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）105-143 頁

五胡十六國覇史輯佚補遺

藤井律之

はじめに

2012 年に五胡の會によって刊行された『五胡十六國覇史輯佚』（以下、『覇史輯佚』と略す）は、その名の通り、五胡十六國時代の各政權を對象とした史書――いわゆる覇史を蒐集したものである。これらの覇史には、『華陽國志』のように刊本が存在するものもあるが、殆どが散佚しており、主に類書に引用される形で現在に傳わっている。

『覇史輯佚』が取材した資料を列擧すると、次のようになる。

> A.『世說新語』、B.『水經注』、C.『敦煌祕笈』、D.『齊民要術』、E.『琱玉集』、F.『修文殿御覽』、G.『經典釋文』、H.『顏氏家訓』、I.『玉燭寶典』、J.『北堂書鈔』、K.『藝文類聚』、L.『辯正論』、M.『隋書』、N.『文選注』、O.『翰苑』、P.『廣弘明集』、Q.『類林』、R.『天地瑞祥志』、S.『法苑珠林』、T.『肇論疏』、U.『史通』、V.『沙州圖經』、W.『初學記』、X.『開元占經』、Y.『史記注』、Z.『通典』、a.『元和姓纂』、b.『元和郡縣圖志』、c.『祕府略』、d.『白氏六帖事類集』、e.『獨異志』、f.『和名類聚抄』、g.『義楚六帖』、h.『太平廣記』、i.『太平御覽』、j.『太平寰宇記』、k.『事類賦』、l.『廣韻』、m.『通鑑考異』、n.『樂府詩集』、o.『祖庭事苑』、p.『廣川書跋』、q.『白孔六帖』、r.『類林雜說』、s.『說郛』（アルファベットは『覇史輯佚』による）

五胡の會によると「原則として宋代までの典籍を對象」としたというが、まさしく博搜というべきであり、今後の五胡十六國時代史研究に缺くべからざる業績であることは疑いないのだが、若干の問題がある。

取材資料の中に、日本で撰述された類書――和製類書が含まれているが、c.『祕府略』と f.『和名類聚抄』のみで、『幼學指南鈔』が取材對象とされていない。『幼學指南鈔』は殘缺があり、また、圖版が公表されていない箇所があるが、覇史が引用されており、かつ、『覇史輯佚』に採録されていないものも含まれている（な

お、管見の限り、『明文抄』など、金言集と呼ばれている和製類書には覇史は引用されていないようである)。

同じ問題は、敦煌出土文書についても當てはまる。『覇史輯佚』は、C.『敦煌祕笈』と V.『沙州圖經』を取材對象とし、また、Q.『類林』も P.2635 を取材源としている。しかし、E.『琱玉集』は敦煌文書によって補足することができ、その補足箇所に覇史が引用されている。また、他の敦煌出土の類書にも覇史が收録されているのだが、それらの敦煌文書は取材源とはなっていないのである。

如上の狀況をふまえ、本稿は『幼學指南鈔』および敦煌出土の類書に引用された覇史を採録して『覇史輯佚』を補足することを目的とする[1]。

1 佚文補遺

(1) 幼學指南鈔

『幼學指南鈔』は目録一卷、本文三〇卷からなる和製類書である。前稿においても觸れたが[2]、撰者は不明ながら、臺灣故宮博物院が所藏する院政期鈔本に「久安三年(1147)二月一日大江時房」と記されていることから(卷十七にみえる)、平安末期には成立していたと考えられている。

『日本國見在書目録』には、覇史として、田融『趙書』十卷、常庞『華陽國志』十二卷、崔鴻『十六國春秋』百卷が著録されている。しかし、『幼學指南鈔』の撰者は、こうした日本に將來された覇史を直接參照したのではなく、先行する和製類書の『祕府略』と同樣に、既存の類書を引用したと考えられている。

その主たる取材源は『藝文類聚』と『初學記』、および現在散佚した類書だが、『太平御覽』は參照されていない。『幼學指南鈔』撰述當時には、まだ『太平御覽』は日本に將來されていなかったからである[3]。

『幼學指南鈔』の重要性は楊守敬がつとに指摘しており[4]、また寫本を中國へと持ち歸った。臺灣故宮博物院所藏本は彼の舊藏品である。『幼學指南鈔』は完本が

[1]付言すると、『三十國春秋』を註として引用する『建康實録』も取材源となってはいない。

[2]藤井律之 2012。

[3]中山忠親『山槐記』治承三年二月十三日條「十三日辛丑、天陰。算博士行衡來云、入道大相國(六波羅)、可被獻唐書於内云々、其名太平御覽云、二百六十帖也、入道書留之、可被獻摺本於内裏云々、此書未被渡本朝也」。治承三年は 1179。

[4]楊守敬『日本訪書志』卷十一「幼學指南鈔三十卷。殘本。日本古鈔本。兩面鈔寫、爲蝴蝶裝、四邊外向。日本卷子以下、此式爲最古。蓋北宋刊本裝式、亦如此也。今存第三・第四・第九・第十三・第十四・第十七・第十八・第三十。又三册殘本、不知卷數。一寶貨部下、一衣服部、一音樂部、第三十卷爲鱗介蟲豸類。故知書止三十卷也。書法甚古、以日本書體紙質衡之、當是八九百年間物。每條有題、所引古書至六朝而止。細核之、蓋從徐堅初學記鈔出而其文字則遠勝今本。蓋此從卷子本出也」。

なく、寫本の一部が複數の機關に所藏されている。陽明文庫・成簣堂文庫所藏のものを除いて圖版と釋文があるが、その對應關係は少々複雜である。所屬機關、および圖版と釋文の對應關係は、以下の表の通りである（なお、この表は築島裕 2005 を參照して作成した）。

卷數	所藏機關	圖版	釋文
一（殘）	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
二	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
三	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
四	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
五	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
六	（闕）	（闕）	（闕）
七	京大付屬圖書館	京大藏 (*)	片山・丁 1993
八	成簣堂文庫		
九	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一〇	（闕）	（闕）	（闕）
一一	（闕）	（闕）	（闕）
一二	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一三	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一四	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一五	陽明文庫		
一六	東京國立博物館	覆製叢刊 1979	故宮 1992
一七	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一八	陽明文庫		
一八（殘）	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一九	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
二〇	（闕）	（闕）	（闕）
二一	（闕）	（闕）	（闕）
二二	京大付屬圖書館	京大藏	片山・丁 1993
二三	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
二四	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
二五	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
二六	（闕）	（闕）	（闕）
二七	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
二八	成簣堂文庫		
二九	（闕）	（闕）	（闕）
三〇（殘）	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
目録	陽明文庫？		

(*) 京都大學付屬圖書館所藏本の圖版は「京都大學電子圖書館」として、web 上にて公開されている。

http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/k133/index.html

以下、『幼學指南鈔』に引用された覇史を列擧し、あわせて、對應する圖版と釋文のページ、ならびに覇史の書名を付す。なお、本稿では陽明文庫・成簣堂文庫所

藏のものを参照することができなかったことをあらかじめおことわりしておく。

『幼學指南鈔』巻二　天部下　雨

（覆製叢刊 1979、十葉表～十葉裏／故宮 1992、1155 頁）

龍下鉢中

崔鴻國春秋前秦録曰渉公西域沙門也

有祕術每旱苻堅常使祝龍㗊 便下鉢

中天輙大雨　→『十六國春秋』前秦録（『**幼**』**1** と略す）

『幼學指南鈔』巻三　歳時部上　夏

（故宮 1992、31 頁／木村晟 1996、25 頁）

冰井臺

陸攜异中記曰石季龍於冰井臺藏冰

三伏之月以冰賜其大臣也　→『异中記』（『**幼**』**2** と略す）

『幼學指南鈔』巻三　歳時部下　三月三日

（故宮 1992、83 頁／木村晟 1996、38 頁）

千金堤

陸攜异中記曰花林園中千金堤云云

三月三日石季龍及皇后百官池會　→『异中記』（『**幼**』**3** と略す）

『幼學指南鈔』巻三　歳時部下　五月五日

（故宮 1992、94-95 頁／木村晟 1996、40 頁）

焚火

异中記曰并州俗以介子推五月五日燒死

世人爲其忌故云不擧食非也北方五月

五日作飲食祠神及作五色縷五色華

相問遺不爲介子推也　→『异中記』（『**幼**』**4** と略す）

『幼學指南鈔』巻三　歳時部下　伏

（故宮 1992、102-103 頁／木村晟 1996、42 頁）

季龍須水

异中記曰石季龍於冰井臺莊冰三伏

之月以冰賜其大臣　→『异中記』（『**幼**』**5** と略す）

『幼學指南鈔』巻四　地部上　峨眉山

（故宮 1992、218-219 頁／木村晟 1996、72 頁）

峨眉山

花陽國志曰楗爲南安縣有峨眉山去
縣八十里孔子地圖云有仙藥漢武求
之不能得
益州記曰峨眉山在南安縣界當縣南八
十里兩山栩首望如峨眉　→『華陽國志』（**『幼』6 と略す**）

『幼學指南鈔』卷四　地部中　塵
（故宮 1992、297-298 頁／木村晟 1996、91 頁）
慕容仲盛囊
崔鴻國春秋前秦録曰慕容冲叛苻堅
遣平原公暉討之冲乃令婦人各將一
囊盛二年塵時令騎牛服文采衣執
持長槊於陳後冲晨攻暉兵刃交接冒
言班隊何在於之奔競而進皆毀囊揚
塵埃霧連天莫測多少暉衆大潰　→『十六國春秋』前秦録（**『幼』7** と略す）

『幼學指南鈔』卷五　水部　惣水
（覆製叢刊 1979、六葉裏／故宮 1992、1172 頁）
錦流
華陽國志曰成都道西城[5]故織錦官也錦
工織錦濯流江中則鮮明故命曰錦里
城也　→『華陽國志』（**『幼』8** と略す）

『幼學指南鈔』卷五　水部　池
（覆製叢刊 1979、二六葉表／故宮 1992、1179 頁）
靈芝
華陽國志曰靈芝池廣長百五十步深二丈上有
連樓飛觀四出閣道釣臺中有鳴鶴舟指南
舟　→『華陽國志』（**『幼』9** と略す）

『幼學指南鈔』卷七　人部一　美婦人
（京大藏、九葉裏／片山・丁 1993、28 頁）
髮長七尺
异中記曰陳遶妹才色甚美髮七尺石
季龍以爲夫人　→『异中記』（**『幼』10** と略す）

[5]故宮 1992 は「道西城」を「通西域」と釋す。

『幼學指南鈔』卷七　人部一　醜人

（京大藏、十七葉裏／片山・丁 1993、30 頁）

短足

崔鴻國前秦録曰符雄字元才貌醜頭

大而足短故軍稱爲大頭龍驤　→『十六國春秋』前秦録（『**幼**』**11** と略す）

『幼學指南鈔』卷七　人部一　長人

（京大藏、二二葉表／片山・丁 1993、32 頁）

申香拂蓋

三十國春秋置左右一鎭郎及拂蓋郎

申香爲拂蓋郎長一丈九尺　→『三十國春秋』（『**幼**』**12** と略す）

『幼學指南鈔』卷七　人部二　鼻

（京大藏、四五葉裏／片山・丁 1993、42 頁）

李雄飛龍

常庞蜀書曰李雄美容貌相工相之曰此君

鼻如飛龍口如器位必過三公不疑也　→『蜀書』（『**幼**』**13** と略す）

『幼學指南鈔』卷九　人部四　讓

（故宮 1992、342-343 頁／木村晟 1996、103 頁）

任文公無雙

華陽國志曰任文公弉武擔右折曰噫四方

智者死吾其應之遂卒益部爲之謠

曰任文公智無雙　→『華陽國志』（『**幼**』**14** と略す）

『幼學指南鈔』卷九　人部四　貧

（故宮 1992、377 頁／木村晟 1996、111 頁）

四壁

崔鴻燕録曰魏郡王高家貧徒有四壁　→『十六國春秋』（後）燕録（『**幼**』**15** と略す）

『幼學指南鈔』卷九　人部四　蕪

（故宮 1992、383 頁／木村晟 1996、113 頁）

食藜

崔鴻後燕録曰王高秦末飢亂飢食

藜廣寒衣草衣　→『十六國春秋』後燕録（『**幼**』**16** と略す）

『幼學指南鈔』卷十四　理政部　赦宥

（故宮 1992、592-593 頁／木村晟 1996、159 頁）

玉璽

崔鴻前趙録曰劉元海遷都平陽汾

水中得玉璽文曰有新保之衆元海蓋

王莽[6]時璽也獻者因增其三字

元海以爲己瑞大赦天下改年也　→『十六國春秋』前趙録（『**幼**』**17** と略す）

『幼學指南鈔』卷十六　武部上　弓

（覆製叢刊 1979、十九葉表／故宮 1992、1196 頁）

宛轉形

异中記曰石虎女騎持雌黄宛轉角弓　→『异中記』（『**幼**』**18** と略す）

『幼學指南鈔』卷十六　武部上　甲

（覆製叢刊 1979、二八葉裏／故宮 1992、1199 頁）

光耀

陸攜异中記曰石季龍左右直衛萬人皆

著五色細鎧光耀奪白　→『异中記』（『**幼**』**19** と略す）

『幼學指南鈔』卷十六　武部上　鞭

（覆製叢刊 1979、三二葉表／故宮 1992、1200 頁）

持鐵

蕭方等三十國春秋曰王澄衆有二十人

持鐵馬鞭　→『三十國春秋』（『**幼**』**20** と略す）

『幼學指南鈔』卷十七　居處部　臺

（故宮 1992、632-633 頁／木村晟 1996、170 頁）

銅雀

异中記曰异城西北立臺皆因城爲基趾中

央名銅爵臺北則冰井臺又曰西臺六十七丈

上作銅鳳牕皆銅龍疏雲母幌日之初出

流光照曜也　→『异中記』（『**幼**』**21** と略す）

『幼學指南鈔』卷十七　居處部　門

（故宮 1992、662 頁／木村晟 1996、177 頁）

相如影

華陽國志曰蜀城北四十里有升遷橋送客

觀司馬相如初入長安題名其門曰不乘赤車

[6]木村晟 1996 は「蓋王莽」を「益□□」と釋す。

四馬不後過汝下　→『華陽國志』（『**幼**』**22** と略す）

『幼學指南鈔』巻十七　居處部　園

（故宮 1992、691-692 頁／木村晟 1996、184 頁）

養竹

華陽國志曰何隨家養竹園人盜其筍隨

遇行見恐盜者覺怖走竹傷其足挈

屐徐歩而歸　→『華陽國志』（『**幼**』**23** と略す）

『幼學指南鈔』巻十七　居處部　道路

（故宮 1992、699-700 頁／木村晟 1996、186 頁）

樹槐

崔鴻前秦録曰苻堅滅燕趙之後自長安

至於諸州皆夾路樹槐柳二十里一亭四

十里一旅行者取給於塗商資販於道　→『十六國春秋』前秦録（『**幼**』**24** と略す）

『幼學指南鈔』巻十九　服飾部　屏風

（覆製叢刊 1979、十二葉裏／故宮 1992、1204 頁）

季龍畫仙

陸攜异中記曰石季龍作金銀紉屈膝

屏風衣以白縑畫義士仙人禽獸　→『异中記』（『**幼**』**25** と略す）

『幼學指南鈔』巻十九　服飾部　幔

（覆製叢刊 1979、十三葉表～十三葉裏／故宮 1992、1205 頁）

隔紗授業

秦記曰符永固以太常韋逞母宋傳

其父業得周官義旨乃就宋家立

講堂書生百人隔紗幔而受

業爲　→『秦記』（『**幼**』**26** と略す）

『幼學指南鈔』巻十九　服飾部　席

（覆製叢刊 1979、二四葉表／故宮 1992、1208 頁）

五香

陸攜异中記曰石季龍作席以鋪裏

五香雜以五采綫編蒲皮緣之以錦　→『异中記』（『**幼**』**27** と略す）

『幼學指南鈔』巻十九　服飾部　扇

（覆製叢刊 1979、三九葉裏～四十葉表／故宮 1992、1213 頁）

二面

陸攜异中記曰石季龍作雲母五明金薄

莫難扇此一扇之名也二面采漆畫列

仙奇鳥異獸　→『异中記』（『**幼**』**28** と略す）

『幼學指南鈔』巻十九　服飾部　香鑪

（覆製叢刊 1979、四七葉表／故宮 1992、1215 頁）

金銀鏤

异中記曰石季龍冬月爲複帳㡸四

角安純金銀鑿鏤香爐　→『异中記』（『**幼**』**29** と略す）

『幼學指南鈔』巻十九　服飾部　鏡

（覆製叢刊 1979、五四葉裏／故宮 1992、1217 頁）

二三尺

陸攜异中記曰石季龍三臺及内宮中

鏡徑二三尺者　→『异中記』（『**幼**』**30** と略す）

『幼學指南鈔』巻十九　服飾部　鏡

（覆製叢刊 1979、五六葉裏／故宮 1992、1218 頁）

青銅

蕭方等三十國春秋曰云云鏡黄金婉轉

繩等以之爲信　→『三十國春秋』（『**幼**』**31** と略す）

『幼學指南鈔』巻二二中　火部下　燈

（京大藏、三七葉裏／片山・丁 1993、60 頁）

百廿枝

异中記曰石虎正[7]會於殿前設百廿枝燈　→『异中記』（『**幼**』**32** と略す）

『幼學指南鈔』巻二二中　火部下　庭燎

（京大藏、四四葉表／片山・丁 1993、63 頁）

石虎庭中

异中記曰石虎正會殿庭中端門外及弉

闔前設庭燎各二合六處皆六丈　→『异中記』（『**幼**』**33** と略す）

『幼學指南鈔』巻二二中　火部下　庭燎

（京大藏、四四葉表～四四葉裏／片山・丁 1993、63 頁）

[7]片山・丁 1993 は「正」のあとに「旦」を付す。

橦高十丈[8]

趙[9]曰石勒造庭燎於橦末高十丈上盤置燎

下盤安人以侍燎絙繳上下　→『趙書』（『**幼**』**34** と略す）

『幼學指南鈔』巻二四　寶貨部　錦

（故宮 1992、915 頁／木村晟 1996、236 頁）

鳳凰

陸攜异中記曰御府中有鳳皇錦朱雀錦　→『异中記』（『**幼**』**35** と略す）

『幼學指南鈔』巻二七　草部　竹

（覆製叢刊 1979、二十葉裏～二一葉表／故宮 1992、1245 頁）

得嬰兒

華陽國志曰有竹王者興於遯水有一女

浣於水有三大竹流入女足間於之不去

聞有兒聲持歸破竹得男長養有武

才遂雄夷狄氏竹姓所破竹於野

成林今王祠竹林是也　→『華陽國志』（『**幼**』**36** と略す）

『幼學指南鈔』巻二七　木部　葉

（覆製叢刊 1979、五十葉表～五十葉裏／故宮 1992、1254 頁）

薫草道爲衣

瞿鴻國春秋前趙録曰薫草道弘

農人也少而好學隱於商洛山衣本葉

食樹菓　→『十六國春秋』前趙録（『**幼**』**37** と略す）

『幼學指南鈔』巻三十　蟲豸部　蠅

（故宮 1992、1030-1031 頁／木村晟 1996、261 頁）

入秦王牖

卅[10]國春秋曰秦王苻堅持赦草詔於露

臺俄有大蒼蠅入牖聞鳴聲甚大

驅而復來須臾長安市中唱官今大

赦堅使接之皆言有青衣童子唱言

有赦堅曰其向蒼蠅乎聲牀[11]非常

吾故惡之也　→『三十國春秋』（『**幼**』**38** と略す）

---

[8]片山・丁 1993 は「十丈」を「庭中」と釋す。

[9]片山・丁 1993 は「趙」のあとに「書」を付す。

[10]木村晟 1996 は「卅」を「□」と釋す。

[11]木村晟 1996 は「牀」を「□」と釋す。

（2）敦煌出土の類書

つづいて、敦煌出土の類書に引用された覇史を列擧し、あわせて、對應する圖版番號と覇史の書名を付す。また、敦煌出土類書には王三慶 1993 および福田俊昭 2003 による釋文があり、對應する録文番號とページも付しておく。

（a）『琱玉集』

『琱玉集』は撰者不明、卷數も十五卷あるいは二〇卷と、藏書目録の間でも一致していない。同書は「琱玉十五卷」として『日本國見在書目録』に著録されている。現在では散佚しており、眞福寺が所藏する卷一二と卷一四のみが現在に傳わる。この二卷分が『覇史輯佚』の取材源となっているのだが、敦煌より出土した S.2072 も、篇首の韻語を省略した、『琱玉集』の節本と考えられている[12]。

『琱玉集』

（S.2072 ／王三慶 1993、224-05-04、246-247 頁、福田俊昭 2003、260 頁）

解飛石虎時人往[13]巧作車左轂上碓右轂致磑車行十里磨

麥一石舂米兩斛又爲虎造鳳陽門陳將欲成有兜率天人

來下見飛大怒責之曰汝在天上犯罪何以輙造此門可還天

上不得住也須臾解飛因斧脱悞[14]斫傷額而死言此鳳陽門者

則天上鳳陽門也出石虎异中記　→『异中記』（**『琱』**と略す）

（b）『不知名類書甲』

『不知名類書甲』は、王三慶 1992 によると、舊文排列體――舊文故事を抄録し、聯類排列比した類書――に分類され（前引の『琱玉集』も舊文排列體にあたる）、「全卷にわたり淵・民・治字を避諱し、又引用書の慣例から考えると、中唐以後の失名作者の編纂か增編にかかるものとみられる」という[15]。P.3636 と P.4022 が該當し、兩者は綴合するが、覇史が引用されているのは、P.3636 である。

ただ、厄介なことに、王三慶氏は同寫本を、王三慶 1992 において『未詳類書乙』と命名し、王三慶 1993 では『不知名類書甲』と命名していて、名稱が混亂している。本稿では、王三慶 1993 に從い、同寫本を『不知名類書甲』として扱う。

『不知名類書甲』降雨

（P.3636 ／王三慶 1993、231-07-1、266 頁、福田俊昭 2003、237 頁）

---

[12]王三慶 1992、364 頁。

[13]王三慶 1993 は「往」を「伎」と釋す。

[14]王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「悞」を「誤」と釋す。

[15]王三慶 1992、371 頁。

前涼録云張植爲西域校尉與奮威將軍牛覇率[16]騎救張沖
於[17]敦煌六月至於流沙無水士卒渇甚植乃剪髪肉袒徒[18]
跣升壇慟泣請天降雨俄而雲起西北雨水成川植悼所乗馬祭[19]
天而去。　→『十六國春秋』前涼録（『**不甲**』と略す）

（c）『憨金』

『憨金』の撰者は李若立、どの時代の人物なのか不明ではあるが、王三慶 1993 では、武后から文宗開成年間までに成立したとする[20]。また、王三慶 1992 は同書を類語體（特定事項に關する語彙や成語を集め分類を加えたもの）に分類する[21]。『憨金』の寫本は P.2537、P.2996、P.3363、P.3650、P.3907、P.4873、S.2053v、S.5604、S.4195v、S.7004 の十點がみつかっているが、覇史が引用されているのは P.2537 である。

『憨金』巻二　忠諫篇第十八

（P.2537 ／王三慶 1993、312-18-19〜312-18-20、407 頁、福田俊昭 2003、235 頁、ただし徐廣の條のみ）

……
…… 李祚

華陽國志曰李祚守郊趾堅守其郡晉舅梨晃爲呉上將政祚并使人招之祚報曰舅自呉將祚自晉臣唯力是搏不可招也終不改也 徐廣 卅[22]國志曰恭悔止之廣曰

帝被送禪位時廣爲祕書監悲涕[23]不已謝事豈
君是[24]宗室左命我為秦家孝臣悲歡之可同[25]也
→李祚の條…『華陽國志』（『**憨**』**1** と略す）
→徐廣の條…『三十國春秋』（『**憨**』**2** と略す）

『**憨**』**2** については注意が必要である。一般に、雙行註は、右行を讀み終えた後左行にうつり、それから次の雙行註右行に進むものであるが、この箇所は、雙行註右側から次の行の雙行註右側をよみ、それから前の行の雙行註左側に戻る（「卅國志曰恭悔止之廣曰帝被送禪位時廣爲祕書監…」ではなく、「卅國志曰恭帝被送禪位

[16]福田俊昭 2003 は「率」を「家」と釋す。
[17]福田俊昭 2003 は「沖於」を釋讀不能とする。
[18]福田俊昭 2003 は「徒」を釋讀不能とする。
[19]福田俊昭 2003 は「祭」を釋讀不能とする。
[20]王三慶 1993、107 頁。
[21]王三慶 1992、372 頁。
[22]王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「卅」を「世」と釋す。
[23]王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「涕」を「泣」と釋す。
[24]王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「是」を「爲」と釋す。
[25]王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「同」を「罔」と釋す。

時廣爲祕書監…」と讀む）という、非常にかわった讀み方をしないと文意が通じない（王三慶 1993、福田俊昭 2003 もその方式で釋讀している）。さらに、「謝」と「悔」の間に「事豈」の二字があるが、王三慶 1993、福田俊昭 2003 兩者とも、その二字を「悲歡之」のあとに插入している。文意から「謝」「悔」は東晉から劉宋にかけての人物である謝晦のことと考えられるので、王三慶 1993、福田俊昭 2003 の釋讀順にしたがう。ここに引用した殘りの『隋金』の雙行註では、一般的な表記法がとられているのに、**『憨』2** だけ特殊な表記がなされていることについては考を得ない。

『隋金』卷二　忠諫篇第十八

（P.2537 ／王三慶 1993、312-18-21、407 頁）

……
……　嚴顏　華陽國志呉使顏爲將守城蜀將張飛政城飛傳言汝聞將軍至何不出
降顏謂曰我但斫頭草賊不見將軍飛怒政破其城生擒嚴顏令左右斫頭來顏

曰斫即折
公何怒也　→『華陽國志』（**『憨』3** と略す）

なお、王三慶 1993 は、「公何怒也」の後に、「遂解衣冠、卦（掛）府門去、隱於林藪也」という一文を續けるが、これは『隋』3 の前段にあたる胡剛の箇所の文章であり、王三慶 1993 の誤りである。

『隋金』褒譽篇第廿六

（P.2537 ／王三慶 1993、312-26-05、417 頁、福田俊昭 2003、231 頁）

……
……　五龍　卅[26]國史
曰辛氏

兄弟五人皆多才術世人謂之
一家五龍並金友玉昆

→『三十國春秋』（**『憨』4** と略す）

『憨』2 に引用される、『卅國志』なる書物は管見のかぎり見當たらない。しかし、**『憨』4** の『卅國史』については、『三十國春秋』を『三十國史』と呼んだ事例があるので[27]、『三十國春秋』とみなすことができる。よって便宜的ではあるが、**『憨』2** の『卅國志』も『三十國春秋』として扱うこととする。なお、王三慶 1993 は **『憨』2** の『卅國志』を『世國志』と釋しているが、管見の限り『世國志』あるいは『世

[26] 王三慶 1993 は「卅」を「三十」と釋す。

[27] 『史通』雜說中「又劉敬昇異苑稱晉武庫失火、漢高祖斬蛇劍穿屋而飛、其言不經。故梁武帝令殷芸編諸小說、及蕭方等撰三十國史、乃刋爲正言」。蕭方等が撰述した「三十國史」とは『三十國春秋』のことである。

『隋書』卷三三　經籍志二

三十國春秋、三十一卷、梁湘東世子蕭方等撰。

國史』なる書名を見つけることは出來なかった。

2『覇史輯佚』との比較

つづいて、前章にて紹介した『幼學指南鈔』および敦煌出土の類書に引用された覇史と、『覇史輯佚』が蒐集した覇史佚文との比較・檢討にうつる。その際、『幼學指南鈔』の資料源についてもあわせて言及したい。築島裕 2005 の表現をかりると、『幼學指南鈔』は各巻の下に、部・小項目・小見出しをたてている。『幼』1 を例にすると、「天部下」が部、「雨」が小項目、「龍下鉢中」が小見出しとなる。

『幼學指南鈔』が主に『藝文類聚』と『初學記』を藍本としていることは先に述べたが、それら藍本の本文だけではなく、部・小項目・小見出しをも引き寫していることがままあるため、部・小項目・小見出しは、『幼學指南鈔』がどの先行類書に依據したかの指標となる。よって、『幼學指南鈔』については、略號にくわえて、部・小項目・小見出しもあわせて表記する。

以下、本稿にて蒐集した覇史佚文と、共通する『覇史輯佚』中の佚文とを全て列擧し、内容がもっとも近いと思われるものには共通箇所に下線部を施し、異同箇所をゴチックにてしめす。ただし、直接の影響關係がないと思われるもの（『幼學指南鈔』の資料源とは考えられないもの）、あるいは差異が甚だしい『覇史輯佚』中の佚文については、ポイントを下げてある。

（1）十六國春秋

（a）前趙録

『幼』17　巻十四　**理政**部　赦**宥**　玉璽

崔鴻前趙録曰、劉元海遷都平陽、汾水中得玉璽、文曰、有新保之**衆**元海、蓋王莽時璽也。獻者因增其三字、元海以爲已瑞、大赦天下改年也。

W0075（68 頁）『初學記』巻二〇　**政理**部　赦第一　銀印　玉璽

<u>崔鴻前趙録曰、劉元海遷都平陽、汾水中得玉璽、文曰、有新保之**歸**元海、蓋王莽時璽也、獻者因增其三字、元海以爲己瑞、大赦天下改年。</u>

i6016（206 頁）『太平御覽』巻六八二　儀式部三　璽

崔鴻十六國春秋前趙録曰、河瑞元年、汾水中得玉璽。高一寸二分、方四寸、文曰有新保之、蓋王莽時璽也。獻者因增深海光三字、淵以爲己瑞、大赦。

j0022（242 頁）『太平寰宇記』巻四三　河東道四　石州　臨汾縣汾河

前趙録云、晉永嘉三年、劉元海徙平陽於汾水得白玉印、方四寸、高一寸二分、龍鈕、其文曰、新室之印、即王莽所造。

部の「理政」が「政理」に、小項目の「赦宥」が「赦」となっているものの、小見出しは共通しており、文章にも殆ど異同がみられないことから考えると、『幼』17

は『初學記』を引用したことは疑いない。

『幼』37　巻二七　木部　葉　薫草道爲衣

瞿鴻國春秋前趙録曰、薫草道、弘農人也。少而好學、隱於商洛山、衣本葉食樹菓。

Cf.『太平御覽』巻四三　地部八　商山

晉書曰、董景道少好學、千里追略、不與人交通。永平中、知天下將亂、隱商洛山、衣木皮葉、食樹果、彈琴歌嘯以自娛。至劉曜時、徵拜常辭、以壽終。

『幼』37は「崔鴻十六國春秋」とすべきところを「瞿鴻國春秋」に、また「董景道」とすべきところを「薫草道」と誤るが、共通するものは『覇史輯佚』にはみえない。参考資料として『太平御覽』を擧げたが、出典は『晉書』となっている。後述するように、湯球が『十六國春秋輯補』を作成した際、自明のものとして『晉書』儒林傳より董景道のエピソードを採録しているが、『幼』37によって、湯球の推測が裏付けられたことになる。

（b）前秦録

『幼』1　巻二　天部下　雨　龍下鉢中

崔鴻國春秋前秦録曰、渉公、西域沙門也。有祕術、每旱、苻堅常使祝龍、龍便下鉢中、天輙大雨。

i1008（93頁）『太平御覽』巻一一　天部一一　祈雨

又（崔鴻春秋）前秦録曰、沙公、西域沙門也。有祕術、每旱、苻堅常使呪龍、龍便下鉢中、天輒大雨。

Cf.『初學記』巻二三　道釋部　僧第七　仙人星　呪龍雨

又（高僧傳）曰、苻堅時旱、呪龍下鉢中、即大雨。

『幼』1の内容は、『太平御覽』とほぼ同じであるが、前述したように『幼學指南鈔』が『太平御覽』を参照することはあり得ないので、『幼』1と、『太平御覽』は現在散佚した共通の祖本を参照したことになろう。なお、『幼』1を節略した話が『初學記』にも見えるが出典は『高僧傳』となっている。

『幼』7　巻四　地部中　塵　慕容仲盛囊

崔鴻國春秋前秦録曰、慕容冲叛、苻堅遣平原公暉討之。冲乃令婦人各將一囊盛、二年塵時、令騎牛、服文采衣、執持長槊於陳後。冲晨攻暉、兵刃交接、冒言班隊何在、於之奔競而進、皆毀囊揚塵、埃霧連天、莫測多少、暉衆大潰。

i1038（97頁）『太平御覽』巻三七　地部二　塵

崔鴻十六國春秋前秦録曰、慕容冲叛、符堅遣平原公暉討之。冲乃令婦人各將一囊盛塵、皆令騎牛、服文采衣、執討持長槊於陳後。冲晨攻暉、兵刃交接、昌言班隊何在、於是奔競而進、皆毀囊揚塵、埃霧連天、莫測多少、暉衆大潰。

『幼』7も、さきの『幼』1と同じく、共通するものは『太平御覽』にしか見えないので、現在散佚した共通の祖本を参照したことになる。

『幼』11　『幼學指南鈔』卷七　人部一　醜人　短足

崔鴻**國**前秦録曰、符雄、字元才、貌醜、頭大而足短、故軍稱大頭龍驤。

W0071（68 頁）『初學記』卷一八　人部 下　醜人 第三　短足　鋭頭

崔鴻前秦録曰、符雄字元才、趙建武中拜龍驤將軍、貌醜、頭大而足短、故軍稱爲大頭龍驤。

i2014（114-115 頁）『太平御覽』卷一二一　偏覇部五　符健

崔鴻十六國春秋前秦録曰、…（略）…。四年、丞相・東海王雄卒、贈相國、進封魏王、謚敬武王。雄、字元才、洪之季子。趙建武中、拜龍驤將軍。雄頭大足短、故軍中稱爲大頭龍驤。健甚重之曰、元才、吾之姪旦。…（略）…。

i4014（168 頁）『太平御覽』卷三六四　人事部五　頭下

崔鴻前秦録曰、東海王符雄、字元才、洪之季子、以功拜龍驤將軍、征伐皆有殊績。雄醜形貌、頭大足短、故軍中稱之爲大頭龍驤。

i4064（174 頁）『太平御覽』卷三八二　人事部二三　醜丈夫

又（崔鴻十六國春秋前秦録）曰、符雄字元才、趙建武中、拜龍驤將軍、貌醜、頭大而足短、故軍稱爲大頭龍驤。

『幼』11 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、また文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』11 は『初學記』を引用したことは疑いない。

『幼』24　卷十七　居處部　道路　樹槐

崔鴻前秦録曰、苻堅滅燕趙之後、自長安至於諸州、皆夾路樹槐柳、二十里一亭、四十里一旅、行者取給於**塗**、商資販於道。

W0093（70 頁）『初學記』卷二四　居處部　道路 第十四　藩竹　樹槐

崔鴻前秦録曰、苻堅滅燕趙之後、自長安至於諸州、皆夾路樹槐柳、二十里一亭、四十里一旅、行者取給於**涂**、**工**商資販於道。

〔註〕嚴・陸校、滅燕趙→滅燕。

r0008（276 頁）『重刊增廣分門類林雜說』卷一五　園囿道塗篇九六

符堅。前秦録。苻堅滅燕趙之後、自長安至於諸州、皆夾道植槐柳、二十里一亭、四十里一旅、行者取給於塗。

『幼』24 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、文章にも殆ど異同がみられないため、『幼』24 は『初學記』を引用したといえる。なお、『初學記』のこの條には、「滅燕趙」を「滅燕」に改めるべきとする嚴可均・陸心源の校勘がついている。これは、前秦が趙の滅亡と無關係であったことにもとづくのであろうが、『幼學指南鈔』においても當該箇所は「滅燕趙」となっており、『初學記』の古いテキスト――おそらく唐代に通行したもの――が反映された箇所といえる。

（c）後燕録

『幼』15　卷九　人部四　貧　四壁

崔鴻燕録曰、魏郡王高家貧、徒有四壁。

W0070（68 頁）『初學記』卷一八　人部 中　貧第三　一瓢　四壁

崔鴻 後 燕録曰、魏郡王高家貧、徒有四壁。

『幼』15 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、文章にも殆ど異同がみられないため、『幼』15 は『初學記』からの引用とみなすことができる。

『幼』16　人部四　燕　食藜

崔鴻後燕録**曰**、王高、秦末飢亂、飢食藜廣、寒衣草衣。

W0067（67 頁）『初學記』卷一八　人部 中　貧第三　歠菽　食藜

崔鴻後燕録、王高、秦末飢亂、父母兄弟死者十有五人、飢食藜廣、寒衣草衣。

『幼』16 は小項目を異にするものの、部と小見出しが『初學記』と共通し、また文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』16 は『初學記』を引用したと考えられる。

（d）前涼録

『不甲』　前涼録云、張植爲西域校尉、與奮威將軍牛覇率騎救張沖**於敦煌**、六月至於流沙、無水、士卒渇甚。植乃剪髪肉袒、徒跣升壇慟泣、請**天降**雨。俄而雲起西北、雨水成川、植愇所乗馬祭天而去。

i1007（93 頁）『太平御覽』卷一一　天部一一　祈雨

又（崔鴻春秋）前涼録曰、張植爲西域校尉、與奮威將軍牛覇率騎救張冲、六月至于流沙、無水、士卒渇甚。植乃剪髪肉袒徒跣升壇、慟泣請雨、俄而雲起西北、雨水成川。植殺所乗馬祭天而去。

『不甲』は、ここに引用した『太平御覽』と内容はほぼ同一であるが、五文字ほど『太平御覽』より多い。前述したように、『不甲』は中唐以後の失名作者の編纂か増編にかかるものと考えられており、くわえて初唐の皇帝を避諱していることから、唐人の著作であることは疑いない。よって、『不甲』が『太平御覽』を参照することはありえない。

（2）三十國春秋

『幼』12　卷七　人部一　長人　申香拂蓋

三十國春秋、置左右**一**鎮郎及拂蓋郎、申香爲拂蓋郎、長一丈九尺。

W0072（68 頁）『初學記』卷一九　人部 下　長人 第四　巨覇枕股　申香拂蓋

三十國春秋、置左右鎮郎及拂蓋郎、申香爲拂蓋郎、長一丈九尺。

『幼』12 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、文章にも殆ど異同がみられないため、『幼』12 は『初學記』からの引用といえる。

『幼』20　卷十六　武部上　鞭　持鐵

蕭方等三十國春秋曰、**王**澄衆有二十人、持鐵馬鞭。

W0083（69 頁）『初學記』卷二二　武部　鞭 第九　持鐵　埋銅

蕭方等三十國春秋曰、王敦謀害王澄、而 澄衆有二十人、持鐵馬鞭 爲衞。

『幼』20 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、また文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』20 は『初學記』からの引用と考えられる。

『幼』31　卷十九　服飾部　鏡　青銅

蕭方等三十國春秋曰、云云、鏡黃金婉轉繩等**以之**爲信。

W0102（71 頁）『初學記』卷二五　器物部　鏡 第九　玄錫粉　黃金繩

蕭方等三十國春秋曰、慕容垂攻异、苻丕遣其從弟就請救、乃遣謝玄青銅鏡、黃金婉轉繩等、以之爲信。

d0010（88 頁）『白氏六帖事類集』卷四　鏡第二六　青銅鏡

蕭方等三十國春秋曰、慕容垂攻异、苻丕遣其從弟就請救、乃遣謝玄青銅鏡黃金婉轉繩等、爲信。

i6066（211 頁）『太平御覽』卷七一七　服用部一九　鏡

又曰、慕容垂攻异、苻丕遣其從弟龍請救、乃遣謝玄青銅鏡、黃金婉轉繩等、以爲之信。

q0008（272 頁）『白孔六帖』卷一三　鏡

蕭方等三十國春秋曰、慕容垂攻异、苻丕遣其從弟就請救、乃遣謝玄青銅鏡黃金婉轉繩等爲信。

『幼』31 は、文章こそ『初學記』の節略と見なすことができるが、部と小見出しは一致せず、小項目と小見出しはむしろ『白氏六帖事類集』に類似する。しかし、『幼』31 の「以之爲信」の箇所が『白氏六帖事類集』では單に「爲信」となっているため、『白氏六帖事類集』ではなく、『初學記』からの引用と考えたい。

『幼』38　卷三十　蟲豸部　蠅　入秦王牖

卅國春秋曰、秦王苻堅持赦草詔於露臺、俄有大蒼蠅入牖聞、鳴聲甚大、驅而復來。須臾、長安市中唱官今大赦。堅使接之、皆言有青衣童子唱言有赦。堅曰、其向蒼蠅乎。聲□非常、吾故惡之也。

i2016（116-120 頁、十六國春秋前秦録）『太平御覽』卷一二二　偏覇部六　符堅

崔鴻十六國春秋前秦錄曰、…（略）…。三年九月、鳳皇集于東閣、大赦天下。初、將爲赦、與左僕射猛・右僕射融密議於露堂、悉屏左右。堅自爲文、猛・融進紙筆。有一大蒼蠅入自牖間、鳴聲甚大、集于筆端、驅而復來、堅惡之、久而乃去。俄而長安街巷市里民相告曰、官今大赦。有司以聞。堅驚謂融猛曰、事何從而泄。勅外推窮、咸言有一小人衣黑衣、呼於市曰、官今大赦。須臾不見。堅歎曰、其向蒼蠅乎。聲狀非常、吾固惡之。…（略）…。

i6014（205 頁、十六國春秋前秦録）『太平御覽』卷六五二　刑法部一八　赦

又曰、永興元年、符堅將爲赦、與尚書左僕射王猛・右僕射符融密議於露堂、屏左右爲赦文。有一大蒼蠅入自牖間、鳴聲甚大、集於筆端、驅而復來、久之乃去。俄而長安市里相告曰、官今大赦。有司以聞、堅驚謂猛・融曰、禁中何從泄也。於是勅外推之、咸言有一小人衣黑衣、大呼于市曰、官今大赦。須臾不見。堅嘆曰、其向者蒼蠅也。

『幼』38 は『三十國春秋』を出典とするが、『覇史輯佚』にて類似の内容を有する佚文はいずれも『十六國春秋』前秦録を出典としているので、『幼』38 が出典を書き誤った可能性がある。また内容については、i2016 および i6014 と出入があるため、この條にかんしては『幼學指南鈔』と『太平御覽』が共通の祖本を參照していたとは考えられない。

『**憨**』**2**　徐廣。卅國志曰、恭帝被送禪位時、廣爲祕書監、悲泣不已。謝**悔**止之、廣曰、君爲**宗**室左命、我爲**秦**家**孝**臣、悲歡之事、豈可同也。

『惰』2 と共通する内容のものは、『覇史輯佚』にはみえない。くわえて、湯球による『三十國春秋』の輯本にもみえない。『惰』2 は、晉宋交替の際における徐廣と謝晦とのやりとりであるが、誤字が多い。この二人のやりとりは、『宋書』（および『南史』）と『晉書』にも見えるが、徐廣の謝晦に對する返答が異なる。

『宋書』卷五五　徐廣傳

初、桓玄簒位、安帝出宮、廣陪列悲慟、哀動左右。及高祖受禪、恭帝遜位、廣又哀感、涕泗交流。謝晦見之、謂之曰、徐公將無小過。廣收淚答曰、身與君不同。君佐命興王、逢千載嘉運。身世荷晉德、實眷戀故主。因更歔欷。

『晉書』卷八二　徐廣傳

初、桓玄簒位、帝出宮、廣陪列、悲動左右。及劉裕受禪、恭帝遜位、廣獨哀感、涕泗交流。謝晦見之、謂曰、徐公將無小過也。廣收淚而言曰、君爲宋朝佐命、吾乃晉室遺老、憂喜之事、固不同時。乃更歔欷。

『宋書』『晉書』と『惰』2 を比較してみると、『晉書』の方が『惰』2 と共通する箇所が多いことが分かる。『晉書』から類推すると、『惰』2 の徐廣の返答は、「君爲**宋**室左命、我爲**晉**家**老**臣」と復元できるのではないかと考える。唐代に現行の『晉書』が編纂された際、『惰』2 が引用する『三十國春秋』とソースを同じくする資料が採用されたことになる。

『**憨**』**4**　五龍。卅國史曰、辛氏兄弟五人、皆多才術、世人謂之一家五龍、並金友玉昆。

i4221（195 頁、ただし十六國春秋前涼録）『太平御覽』卷四九五　人事部一三六　諺上
崔鴻前涼録曰、辛攀字懷遠、隴西狄道人。父奭尚書郎。兄鑑曠・弟寶迅、皆以才識知名。秦雄爲之語曰、五龍一門、金友玉昆。
i7036（216 頁、ただし十六國春秋前涼録）『太平御覽』卷八〇四　珍寶部三　玉上
又前涼録曰、辛攀字懷遠、隴西狄道人。兄鑑曠、弟寶迅、皆以才識知名。秦雍爲之語曰、三龍一門、金友玉昆。

『覇史輯佚』にて類似の内容を有する佚文はいずれも『十六國春秋』前涼録を出典としているので、『幼』38 と同じく、『惰』4 も出典を書き誤った可能性がある。た

だ、前述したように『惰金』は唐の文宗開成年間までに成立したと考えられているので、『惰金』が『太平御覽』を参照することはあり得ない。さらに言えば、『惰』4にみえる「皆多才術」は、ここに引用した『太平御覽』の二條いずれにも見えないので、かりに『惰』4が『十六國春秋』前涼録の引用間違いであったとしても『太平御覽』が参照した藍本とは別のものを参照していたと考えられる。

(3) 式中記

『幼』2　巻三　歳時部上　夏　冰**井**臺

陸攜异中記曰、石季龍於冰井臺藏冰、三伏之**月**、以冰賜其大臣也。

『幼』5　巻三　歳時部下　伏　季龍須水

异中記曰、石季龍於冰井臺**莊**冰、三伏之**月**、以冰賜其大臣。

W0004（61頁）『初學記』巻三　歳時部　夏第二　風觀　冰臺

陸攜异中記曰、石季龍於氷井臺藏冰、三伏之**日**、以冰賜大臣。

i1020(95頁)『太平御覽』巻二一　時序部六　夏上

陸攜异中記、石季龍於冰井臺藏冰、三伏之月、以冰賜大臣。

i1030(96頁)『太平御覽』巻三一　時序部一六　伏日

王攜异中記曰、石季龍於冰井臺藏冰、三伏之月、以冰賜大臣。

k0005(253頁)『事類賦』巻四　歳時部　夏

异中記曰、石季龍於冰井臺藏冰、三伏之月、以冰賜其大臣。

『幼』2と『幼』5は同一の文章で、數字程度の異同があるに過ぎない。この文章がわざわざ『幼學指南鈔』歳時部の上と下の二箇所に採録された理由については考を得ない。『幼』2については、部と小項目が共通し、小見出し・文章もほぼ同じであることから『初學記』からの引用と考えられるが、『幼』5については、『初學記』からの引用文を再利用したのか、あるいは『太平御覽』巻三一（i1030）と共通の祖本から引用したのか、『事類賦』を引用したのか、判然としない。

『幼』3　巻三　歳時部下　三月三日　**千**金堤

陸攜异中記曰、花林園中千金堤云云。三月三日、石季龍及皇后百官池會。

W0008（61頁）『初學記』　巻四　歳時部下　三月三日第六　金堤　石壇

陸攜异中記曰、華林園中千金堤、作兩銅龍、相向吐水、以注天泉池、通御溝中、三月三日石季龍及皇后百官臨池會。

i1028（96頁）『太平御覽』巻三十　時序部十五　三月三日

陸攜异中記曰、華林園中千金堤上、作兩銅龍、相向吐水、以注天泉池、通御溝中、三月三日、石季龍及皇后百官臨池會賞。

cf.k0003(253頁)『事類賦』巻四　歳時部　春

异中記曰、華林園、千金堤上、作兩銅龍、相向吐水。

『幼』3は部・小項目が『初學記』と共通し、小見出しもほぼ同じである。また文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』3は『初學記』からの引用と考えられる。

『幼』4　巻三　歳時部下　五月五日　焚火

异中記曰、并州俗、以介子推五月五日燒死、世人爲其忌、故云不擧食、非也。北方五月五日、作飲食祠神、及作五色縷五色華相問遺、不爲介子推也。

I0002（30頁）『玉燭寶典』五月仲夏第五
陸攜异中記云、俗人以介子推五月五日燒死、世人爲其忌。故不擧火食、非也。北方、五月五日、自作飲食、祠神廟、及作五色縷、五色花相問遺。不爲子推也。
J0106（41頁）『北堂書鈔』巻一五五　歳時部三　五月五日十八　五色縷華以相問遺注
石虎异中記云、并州俗、以介子推五月五日燒死、世人爲其忌、不擧食非也。北方、五月五日午時取之、陰乾百日、以其足盡地節也。
W0007（61頁）『初學記』巻四　歳時部下　寒食第五　一月寒食　三日斷火
陸攜异中記曰、并州俗、冬至後百五日、爲介子推斷火、冷食三日、作乾粥、今之糗是也。
〔註〕嚴・陸校、今之糗是也→是今之糗也。
W0110（72頁）『初學記』巻二六　器物部　粥第十三　敍事
异中記曰、并州之俗、以冬至後百日、爲介子推斷火、冷食三日、作乾粥。
d0002（88頁）『白氏六帖事類集』巻一　寒食第四四　三日斷火
异中記、并州俗爲介子推、斷火餐食乾粥三日。
i1029(96頁)『太平御覽』巻三一　時序部一五　三月三日
陸攜异中記曰、并州俗以介子推五月五日燒死、世人爲其忌。故不擧食飼、非也。北方五月五日、自作飲食飼神、及作五色縷、五色辛盤相問遺、不爲介子推也。
i7078(220頁)『太平御覽』巻八三〇　資産部一〇　縫
异中記曰、北方五月五日、自作飲食祠神、乃作五色縷花相遺、不爲介子推。
i7100(223頁)『太平御覽』巻八五八　飲食部一六　酪酥　附餬餬
异中記曰、并州之俗、以冬至後百五日、介子推斷火冷食。作醴酪、煮粳米或大麥作之。又投大麥於其中、酪擣杏子人煮作之。亦投大麥中。
i7101(223頁)『太平御覽』巻八五九　飲食部一七　糜粥
异中記曰、并州之俗、以冬至後百五日、介子推斷火冷食。三日乾粥。中國爲寒食。
k0004(253頁)『事類賦』巻四　歳時部　夏
异中記云、并州俗以介子推五月五日燒死、世人爲其忌。故不擧食。非也。北方五月五日、自作飲食祠神、及作五色辛盤相問遺。不爲子推也。
q0002(272頁)『白孔六帖』巻四　寒食
异中記、并州俗爲介子推斷火餐食乾粥三日。
s0070(284頁)『重較說郛』弓六九　歳華紀麗
异中記、并州俗、爲介子推斷火食、食乾粥三日。

『幼』4と共通する内容のものは『覇史輯佚』に多數見えるが、『幼』4に最も近いものは『太平御覽』巻三一（i1029）である。おそらくこの條にかんしては、『幼學

指南鈔』と『太平御覽』は共通の祖本を参照したと思しい。

『幼』10　巻七　人部一　美婦人　髪長七尺

异中記曰、陳遶妹才色甚美、髪七尺、石季龍以爲夫人。

K0008（45 頁)『藝文類聚』巻一八　人部二　美婦人

异中記曰、陳遶妹、才色甚美、髪長七尺、石季龍以爲夫人。

i4062(173 頁)『太平御覽』巻三八一　人事部二二　美婦人下

异中記曰、廣陵公陳遶妹、才色甚美、髪長七尺、石虎以爲夫人。

s0004(277 頁)『說郛』巻四　墨娥漫録

陳遶妹才色甚美、髪長七尺、石季龍以爲夫人。

s0016(278 頁)『重較說郛』弓十八　墨娥漫録

陳達妹才色甚美、髪長七尺餘、石季龍愛之取以爲夫人。

〔註〕原文書名無し。s0004 より『异中記』と判明。

『幼』10 は部と小項目が『藝文類聚』と共通し、また文章もほぼ同一であることから、『藝文類聚』からの引用と考えられる。

『幼』18　巻十六　武部上　弓　宛轉形

异中記曰、石虎女騎持雌黃宛轉角弓。

J0037（34 頁）『北堂書鈔』巻一二五　武功部一三　弓四六　宛轉注

异中記云、石虎女騎皆手握雌黃宛轉角弓

k0017（254 頁）『事類賦』巻一三　服用部　弓

异中記曰、石虎女騎持雌黃宛轉角弓。

i3093（162 頁）『太平御覽』巻三四七　兵部七八　弓

异中記云、石虎女騎、皆手持雌黃宛轉角弓

『幼』18 については、『北堂書鈔』と小項目・小見出しが一致し、部も類似し、文章もほぼ同じである。ただし、『北堂書鈔』は『日本國見在書目録』に見えない、という問題があり、くわえて、本間洋一は、この條の出典を『事類賦』としている[28]。『幼』18 の文章は『事類賦』と一致するが、『幼學指南鈔』が何を参照して小見出しを宛轉形としたか、という問題も殘る。

『幼』19　巻十六　武部上　甲　光耀

陸攜异中記曰、石季龍左右直衞萬人、皆著五色細鎧、光耀奪**白**。

W0082（69 頁）『初學記』巻二二　武部　甲第六　光耀　精剛

陸攜异中記曰、石季龍左右直衞萬人、皆著五色細鎧、光耀奪**目**。

〔註〕嚴陸校　直衞→置直衞

[28] 本間洋一 2002、215 頁。『事類賦』は北宋の呉淑（947～1002）撰。日本への將來時期は不明だが、菅原爲長（1158～1246）が参照していたことは確かである。

i3111（164 頁）『太平御覽』卷三五六　兵部八七　甲下
异中記曰、石季龍左右置直衛萬人、皆著五色細鎧、光耀奪目。
s0021（279 頁）『重較說郛』　弓五九
石季龍左右置直衛萬人、皆著五色細鎧、光耀奪目。

『幼』19 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、文章も一文字書き誤りがあるだけなので、『幼』19 は『初學記』を引用したといえる。なお、『初學記』のこの條には、『幼』24（『十六國春秋』前秦録）とおなじく、嚴可均・陸心源の校勘がついており、「左右」と「直衛」の間に「置」字を插入すべきだとしている。これは、『太平御覽』卷三五六（i3111）を念頭に置いているのであろうが、『幼』24 の場合と同様、『初學記』の古いテキストには、もともと「置」字が記されていなかった可能性が高い。

『幼』21　卷十七　居處部　臺　銅雀
异中記曰、异城西北立臺、皆因城爲基趾。中央名銅爵臺、北則冰井臺、又曰西臺、六十七丈。上作銅鳳、**牕**皆銅籠、疏雲母幌。日之初出、流光照曜**也**。
『藝文類聚』卷六二　居處部二　臺
异中記曰、异城西北立臺、皆因城爲基趾。中央名銅雀臺、北則冰井臺、又曰西臺、高六十七丈。上作銅鳳、**窗**皆銅籠、疏雲母幌、日之初出、乃流光照曜。
W0033(64 頁)『初學記』卷八　州郡部　河北道第五　三臺　九殿
陸攜异中記曰、魏武於异城西北立三臺、中臺名銅雀臺、南名金獸臺、北名水井臺。
s0012(278 頁)『說郛』卷三一　紫微雜記
陸攜异中記云、魏武于异城西北立三臺、中名銅雀、南名金獸、北名冰井。

『幼』21 は部と小項目が『藝文類聚』と共通し、文章も殆ど異同がないので、『藝文類聚』からの引用と考えられる。なお、『覇史輯佚』は『藝文類聚』も取材對象としているが、この條の採録を漏らしている。

『幼』25　卷十九　服飾部　屏風　季龍畫仙
陸攜异中記曰、石季龍作金**銀紐**屈膝屏風、衣以白縑、畫義士仙人禽獸。
W0094（70 頁）『初學記』卷二五　器物部　屏風第三　孫亮鏤瑞　季龍畫仙
陸攜异中記曰、石季龍作金**鈿**屈膝屏風、衣以白縑、畫義士、仙人、禽獸。
J0061（36 頁）『北堂書鈔』卷一三二　服色部一　屏風一一　金鈕屈膝注
异中記云、石虎作金銀鈕屈膝屏風、依以白縑、高施則八尺、下施則四尺、或施六尺、從意所欲畫義士仙人禽獸之相、讚皆三十二言。
i6052(209 頁)『太平御覽』　卷七〇一　服用部三　屏風
异中記曰、石虎作金銀鈕屈膝屏風、衣以白縑、畫義士仙人禽獸之像、讚者皆三十二言。高施則八尺、下施四尺、或施六尺、隨意所欲也。
s0042(281 頁)『重較說郛』弓五九
石虎作金銀紐屈膝屏風、衣以白縑、畫義士仙人禽獸之像、讚者皆三十二言。高施則八尺、下施四尺、或施六尺、隨意所欲也。

『幼』25は、部こそ異なるものの、小項目と小見出しが『初學記』と共通し、文章も殆ど異同がないことから、『初學記』からの引用と考えられる。

『幼』27　『幼學指南鈔』巻十九　服飾部　席　五香

陸攜异中記曰、石季龍作席以**鋪**裏五香、雜以五采綫、編蒲皮緣之以錦。

W0097（70頁）『初學記』　巻二五　器物部　席第六　五香　六采

异中記曰、石季龍作席、以**金**裏五香、雜以五采綫、編蒲皮、緣之以錦六采、席所以祭天、已具敍事。

J0063(36頁)『北堂書鈔』巻一三三　服色部二　席一九　石虎線編注

异中記云、石虎作席以金裏五香、雜以五色綫、編蒲皮緣之以錦、石虎御坐之制、必以五色線、編蒲心爲之薦席也。

i6060(210頁)『太平御覽』巻七〇九　服用部一一　薦蓆

异中記曰、石虎作席、以錦裏五雜香、以五綵檡編蒲、皮緣之錦。

s0041(281頁)『重較說郛』弓五九

石虎作席以錦、雜以五香、施以五采檡、編蒲皮緣之錦。

『幼』27も先程と同様に、部こそ異なるものの、小項目と小見出しが『初學記』と共通し、文章も殆ど異同がないことから、『初學記』からの引用と考えられる。ただし、『幼』27に「陸攜」の二字が多い理由について、『幼學指南鈔』が補ったのか、あるいは『初學記』にもともと「陸攜」があって後に脱落したのか、考を得ない。

『幼』28　『幼學指南鈔』巻十九　服飾部　扇　二面

陸操异中記曰、石季龍作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也。二面采漆、畫列仙奇鳥異獸。

W0098（70頁）『初學記』巻二五　器物部　扇第七　六角　二面

异中記曰、石季龍作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也、薄打純金如蟬翼、二面采漆畫列仙奇鳥異獸、其五明方中辟方三寸或五寸、隨扇大小、雲母帖其中、細鏤縫其際、雖掩盡而彩色明徹、看之如謂可取、故名莫難也、季龍出時、以扇挾乘輿。

J0067（37頁）『北堂書鈔』巻一三四　服色部三　扇二四　金薄注

异中記云、石虎作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也、扇畫列仙奇鳥獸、其五明方中辟、方三寸或五寸、雲母帖其中、細鏤縫其際、雖掩畫象而采色明徹、看之如謂可取、故名爲莫難者也。

d0012（89頁）『白氏六帖事類集』巻四　扇第二七　雲母五明金薄莫難扇

异中記曰、石季龍作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也、薄打純金如蟬翼、二面采畫列仙奇鳥異獸、其五明分中辟方三寸、或五寸、隨扇大小、雲母帖其中細鏤縫、其際維掩盡、而彩色明徹、看之如謂可取、故名莫難也、季龍出以扇挾乘輿。

i6054(210頁)『太平御覽』巻七〇二　服用部四　扇

异中記曰、石虎作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也、薄打純金如蟬翼、二面彩漆畫列仙

奇鳥異獸、其五明方中、辟方三寸、或五寸、隨扇大小。雲母帖其中、細鏤縫爲其際、唯畫而彩色明徹、看之如謂可取、故名莫難也、虎出時以此扇挾乘輿、亦用象牙桃枝扇、其上竹或綠沈色、或木蘭色、或作紫紺色、或作鬱金色。

i7044(217 頁)『太平御覽』卷八〇八　珍寶部七　雲母

石虎异中記曰、虎作雲母五明金薄扇。

k0019(254 頁)『事類賦』卷一四　服用部　扇

异中記曰、石虎作雲母五明金薄莫難扇、薄打純金如蟬翼、二面彩漆、畫列仙奇鳥異獸、雲母帖其中、彩色明徹。虎出時、用此扇挾乘輿。又有象牙桃枝扇、或綠沈色、或木蘭色、或作紫紺色、或作鬱金色。

q0011(273 頁)『白孔六帖』卷一四　扇

异中記曰、石季龍作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名、金薄打純金如蟬翼、二面采畫列仙奇鳥異獸、其五明分中辟方三寸、或五寸、隨扇大小。雲母帖其中細鏤緣、其際維掩畫、而彩色明徹、看之如謂可取、故名莫難也。季龍出以扇挾乘輿。

s0002(277 頁)『說郛』卷四　墨娥漫録

石季龍作雲母五明金薄莫難扇、薄打純金如蟬翼、二面采畫列仙奇鳥異獸、隨扇大小。雲母帖其中細鏤縫、其際雖掩畫、而綵地明徹、看之如謂可取、故名莫難也、季龍出以扇挾乘輿。

s0018(278 頁)『重較說郛』弓五九

石季龍作雲母五明金薄莫難扇、薄打純金如蟬翼、二面采漆畫列仙奇鳥異獸、其五明方中辟方三寸、或五寸、隨扇大小。雲母帖其中細鏤縫、其際雖掩盡、而彩色明徹、看之如金可取、故名莫難也。季龍出時、以扇挾乘輿。

『幼』28 もやはり先程と同様に、部こそ異なるものの、小項目と小見出しが『初學記』と共通し、文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』28 は『初學記』からの引用と考えられる。『幼』27 と同じく、『幼』28 にも『初學記』と比べて「陸攜」の二字が多いのだが、その理由はやはり考を得ない。

『幼』29　卷十九　服飾部　香鑪　金銀鏤

异中記曰、石季龍冬月爲複帳、**帳**四角安純金銀鑿鏤香爐。

W0100（71 頁）『初學記』卷二五　器物部　香鑪 第八　敍事

<u>异中記曰、石季龍冬月爲複帳、四角安純金銀鑿鏤香爐。</u>

J0056（36 頁）『北堂書鈔』卷一三二　服飾部一　帳五　角安金爐頂安金蓮注

石虎异中記云、冬月憹大明光綿絮以房子綿一百二十斤、白縑爲裏、名複幄、帳之四角安純金銀鑿鏤、香爐以石墨、燒集和名香、帳頂上安金蓮花中縣金薄、織成綩囊、飾以□□、囊受三升以盛香、帳之四面上十二香、囊采色亦同、但小囊耳、百丈以經節貫玉璧内帳雄也。

J0068（37 頁）『北堂書鈔』卷一三五　服飾部四　香爐三七　金鏤香爐注

异中記曰、石季龍冬月爲複帳、帳之四角安純金銀、鑿鏤香爐。

i6055（210 頁）『太平御覽』卷七〇三　服用部五　香爐

异中記曰、石虎冬月爲複帳、四角安純金銀鑿鏤香爐。

s0043(281 頁)『重較說郛』弓五九

石虎冬月爲複帳、四角安純金銀、鑿鏤香爐。

『幼』29は、小項目しか共通しないが、文章には殆ど異同がない『初學記』からの引用と考えられる。『幼』29の方が、『初學記』と比べて「帳」が一文字多いが、これは重文符號（踊り字）によって表記されたもので、『初學記』にも本來重文符號が存在していたが後に脱落したのではないかと推測する。

『幼』30　巻十九　服飾部　鏡　**二**三尺

陸攜异中記曰、石季龍三臺及内宮中鏡徑二三尺者。

W0101（71頁）『初學記』巻二五　器物部　鏡第九　九寸　三尺

异中記曰、石季龍三臺及内宮中鏡、有徑二三尺者、有尺五寸者。

〔註〕嚴・陸校、徑二三尺→徑三尺。

J0071（37頁）『北堂書鈔』巻一三六　服色部五　鏡六五　徑三尺注

异中記云、石虎三臺及内宮中鏡有徑三尺者、下有純金盤龍及彫捄金用數斤者也。

d0009（88頁）『白氏六帖事類集』巻四　鏡第二六　徑二三尺

陸攜异中記曰、石季龍三臺及内宮中鏡、有徑二三尺者有五寸者。

I6067（211頁）『太平御覽』巻七一七　服用部一九　鏡

异中記曰、石虎三人臺及内宮中鏡有徑二三尺者、純金蟠彫飾。

q0009(272頁)『白孔六帖』巻一三　鏡

陸攜异中記曰、石季龍三臺及内宮中鏡有徑二三尺者、有五寸者。

『幼』30は部が異なるが、・小項目が『初學記』と共通し、小見出しと文章も殆ど異同がないことから、『幼』30は『初學記』を引用したといえる。なお、『初學記』のこの條には、『幼』19（『异中記』）、『幼』24（『十六國春秋』前秦録）の時とおなじく、嚴可均・陸心源の校勘がついており、「徑二三尺」を「徑三尺」とすべきだとしている。しかし、『幼』19や『幼』24の場合と同様、『初學記』の古いテキストにおいても、「徑二三尺」であったことを示唆する。

『幼』32　巻二二中　火部下　燈　百廿枝

异中記曰、石虎正旦會於殿前、設百**廿**枝燈。

K0029（48頁）『藝文類聚』巻八〇　火部　燈

异中記曰、石虎正旦會於殿前、設百**二十**枝燈。

i7105(223頁)『太平御覽』巻八七〇　火部三　燈

异中記曰、石虎正〔平聲〕會、於殿前設百二十枝燈、以鐵爲之。

『幼』32は部と小項目が『藝文類聚』と共通し、文章も同じなので、『藝文類聚』からの引用と考えられる。

『幼』33　巻二二中　火部下　庭燎　石虎庭中

异中記曰、石虎正會、殿庭中端門外及弉闔前、設庭燎**各**二號、六處皆六丈。

K0030（48頁）『藝文類聚』巻八〇　火部　燈

异中記曰、石虎正旦會、殿庭中端門外及弉闔前、設庭燎、**皆**二號、六處皆六丈。

i7107(224 頁)『太平御覽』卷八七一　火部四　庭燎

石虎异中記曰、石虎正會庭中。端門外及弉闔前、設庭燎、各二號六處各六丈。

『幼』33 は部が『藝文類聚』と共通し、文章も殆ど同じなので、『藝文類聚』からの引用と考えたいところであるが、小項目が『太平御覽』と共通し、文章も殆ど異同がない。よって、『太平御覽』と共通の祖本から引用した可能性も殘る。

『幼』35　卷二四　寶**貨**部　錦　鳳凰

陸攜异中記曰、御府中有鳳皇錦、朱雀錦。

W0117（72 頁）『初學記』卷二七　寶**器**部　錦第六　文龍　朱雀

陸攜异中記曰、御府中有鳳皇錦、朱雀錦。

c0007（87 頁）『祕府略』卷八六八　布帛部三　錦（『續群書類從』卷八八三　雜部三三）

徐堅初學記事對曰、交龍朱雀〔…陸攜异中記曰、御府中有鳳皇、朱雀錦也。〕、班文緣地〔陸攜异中記織曰、錦羅在中、尚方三署皆數百人。有班文錦鳳皇。…〕、…明光柔滑〔陸攜异中記曰、石季龍冬月、施熟錦流蘇斗帳四角安純金龍、頭銜五色、流蘇或用黃綈博山文錦、或用紫錦、大小明光錦。…〕

cf.i7054（218 頁）『太平御覽』卷八一五　布帛部二　綿、k0014、s0017etc

又（异中記）曰、織錦署在中尚方。大登高・小登高・大明光・小明光・大博山・小博山・大茱萸・小茱萸・大交龍・小交龍・葡萄文錦・班文錦・鳳皇錦・朱雀錦・韜文錦・桃核文錦。

『幼』35 は小見出しが共通しないものの、部がほぼ同じ、小項目と文章が『初學記』と共通することから、『初學記』からの引用と考えられる。

『琱』　解飛、**石虎時人**、**往巧作**車、左轂上碓、右轂致磑。**車**行十里、磨麥一石、舂米**兩斛**。又**爲虎**造鳳陽門、門**將欲**成、有兜率天人來下、見飛**大**怒、**責之**曰、汝在天上犯罪、何**以輙**造此門。可還**天上不得住也**。須臾解飛因斧脱**悞斫**、傷額而死。**言此**鳳陽**門者**、則天上鳳陽門也。出石虎异中記。

r0002(275 頁)『重刊增廣分門類林雜說』卷五　機巧篇二五

解飛、能造旃車、左轂致碓、右轂致磑、行十里、磨麥一石、舂米**一石**。虎驚、每出、將此車隨從。又造鳳陽門。門成、忽有一兜率天人下見飛、怒曰、汝在天上犯罪、何**在此**造此門。門畢、還**上天**。須臾、因斫木斧脱、傷額而死鳳陽。**乃謂**天上**有**鳳陽門也。出石虎异中記。

i7011(213 頁)『太平御覽』卷七五二　工藝部九　巧

异中記曰、石虎有指南車及司里車、又有舂車木人、及作行碓於車上、動則木人蹋碓、行十里、成米一斛。又有磨車、置石磨於車上、行十里、輒磨一斛。凡此車、皆以朱彩爲飾、唯用將軍一人。車行則衆巧竝發。車止則止。中御史解飛・尚方人魏猛變所造。虎至性好佛、衆巧奢靡、不可紀也。嘗作擅車、廣丈餘、長二丈、安四輪、作金佛像坐於車上、九龍吐水灌之。又作一木道人、恆以手摩佛心腹之間。又十餘木道人、長二尺餘、皆披袈裟、繞佛行、

當佛前輙揖禮佛、又以手撮香投爐中、與人無異。車行則木人行、龍吐水。車止則止、亦解飛所造也。

『太平御覽』卷七六二　器物部七　磨

异中記曰、解飛者、石虎時工人。造作旃檀車、左轂上置磑，右轂上置碓。每行十里、磨麥一石、舂米一斛。i7076(220 頁)『太平御覽』卷八二九　資産部九　舂

石虎异中記曰、有舂車、作木人反行碓於車上、動則木人踏碓舂、行十里、成米一斛。

s0027(279 頁)『重較說郛』弓五九

解飛者、石虎時工人、作旃檀車、左轂上置碓、右轂上置磑、每行十里磨麥一石舂米一斛。

〔註〕原文の檀は異體字。

s0033(280 頁)『重較說郛』弓五九

有舂車作木人、反行碓于車上、動則木人踏碓、舂行十里成米一斛。

『覇史輯佚』が蒐集した佚文のうち、出入があるものの『琱』と最も近いものは『重刊增廣分門類林雜說』である。『覇史輯佚』の解題によると、『重刊增廣分門類林雜說』は、唐・于立政『類林』を金代に王朋壽が增補したものであるという。王三慶 1993 は、解飛のエピソードを機巧篇に屬すとみなしているが、S.2072 には、「機巧」の二字は見えない。王三慶 1993 は『重刊增廣分門類林雜說』に引きずられたと思われるが、その區分には首肯すべきと考える。王三慶 1993 によると、S.2072 のうち、機巧篇に屬する人物と出典をまとめると以下のようになる。

田夫（出典：『類林』）、偃師（出典：『類林』）、馬鈞（出典：『類林』）、解飛（出典：石虎『异中記』）、公般輸（出典：『類林』）、孔明（＝諸葛亮、、出典なし）、區純（出典なし）、葛田（＝葛由、出典：『葛洪傳』）

S.2072 の解飛のエピソードは、『類林』を出典とするものに挾まれていることが分かる。いっぽう、『重刊增廣分門類林雜說』の機巧篇に屬する人物と出典をまとめると以下のようになる。

葛由（出典：葛洪『神仙傳』）、王恭、解飛（出典：『石虎异中記』）、馬鈞、偃師、武侯（＝諸葛亮）、魯般、子貢、鹿皮翁

兩者のうち、偃師、馬鈞、解飛、諸葛亮、葛由が共通し、また内容も類似していることは王三慶 1993 および福田俊昭 2003[29]が既に指摘している。おそらく、『琱』の『异中記』は原本を參照したのではなく、『類林』が引用したものを S.2072 が孫引きしたため、『琱』と『重刊增廣分門類林雜說』と類似する結果となったのではなかろうか。なお『太平御覽』卷七六二は『覇史輯佚』の採録漏れである。

(4)『華陽國志』

[29]王三慶 1993、688～689 頁、福田俊昭 2003、133～139 頁。

『華陽國志』は『日本國見在書目録』に著録されているが、『幼學指南鈔』の撰者が原典から引用したとは考えにくい。また、任乃強『華陽國志校補圖注』も参照し、該當箇所を引用した。【　】などの記號は、同書のものを引き寫したものである。

『**幼**』**22**　巻十七　居處部　門　相如影

華陽國志**曰**、**蜀**城北**四**十里、有升遷橋、送客觀。司馬相如初入長安、題**其**門曰、不乘赤車四馬、不**後**過汝下。

Y0015（79 頁）史記・索隱　巻一一七　司馬相如列傳第五七

華陽國志**云**、蜀**大**城北十里有升仙橋、**有**送客觀也。相如初入長安、題**其**門云、不乘赤車駟馬、不過汝下 也。

i1091（103 頁）『太平御覽』巻七三　地武三八　橋

又（常彪華陽國志）曰、升遷橋、在成都縣北十里、即司馬相如題橋柱曰、不乘駟馬高車、不過此橋。

j0059（246 頁）『太平寰宇記』巻七二　劍南西道一　益州　華陽縣昇仙橋

華陽國志云、昇仙橋送客觀、即司馬相如入長安、題市門曰、不乘赤車駟馬、不過汝下。

Cf『水經注』巻三三にも類似の文章があるが、出典を明記せず。

『華陽國志校補圖注』巻三　蜀志（152 頁）

城北十里有昇遷橋、有送客觀。司馬相如初入長安、題**市**門曰、不乘赤車駟馬、不過汝下 也。

『幼』22 は、現行の『華陽國志』と大きな差は無いが、より近いのは、『史記』索隱に引用されたものである。とくに、現行の『華陽國志』が「題**市**門」としている箇所を、『幼』22 と『史記』索隱がともに「題**其**門」としている點は注目される。『幼學指南鈔』が『史記』索隱を引用したわけではなく、『幼學指南鈔』の原資料あるいは索隱の撰者である司馬貞が參照しえた唐代の『華陽國志』テキストでは「題**其**門」となっていたのであろう。

『**幼**』**8**　巻五　水部　惣水　錦流

華陽國志曰、成都道西城、故**織**錦官也。錦工織錦、濯**流江**中則鮮明、故命曰錦里**城也**。

W0015（62 頁）『初學記』巻六　地部中　總**載**水 第一　粉水　錦流

華陽國志曰、成都道西城、故錦官也。錦工織錦、濯**流江**中則鮮明、濯他江則不如、故命曰錦里**城**。

〔註〕嚴陸校　成都道→成都

Y0010（79 頁）『史記』正義　巻二九　河渠書第七　『括地志』所引

華陽國志云、蜀時濯錦流江中、則鮮明也。

k0007（253 頁）『事類賦』巻七　地部　水

華陽國志曰、成都道西城、故錦官也。錦工織錦、濯於江中則鮮明、濯他江則不如、

故名錦里城。

『華陽國志校補圖注』卷三　蜀志（153 頁）

其道西城、故錦官也。錦【工】〔江〕織錦濯**其**中則鮮明、濯他江則不好。故命曰錦里也。

『幼』8 は部が異なるものの、小見出しが共通し、小項目・文章にはほとんど異同がなく、『初學記』からの引用と考えられる。さらに、現行の『華陽國志』のテキストよりも、『幼』8 と『初學記』は近しい關係にあることがわかる。また、『幼』19、『幼』30（『异中記』）、『幼』24（『十六國春秋』前秦録）の時とおなじく、『初學記』には嚴可均・陸心源の校勘がついており、「成都道」の「道」を衍字としている。しかし、先の諸例と同様、『初學記』の古いテキストにおいても、「道」字が存在したことを示唆する。

『幼』6　『幼學指南鈔』卷四　地部上　峨眉山　峨眉山

花陽國志曰、**犍**爲南安縣有峨眉山、去縣八十里。孔子地圖**云**、有仙藥。漢武**求**之、不能得。益州記曰、峨眉山在南安縣界、當縣南八十里。兩山栩首望如峨眉。

i1004（98 頁）『太平御覽』　卷四〇　地部五　峨眉山

華陽國志曰、犍爲南安縣南、有峨眉山、去縣八十里。地圖云、有仙藥、漢武求、不能得。（益州記曰、峨眉山在南安縣界、當縣南八十里、兩山首相望如峨眉。）

『華陽國志校補圖注』卷三　蜀志（172-175 頁）

犍爲郡、孝武建元六年置。…南安縣、郡東四百里。…南有峨眉山、山去縣八十里。《孔子地圖》**言**、有仙藥。漢武帝遣使者**祭**之、欲致其藥、不能得（※）。

（※）任乃強校語：此二十三字、疑後人竄入。

『幼』6 の内容は、『太平御覽』とほぼ同じである。『幼』6 ではあえて『華陽國志』につづけて『益州記』も引用した。『太平御覽』を確認すると、『幼』6 と同様、『華陽國志』と『益州記』が連續しているので、『幼』6 と『太平御覽』は、『華陽國志』『益州記』と續く共通の祖本を參照していたことになる。兩者の間に位置する『孔子地圖』について、任乃強は、「孔子地圖」より「不能得」までの 23 字を後代の竄入とみなしているが、唐代に通行した『華陽國志』のテキストには、『孔子地圖』に關する記事が存在していたことは疑いあるまい。

『幼』36　卷二七　草部　竹　得嬰兒

華陽國志曰、有竹王者、興於遯水。有一女浣於水、有三**大竹**流入女足間、**於**之不去、聞有兒聲、持歸破竹得男。長養有**武才**、遂雄夷狄。氏竹姓。所破竹於野成林。今王祠竹林是也。

D0005（29 頁）『齊民要術』卷十　竹

華陽國志云、有竹王者、興於豚水。有一女浣於水濱、有三節大竹流入女足間、推之不去。聞有兒聲、持歸破竹得男。長養有武才、遂雄夷狄。氏竹爲姓。所破竹於野成林。今王祠竹林是也。

『事類賦』卷二四　草部　竹

華陽國志曰、有竹王者、興於遯水。有一女浣於水**濵**、有**三大竹**流入女足間、**推**之不去、聞有兒聲、持歸破竹得男。長養有**武才**、遂雄夷狄。氏竹**爲**姓。所破竹於野成林。今王祠竹林是也。

e0002（90 頁）『獨異志』卷中

華陽國志、夜郎者、有一女子浣服水濱、忽見三節大竹筒至女前、聞竹中兒啼、剖而視之、得一男收養、及長、甚有武才、自立爲夜郎侯、以竹爲姓。

i8122（237 頁）『太平御覽』卷九六二　竹部一　竹上

華陽國志云、有竹王者、興於遯水。有一女、浣於水濱、有三節大竹流入女足間、推之不去、聞有兒聲。持歸、破竹、得男。長養、有武才、遂雄夷狄、氏竹爲姓。所破竹、於野成林、今王祠竹林是也。

j0075（247 頁）『太平寰宇記』卷七五　劍南西道四　邛州　大邑縣竹王廟

華陽國志云、竹王者、興於豚水。有一女子、澣於水濱、有三節大竹流入。女子足間。推之、不去、聞有兒聲、取持歸破之、得一男兒。長養有才武。遂雄夷狄民、以竹爲姓。捐所破竹於野、成林、今竹王祠竹林是也。王與從人嘗指大石上、命作羹、從者曰無水、王以劍擊石水出、今王水是也。破石存焉。

『華陽國志校補圖注』卷四　南中志（230 頁）

有竹王者、興於遯水。〔先是〕有一女子浣於水濱。有三節大竹流入女子足閒、**推**之不肯去、聞有兒聲。取持歸、破之、得一男兒。〔養之。〕長【養】有才武、遂雄夷【狄】〔濮〕、氏以竹爲姓。捐所破竹於野、成竹林、今竹王祠竹林是也。

『幼』36 と内容が共通する『太平御覽』成立以前のものは、『覇史輯佚』においては『齊民要術』しか該當しない。同書はたしかに『日本國見在書目録』に著録されてはいるが、『幼學指南鈔』が參照したのは、ここに引用した『事類賦』であろう（なお、『事類賦』のこの條は『覇史輯佚』の採録漏れである）。また、『幼』36 の「長養有武才」は、現行テキストの「長【養】有才武」を校勘しえる箇所といえる。

『**憨**』1　李祚。華陽國志曰、李祚**守郊**趾、**堅守其**郡晉。舅**梨**晃爲呉**上**將、**政**祚、**并使**人**招**之。祚**報**曰、舅自呉將、祚自晉臣、**唯**力是**搏**、**不可招也**。**終不改也**。

『華陽國志校補圖注』卷四　南中志（309 頁）

功曹李祚、見**交**趾民殘害、還、遂率吏民保郡爲晉。祚舅**黎**晃爲呉將、**攻**伐祚、不下。數遣人解喩、〔欲〕**降**之。祚**答**曰、舅自呉將。祚自晉臣。**惟**力是**視**矣。邵暉子【允】胤、先爲父使詣洛、拜奉車都尉。比還。暉敗亡。胤依祚固守。求救南中。南中遙爲之援。〔踰時乃拔。〕〔南中〕諸姓、得世有部曲。弋遣之南征。因以功相承也。

『惰』1と内容が共通するものは『覇史輯佚』にはみえない。また、『惰』1は『華陽國志』の現行テキストを大幅に節略したものであるが、「不可招也。終不改也」の8文字は『華陽國志』にはみえない。節略はともかく、8文字が追加された理由については考を得ない。『惰』1の「政」を、王三慶1993は「征」の通假字と解するが、『華陽國志』と比較して考えると、「攻」の誤字ではなかろうか。

『憨』3　嚴顏。華陽國志。**呉使顏爲將、守城、蜀將張**飛**政城、飛傳言、汝聞將軍至、何不出降**。**顏謂曰、我但斫頭草賊、不見將軍**。飛**怒、政**破**其城、生**擒嚴顏、**令左右**斫頭**來**。顏曰、斫**即折**、**公**何怒也。

i4151（185頁）『太平御覽』卷四三八　人事部七九　烈士

常庞華陽國志曰、張飛攻破巴郡、獲將軍嚴顏、謂曰、大軍至、何以不降、敢逆戰乎。顏對曰、卿等無狀、侵奪我州、但有斷頭將軍、無降將軍也。飛怒曰、牽去憨頭。顏正色曰、斫頭便斫、何爲怒也。飛義之、引爲賓客。

『華陽國志校補圖注』卷五　公孫述劉二牧志（348頁）

巴郡太守巴西趙筰拒守、飛**攻**破之。**獲**將軍嚴顏、謂曰、大軍至、何以不降、敢逆戰。顏對曰、卿等無狀、侵奪我州。我州但有斷頭將軍、無降將軍也。飛怒曰、牽去斫頭。顏正色曰、斫頭便斫、何爲怒也。飛義之、引爲賓客。

『惰』3は、よく知られた張飛と嚴顏とのやりとりであるが、現行の『華陽國志』と大幅に異なる。そもそも嚴顏が呉の配下であったとするのは歴史事實と異なるし、攻撃前に張飛が嚴顏に降伏をすすめた話は、『三國志』にも見えない（むしろ近いのは『三國演義』である）。『惰金』が引用する『華陽國志』は、『惰』1『惰』3いずれも亂れているが、引用者の創作が紛れ込んだか、あるいは相當混亂した『華陽國志』のテキストを參照していたことになろう。また『惰』3の「政」字は、さきの『惰』1と同じく「攻」の誤字であろう。

『幼』14　卷九　人部四　讓　任文公無雙

華陽國志曰、任文公**弘**武擔**右**折、曰、噫、**四**方智**者**死、吾其應之、遂卒。益部爲之謠曰、任文公智無雙。

K0012（46頁）『藝文類聚』卷二一　人部五　智

華陽國志曰、任文公**聞**武擔**石**折曰、噫、方智**者**死、吾其應之、遂卒。益部爲之謠曰、任文公智無雙。

i4144（184頁）『太平御覽』卷四三二　人事部七三　智

華陽國志曰、任文蓀字文公、犇中人。初、武檐山石折、文公曰、噫、西方智士死、吾其應之。遂卒。益部爲之諺曰、任文公、智無雙。

『華陽國志校補圖注』卷十上　先賢子女總讚論　附巴郡士女讚注殘文輯佚（554-555頁）

任文孫。犇中人…子文公。初、武擔山石折、文公曰、噫。**西**方智**士**死、吾其應之。遂

卒。益部爲之諺、曰、任文公、智無雙。

『幼』14 は部が『藝文類聚』と共通し、文章もほぼ同じなので、『藝文類聚』からの引用と考えられる。『幼』14 の小項目は「讓」、『藝文類聚』のそれは「智」と異なっているが、これは『幼學指南鈔』のミスである。『幼學指南鈔』巻九の巻頭には小項目の見出しとして「師　友悌　交友　絶交　德　讓　智　貴　富　貧」と記されているが、本文中では小項目の「智」が記されていないため、あたかも『幼』14 の小項目が「讓」であるかのようになっているだけで、實際の小項目は「智」であり、これも『藝文類聚』と共通することになる。さて、『幼』14 は「聞」「石」を「弉」「右」に誤る單純ミスもあるが、『華陽國志』の現行テキストと比較すると、『幼』14 の「四方智者死」が注目される。この箇所もやはり『華陽國志』の「西方智士死」の鈔寫ミスであるが、『幼』14 の藍本である唐代の『藝文類聚』のテキストが「西方智者死」であったこと、そして後に「西」字が脱落したことを示唆する。

『幼』23　巻十七　居處部　園　養竹

華陽國志曰、何隨家養竹園、人盜其筍、隨**遇行**見。恐盜者覺怖走、竹傷其足。挈屐徐歩而歸。

K0025（47 頁）『藝文類聚』巻六五　産業上　園

華陽國志曰、何隨家養竹園。人盜其筍、隨**行遇**見。恐盜者覺怖走、竹傷其足。挈屐徐歩而歸。

J0075（38 頁）『北堂書鈔』巻一三六　服飾部五　屐八六　挈屐而歸注

華陽國志曰、何隨家養竹園、人盜其筍、隨過行見之恐、盜者覺怖走傷其足、隨乃挈屐、徐歩而歸。

i6045（209 頁）『太平御覽』巻六九八　服章部一五　屐

華陽國志曰、何隨家養竹人盜其筍。隨行見、恐盜者覺、挈屐而歸。

i7072（220 頁）『太平御覽』巻八二四　資産部四　園

華陽國志曰、何隨家養竹園。人盜其筍、隨過行見、恐盜者覺怖走、竹傷其足、挈履徐歩而歸。

i8123（237 頁）『太平御覽』巻九六二　竹部一　竹上

又（華陽國志）曰、何隨家養竹園、人盜其竹、何隨遇行見、恐盜者覺怖走竹傷其足、挈履徐歩而歸。

i8124（237 頁）『太平御覽』巻九六三　竹部二　竹下　筍

華陽國志曰、何隨、字季業。有竹園、人盜其筍者、隨行見之、恐驚、乃挈履而歸。

『華陽國志校補圖注』巻十一　後賢志（631 頁）

何隨、字季業、蜀郡抶人也、漢司空武後。…隨家養竹園、人盜其筍、隨**偶行**見之、恐盜者覺、怖走竹中、傷其手足、挈屐徐歩而歸。

『幼』23 は小項目が『藝文類聚』と共通し、文章もほとんど同じであることから、『藝文類聚』からの引用と考えられる。現行の『華陽國志』テキストと比較しても、數字省略されているだけである。

(5) 趙書

『幼』34　卷二二中　火部下　庭燎　橦高十丈

趙曰、石勒造庭燎於橦末、高十丈、上盤置燎、下盤安人、以侍燎、絙繳上下。

K0031（48 頁）『藝文類聚』卷八〇　火部　庭燎

趙**書**曰、石勒造庭燎於橦末、高十丈、上盤置燎、下盤安人以侍燎、絙繳上下。

i7106（223 頁）『太平御覽』卷八七一　火部四　庭燎

趙書曰、石勒造燎高十丈、上盤置燎、下盤安人、以燎絙繳上下。

『幼』34 は引用書目を寫し損なっているものの、部と小項目が『藝文類聚』と共通し、文章も同じといってよい。よって、『藝文類聚』からの引用とみなせる。

(6) 秦記

『幼』26　卷十九　服飾部　幔　隔紗授業

秦記曰、符永固以太常韋逞母宋、傳其父業、得周官義旨、乃就宋家**立**講**堂**、書生百人隔紗幔而授業**爲**。

K0026（47 頁）『藝文類聚』卷六九　服飾部上　幔

秦記曰、符永固以太常韋逞母宋、傳其父業、得周官義旨、乃就來宋家匡講、書生百人、隔絳紗幔而受書**焉**。

J0059（36 頁）『北堂書鈔』卷一三二　服色部　簾一〇　金玉簾注

秦記云、符永固以太常韋逞母宋傳其父業、得周官音義乃就宋家立講堂、書生百餘人、隔絳紗幔而受業焉。

i7058（218 頁）『太平御覽』卷八一六　布帛武三　綈

秦記曰、符堅以太常韋逞母宋氏傳其父業周官音義、乃就宋家立講堂、書生百人、隔絳紗幔而受業焉。

『幼』26 は、部と小項目が『藝文類聚』と共通し、文章もほぼ同じであることから、『藝文類聚』からの引用とみなすことができる。『藝文類聚』の「匡」字は明本では「互」、馮舒の校本では「区」となっているが、「立」の草書體を釋讀し誤ったのではないかと考える。さらに、唐代に通行した『藝文類聚』のテキストには、『幼』26 と同じく「講」につづいて「堂」字が存在したと思しい。

(7) 蜀書

『幼』13　卷七　人部二　鼻　李雄飛龍

常庞蜀書曰、李雄美容貌、相工相之曰、此君鼻如飛龍、口如器、位必過三公、不疑也。

i4012（168 頁）『太平御覽』卷三六三　人事部四　形體

蜀李書曰、武帝諱雄、字仲儁、始祖第三子。帝身長八尺三寸、美容貌。相工相之曰、此君將貴、其相有四、目如重雲、鼻如龜龍、口如方器、耳如相望。法爲貴人、位過三公、不疑也。帝每周旋鄉里、有識者皆器重之。有劉化者、道術士也、太康中每語鄉里曰、李仲儁有大貴之表、終爲人主也。

i4017（168 頁）『太平御覽』卷三六六　人事部七　耳

蜀書曰、武皇帝李雄美容貌、相工相之曰、此君口如方器、耳如相望。位必過三公、不疑也。

『幼』13 と合致するものは『覇史輯佚』にはみあたらない。類似するものは『太平御覽』に二條みえるが、どちらと共通する祖本を参照したのか、殘念ながら考を得ない。

（8）その他

『幼』9　『幼學指南鈔』卷五　水部　池　靈芝

華陽國志曰、靈芝池、廣長百五十歩、深二丈。上有連樓飛觀四出閣道釣臺。中有鳴鶴舟・指南舟。

Cf.『藝文類聚』卷七一　舟車部　舟

晉宮閣記曰、池中有紫宮舟・升進舟・曜陽舟・飛龍舟・射獵舟、靈芝池有鳴鶴舟・指南舟、合利池有雲母舟・無極舟、都亭池有常安舟。

『初學記』卷二五　器物部　舟第十一

晉宮閣記曰、天泉池有紫宮舟・升進舟・曜陽舟・飛龍舟・射獵舟、靈芝池有鳴鶴舟・指南舟、舍利池有雲母舟・无極舟、都亭池有華泉舟・常安舟。

『太平御覽』卷第六十七　地部三十二　池

晉宮閣名曰、靈芝池、廣長百五十歩、深二丈。上有連樓飛觀四出閣道釣臺。中有鳴鶴舟・指南舟。

『幼』9 は出典を『華陽國志』とするが、『藝文類聚』『初學記』『太平御覽』が出典を『晉宮閣記』あるいは『晉宮閣名』とするように、『幼學指南鈔』の引用が誤っている。これらの三者のうち、文章の内容がもっとも近いものは『太平御覽』なので、『幼學指南鈔』は共通の祖本を参照したことになる。ただし、『太平御覽』のこの條の前後に『華陽國志』はみあたらないため、何故『幼學指南鈔』が出典を誤ったのかは考を得ない。

おわりに

以上、はなはだ瑣末な検討を行ったが、本稿にて提示した覇史佚文のうちわけを整理すると以下のようになる。これらのうち、『覇史輯佚』未見のものをゴチックにて示す。

『十六國春秋』前趙録……『幼』17、**『幼』37**、
前秦録……『幼』1、『幼』7、『幼』11、『幼』24
後燕録……『幼』15、『幼』16
前涼録……『不甲』
『三十國春秋』……『幼』12、『幼』20、『幼』31、『幼』38、**『憨』2**、『惰』4
『异中記』……『幼』2、『幼』3、『幼』4、『幼』5、『幼』10、『幼』18、
『幼』19、『幼』21、『幼』25、『幼』27、『幼』28、『幼』29、
『幼』30、『幼』32、『幼』33、『幼』35、『琱』
『華陽國志』……『幼』6、『幼』8、『幼』14、『幼』22、『幼』23、『幼』36、
『惰』1、『惰』3
『趙書』……『幼』34
『秦記』……『幼』26
『蜀書』……『幼』13
『晉宮閣名（記)』……『幼』9

なお、『不甲』は『覇史輯佚』のものより詳細、『琱』は『覇史輯佚』のものと出入がある。

また、『幼學指南鈔』の出典のうちわけを整理すると、以下のようになる。なお、藍本となった類書の校勘に資すると思われるものはゴチックで表記してある。

『藝文類聚』……『幼』10、**『幼』14**、『幼』21、『幼』23、**『幼』26**、
『幼』32、『幼』33?、『幼』34
『初學記』……『幼』2、『幼』3、**『幼』8**、『幼』11、『幼』12、『幼』15、
『幼』16、『幼』17、**『幼』19**、『幼』20、**『幼』24**、
『幼』25、『幼』27、『幼』28、**『幼』29**、**『幼』30**、
『幼』31、『幼』35
『事類賦』……『幼』18、『幼』36、
『太平御覽』と共通の祖本…『幼』1、『幼』4、『幼』6、『幼』7、『幼』9
不明……『幼』5、『幼』13、『幼』22、『幼』37、『幼』38、

また、『覇史輯佚』には採録漏れがいくつかあることも明らかとなった。『覇史輯

佚』は今後の五胡十六國史研究において必須の業績であるが、使用の際には一定の注意が必要である。

さて、さんざん紙數を費やした割に、未見史料として堂々と出せるものは『幼』37と『惰』2しか無かったのだが、最後に『幼』37について付言して本稿を終えたい。

『幼』37の性格を考える上でひとつ氣になるのが、現行の『十六國春秋』との關係である。現行の『十六國春秋』は、明代に屠喬孫が萬曆三七年（1609）に刊行したものである（以下、『屠本』と略す）。『屠本』は清代に重刊され、また四庫全書にも採録されているが、清朝考證學者たちによって僞書とみなされ、一般的に使用が憚られるものである。ただ、現在では、屠喬孫らが捏造した僞書ではなく、出典を示さない杜撰で未熟な輯本とみなす研究もあり[30]、『屠本』が依據した史料について檢討が始まっているようである。さらにいうと、大陸では、さながら信古的に『屠本』の「出典」探しが行われていたりもする。例えば、CNKI（中國知網）では、以下の論文を見つけ出すことができる。これらはいずれも2008年の東北師範大學の碩士論文である。

呂丹丹『屠本《十六國春秋》（前、後趙）史料探源』
郭娜『屠本《十六國春秋》（前秦）史料探源』
婁冬梅『屠本《十六國春秋》史料探源（後秦、夏及成漢）』[31]

これらの論文は文淵閣四庫全書本を底本とするという根本的な問題もあるが、「出典」が網羅的に搜索されている。『屠本』に對する全面的な再檢討が、五胡十六國時代史における現今の課題の一つであることは間違いあるまい。

話を『幼學指南鈔』に戻すと、『幼』37と『屠本』との共通點を示すと以下のようになる（共通箇所に下線を施し、文字の異同箇所をゴチックにて示した）。

『屠本』卷九　前趙録九

董景道。**董景**道、字文博、弘農人也。少而好學、晝夜誦讀、博通五經、尤明春秋三傳・京氏易・馬氏尚書・韓詩、皆精究大義。三禮之義、專遵鄭氏、著禮通論、非駁諸儒、演廣鄭旨。永平中、知天下將亂、隱於商洛山、衣**木**葉、食樹菓、彈琴歌笑以自娛。毒蛇猛獸皆繞其旁、是以淵及聰屢徵、皆礙而不得進、景道私以此自喜。至曜光初中出山、廬於渭悾。曜徵爲太子少傅・散騎常侍、復辭曰、余在萬山中、草木可以庇風雨、石田可以具饘粥、朝家事、非山野小人所願聞也。更移窮谷中、人悉不見後。曜置崇文祭酒、復以明經擢景道爲

[30]梶山智史2010。

[31]これらの論文を閲讀することができたのは、華東師範大學の牟發松教授、李磊副教授、周鼎氏および上海交通大學の劉嘯先生の御助力によるものである。ここに記して謝意を表する。

之、亦不就、竟以壽終。

のちに、湯球が『十六國春秋輯補』を編纂した際、この箇所を『晉書』儒林傳の記事に置き換えている。

『十六國春秋輯補』卷九　前趙録九

董景道、字文博、弘農人也。少而好學、千里追師。所在惟晝夜讀誦、略不與人交通。明春秋三傳・京氏易・馬氏尚書・韓詩、皆精究大義。三禮之義、專遵鄭氏。著禮通論、非駁諸儒、演廣鄭旨。永平中、知天下將亂、隱於商洛山、衣木葉、食樹果、彈琴歌笑以自娛、毒蟲猛獸皆繞其旁、是以劉元海及聰屢徵、皆礙而不達。至劉曜時出山、廬于渭悾。曜徵爲太子少傅・散騎常侍、並固辭、竟以壽終。（此依『晉書』儒林傳録）

『屠本』にみえるエピソードを收録した資料は、當時『晉書』以外には見當たらなかったからであろうが、『幼』37 によって保證されたとはいえ、非常に武斷的な置換であったといえる。

『屠本』と『十六國春秋輯補』の兩者を比較すると、『屠本』には「景道私以此自喜」あるいは「余在萬山中、草木可以庇風雨、石田可以具饘粥、朝家事、非山野小人所願聞也」など、『晉書』儒林傳にはみえない文章が含まれていることがわかる。この箇所について、先程紹介した呂丹丹氏は、「出典」を探し當ててはいない。

この異同について、『屠本』が『晉書』儒林傳をもとに適當にでっちあげたのか、あるいは屠喬孫らが目睹し得た別資料があったのか、さらなる檢討が必要であろうが、ともかく、『十六國春秋』を出典とする董景道のエピソードを收録した類書が『太平御覽』成立前の中國に存在し、また日本に將來されていたことは確かである[32]。

『幼』37 のように、孤立し、なおかつ湯球が參照しえなかった『十六國春秋』佚文は『覇史輯佚』にもまだ含まれているはずである。『屠本』中の資料を別の典籍資料に置換する、あるいは出典探しも一つの方法ではあろうが、來歴の確實な佚文を蓄積して『十六國春秋』を復元するのが、遠回りではあるが、もっとも確實な方法ではないかと考える。そうした作業を行うための基礎資料として、『覇史輯佚』は高く評價できるのである。

參考文獻

『覇史輯佚』…五胡の會編『五胡十六國覇史輯佚』燎原書店、2012。

[32]『幼』37 については、山崎誠 1986 も、『藝文類聚』『初學記』とは異なる「藍本」からの引用とみなしている。

王三慶 1992…王三慶　池田温譯「類書」（池田温編『講座敦煌 5 敦煌漢文文獻』）大東出版社、1992。

王三慶 1993…王三慶『敦煌類書』麗文文化事業股份有限公司、1993。

梶山智史 2010…梶山智史「屠本『十六國春秋』考――明代における五胡十六國史研究の一斑」『史學雜誌』119 － 7、2010。

片山・丁 1993…片山晴賢・丁鋒「京都大學附屬圖書館藏『幼學指南抄』(翻字)」（『駒澤短期大學研究紀要』21、1993）。

木村晟 1996…木村晟編『古辭書研究資料叢刊 14 幼學指南鈔』、大空社、1996。

故宮 1992…『中日交流叢書一 故宮博物院藏 幼學指南鈔』東豐書店、1992。

築島裕 2005…「解題」（『大東急記念文庫善本叢刊 中古中世篇 第十二卷 類書 I』、汲古書院、2005）。

覆製叢刊 1979…『幼學指南鈔 原裝影印古典籍覆製叢刊』雄松堂書店、1979。

福田俊昭 2003…福田俊昭『敦煌類書の研究』大東文化大學東洋研究所、2003。

藤井律之 2012…藤井律之「和製類書所引說苑小考」（『敦煌寫本研究年報』第六號、2012）。

本間洋一 2002…本間洋一「『事類賦』と平安末期邦人編類書」（同氏『王朝漢文學表現論考』第三部 I、和泉書院、2002）。

山崎誠 1986…山崎誠「『幼學指南鈔』小考」（和漢比較文學會編『和漢比較文學研究の構想』、汲古書院、1986）。

（作者は京都大學人文科學研究所助教）

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）145-166 頁

S.1519V「寺院收藏文獻目録（擬）」に見る 10 世紀敦煌の講唱體文獻*

高井龍

序

中國では、佛教が西方より傳えられて以來、私撰と敕撰とを問わず、多數の佛教文獻目録が作られてきた。それらは譯經史學に重きを置いた代録と、大乘や小乘、經律論に分類して論藏の標準を示した入藏録に分けることができる。このうち入藏録は、『法經録』をはじめとし、それぞれの編纂時代における經典收藏狀況を窺わしめるものである。六朝時代までの入藏録は、國家の分裂も起因して、各地に存在する經典が中國全土に行きわたったわけではなく、邊境地域の寺院で編纂された入藏狀況も、中原の寺院の入藏狀況と一致するものではなかった。しかし隋代になると、國家の統一とともに、各地に存在する經典の整理が進み、複數の經録が作成されていく。唐代に至っては、『大周刊定衆經目録』や『大唐内典録』、更には『開元釋經録』等、國家の軌範となる經録が陸續と編纂されていくことで、各地方寺院が入藏すべき經典の基準も確立されたのであった[1]。

しかし、入藏録を考えるにあたっては、幾つかの問題を念頭に置いておく必要がある。例えば、安史の亂や黄巢の亂によって唐が衰退し、また滅亡へと向かっていく時期になると、『大唐内典録』や『開元釋經録』等の軌範的經録に基づく文獻の入藏は、各地方寺院にとって容易な作業ではなかったことである[2]。相繼ぐ戰

*大英圖書館での寫本調査にあたり、IDP の Sam van Schaik 氏の協力を賜った。また、本稿執筆にあたり、2013 年 6 月 19 日の發表時、諸先生方より多數の御教示を賜った。ここに、厚く謝意を表す。

[1] 入藏基準ができあがったとはいえ、『開元釋教録』を基準する經典の入藏が實際に廣く行われるようになったのは會昌の廢佛以降とされる。方廣招輯校『敦煌佛教經録輯校』（敦煌文獻分類録校叢刊）、江蘇古籍出版社、1997 年。同『中國寫本大藏經研究』、上海古籍出版社、2006 年。

[2] 10 世紀においてもその狀況は續く。岡部和雄氏は、乾德 2 年（西曆 964 年）の識語を持つ S.2142「某寺點勘藏經内現有部欲目録（擬）」を取り上げ、「歸義軍時代の敦煌の經藏が、基準とすべき經録ももたないまま、かなり衰微した狀態にあったことがこの目録によってうかがわれる。」と述べ

亂の中で失われた經典を近隣の寺院や他地域の寺院に求めるとしても、その入手は常に叶うことではない。また、入藏録に沿って點勘した佛教文獻以外にも、實際には、多分野に亙る文獻が各寺院に多數收藏されていたことも忘れてはならない。9、10 世紀敦煌について言えば、寺院は在俗信者が教育を受ける場としても開かれており、俗文學作品や童蒙書をはじめ、彼等が用いていた非佛教文獻がよく窺われる[3]。

本稿は、これらの一般的な入藏録の性格を踏まえ、敦煌文獻 S.1519V「寺院收藏文獻目録（擬）」に擧げられた文獻名のうち、特に講唱體文獻の特徵を考察するものである。當該文獻は前半部分が破損しており、かつ 22 行しかないため、十分な記録を殘す寫本とは言い難い。しかし、その一方で、通常の入藏録以上に詳しい入藏狀況を窺わせるものとなっている。上述の如く、一般的な入藏録が、當時の軌範となっていた經録に沿った入藏の點勘であり、佛教文獻のみが取り上げられているのに對し、S.1519V は、佛教以外の文獻をも列擧しているためである。その結果、10 世紀敦煌寺院において實際に收藏されていた様々な文獻を我々に傳える記録となっている（S.1519V が 10 世紀文獻であることは後述する）。筆者はそこに擧げられた文獻名を見ていくことで、10 世紀敦煌の講唱體文獻に繫がる典籍が、當時の目録にいかに位置付けられていたかについても考察すべき課題が含まれていることが分かった。本稿では、これらの問題について考えるとともに、當時にいう「經」が――特に講唱體で書かれている場合――いかなる性格を有していたかについても併せて考察を加えたい。

第 1 章では、S.1519V の基礎的情報をまとめ、翻刻と注記を提示する。また、Recto の記述に着目することで、この入藏狀況が三界寺の記録であった可能性が高いことも、併せて指摘する。第 2 章では、第 1 章の翻刻をもとに、そこに擧げられた幾つかの文獻名と 10 世紀講唱體文獻との關わりを考察する。ここではまず『賢愚經』や『雜寶藏經』の佛教因緣譚、及び彌勒上生信仰に着目する。續いて、變文と近しい位置付けが行われることもある『十王經』を取り上げる。當該文獻に記された名稱と敦煌文獻中の『十王經』との相違、及び當該文獻にその名稱が見られることの意義について考える。第 3 章では、講唱體文獻の中でも、「經」と名付けられた典籍が果たして本來經典と呼ばれるべき典籍であったのかを考察し、10 世紀敦煌における「經」に對する意識を明らかにする。それにより、S.1519V に列

る。牧田諦亮・福井文雅編『講座敦煌 7 敦煌と中國佛教』岡部和雄「十四　敦煌藏經目録」、大東出版社、1984 年、297-317 頁。他にも、長興 5 年（西暦 934 年）に三界寺僧道眞が經典の不備を補わんとした記録がある（敦院 345「三界寺藏内經論目録（擬）」）。これも 10 世紀における藏經の不完全さを示すものである。

[3]伊藤美重子「敦煌の學郎題記にみる學校と學生」『唐代史研究』第 14 號、2011 年、42-70 頁。

擧された幾つかの文獻を考えるにあたっても、看過できない「經」の問題と特徵を指摘する。これらの考察を踏まえ、最後に S.1519V に示される收藏文獻目録の特徵とその限界を考えたい。

なお、寺院が收藏する文獻の目録は、一般に入藏録と呼ばれる。しかし、S.1519V は規範的經録に沿って佛教文獻の所藏狀況を點勘したものではなく、非佛教文獻も列擧している點で、通常の入藏録とは大きく性格を異にしている。そこで本稿では、特に「寺院收藏文獻目録（擬）」と稱し、一般の入藏録との區別を行なうこととする。

第 1 章　S.1519 寫本紹介・翻刻・注記

當該寫本の Recto は破歷である。内容上、Verso の收藏文獻目録との關係は窺われない。

S.1519
　Recto：破歷
　首題：無
　尾題：無
　　存：46 行
　解說：「辛亥年十二年七月」、「壬子」等の記年あり。
　Verso：寺院入藏文獻目録（擬）
　首題：無
　尾題：無
　　存：22 行
　解說：『敦煌佛教經録輯校』[4]に翻刻あり。

敦煌文獻に確認される經録のうち、幾點かは眞題を有しているが、當該寫本には眞題は見られない。

ここではまず、Recto の書寫年代と文獻所藏寺院について見ていくこととする。

Recto には、「辛亥年十二年七月」や「壬子」等の記年が見られる。方廣招氏は、これらの記年が大順二年（西暦 891 年、辛亥）と景福元年（西暦 892 年、壬子）を指すと述べていた[5]。この見解は、次の點からも妥當性が認められることが分かった。

「辛亥年十二年七月」の後ろには、「直歲法勝所破油麪歷」との文が繼續書寫されている。實は、この法勝なる人物の名が、9 世紀末から 10 世紀初頭に書寫され

[4]注 1『敦煌佛教經録輯校』、518-521 頁。
[5]同上。

たS.2614「敦煌諸寺僧尼名簿（擬）」[6]に確認された。そして、その記述より、法勝が三界寺の僧侶であったことも分かる。このことは、S.1519が三界寺の寫本であったことを意味している。

S.2614の書寫年代が9世紀末から10世紀初頭である以上、S.1519の書寫年代も、方氏の指摘以外の辛亥と壬子に當て嵌めることは難しい。S.1519に對する方氏の推定年代は適切なものと言える。

よって、本稿の扱うVersoの收藏文獻目録は、9世紀末以降、概ね10世紀の記録と見做すことができるだろう。

ところで、Rectoが三界寺の記録であることから、Versoの「寺院入藏文獻目録（擬）」も三界寺の文獻目録である可能性が高くなる。しかし、Versoの記述からは、それを證明するに足る内容までは確認できていない。本稿においては、S.1519Vを10世紀三界寺の目録と斷定せず、10世紀敦煌某寺の收藏文獻目録として扱うこととする。

さて、當該文獻の録文は既に方氏も發表している。しかし、寫本の文字は均整に書かれておらず、また擦れたりしているため、これまで出版されてきた圖録資料では讀み取り難い箇所が複數あった。筆者は2012年12月、大英圖書館での實見調査の機會を得て、その一部を補うことができた。本稿では、まずその翻刻を提示するとともに、若干の注記を添えてこの寫本の内容紹介を行う。なお、本稿末にその圖版を附す（圖3）。併せて參照頂きたい。

S.1519Vの内容は以下の通りである。

S.1519V 翻刻

1.《注觀音經》一卷　《韋提希經》一卷
2.《一切經音義》卷第十　又《經音義》卷第三
3.《注聲聞戒》一卷　《雜寶藏經》第五
4.《賢愚經》《波斯匿王女［金剛］緣》二卷〔1〕
5.《佛頂尊勝陀羅尼經》一卷
6.《雜寶藏經》第二　《佛說耆婆治病
7. 經》一卷〔2〕　《佛垂般涅槃略說教戒（誡）經》一卷
8.《六門陀羅尼經》一卷　共一欲
9.《華嚴經内章門等雜孔目》卷第一

[6]『敦煌遺書総目索引新編』（敦煌研究院、2000年）には、Rectoを變文とし、Versoを僧尼籍とする。しかし、正しくは、先に僧尼籍の名簿が書かれ、その後にVersoの「大目乾連冥間救母變文」が書かれている。なお、「大目乾連冥間救母變文」には西暦921年の識語がある。藤枝晃「敦煌の僧尼籍」『東方學報』第29册、1959年、285-338頁。荒見泰史「敦煌の喪葬儀禮」『敦煌寫本研究年報』第6號、2012年、27-40頁。

10.《法王東流傳》一卷〔3〕　《華嚴經章門雜孔目》第一
11.《新譯大方廣佛花嚴經音義序》一卷
12.《講金剛疏》欠一卷　《戒式篇》一卷　《維摩序》〔4〕
13. 法勝破歴〔5〕　《佛八十相好》一卷
14.《維摩疏》　同一欲
15.《上生經疏》上下兩卷　《因明疏》第一卷　《上生經》一
16.《上生抄》一卷　爲一欲
17.《維摩天台抄》　《番（蕃）字漢字經名》一卷〔6〕
18.《梵字經千文》三本　《閻羅十王變》一
19.《彌陀念佛讚經》一本
20.《字母圖》四本　一束　同　□賦　□□□
21.《百法要決》及《横飛》兼《百法□觀》　同束
22.《九匀圖》并《因明論》□□

［注記］

〔1〕「波斯匿王女金剛品」は、決して長編ではない『賢愚經』中の一篇の因縁譚である。些か疑問が殘るが、二卷に分けて收藏していたのであろうか。

〔2〕『佛說耆婆治病經』の詳細は不明である。なお、耆婆は古代印度の名醫であるとともに、かつて父・頻婆娑羅王の殺害を悔いた阿闍世に對して釋迦に會うよう勸めた人物である。

〔3〕敦煌文獻中に確認される「法王本記東流傳録」を指すか。

〔4〕このあたりは紙が變色しており見にくいが、「維摩序」と 2 行に書かれている。『維摩經』は本來序文を有しておらず、通常は「維摩序」は東晋・僧肇が作成した『注維摩詰經』所收の序文を指す。しかし、ここにいう「維摩序」は、9 世紀敦煌において寺院での教學に利用され、敦煌文獻中にも多數の殘存狀況が確認される道掖撰『維摩疏釋前小序抄』を指す可能性も高い。

〔5〕これは Recto の破歴の内容を示したものである。よって、筆者はこれを Verso の收藏文獻の 1 つには數えない。なお、この 4 字の書寫時期が Recto の書寫時期と一致するか、また Verso に擧げられた各文獻名の書寫時期と一致するかは詳らかにしない。

〔6〕この文獻の詳細は不明である。その名稱から考えるに、佛教經典の名をチベット文字と漢字で併記した文獻である。恐らくは、經典のみならず、律や論も含んでいたであろう。敦煌が吐蕃支配期に入って以降、敦煌の僧侶が作成した文獻である可能性が高い。

先述の如く、この「寺院收藏文獻目録（擬）」は、『大唐内典録』や『開元釋教録』のような特定の經録に基づいた入藏録と異なり、10 世紀に敦煌の某寺院が收藏していた文獻を、順次書き記したものである。『字母圖』のように、本來音韻關連資料と思われる文獻や、『番（蕃）字漢字經名』のように、敦煌で作られた可能

性の高い文獻も含まれている。また、同じ經典でありながら、卷數が違うために別々に列擧されている場合があることも、この目録の特徴の一つと言える。このような點からも、當該收藏文獻目録が一般的な入藏録と性格を異にしていることが指摘できる。

第2章　S.1519Vと10世紀講唱體文獻

敦煌文獻中の講唱體文獻は、確認される識語が全て10世紀であることから、その流布の時期も概ね10世紀と推定されている。これは、S.1519Vの書寫時期と同時代とも言い得ることから、兩者の間に何等かの連絡する特徴や性格が確認されても怪しむことではない。以下、『賢愚經』や『雜寶藏經』に所收される佛教因緣譚と彌勒上生信仰に着目して、兩者の連絡する點を見ていく。そして、講唱體文獻と近しい位置づけにある『十王經』が、どのように收藏されていたかについても、併せて考察する。

1.『賢愚經』（4行目）

『賢愚經』は、『雜寶藏經』や『撰集百緣經』とともに、佛教因緣譚を多數收録した經典である[7]。その中でも『賢愚經』は、敦煌佛教文學、特に變文との關係が極めて密接であることが指摘されてきた[8]。また、歸義軍時代の文獻と思しい俗講の儀式次第を記したP.3849Vの冒頭に、「佛說諸經雜緣喩因由記」という名稱のもと、『賢愚經』に基づくところの多い因緣譚が多數列擧されている[9]。ここにもまた、『賢愚經』と9世紀半ば以降の敦煌佛教界との強い連絡が窺われる。このような點に着目すると、S.1519Vに『賢愚經』の名が見られることは、講唱體文獻の流行した10世紀敦煌寺院の收藏文獻目録として相應しい記述と言えるだろう。

さて、この4行目の記述からは、當時『賢愚經』「波斯匿王女金剛緣」が存在していたことはもちろん、その單行本が敦煌に行われていたことが指摘できる。だが、その前後に列擧された文獻と比較すると、これは些か特殊な書寫方法である。當該文獻目録では、經典中の1點の故事の單行が他に確認されないためである。そもそも、經典の一部を抄出することや、その抄出した經典を幾つか併記すること

[7]『國譯一切經』本緣部七「賢愚經解題」（赤沼智善・西尾京雄）、大東出版社、1930年、64頁。

[8]金岡照光『敦煌の民衆――その生活と思想』、評論社、1972年。金岡照光編『講座敦煌9 敦煌の文學文獻』「II 各說」岩本裕「一、敦煌における佛傳・本生譚」、大東出版社、1990年、429-458頁。なお、『賢愚經』の本生譚は莫高窟壁畫にも多數描かれている。

[9]說話文學會編『說話から世界をどう解き明かすのか：說話文學會設立50周年記念シンポジウム［日本・韓國］の記録』荒見泰史「敦煌本『佛說諸經雜緣喩因由記』の内容と唱導の展開」、笠間書院、2013年、148-173頁。

はあっても、經典中の1點の故事だけを取り出し、それを他の一般的な經典や他の文獻と同列に並べて扱うことは珍しく、通常の經録にはあまり見られない記述方法である。この考えが正しければ、この故事が、當時の敦煌において些か特別な位置にあったこと、そのために、このように經典等と併記されたと推察される。實は、この見解は次のような特徴とも繋がる點で、決して單なる推測に留まるものではない。

當該故事は、過去世において辟支佛を罵った口過の因緣により、醜く生まれ變わった女性・金剛の因緣譚である。金剛は、生まれて以來、その醜陋さ故に身内からも忌避され、長らく軟禁されていた。しかし、母の取り計らいにより、王郎なる人物と結ばれる。その後、過去生での口過を釋迦に懺悔することで、絶世の美女に變わった。この故事は、『賢愚經』だけでなく、『雜寶藏經』「醜女賴提緣」や『撰集百緣經』「波斯匿王醜女緣」等、複數の經典に確認されており、佛教因緣譚の中でも比較的良く知られた故事であった。更に、10世紀敦煌文獻では、この故事を講唱體で書き下ろした寫本が5點（S.2114V、S.4511、P.2945V、P.3048、P.3592V）確認されている。それぞれ眞題に若干の異同があり、中でもP.3048は内容にも大きな書き換えが行われているが、いずれも同じ故事である。また、5點という寫本の殘存數は、目連を主題とする文獻ほどではないものの、敦煌講唱體文獻の中では比較的多い部類に屬する。當時の敦煌で廣く流布した故事であったと言える[10]。

この講唱體で書かれた金剛の故事は、同系故事を扱う複數の經典の中でも特に『賢愚經』と密接に關わっている[11]。つまり、9世紀末、恐らくは10世紀の收藏文獻の狀況を示す當該目録に、『賢愚經』「波斯匿王女［金剛］緣」という文字が確認されること、及びその單行本が經典等と併記されていることは、10世紀に講唱體で書かれた當該故事の流布と大いに連絡するものと考えられるのである。

2.『雜寶藏經』（3、6行目）

『雜寶藏經』の名は2箇所に書かれており、「卷第二」と「卷第五」が收藏されていたことが分かる。『雜寶藏經』も『賢愚經』のように廣く流布した經典であり、敦煌文獻においても、P.3000「諸經略出因緣卷」のように、『雜寶藏經』の孝に關わる故事を拔粋し、講經の臺本のように用いたであろう寫本が殘されている[12]。それではS.1519Vに見られる2つの卷に、何らかの特徴が讀み取れるのだろうか。

「卷第二」には、上掲『賢愚經』「波斯匿王女金剛品」と同じ故事である「波斯匿

[10]拙稿「「金剛醜女緣」寫本の基礎的研究」『敦煌寫本研究年報』第5號、2011年、257-285頁。

[11]早くは次の論文に指摘がある。傅芸子「《醜女緣起》與《賢愚經・金剛品》」『藝文』第3卷第3期、1943年。（後、周紹良・白化文編『敦煌變文論文録』（上海古籍出版社、1982年）に轉載。）

[12]那波利貞「俗講と變文（中）」『佛教史學』第1卷第3號、1950年、73-91頁。

王醜女賴提緣」の他、孝を題材にした因縁譚が複數所收されている。しかし、「卷第二」の名が見られることと講唱體文獻との間に直接的な關係を見出すに足る記述は確認されない。

一方、「卷第五」が擧げられていることは、些か注目に値する。この卷には 22 の因縁譚が所收されており、特に女性を主題とするものが多いためである。その一部を擧げれば、「天女本以華鬘供養迦葉佛塔緣」、「天女本以受持八戒齋生天緣」、「天女本以然燈供養生天緣」、「天女本以華散佛化成華蓋緣」、「女因掃地見佛生歡喜生天緣」、「婦以甘蔗施羅漢生天緣」、「貧女從佛乞食生天緣」、「長者婢爲主送食値佛轉施生天緣」等がある。八戒齋を題材にした故事を含む點も、10 世紀敦煌に廣く行われていた儀禮に繫がる内容と言える[13]。他にも、この卷には夫婦を題材にした「長者夫婦造作浮圖生天緣」や「長者夫婦信敬禮佛生天緣」等があることも着目してよいだろう。

「卷第五」が女性を題材にした卷であることに着目するのは、10 世紀頃の敦煌では、先にも取り上げた 5 點の「金剛醜女緣」の故事や P.2553「王昭君變文（擬）」、S.133V「秋胡變文（擬）」をはじめとして、女性を中心にした故事が多數現れ始めており、また女性が多數參加した法會の存在も確認されているためである[14]。

『雜寶藏經』の「卷第五」が收藏されていることに、このような當時の敦煌の特徵と近しい關係にあると見ることは、先の章にも見たように、當該收藏文獻目録が、當時の佛教界の傾向を反映する點からしても可能であると思われる。

3.『上生經』（15、16 行目）

S.1519V の 15 行目と 16 行目に確認される『上生經』は、正しくは『觀彌勒菩薩上生兜率天經』と呼ばれる。これはまた、『彌勒下生佛經』と『彌勒大成佛經』とともに、彌勒三部經を成す經典である[15]。その前後に擧げられた『上生經疏』と『上生抄』は、その注疏と抄出本である。つまり、『上生經』の本文、注疏、抄出本がそれぞれ 1 部ずつ入藏されていたことが分かる。抄出本が作られていたことも、『上生經』の受容を窺わせるものと言えるだろう。そして、これら 3 點ととも

[13] 10 世紀敦煌を代表する僧侶・道眞が在俗信者の授戒や燃燈會に關わっていたことも重要である。高崎直道・木村清孝編『東アジア佛教とは何か（シリーズ・東アジア佛教 I）』土肥義和「特論：敦煌の社會と佛教――九・一〇世紀の莫高窟と三所禪窟と敦煌佛教教團」、1995 年、春秋社、245-271 頁。

[14] 荒見泰史「講史類變文とその空間」『軍記と語り物』第 48 號、2012 年、30-40 頁。また、P.2133「妙法蓮華經講經文（擬）」にも、講經の場に女性がいることを想定した文言が確認されている。中村瑞隆編『法華經研究 8：法華經の思想と基盤』野村燿昌「敦煌變文に見る旋門品の形態」、平樂寺書店、1980 年、337-388 頁。

[15] 參照：松本文三郎『彌勒淨土論・極樂淨土論』（東洋文庫 747）、平凡社、2006 年。『國譯一切經』經集部二「彌勒三部經解題」（小野玄妙）、大東出版社、1933 年、1-15 頁。

に『因明疏』が擧げられている。この『因明』は、正しくは『因明入正理論』であり、玄奘によって中國に將來された典籍の１つである。また、慈恩大師基による注疏『因明入正理論疏』も大いに世に行われていた。ここにいう『因明疏』は、慈恩大師の注疏を指すと考えられる。瑜伽唯識の開祖・彌勒が長らく彌勒菩薩と混同されていたことを踏まえれば[16]、ここに『上生經』３點とともに一欲とされていることも怪しむに足りない。

ところで、敦煌文獻中『上生經』の寫本は多くない。以下に『上生經』、及び『上生經』關連寫本を擧げる[17]。

・『觀彌勒菩薩上生兜率天經』（異稱を含む。）

S.650、S.3024、S.3807、S.4607、S.5555a、P.2071a、P.2373、P.3093、P.4535、Dx1296、BD4161、BD5812、BD2138、BD4049、BD1491、BD2155、BD6642、上圖４、北大 D75、散 1213、散 1603、龍谷大學藏 64、中村不折藏 72。

・注疏

BD8222、P.2844

・講經文

P.3093

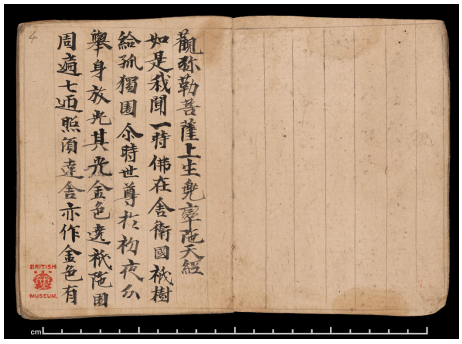

圖１：S.5555『觀彌勒菩薩上生兜率陀天經』

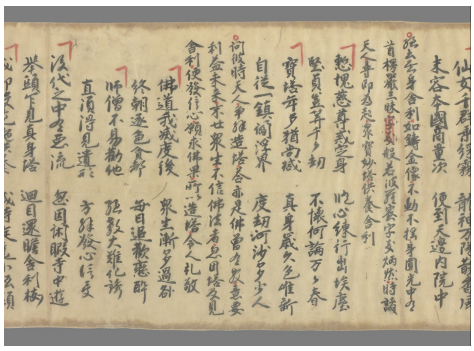

圖２：P.3093「佛說觀彌勒菩薩上生兜率天經講經文（擬）」

このうち約半數に及ぶ 11 點（S.650、S.3024、S.3807、P.2373、P.4535、BD4161、BD5812、BD2138、BD1491、北大 D75、中村不折藏 72）が寫經本である。また１點（S.4607）は１行の字數を若干崩すが寫經に準ずる形式で書寫されている。

殘りの寫本についても少し說明を加えておくと、P.2373 は１行 20 字を超えるが、やはり均整に書かれている。S.5555 が册子本（圖１）であり、上圖４が折本であ

[16]宇井伯壽「史的人物としての彌勒および無着の著述」（『印度哲學研究』第１卷、岩波書店、1965 年）以來、無着がその說法を受けた彌勒は實在の人物であり、彌勒菩薩と區別する立場が多い。

[17]スタイン本と北京本の彌勒經典については、かつて金岡照光氏がまとめており、參考にした。參照：金岡照光「敦煌文獻より見たる彌勒信仰の一側面」『東方宗教』第 53 號、1979 年、22-48 頁。後、同『敦煌文獻と中國文學』（五曜書房、2000 年）に轉載。

る。ともに1行17字ではないが、均整に書かれている。また、前者は『佛說壽命經』と、後者は『彌勒下生經』と併記されている。Dx1296は册子本である。そして、注疏の2點は教學テキストとして用いられた痕跡があるが、それは注疏としての性質上、特に問題はない。

なお、P.3093「佛說觀彌勒菩薩上生兜率天經講經文（擬）」（圖2）は、10世紀頃に講唱體で書かれた『上生經』講經の臺本である。朱點が打たれており、實際に使用された寫本と思しい。もともとこの講經の内容が敦煌で作成されたものか、四川等の外部地域から將來されたものの影響を受けたものかは分からぬが[18]、『上生經』の講經文が敦煌で講釋されたと考えてよいだろう。

ところで、敦煌文獻中の入藏文獻としては、18點の寫本が殘されている[19]。そしてその中には、S.1519Vとは異なり、かなり詳しく入藏狀況を記録している寫本もある。しかし、S.1519Vを除く17點の中に、『上生經』、並びに『上生經』關連典籍の名は1點も見られない。これは、『彌勒下生經』等の彌勒經典の名が幾度か確認されている狀況と比較しても、些か様子を異にしている。

このように見來たると、敦煌文獻中、『上生經』は特に多くの寫本を殘す經典ではなく、また何らかの特殊な性格が讀み取れる經典とも言い難い。その一方で、寫經の殘存狀況から考えるに、この經典は吐蕃支配期以前の唐代から曹氏歸義軍時代に至るまで、寫經が繼續されていたことが確認される。つまり、敦煌の複雜な時代變化の中でも變わらず利用され續けていた經典なのである。

それでは、寺院文書としては決して特別な位置にはなかった『上生經』がそのように存在し續け、且つP.3093のように10世紀に講釋された背景はどこにあるのか。この要因の1つとして想定されるのが、彌勒上生信仰との關わりである。

敦煌における彌勒信仰については既に金岡照光氏の論考に詳しい[20]。だが、金岡氏の論考では彌勒上生信仰と彌勒下生信仰とがそれほど明瞭に區別されていない。ここでは氏の論考に基づきながら、彌勒上生信仰の様相を見ていこう。

---

[18]敦煌文獻には、四川との關わりが指摘できる寫本が複數あり、兩地域の密接な關係が指摘されてきた。Victor H. Mair, *T'ang Transformation Texts*, Harvard University Press, 1989. 胡連利『敦煌變文傳播研究』、人民文學出版、2009年。他多數。なお、講經文の1つP.2292「維摩詰經講經文（擬）」にも、「廣政十年八月九日在西川靜眞禪院寫此第廿卷文書。」との識語あり、これが四川で作成されたことが分かる。廣政十年は西暦947年である。

[19]P.3807＋S.2079（龍興寺藏經目録）、P.3432（龍興寺供養佛經目録）、P.4039R+V（龍興寺藏經録）、北新876-1（靈圖寺藏經録）の他、寺院不明經録として、P.4664+P.4741、P.4664V、P.3060-2、P.3060V-1、Φ179、Dx965a+Dx965b、Dx1518、Dx2345＋Dx2353、北臨1633、北臨3739、北簡68105、北周42、北新869がある。注1『敦煌佛教經録輯校』。

[20]注17。金岡照光「彌勒菩薩——中國における變容」『大乘菩薩の世界：金岡秀友博士還暦記念論文集』、佼成出版社、1988年、113-134頁。後、同『敦煌文獻と中國文學』（五曜書房、2000年）に轉載。

彌勒上生信仰は、死後に彌勒の住む兜率天への往生を願うものである。敦煌文獻では、9 世紀半ば以降の寫本と思しい S.5433（册子本）に、「南兜率天宮慈氏如來應正等覺，我今稽首，廻願往生，願共諸衆生往生彌勒國。」と書かれている。また、S.86「淳化二年馬醜女廻施疏」（西暦 977 年）では、「觀彌勒菩薩上生兜率天經八十部」が他の經典とともに、馬醜女なる人物の供養に轉ぜられたこと、並びに兜率天往生を願う文章が併記されている。これもまた、10 世紀後半の敦煌に彌勒上生信仰が生きていたことの反映である。

その他にも、BD876V「大目犍連變文」に次の識語がある。冒頭の「太平興國二年」は西暦 977 年である。

130　太平興國二年歲在丁丑潤六月五日，顯德寺學仕郎揚願受一人恩微，
131　發願作福，寫書此《目連變》一卷，後同釋迦牟尼佛壹會彌勒生作佛
132　爲定。後有衆生同發信心寫《目連變》者，同池（持）願力，莫墮三途。

最後に三途を免れることを願っていることから、これは死後世界に關わる祈願を有する識語であると分かる[21]。彌勒信仰のうち、下生信仰は現世での彌勒による救濟を祈願するものであることから、死後世界への願掛けをしているこの彌勒信仰は、上生信仰と關わるものと言える。

金岡氏も取り上げたこれら彌勒上生信仰の記述は、概ね 9、10 世紀頃の敦煌の姿を傳えるものである。しかし、ここで敦煌文獻以外の資料に目を向けると、『上生經』は、各地にわたって、民衆だけでなく僧侶にも一定の受容が繼續せられていたことが確認される。次に、『宋高僧傳』の中から幾つかの記録を見てみよう。

> 圓之修習，願見彌勒。一日講次，屹然坐終于法座，時衆聞異香裛香天樂錚啟，或絶或連，七日後已。此眞上生之證歟！（『宋高僧傳』卷第七「唐越州應天山寺希圓傳」[22]）
>
> 聞洛京三輔經論盛行，結侶求師，僅于十載，疏通性相，精大小乘，名數一支，因明一學，《俱舍》、《唯識》、《維摩》、《上生》，皆深藏若虛也。（『宋高僧傳』卷第七「梁東京相國寺歸嶼傳」[23]）
>
> 日別誦《維摩》、《上生》，以爲恒課。（『宋高僧傳』卷第七「後唐洛陽長水令諲傳」[24]）

[21]なお、「目連變文」が葬儀と關わる可能性が高いことも先行研究に詳しい。荒見泰史「敦煌文獻に見られる『目連變文』の新資料――北京 8719 號文書について」『東方宗教』第 103 號、2004 年、61-77 頁。注 6「敦煌の喪葬儀禮」。

[22]宋贊寧撰、范祥雍點校『宋高僧傳』、中華書局、1987 年、141 頁。

[23]同上、143-144 頁。

[24]同上、145 頁。

時受講當《上生經疏》序。至「若洪鐘而虛受」，受捨麈柄言曰：「某得名無典實。今後更爲虛受。小子識之。」（『宋高僧傳』巻第七「後唐會稽郡大善寺虛受傳」[25]）

重要な點は、これらの記録がいずれも唐代後期から五代・宋初にかけてのものであることだ。希圓は西暦895年、歸嶼は936年、令諲は935年、虛受は925年に他界している。そして、上生の證をこの世に現出させた希圓や、『上生經』の注疏に感じるところのあった虛受の姿からは、上生信仰を強く持つ高僧の姿が窺われる。また、歸嶼と令諲の傳からは、『上生經』が『維摩經』とともに習學されていたことも分かる。『上生經』の流布が、敦煌文獻に確認される如き死後世界との關わりの中だけでなく[26]、高僧の強い信仰對象となり、また習學される側面もあったのである。

また、『上生經』は梵本が見當たらず、西域で編纂されたとも考えられている經典である。その地理的條件を考慮すれば、彌勒上生信仰が流布する下地が敦煌に存在していたと見ることは十分可能である。ただ、上記『宋高僧傳』の幾つかの記録に從うならば、敦煌文獻に傳えられた民間における上生信仰は、必ずしも敦煌特有の信仰であったわけではなく、中國全體に一定の信仰を得ていた上生信仰の民間層における表れと考えられるのではないだろうか。S.1519V に見られる『上生經』の記述は、通常の入藏録には記されていない當時の中國における上生信仰の一面を示すものと言えるだろう。

このように、S.1519V に記された佛教典籍の名稱は、金剛醜女の故事や『彌勒上生經』等、敦煌講唱體文獻の内容にも繋がるものであり、中國に廣く共通した信仰の一端を示すものと言える。

4.「閻羅十王變」（18行目）

S.1519V と講唱體文獻との連絡を考えるにあたり、もう1點着目すべき文獻名が、18行目の「《閻羅十王變》一」である。これは、『佛說閻羅王授記四衆預修生七往生淨土經』（以下、『十王經』）に關する文獻である。『十王經』は、他の講唱體文獻のようには俗語や口語語彙を用いていないものの、その偈の利用や繪畫との關わりにおいて、多くの研究者から變文との近似性が指摘されてきた經典である。

この『十王經』の僞經的性格や儀禮との關わりについては、既に數多くの先行研究があるため[27]、本稿での再說は控える。本稿で着目する特徵は、敦煌文獻中に

[25]同上、146頁。

[26]S.5433 にも『佛說延壽經』が併記されている。

[27]なお、この經典は藏川述と書かれており、藏川譯とは書かれていない。この點も、『十王經』が僞經とされる所以である。杜斗城『敦煌本佛說十王經校録研究』、甘肅教育出版社、1989年。吉川

40 點を超える寫本が見つかっており、且つ様々に書き換えられていたにも關わらず、いずれの『十王經』の寫本にも「變」と書かれていないことである。周知の如く、『十王經』の寫本には、P.2003 のように、經文の間に繪畫を挿入する寫本が複數存在している。よって、繪畫との關わりから、『十王經』寫本に「變」との名稱が冠される寫本があっても不思議はなかったはずである。

この事實から導き出されるのは、S.1519V にいう「《閻羅十王變》一」とは、現存する幾種類かの『十王經』寫本とは異なる特徵を有する文獻であったことである。そしてそれは、變という文字に着目すると、『十王經』の畫であると考えられる。變文の變の字義については、これまで様々な見解が出されてきたものの、繪畫との意味において考えるのが最も妥當な解釋と考えられる[28]。P.2003 のように經典の本文が書かれたものではなく、變相畫の如き繪畫だったのではないだろうか。

次の問題は、「一」の意味である。「閻羅十王變」が變相圖の如き繪畫と考えられる以上、この「一」は、「一卷」ではなく「一鋪」の意味と見做すことが適切となる。「鋪」が繪畫に關わることは、既に先行研究において明らかにされてきた通りであり[29]、例えば同じ敦煌出土の引路菩薩圖にも「鋪」の字は確認される。ただ、水谷眞成氏がかつて指摘したように、鋪は「從來考えられていた如きたゞ一枚の繪畫をいうのではなく、何枚かでなつている一「組」の掛圖を示すもの」[30]である。實際、『十王經』は、十王の審判ごとに繪が描かれることもあり、複數からなる一組の繪としての性格にも合致する。

先述の如く、この『十王經』は、早くから僞經との判斷が下されてきた經典である。それ故に、實際に寺院に收藏されていた場合でも、通常の入藏録にはその名が確認されることはなかった。この點に着目するならば、S.1519V が實際に收藏されていた多様な文獻を列擧した目録であることによって、我々はその收藏狀況の一端を知り得たと言える。ここにも當該文獻目録の意義が見出されるであろう。

ところで、S.1519V には、これらとはまた異なる考察を要する經典の名が確認される。次章では、特に 10 世紀敦煌における經のあり方を考えてみたい。

忠夫『唐代の宗教』「II 佛教と道教のあいだ」小南一郎「「十王經」をめぐる信仰と儀禮——生七齋から七七齋へ」、2000 年、朋友書店、159-194 頁。荒見泰史『敦煌講唱體文獻研究』「第三章　關於地藏十王成立和演變的若干問題——以敦煌寫本與大足石窟地獄變龕爲中心」、中華書局、2010 年、159-195 頁。玄幸子「『閻羅王授記經』寫經考——天堂へのパスポート」『敦煌寫本研究年報』第 6 號、2012 年、203-218 頁。他多數。

[28]この問題に對する議論はいまなお盛んである。變を繪畫との關わりにおいて捉える見解は、次の論文に詳しい。梅津次郎「變と變文」『國華』第 760 號、1955 年、191-207 頁。

[29]水谷眞成「「一鋪」の意義について——變文演出法に關する一試論」『支那學報』第 2 號、1957 年、29-32 頁。後、同『中國語史研究——中國語學とインド學との接觸』（三省堂、1994 年）に轉載。

[30]同上。

第3章　S.1519Vの詳細不明な經典と10世紀敦煌における「經」

S.1519Vのうち、『佛說耆婆治病經』（6-7行目）は、いかなる經典であったか分からない。耆婆を主題とする經典を考えると、安世高譯『梌女耆域因緣經』の名が擧げられるが、その異稱にも比定し得る名稱は確認できない[31]。

また、「佛八十相好」（13行目）なる典籍の名も確認される。しかし、これを「八十種好」と讀みかえても比定し得る典籍が見當たらない。よって、これが佛教經典であるのか、佛の八十種好に關する論の如き文獻なのかも不明である。

『彌陀念佛讚經』も疑問を抱く名稱である。讚は佛菩薩を褒め稱えるものであり、通常經と呼ばれることはない。確かに、『出三藏記集』には竺法護譯『光讚經』や同譯『生經』を抄出した『雜讚經』が確認され、他にも曇無讖譯『佛所行讚經』も存在していた。しかし、それらは概ね古譯時代かそれをあまり隔たらない時期に確認される名稱である。恐らくは、翻譯語が一定しない時期に使われた言葉であろう。『法經録』に、『七處三觀經』より抄出した經典として『地獄讚經』一卷の存在が確かめられるが、これには「經後別有地獄讚，非此經類。」との文言がある。つまり、當時既に讚と經の區別が意識されていたことが分かるのである。

ここで『彌陀念佛讚經』なる名稱を殘すS.1519Vが10世紀文獻であることを考えると、まず想起されるのが、法照の淨土五會念佛が廣く流布していたこととの關連である[32]。彼の著作に多數の讚が確認されることは既に知られており、ここにいう『彌陀念佛讚經』もその流れを汲むものと考えるのが妥當であろう。ここで、讚という名稱に意識を向けるならば、『彌陀念佛讚經』とはあくまで讚と見做すべきものであり、本來『彌陀念佛讚經』は經と呼ぶべき典籍ではなかったはずである。

これらの詳細不明な典籍については、僞經の角度からも考察を加えることができるであろう。先學の指摘にもあるように、僞經には幾つかの生成目的があり、政治的意味合いを持つものや、佛教流布を目的とするもの等、様々であった[33]。また

---

[31]異稱には、梌女祇經、祇域因緣經、梌女祇域經、梌女經などがある。

[32]塚本善隆『唐中期の淨土教――特に法照禪師の研究』、法藏館、1975年。佐藤哲英「法照和尚念佛讚について（上）」『佛教史學』第3卷第1號、1952年、42-64頁。同「法照和尚念佛讚について（下）」『佛教史學』第3卷第2號、1952年、38-48頁。齋藤隆信「法照禮讚偈における通俗性――その詩律を中心として」『淨土宗學研究』第30號、2003年、15-100頁。荒見泰史「「淨土五會念佛法事」與八關齋、講經」『政大中文學報』第18期、2012年、57-86頁。

[33]かつて牧田諦亮氏は、疑僞經典の作成目的を考察し、1）主權者の意に副わんとしたもの、2）主權者の施政を批判したもの、3）中國の傳統思想との調和や優劣を考慮したもの、4）特定の教義信仰を鼓吹したもの、5）現存した特定の個人の名を標したもの、6）療病迎福などのための單なる迷信に類するもの、という6つの分類を行っている。牧田諦亮「中國佛教における疑經研究序說――敦煌出土疑經類をめぐつて」『東方學報』第35册、1964年、337-396頁。後、同『疑經研究』（京都大學人文科學研究所、1976年）に轉載。

10 世紀敦煌には、それらとは異なり、もともと經典ではなかった文獻が經典として扱われる狀況が生まれていた。例えば、BD876V「大目犍連變文」の識語より（第 2 章 3.『上生經』參照）、10 世紀後半には、「目連變文」の如き俗文學の文獻に對し、本來ならば經典に附すべき願文が書寫されていることも分かっている[34]。

確かに、このような狀況を踏まえ、當時の經典への意識の變化を知ることは重要な課題である。しかし、本稿ではそれ以前の問題として、本来は經典ではなかった典籍が經典にまで高めて扱われる狀況を、より具體的に見ていきたい。先に結論を述べると、10 世紀頃の敦煌文獻に謂う所の經とは、元來は經典ではなかった文獻が含まれると考えられるのである。『佛說耆婆治病經』や『彌陀念佛讚經』等の名を記した S.1519V が、10 世紀頃の敦煌で書寫された收藏文獻である以上、兩經典が元來經典ではなかった可能性を考えることが必要なのではないだろうか。よって、以下にこのような見解に至る背景、及び 10 世紀敦煌における經のあり方を見ていくこととする。

1．P.2999「太子成道經」に見る經

まず、講唱體文獻でもある P.2999「太子成道經」を取り上げる。

P.2999

Recto：太子成道經

首題：無

尾題：無

存：152 行

Verso：①太子成道經／②雜寫

①太子成道經（承 Recto）

首題：無

尾題：57 太子成道經壹卷

存：59 行

②雜寫

首題：無

尾題：無

存：14 行

解說：末尾に「成道經壹卷［提］波（婆）達多」とある。卷子狀態にした時、この文字が上に表れる。

[34]金岡照光編『講座敦煌 9 敦煌の文學文獻』「I 總說〈敦煌文學の諸形態〉」金岡照光「二 《講唱體類》（二）變文類 12 變文講經文の識語より見た作成の意圖」、大東出版社、1991 年、151-159 頁。

「太子成道經」との名稱がある一方、「成道經」とも書寫されている。講唱體や俗語を交えて書かれており、梵文から翻譯された經典としてあるべき文章を用いた文獻ではない。換言すれば、釋迦の金言である經典と呼ぶべき文獻でないことは既に明瞭である。もう1點この問題とともに注意すべき箇所がある。それは、以下の如き語句解釋である。(28行目にいう兜率陀天は兜率天に同じ。)

28　道。何名兜率陀天？ 兜名小欲，率名知足，小欲［知足］號
29　曰兜率陀天。三無數劫中，積修萬行，施［捨］頭目髓
30　腦實甚難。(以下略)

ここで着目したいのは、「兜率」を「兜」と「率」とに分けて一文字ずつ行なわれる語句解釋の方法が、通常は經文の注疏の中で行われる點である。これは、例えば『妙法蓮華經』の5つの文字にいかなる意味が含まれているかという經題解釋でも行われる。

つまり、「太子成道經」はもともと經典ではない典籍に經という名を冠したのみならず、本來ならば經典の注疏の中で行われる語句解釋が、本文中に施されているのである。このことは、「太子成道經」が他の眞正な經典の如くに扱われていること、つまり、本來經ではなかった文獻が、經と同列に扱われていることを意味している。これは裏を返せば、經の絶對性が犯されていることを意味している[35]。それは、先の章にも取り上げたBD876「大目犍連變文」が經典の如く願文を附して寫經されたことや、同じく講唱體文獻であるS.2614V「大目乾連冥間救母變文一卷并序」が張保達によって經典の如く保管されていたことに通じる問題とも言える[36]。本來佛教經典とは釋迦の金言であり、書き換えなどの改變を行うことは決して許されていなかったはずであるのだが、そのような意識が10世紀頃には揺らいでいた姿が窺われる。續いて、これとは異なるもう1つの經の揺らぎの例を見てみよう。

2．Φ223「十吉祥」と慈恩大師の注疏

ここではΦ223「十吉祥」に着目し、經典ではない典籍が經典的扱いを受けたと思われる狀況を見ていきたい。寫本の書寫情況は以下の通りである。

[35] このような傾向は非講唱體文獻の佛教因緣譚にも若干確認される。9世紀半ば以降の文獻と思しいBD3578は、非講唱體で書かれた3點の本生譚を書寫している。そのうち2點の本生譚は、『賢愚經』の文章を小說的な文體で書き換えており、釋迦の金言であるはずの經の絶對性が犯されている。拙稿「緣起類發展史考」『第2回東アジア宗教文獻國際研究集會論文集「唱導、講經と文學」報告書』、廣島大學敦煌學プロジェクト研究センター、2013年、378-396頁。

[36] S.2614Vの識語に「張保達文書」と書かれており、張保達の文書として保管されていたと考えられる。

Φ223

Recto：十吉祥

首題：無

尾題：無

存：94 行

解說：講唱體

Verso：無

存：1 行

解說：「十吉祥」の 3 文字が左端に書かれる。

「十吉祥」の内容は、文殊菩薩を主題とした講唱體文獻であり、文殊菩薩の 10 の名前を述べて講釋している。冒頭は次のようにある。

Φ223「十吉祥」

1　文殊師利，此云妙德；正梵語云曼殊室利，此云妙

2　吉祥。法王子者，從佛口生，從法化生。佛爲法王，人爲

3　法子，彼菩薩堪紹聖種，故名法王子。何以名爲□（妙）

4　吉祥？ 此菩薩當生之時，有十種吉祥之事。準《文

5　殊吉祥經》云々。（以下略）

この後、文殊菩薩の 10 の名稱である光明滿室、甘露垂庭、地涌七珍、倉變金粟、象具六牙、猪誕龍肫、鷄生鳳子、馬産騏驎、神開伏藏、牛生白澤が順に擧げられ、それぞれ講唱體で解說されていく。

このような「十吉祥」は、その冒頭に『文殊吉祥經』に依拠したと明記されている（4〜5 行目）。だが問題は、その『文殊吉祥經』なる經典が、『佛說耆婆治病經』のように詳細不明な文獻であることだ[37]。「十吉祥」については、先行研究でもその名稱の由來や典故が考察されてきたが[38]、未だその經典の特定には至っていない。

このような特徵から當該經典を僞經と見做すことは難しくない。だが、その成立過程を考えたとき、一般的な僞經とは異なる成立過程を有する可能性がある。卑見によれば、當時『文殊吉祥經』なる經典が實在していたと假定しても、それはもともと經典であった典籍なのではなく、慈恩大師撰『阿彌陀經通贊疏』から作り上げられた典籍だったのではないだろうか。

[37]「十吉祥」の翻譯解說でも、その典拠となった經典は佚譯とされている。福井文雅・松尾良樹他譯『大乘佛典』〈中國・日本〉第 10 卷「敦煌 I」、中央公論社、1992 年、466-467 頁（松尾氏の解說部分參照）。

[38]項楚・鄭阿財主編『新世紀敦煌學論集』李誠「《十吉祥》研究」、巴蜀書社、2003 年、126-143 頁。

まず、筆者の想定する「十吉祥」の來源となった『阿彌陀經通贊疏』の文章は、以下の通りである。

> 梵云曼殊師利，此云妙吉祥，生時有十種吉祥事故：一、光明滿室；二、甘露盈庭；三、地涌七珍；四、神開伏藏；五、鷄生鳳子；六、猪孩龍肫；七、馬産騏驎；八、牛生白驛；九、倉變金粟；十、象具六牙。故云妙吉祥也[39]。

「十吉祥」とは各名稱の順序や文字に異同があるとはいえ、内容上、ここに「十吉祥」との繫がりを見るのは可能であろう。ただ、文殊菩薩の各名稱を有する文獻は、例えば唐・澄觀述『大方廣佛華嚴經隨疏演義鈔』[40]もある。よって、この記述だけでは「十吉祥」と『阿彌陀經通贊疏』との直接關係を肯定するには十分ではない。

ここで考えるべきは、現在講經文と總稱される講唱體で書かれた經典講釋の文獻群が[41]、慈恩大師との關係が極めて強いことである。佛教經典を講唱體で語る時、慈恩大師の注疏が有力な依拠資料であったことに變わりない。これは夙に平野顯照氏が指摘してきたことであり[42]、例えば「妙法蓮華經講經文（擬）」の１つP.2305には次のようにある。

P.2305「妙法蓮華經講經文（擬）」

91　經：「王聞其語，歡喜踊躍，即便隨仙，
92　供給所須，採果給（汲）水，拾薪設食，
93　乃至以身，而爲床座。于時奉事，
94　經於千歲，爲於法故，精懃給侍，
95　令無所乏。」
96　此唱經文慈恩疏科有二：「初難行能
97　行，後難事能久。」于時奉事，

この96行目にいう慈恩大師の注疏とは、『妙法蓮華經玄贊』を指している。

他にも講經文と慈恩大師の注疏が繫がる例を擧げると、P.2133「金剛般若經講經文（擬）」は慈恩大師の『金剛般若經贊述』に依拠したことが知られている。

慈恩大師の注疏が廣く世に行われたことは、『宋高僧傳』の彼の傳にも記されて

[39]『大正藏』第37巻、337頁a。
[40]『大正藏』巻36第、520頁a。
[41]講經文の一般的な形式は、1）經文の引用、2）散文によるその解釋、3）韻文による詠いから成る。
[42]平野顯照「敦煌本講經文と佛教經疏との關係」『大谷學報』第40巻第2號、1960年、21-32頁。同「敦煌本講經文と佛教經疏との關係（續）」『大谷學報』第41巻第2號、1961年、28-38頁。

おり[43]、またその死後も、9 世紀半ばの長安佛教に大きな影響を持っていたことが、圓仁の『入唐求法巡禮行記』にも記録されている[44]。10 世紀の敦煌講經文がその流れの上にあることが推察されるとともに、敦煌の講經文が敦煌獨自のものではなく、長安佛教等の影響を受けたものとも言えるだろう[45]。

このような慈恩大師と講經文との關わりの中で注目しておきたいのは、筆者が「十吉祥」との關わりを想定する慈恩大師の『阿彌陀經通贊疏』が、やはり P.2955「阿彌陀經講經文（擬）」と密接な關係にあることである。このことは、當時『阿彌陀經通贊疏』に依拠した講經文が存在したことを示しているからである。

講唱體で經典を解說する講經文と慈恩大師の注疏の關わりが深く、更には「十吉祥」の内容が慈恩大師の注疏と近いものである以上、「十吉祥」が基づいたと記す『文殊吉祥經』の由來を考えるにあたっても、『阿彌陀經通贊疏』を想定することは適切である。そもそも、慈恩大師は玄奘の右腕として活躍した人物である。その注疏に典拠となる經典として『文殊吉祥經』の名が擧げられていないことは、それが何らかの經典に直接由來する名稱ではなかった可能性が考えられる。つまり、『文殊吉祥經』なる經典が實在した可能性がここでも薄くなるのである。

附言すると、先に擧げた圓仁と同じく 9 世紀半ばに入唐した圓珍は、その著『菩提場經略儀釋』[46]の中で、文殊菩薩の上記の名稱を列擧している。しかし、そこでもやはり、出典となった經典の名稱も、『文殊吉祥經』なる名稱も確認できない。このこともまた、文殊菩薩の 10 の名稱の由來を考えるにあたって、『文殊吉祥經』なる經典の實在を想定することの難しさを示唆している。

3．S.1519V の不明な經と 10 世紀の疑僞經典

さて、以上の P.2999「太子成道經」と Φ223「十吉祥」における經のあり方から考えられるのは、10 世紀の敦煌文獻を考える際には、經という名稱が冠されていても、それが釋迦の金言としての佛教經典であると言い切るには些か愼重にならねばならないことである。これは、當時の敦煌において、從來とは異なる佛教經典への意識が芽生えていたことを意味しており、繰り返せば、釋迦の金言として存在していたはずの佛教經典は、その絶對性が犯されていたことを意味している。

先學の指摘にもあるように、佛教が傳來して以降、中國ではかなり早い時期か

---

[43]注 22、63-66 頁。

[44]鈴木學術財團編『大日本佛教全書』第 72 卷（史傳部 11）圓仁撰『入唐求法巡禮行記』卷第 3、1972 年、120 頁。

[45]ただし、敦煌以外の地域における講唱體講經文の利用開始時期、及びその流布の程度は分かっていない。また、慈恩大師の注疏を用いた法會が傳世文獻に確認されても、それが敦煌文獻のような講唱體を用いたものであったかどうかは別に考察を要する問題である。

[46]『大正藏』第 61 卷。

ら僞經が作成されていた[47]。そこには眞經と區別できぬよう何らかの細工を施される場合もあった。それ故に、當時においてさえそれらが僞經か否かの判斷が容易でなかったのである。

しかし、この 10 世紀における經への意識は、それら從來の一般的な僞經とは性質を異にしている。講唱體で書かれた場合が典型的であるように、經典としての絶對性を犯す文體の利用や經典ではなかった文獻を經と呼ぶ行爲は、それ程忌避されていない。

それでは、S.1519V に見られる『佛說耆婆治病經』や『彌陀念佛讚經』について考える際に必要な認識とは、いかなるものであろうか。第 2 章に見たように、S.1519V に列擧された文獻は、10 世紀の講唱體文獻に繫がる特徵を垣間見せていた。また、P.2999「太子成道經」や Φ223「十吉祥」のような文獻の特徵を踏まえると、S.1519V に書かれた『佛說耆婆治病經』や『彌陀念佛讚經』を考えるに當たっても、本來經典と見做すべきではない文獻であった可能性を考えておかねばならないと言える。

第 4 章　S.1519V の特徵

ここまで、S.1519V と 10 世紀敦煌講唱體文獻との關わり、並びに經と呼ばれる典籍の變容について考えてきた。

この寫本に書かれた經の如き詳細の分からぬ經典は、印刷の未だ全國的に流布していない當時は幾らでも存在していたはずである[48]。確かに、詳細が分からぬということそれ自體では、その典籍を疑僞經典とみなす十分條件となるものではない。だが、本稿で見た經について言うならば、講唱體で書かれていることをはじめとし、明らかに釋迦の金言ではない文獻であった。『十王經』の如く流布した文獻もあったとはいえ[49]、中原にも知られていない經典は他にも多數敦煌に存在していたはずであり、そのような狀況が敦煌に限られることであったとも考えられない。

このことは、冒頭にも記した狀況と關連するものである。國家が衰退し、中央の影響が地方にまで及ばなくなると、地方寺院にとっては『大唐内典録』や『開元

[47]釋道安の時代にも既に疑僞經典が多數存在していたことが、道安の『綜理衆經目録』を受けた僧祐撰『出三藏記集』に確かめられる。佛誕二千五百年記念學會編『佛教學の諸問題』深浦正文「僞經の意義」、1935 年、岩波書店、882-897 頁。

[48]牧田氏は、ほとんどの疑僞經典が消滅した原因に、印刷の旋及が大きく作用した可能性を指摘する。注 33 參照。

[49]敦煌文獻以外では、司空圖の「十會齋文」に十王信仰との關わりや『十王經』が存在した可能性が指摘されている。塚本善隆「引路菩薩信仰と地藏十王信仰」『塚本善隆著作集　第七卷』、大東出版社、1975 年、315-399 頁。

釋教録』のような國家の軌範的經録に副う經典の收藏は困難となる。また、寺院内での教學や法會の遂行にあたっても、手元にある經典か、近隣地域から取り寄せられる經典に頼る場合が多くなる。このような狀況が繼續すればするほど、本來理想とすべき經典の收藏が困難となり、地方ごとに異なる收藏狀況が生まれ、それぞれに異なる佛教のあり方が生まれてしまう。當然、そのような狀況下で經典の僞造が行われたならば、それは、その僞造を行なった地方の特色を窺うには重要な資料となるが、それは中原や他地域における入藏狀況を推察するに足る資料とはならない。これは、隋代以前の國家が分裂していた時代に作成された様々な入藏文獻の目録に共通する問題であり、S.1519V の限界もまたここにあるのだろう。

小結

敦煌は、8 世紀後半以降、曇曠や法成の影響下に獨自の佛教史を作り上げてきた。70 年近く吐蕃支配期が續いたとはいえ、もし 9 世紀半ばから始まる歸義軍時代の敦煌が半獨立狀態にはならず、また唐も衰退や廢佛、滅亡がなかったならば、敦煌はもっと長安佛教の流れに副う歴史を歩んだのかもしれない。だが實際には、敦煌では歸義軍時代以降も完全には長安佛教の流れに組み込まれず、獨自の歴史を作り上げていった。その影響もあったからこそ、10 世紀の法會において、中原の皇帝以上に歸義軍の曹氏一族こそが佛法を體現した爲政者として位置づけられていたのではないだろうか[50]。

S.1519V は、文獻名を列擧する斷片的な收藏文獻目録ではあるが、10 世紀において書寫されたという時代背景を考えることで、當時の敦煌佛教界の特徴を反映した内容を殘していると言えるだろう。

（作者は廣島大學特別研究員）

[50]赤木崇敏「十世紀敦煌の王權と轉輪聖王觀」『東洋史研究』第 69 卷第 2 號、2010 年、59-89 頁。

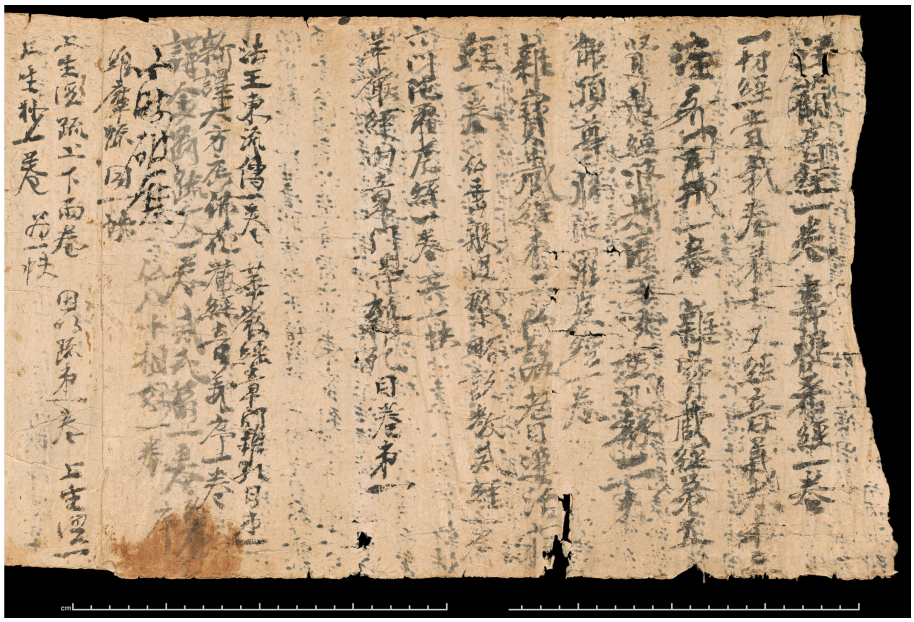

圖 3：S.1519V「寺院收藏文獻目録（擬）」

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）167-180 頁

公私書札禮と社會秩序

――書儀に見る〈おおやけ〉と〈わたくし〉*

山本孝子

はじめに

書儀の中では、差出人と受取人の尊卑長幼上下親疎の關係に基づき、實行されるべき書札禮がはっきりと示されている。その書札禮の中核を爲すのが内外族書儀であり、四海書儀や僧尼書儀においても、内外族書儀の書式・言語體系を基準としつつ、義兄弟や師弟の間での擬似的な家族關係を書簡中に再現することで差出人と受取人、兩者の關係が保たれていたことはすでに指摘している通りである[1]。では、官人の間での書札禮ではどうであろうか。また、皇帝への表ではどうであろうか。本稿では、官人や皇帝といった廣い意味での公人が差出人・受取人となる〈おおやけ〉に關わる書儀がどのような構造、どのような秩序で成り立っているか、その背景も含めて考察を進めていきたい。

1．官人間の書簡――S.6537v『大唐新定吉凶書儀』「寮屬起居」「典吏起居」を中心に

官人の間で交わされる書簡の中心を占めるのが、起居啓（／狀）および各種賀狀である。ここでは當該部分にテキストの缺損がなく、凡例が附され比較的整理されたかたちで模範文が收録されている S.6537v 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』「寮屬起居」「典吏起居」を取り上げ、官人間の書札禮について議論を進めていきたい。まずは、テキストを示す[2]。

*本稿は日本學術振興會科學研究費助成（特別研究員奨励費「唐・五代期の僧尼の書儀・書簡文に關する文獻學的考察」）による成果の一部である。

[1]［山本 2012］參照。

[2]録文の作成に當たっては［趙和平 1993］480-517 頁を參照したが、原寫本との對象および文意により改めた部分がある（特に註釋であると見做した部分）。

※　標題部分を太字にした。

※　内容から判斷して註釋であるべき部分も原寫本では本文と同じ大きさの文字で書かれているが、ここでは文字を小さくして〔　〕内に示した。

寮屬起居第六

起居啓

孟春猶寒、伏惟 官位尊體動止萬福。即日某蒙恩、限以卑守、不獲拜伏。下［情］惶懼。謹奉啓起居不宣。謹啓。　　某月　日具官姓名啓。

封啓様

謹謹上官閤下	具官銜姓名啓封

賀正冬啓

某啓。元正啓祚、萬物惟新〔冬至云「晷運推移、日南長至」〕。伏惟 官位膺時納祐、啓（罄）無不宜。某乙限以卑守、不獲隨例拜賀、下情無任惶懼。謹奉啓不宣。謹啓。某月日具官銜姓名啓。

賀人改官啓及如（加）階

某啓。孟春猶寒、伏惟 官位尊體動止萬福。即日某蒙恩、伏承天恩加榮命〔加階即云「伏承天恩加階欲（秩）」〕、某乙［下］情無任忭躍。限以卑守、不獲拜賀、伏增惶懼。謹奉啓不宣。謹啓。　　某月日具官銜姓名啓。

右凡封啓題、位高下竝准此様[3]、仍須好紙。壞（?）取好緊薄細者（著?）楷書如厚則闊大不勘。「啓」字稍少（小）於「狀」(?)、少□（許?）[4]。凡啓中有「起居」字、得通容上頭平闕、最好封了、則以一張紙裹、以防損汚。凡前人官至郎中已上、竝須云「閤下」。員外［郎］已下至懸（縣）令、竝云「記室」。如賜緋云「記室」、賜紫［云］「閤下」、六品已下云「執事」。

典史起居第七

起居啓

某啓。孟春猶寒、伏惟 管（官）位尊體起居萬福。某乙卑役有限、不獲拜伏、下情無任戰懼。謹奉啓起居不宣。謹啓。

---

[3]「封啓様」の圖を指していると考えられる。

[4]「壞（?）取好緊薄細者（著?）楷書如厚則闊大不勘。「啓」字稍少（小）於「狀」(?)、少□（許?）」の一文に關しては、前半はJ『新集吉凶書儀』「通婚書・別紙」に「切須好紙張、謹楷書、緊卷於函中」、『五杉練若新學備用』巻中「慰書式様」に「須用細緊紙繩子」とあるのと同じく、料紙の選擇、字体、書簡の巻き方（封緘方法）についての説明、後半はおそらく「啓」と「狀」の相違點についての注意書きであると思われるが、誤字が疑われ文意がつかめない。あるいは署名の仕方に言及するか。『五杉集』巻中「論書題高下」に「卑人與尊人名須端謹、小書或手書咨目手謹密、即草押號、亦須端小。凡草置號於書上、題內銜位近『狀』字、低小置之」と見える。

賀正表

某月日某職姓名啓。

賀正冬啓

某乙啓。元正啓祚、萬物惟新〔冬至云「晷運推移、日南長至」〕。伏惟 官位膺時納祐、罄無不宜。某乙卑役有限、不獲隨例拜賀、下情無任戰懼。不宣。謹啓。某月日［某］職姓名啓。

凡典吏（史）修啓狀、切不得著前人官位、「閤下」「記室」「謹空」字。依前様[5]封題訖、更重裹。若以職卑納前人官職高、只合有啓、下[6]不合有狀。如有切事、要附委曲報事、宜別作公狀。「具言某事〔一一開項〕、右〔如此事以前〕件狀如前、謹錄上某月日某職姓名狀」。凡百姓在他州充職事、應送書啓、上本郡官表（長）。「具言百姓某職某乙狀上」。如面見本部（郡）官長、通名紙亦准上。如故［吏］亦云「故吏厶乙狀」。

1.1　起居啓と起居狀の書式

起居啓・起居狀の書式は、基本的に内外族書儀などに廣く用いられる私信のものと大きく異なるところはない[7]。實例として一點、P.2555Pièce2 を取り上げ、書儀と比較しつつ檢討していきたい。

1 （a）季秋霜冷、（b）伏惟
2　長史留後尊體動止萬福。（c）即日弘直蒙恩、（d）限
3　以所守、未由伏　　謁。（e）謹專奉狀
4　起居、不宣。謹狀。
5　　九月廿三日守肅州長史檢校國子祭酒兼御史中丞上柱國周弘直狀上
6　長史留後閤下
7　　謹空

差出人は肅州の長史である周弘直、受取人は長史留後である。冒頭（a）時候のあいさつから始まり、（b）受取人の健康を氣遣う表現、（c）差出人側の日常の様子を報告が續いたあと、（d）會いに行くことができない理由が述べられ、（e）書き止めの定型句で締めくくられる。最後に（f）題書が記され、「謹空」以下は料紙の

[5]「封啓様」の圖を指していると考えられる。

[6]「下」は衍字か。

[7]但し、書簡冒頭の「某啓」は内外族書儀では用いられず、「啓」に代えて「言」や「白」が用いられる。書儀に基づく私信の書式については、［山本 2010］および［山本 2011］を參照。また、實際の書簡文によって復元される書式は［坂尻 2012］383 頁，圖 3 參照。

半分ほどが空白になっている。起居儀や起居制度と關連し、決まった時期に書簡を送ることがある種の義務となっており[8]、書簡を送ること自體が重要であったことが讀み取れる。本文に相當する部分がなく、通信文として實質的な内容は持たずとも書簡として成り立っていたのである。

書儀と比較して、用語に多少の違いは見られるものの、意味するところはほぼ一致している。また、4行目の「起居」の字もS.6537v凡例にあった通り、平闕されている。ここで注目すべきは、3・4・5行目にそれぞれ見える「狀」、6行目の「閣下」および7行目の「謹空」である。S.6537vには誤寫があるようで文意がわかりづらいものの、「典史起居第七」の凡例によれば、受取人の立場に應じて啓と狀を使い分けねばならず、自分より官職が上の者に出す啓（「啓狀」）では受取人の官位や「閣下」「記室」「謹空」といった語は用いてはならなかったようである。P.2646他『新集吉凶書儀』には起居啓・起居狀ともに模範文が示されているので、該當部分を次に示す（下線は筆者による）。

起居啓

寮屬起居啓狀等

ム啓。孟春猶寒、伏惟官位尊體動止萬福。即日ム蒙恩（蒙恩下有事任言）。限以卑守、不獲拜伏、下情無任惶懼。謹奉啓起居不宣。謹啓。ム月日具官階姓名啓。

…〈中略〉…

起居狀

孟春猶寒、伏惟ム官尊體動止萬福。即日ム蒙恩。限以卑守、不獲拜伏、下情無任戀結之至。謹奉狀起居不宣。謹狀。ム月日具官階姓名狀上。

官位閣下　　謹空（須開項書）

「起居啓」の書式は、先に見たS.6537vやP.2555Pièce2とほぼ同じであることが確認できる。「起居**啓**」の標題のあとさらに「寮屬起居**啓狀**等」とあり、S.6537v凡例の「凡典史修**啓狀**…」でも「起居**啓**」を指して「**啓狀**」と稱されていたものと推測される。もしそうであれば、續く說明がこの『新集吉凶書儀』の起居狀と起居啓の間に見える差異ともちょうど符合する。兩者の異なる部分を下線で示した通り、「閣下」や「記室」といった脇付や「謹空」の文字は狀にのみで啓には見られない。さらに、啓の場合は「蒙恩」の後に他の用件などを書き連ねることがで

[8]書簡の中でも「不獲隨例拜賀」（S.1725v「（擬）書儀」「賀加官啓」、『新定書儀鏡』「賀正冬啓」、P.2646他『新集吉凶書儀』「賀正冬啓」など）といった文言が見え、特定の時期に拜賀することが慣例となっていたことがうかがえる。起居儀・起居制度については、［杜文玉2005］、［呉麗娛2007］参照。

きるが[9]、先に擧げたP.2555Pièce2でも定型句が竝ぶだけで實質的な内容を含まなかったように、狀の場合は許されない。S.6537v凡例にある通り別の適切な書式を用いて、改めて記さねばならないのである。

右：出土文書より復元される「狀」書式（[赤木 2008]77頁，圖2より）
左：I『大唐新定吉凶書儀』「典史起居第七」凡例に見える「公狀」書式（對應する番號を附した）

(6)狀（上申文書）

① 発出主体　狀上　宛先
② 事書
③ 右…（本文）…謹（今）録（故）狀上（書）or謹狀 or 請処分 or 聽裁。
④ 牒，件狀如前。謹牒。
⑤ 年月日　発信者　牒。

※①狀上＋宛先はしばしば省略される。
※③本文は①冒頭行よりも一字から二字ほど下げて書く。
※④定型句は①と同じ高さから書き始め、③本文よりもやや字間を広くとる。
※⑤発信者の直後に「牒」と記す。

② 具言某事（一一開項）
③ 右（如此事以前）
④ 件狀如前。謹録上。
⑤ 某月日某職姓名狀。

1.2〈おおやけ〉と〈わたくし〉の使い分け

先に確認したように、起居啓・起居狀は一般的な私信の書式で書かれていたが[10]、「典史起居第七」末尾の凡例部分には他の書式を用いるべき場合が示されている。つまり、起居啓では本文を書き加えることが可能であったが、起居狀では本文に當たる部分は別の書式を以って述べる必要があった。急ぎの用件があれば委曲によって報告を行い、さらに「公狀」を作成せねばならなかったのである。委曲は公式令にも規定がなく、父母から子、師から弟子の書簡にも用いられることから、私信の書式であると見做される[11]。「公狀」については合わせて書式も示されているので、次に見ておきたい。

「公狀」では、冒頭にひとつずつ行を改めて用件を箇条書きにする（「一一開項」）。次に「右」から始まる本文が記され、事書きの用件について詳しく内容を述べ、末

[9]敦煌に殘る書簡文の中には、P.3197v6「文瑞等與司空起居啓」のように本文のないものもある。

[10]宋代の司馬光『書儀』では、起居啓（／狀）に相當する書簡文は「私書」に分類されている。卷一に示される模範文のうち、皇帝などへの上奏文は「表奏」に、官府間で遣り取りされる狀・牒は「公文」に、その他官人間の交際にかかる書簡は「私書」に、親族や奴僕への書簡は「家書」にそれぞれ收録される。これは［呉麗娛 2007］が指摘するように、書式は公文書のものでありながら公務・公用における通信文ではないため、官人間で交わされる書簡であるが「私書」と見做されたものであろう。

[11]委曲については［梁太濟 2000］、［樊・史 2009］、［李嵩 2010］、［山本 2012］参照。

尾は「件狀如前。謹錄上」で締めくくられる。上に示した通り、この書式は赤木氏が書簡の實例をもとに復元された狀式文書の書式と共通する部分が多い[12]。この書儀の凡例に示される規定により從來の復元を裏付けることができるであろう。「公狀」とは、〈わたくし〉の書式で書かれる「起居狀」とは異なり、〈おおやけ〉の書式で記される公文書としての狀をいうものと考えられる[13]。このように私信の書式を借りて記される起居狀・委曲と公文書である狀式文書が、差出人と受取人が同じであっても用途に合わせて使い分けられていたのである[14]。

[12] ［赤木 2003］、［赤木 2008］ 參照。

[13]司馬光『書儀』卷一「私書」「上尊官時候啓狀」の註でも「裴書儀、僚屬典吏起居長啓狀止如此。無如公狀之式者」とあり、裴儀では僚屬典吏が自分より官が上の者に起居啓を送る際には先に示した例文のように書き留め、「公狀」のように式に規定されてはいなかったことが述べられる。私信の書式を用いる起居啓（／狀）と「公狀」の關係はここからも讀み取ることができる。また、續く「今以裴之啓狀爲大書」の一文から、この種の「啓狀」はのちに「大書」と呼ばれるようになったことがわかる。なお、『五杉集』巻中では「大狀樣」として「具銜　某　右厶事云云、謹錄狀上　牒件狀如前。謹　某年月　日具銜　某　牒。封樣　　謹寫　狀上　某官座前　具銜　某　謹封」とほぼ同じ書式が收められているのに加え、「論書題高下」では「某啓者、或高或位、若不用大狀及首銜書、即須用『某啓』、或乎交亦同、即其間言語有尊卑去就。…（中略）…卑人與尊人須著『某啓』、不著、又失禮。尊人與卑人、即不用『某啓』」とあり、書簡冒頭の「某啓」は上行文書に用いるものであったらしい。

[14]逆に完全に〈わたくし〉の範疇に屬する内外族書儀の中でも〈おおやけ〉の生活について觸れられることがある。最も多いのは、直接訪問できず書簡を以て代える理由として公務をあげ、P.3502 他『新集諸家九族尊卑書儀』「與伯叔兄姉姑姨兄姉書」「即日厶蒙恩、限以公務、拜覲未由、無任馳戀之至」のように示される場合であり、官人書儀であれば「限以卑守」「卑役有限」などと職責を離れられないと書かれる部分である。また、夫婦間の書簡でも、P.2646 他『新集吉凶書儀』「妻與夫書」末尾の題書に「厶氏兒狀上云「內狀上」亦得厶郎或呼官位記室亦云「侍者」」とあるように、「官位」を記すことがあったようである。また S.6537v では續いて百姓が狀を出す場合について述べられており、これに對應する書簡の實例は P.2222B「燉煌鄉百姓張祇三等狀」や P.3730「慈惠鄉百姓李進達狀」などに見られる。P.3730 については後半部分が缺損しているが、P.2222B は首尾完存する。P.2222B については［赤木 2003］參照。さらに本郡官長にまみえる際の「名紙」についても言及がある。名紙については、P.2622 他『新集吉凶書儀』や司馬光『書儀』巻一で觸れられているほか、『北夢瑣言』巻九「李底尚書改切韻」の記述からはそのおおよその性質が讀み取れる。「古之製字卷紙題姓名、號曰名紙。大中年、薛保遜爲舉場頭角、人皆體效、方作門狀。洎後仍以所懷列於啓事、隨啓詣公相門、號爲門狀、門啓。雖繁於名紙、各便於時也。書云『謹祇候起居郎某官』、即是『起居』在前、『某官』在後。至今顛倒、無人改更矣。有朝廷改之、亦美事也。」（北京：中華書局，2002，198-199 頁）つまり、名紙とは紙に姓名を記したものをいうのであり、その後同じ性質・役割を持つものとして姓名だけでなく「謹祇候起居郎某官」といった内容を含む門狀や門啓が用いられるようになり、誰かを訪問し拜謁を求める際に門のところで手渡されていた。

2.〈おおやけ〉と〈わたくし〉の對應

2.1　書札禮の共通點――皇帝と父母に對する禮を中心に

ここでは、書儀に見られる公私書札禮について、皇帝と父母に對する用語・様式の共通點に注目して順に見ていきたい。

【言語表現に關して――「崩背」】

「崩背」という語は皇帝と父母の死に對してのみ用いられる。すでに指摘がある通り、古い用例では「崩背」は專ら皇帝の崩御を指していう[15]。しかし、使用範圍が擴大して尊者一般に用いられるようになったというのは正確ではないと思われる。書儀の中ではやはり皇帝や父母に限られており、S.1438v の中で「大師」に對して「崩背」とあるのは弔いを受ける「闍梨」、つまり書簡の受取人である僧侶にとっては「大師」は世俗の父母に相当する人物であったためである[16]。

【書式に關して――平闕の對象】

公私書簡文でどのような場合に平闕すべきなのか、S.6537v14 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』「公移平闕式第三」に見える規定を確認したい。

> 大道、至道、玄道、道本、道源、道宗、昊天、上天、天神、后土、地祇、上帝、皇祖、皇孝（考）、神靈、皇帝、天子、［皇］妣、穹蒼、五方帝、九天、乾象、乾符、坤道、坤珍、坤德、坤儀、天皇、天帝、太皇太后、皇后、皇帝、天子、陛下、我太子、至尊、皇慳、廣（廟）號、我國家、我后。
>
> 右已前件、公中表奏，准式並平闕。
>
> …（中略）…
>
> 高祖、曾祖、祖、翁婆、外族耶娘、茲（慈）顔、尊親、尊體、動止、起居、寢善（膳）、伯叔姑舅姨、桑梓、墳幽。
>
> 右前件家私書疏，准式並平闕。

「准式」とあるように、これらはいずれも式により明確に、公的に定められたものである。平闕については『大唐六典』卷四にも「凡上表疏箋啓及判策文章如平闕之式、謂昊天、后土、天神、地祇、上帝、天帝、廟號、慳皇、祖妣、皇考、皇妣、先帝、先后、皇帝、天子、陛下、至尊、太皇、太后、皇太后、皇后、皇太子皆平出」とあり、P.2504 にも「平闕式」「不闕式」「新平闕令」「舊平闕式」が見え、『大唐六典』よりもさらに詳しいものの、管見の限りではあるが私信に關する規定はこ

[15]［張小豔 2007］159 頁。

[16] この大師の死を悼む弔いの書簡は、P.2616v 他『新定書儀鏡』「四海吊答書廿首」に收められる「吊遭父母喪書」とほぼ一致する。［山本 2011］參照。

の『大唐新定吉凶書儀』「公移平闕式」にしか見られない。また、これ以外の語句についても、敦煌の書簡の實物では、「尚書」（S.376，6 行目）、「阿郎」（S.526，5・10・11 行目）など書簡の受取人以外の第三者に對する平闕は少なくなく[17]、式の規定の範囲を超える[18]。公私に關わらず特定の對象については常に平闕が行われていたことが讀み取れると同時に、差出人と受取人に共通する絶對的な敬意の對象の存在がうかがえる[19]。一方で、「家私書疏」で平闕の對象となる「耶娘」などについてはそれほど嚴格に守られていないようで、平出あるいは闕字されていない場合も見られる[20]。

【書札禮以外の共通點――服喪期間】

書儀の中で書札禮に關わらない部分にも、公私における對應が見える。服喪について、S.1725「（擬）書儀」（唐前期）では「子爲父斬衰三年。諸侯爲天子斬衰三年」とあり、子の父に對する服喪と、諸侯の天子に對する服喪が同じく斬衰三年と規定されている。なお、庶人の場合は天子、國官、國君に對していずれも「齊衰三月」とあり、孫の高祖・曾祖に對する服喪と同等である。諸侯の方が庶人よりも天子との關係が近いものとして位置付けられていたようである[21]。

2.2〈おおやけ〉の書札禮の構成

敦煌發見の書儀・書簡文からは、〈おおやけ〉と〈わたくし〉に共通して用いられる様式が存在したことがわかる。まず、前節では皇帝と父母に對する禮について確認した。またこれまでに「委曲」と呼ばれる下行文書の書式は、①主從關係にある官人の間で送られる書簡、あるいは②尊屬から卑屬への家書の一種として用いられていたこと、ハコを用いた封緘方法や「全」字印の使用も〈おおやけ〉と〈わたくし〉に共通していることをすでに見ている[22]。なぜこのような共通點が見

[17]受取人の呼稱に關しては P.3442『書儀』「與極尊書」註に「并平闕之」とあるように、一律平闕が行われている。

[18]その對象は地方政權のトップであり、皇帝や父母に準ずるかたちで平闕されており、その地位、位置付けがうかがえる。

[19]S.376 に見える「尚書」から「鄧法律」に宛てた書簡の中（6 行目）で、差出人である「尚書」が平出されている點は注目に値する。P.2992v に見える書簡草稿数通のうち、三通目の兄大王から弟順化可汗天子へ宛てた書簡でも同様に差出人「兄大王」に對しても平闕されているが、これもこの草稿を書寫した人物の「兄大王」に對する敬意が表されたものではないようである。

[20]例えば、S.5804v の僧・智辯が母親を亡くした孟闍梨を弔う書簡では 1 行目の「孟闍梨慈母」、S.4685 では受取人である「慈母」（2 行目）、羽 071 でも受取人である「阿耶」（9・13 行目）に對してそれぞれ平闕されてない。

[21]關連する事柄として［呉麗娛 2002］234 頁では、國忌と私忌の對應について指摘がある。

[22]［山本 2013］參照。

られるのであろうか。〈おおやけ〉と〈わたくし〉の對應關係も内外族書儀を基準として組み立てられた書札禮であるととらえることが可能であろうか。

公私書札禮においてこれまでに確認したような共通の要素が存在しうるひとつの理由には、そもそもその様式の汎用性が高いということが關係していると思われる。例えば、ハコを用いた封緘方法、「全」字印の使用がその一例であり、木製のハコの使用は、紙と比較したときの鄭重さなどを考慮すれば書札禮の輕重とも結びつくが、むしろ送付する内容物の形態や性質に大きく關わっている[23]。また、委曲についても實際に幅廣い用途で運用される通り[24]、短く簡明な書式で公私ともに導入されやすい形式であったように思われる。

しかし、もうひとつの要因として、やはり内外族書儀との對應を意識した部分があるのではないだろうか。『禮記』「祭統」に「忠臣以事其君、孝子以事其親、其本一也（忠臣が君につかえるのと、孝子が親につかえることは、本來同じことである）」[25]との記述もあり、書儀の中では内外族間の相互關係を旋遍的・基本的な指標としつつ、皇帝中心に置き換えて整序する働きが期待されたと考えられる。この點は、先に見た天子に對する服喪において、天子と諸侯は父子、天子と庶人は祖孫と同等であったことが象徴しているであろう。またここでは直接の君臣主從關係にない庶人も取り込まれていることは注目に値する。

ただ前節で例示した共通點は、皇帝や父母との「タテ」の關係に集中（あるいは庶人も取り込み、皇帝を頂點とするピラミッド型を形成）しており、これまでに見た四海書儀や僧尼書儀の場合とはやや異なる。四海書儀や僧尼書儀では特に「五服圖」などに顯著である通り、「タテ」だけでなく兄弟姉妹を中心とする「ヨコ」の關係も同様に含んだ傳統的・儒教的家族關係が再現されていた[26]。親子關係に對應する君臣關係は專ら皇帝との間にしか成立しておらず[27]、官人間で交わされる書簡の場合はこれらとは別の體系のものとしてとらえねばならないように見える。差出人と受取人の主從關係は相對的なもので、昇進降格により兩者の關係は變動しうるという點においても、内外族書儀の尊卑長幼の序列の基準とは同じ性質のものではない。さらに、同じ相手であっても起居狀、委曲、公狀と用途に應じて〈おおやけ〉と〈わたくし〉の書式が使い分けられており、差出人と受取人の關係だけで決定されるものではなかった。このような點においても内外族書儀に完全になぞらえることは不可能であろう[28]。また、P.3442『書儀』「表凶儀一十

[23] ［山本 2013］參照。
[24] ［山本 2012］參照。
[25]『十三經注疏：附校勘記』北京：中華書局，1980，1602 頁。
[26] ［山本 2010］、［山本 2011］、［山本 2012］參照。
[27]書簡の中で差出人「臣」と名乘るのも上奏文に限られている。
[28] ［廣瀨 2007］では、國と國の關係には君臣關係、對等關係、非君臣上下關係があったことや

一首」「國哀奉慰嗣皇帝表」に書き手が「婦人」の場合の注意事項が見えるほか、〈おおやけ〉の書簡に女性が關與していたことを示唆する書儀は見られず、〈おおやけ〉の領域からは女性が排除され、男性のみで關係が構築されている點も内外族書儀とは異なる[29]。〈おおやけ〉の書簡文でも、内外族書儀に見られる儒教的禮制秩序の旋遍的な部分を取り入れることもあれば、身分に應じた特殊性も兼ね備えるのである。

3．社會秩序を支えるもの――公私書札禮の背景

3.1「有禮則安、無禮則危」

S.6537v 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』序文冒頭には『禮記』から「有禮則安、無禮則危（禮があれば安寧であり、禮がなければ危うい）」[30]の一句が引用される。また、禮というものについて『禮記』「曲禮」には「夫禮者、所以定親疏、决嫌疑、別異同、明是非也（それ禮は親疎を定め、嫌疑を決し、異同を別ち、是非を明らかにする所以なり）」[31]と述べられる。社會生活においては物事の區別を認めた上で、それに沿って秩序ある言動をとることが大切であったと思われる。このように古代、禮により社會秩序を維持することが非常に重視されていた[32]。

儀禮書としての役割も擔う書儀の編纂は、〈國家〉の禮制度とも密接に關わっていた。そして、その内容は各〈家〉の流儀に基づく禮儀作法を記した家禮とは異なり、諸家の禮儀を鑑み取捨選擇した結果を反映して、衆人の同じくするところ、大方の規範とすべきものを廣く取り入れたものである[33]。裴矩、杜友晋、鄭餘慶、劉岳の書儀は半ば公的な編纂物といえるものであった[34]。さらに、禮に疎く理解が

國家間の擬制親族關係について取り上げられる。君臣關係が貫徹しない、つまり「タテ」の關係だけに納まらない事例の存在が指摘されており、個對個（個人と皇帝）だけでなく、國對國でも類似の秩序が組み立てられていることは注目される。

[29]女性の書儀・書簡文については、拙文「書儀中的傳統與時俗――以有關女性的記載爲中心」（『金塔居延遺址與絲綢之路歷史文化國際學術研討會論文集（假題）』2014 年刊行豫定）參照。

[30]『十三經注疏』1231 頁。

[31]『十三經注疏』1231 頁。

[32]『唐五代書儀研究』序においても「中國は長い封建社會で禮と法が互いを補い、三綱六紀を核とする倫理道德を維持してきた。書儀は『儀禮』を通俗的にしたもので、唐代以降、書儀は家庭で常備する百科全書となった。我が國は古代以來、人の呼び名から親族の間のつきあいまで異常に複雜で、書儀中でも詳細に書くことで長幼の別を明らかにした」とあるように、禮だけでなく法も同樣に社會秩序の維持に不可缺なものであった。

[33]その結果として、國家の禮制だけでなく、當時の俗習が反映されることもある。前掲「書儀中的傳統與時俗――以有關女性的記載爲中心」參照。

[34]例えば、S.6537v 序文には鄭餘慶とともに『大唐新定吉凶書儀』の編纂に關わった人物の名が擧げられており、いずれも朝廷で比較的高いポストに就いている。［姜伯勤 1996］426 頁において、

難しい者のために、これらの中央の書儀にならい、地方でも獨自にその要點を抽出してまとめた書儀が作られていた[35]。その中には家庭内での非常に私的な書簡から、皇帝への表まで各種書簡の模範文を一貫して收録し、用語から書式に至るまで細やかに規定することで具現化し、尊卑長幼上下親疎の秩序を顯在化させ、書儀の利用者に認識させようとしていた。たとえ〈わたくし〉の書簡であっても〈おおやけ〉の禮に從うことが求められていたといえる[36]。こういった背景には、個々人が尊卑長幼に從い自分の立場をわきまえ、社會を構成する最小の共同體である〈家〉の秩序を正すことなく、その集合體である〈國家〉を安定させることはできないとの考えも働いていたのではないだろうか[37]。

裴矩、杜友晋、鄭餘慶、劉岳の各書儀は、それぞれ『貞觀禮』『顯慶禮』『開元禮』『曲臺新禮』といった欽定の禮書の改編に合わせ、編纂が繰り返されていたことが指摘される。さらに、［呉麗娛 2002］489 頁では、禮の制定は強大な國家のもと政權が安定しているときに行われるものであるとの指摘がある。

[35]例えば、P.2616v 他『新定書儀鏡』に引用される「黄門侍郎盧藏用儀例」に「書疏之興、其來自久。…（中略）…。至於稱謂輕重、闕而不聞。旌齊梁通賢、頗立怼統。然而古今遷變、文質不同、江南士庶、風流亦異。致令晩生後學、無所取則。聊困暇日、纂述諸儀、務存簡要、以裨未悟。士大夫之風範蓋在是矣。將以傳諸子弟、非敢出於戶庭。」と、張敖は『新集吉凶書儀』序文において「今朝庭遵行元和新定書儀、其間數卷、在於凡庶、固無所施、不在於此。今採其的要、編其吉凶、錄爲兩卷、使童蒙易曉、一覽無遺、故曰纂要書儀。敍之云爾」と、元和新定書儀（＝鄭餘慶の書儀）が庶民には役に立たないので、童蒙にもわかりやすく要點をまとめたという經緯を述べている。

[36]例えば、P.3442『書儀』の中では「兄弟姉妹喪告答姪及外甥書」に「汝念抑割、**以全禮制**、勿使吾憂」と、「舅姨喪告答舅姨之子書」においても「惟念自抑割、**以全禮制**」と、家庭内で交わされる書簡の中でも禮制を全うすることを期待する文言が加えられている。また一方で、實際には［呉麗娛 2002］490 頁に指摘があるように、『唐會要』巻三七「服紀上」「夫禮、緣人情而立制、因時事而爲範、變古者未必是、循舊者不足多也」と人情に沿うかたちでの禮の制定を求める聲もあった。

[37]『禮記』「大學」には「古之欲明明德於天下者、先治其國。欲治其國者、先齊其家。欲齊其家者、先修其身。欲修其身者、先正其心。欲正其心者、先誠其意。欲誠其意者、先致其知、致知在格物。物格而后知至、知至而后意誠、意誠而后心正、心正而后身修、身修而后家齊、家齊而后國治、國治而后天下平（いにしえの明德を天下に明らかにせんと欲する者は、先ずその國を治む。その國を治めんと欲する者は、先ずその家を齊う。その家を齊えんと欲する者は、先ずその身を修む。その身を修めんと欲する者は、先ずその心を正しくす。その心を正しくせんと欲する者は、先ずその意を誠にす。その意を誠にせんと欲する者は、先ずその知を致す。知を致すは、物に格るにあり。物格りてのち知至る。知至りてのち意誠なり。意誠にしてのち心正し。心正しくしてのち身修まる。身修まりてのち家齊う。家齊いてのち國治まる。國治まりてのち天下平らかなり）」（『十三經注疏』1673 頁）、『周易』「家人」には「父父、子子、兄兄、弟弟、夫夫、婦婦、而家道正。正家而天下定矣（父は父たり、子は子たり、兄は兄たり、弟は弟たり、夫は夫たり、婦は婦たり、而して家道正し。家を正しくして天下定まる）」（『十三經注疏』50 頁）と見える。また、［張文昌 2012］387-388 頁では、先秦の頃は〈家〉と〈國〉は相對する存在としてとらえられていたことが指摘され、〈家禮〉とはすなわち〈國禮〉であったとする。さらに、秦から漢になると皇帝と百姓の間に〈おおやけ〉と〈わたくし〉の間で二重のつながりが出来、頂點となる皇帝權力に「君」と「父」というふたつの性格を持たせる秩序が形成されたという。

3.2〈おおやけ〉に〈わたくし〉を入れず――官人の心得

ところで、時代が下るにつれて、書儀の中で〈おおやけ〉の立場にある人同士で取り交わされる書簡に關わる内容の占める割合が増加していくことが繰り返し指摘されている[38]。また、私信の形式を借りつつも公文書的な性質を持つ書簡文や、專ら官人の間で使用されていた語句が私信にも取り入られていくことが知られる[39]。しかしながら、逆に〈おおやけ〉の領域に〈わたくし〉を持ち込むことは許されなかったようで、官人の間で交わされる書簡の模範文で私情に觸れられた例は見られない。

公文書の書き手、發信者となりうる官人は〈國家〉に仕えると同時に、當然ながらそれぞれの〈家〉においてプライベートな空間・時間を持っていた。しかし、おおやけの場にわたくしごとを持ち込むことは愼むべきであるとされていた。官人の心得として、敦煌本『百行章』「勤行章第十」には「居官之體、憂公忘私（官に就くものとしての本質は、公を憂い私を忘れることである）」の一文が見える[40]。官にあっては、公のために盡くし、私事を顧みない姿勢が求められていた。S.361+S.329 他『書儀鏡』「四海平蕃破國慶賀書」の中でも「忠臣無私、自古常也（忠臣に私無きは、いにしえよりの常なり）」と述べられている。現存する書儀ではその實踐方法が具体的には述べられていないもの〈おおやけ〉の書簡では〈わたくし〉に言及しないことは一貫している。書儀以外の資料によって示すならば、避諱についての公私の區別がその一例として挙げられるであろう。『禮記』「曲禮上」に見える「君所無私諱（君のところでは私諱なし）」[41]の一文には鄭玄により「謂臣言於君前、不辟家諱。尊无二（臣下は君主の前では、自身の家で行われている諱を避けない。君主の尊きこと竝ぶ者はないためである）」という註が附される[42]。このように〈わたくし〉に優位する權力として〈おおやけ〉が存在したと考えられる。前述の平闕の場合についても、敦煌に殘された私信の實例でも〈おおやけ〉の對象には嚴格に行われており、〈わたくし〉の領域でも〈おおやけ〉の禮が支配的な構圖が成り立っていたのも、鄭玄の註のような理由があったからではないかと推察される。

---

[38] ［呉麗娛 2002］、［張小豔 2007］など。

[39] 例えば、「伏惟照察」は、敦煌發見の書儀の中でも頻繁に見られる定型句であるが、古い用例は官人の間で交わされる公的性格を帶びた書簡が中心で、私信では P.4050 等「（擬）書儀」など比較的遲い時代の書儀にしか見出すことができない。

[40] 敦煌本『百行章』全文は［鄧文昏 1985］を參照した。

[41] 「卒哭乃諱。禮、不諱嫌名。二名不偏諱。逮事父母、則諱王父母。不逮事父母、則不諱王父母。君所無私諱、大夫之所有公諱。『詩』『書』不諱、臨文不諱。」（『十三經注疏』1251 頁）

[42] この一節は、『顔氏家訓』「風操篇」においても引用されており、廣く受け入れられていたものと思われる。

おわりに

以上、本稿では私的な交流に用いられる内外族・四海・僧尼の各書儀に對する考察の結果を蹈まえつつ、〈おおやけ〉の場における書札禮について檢討を加えた。官人の間で交わされる書簡でも、一方では私信の書式が用いられると同時に、また一方では公文書が運用され、差出人と受取人が同じであっても用途・目的により使い分けがなされていたことが明らかとなった。その考察の過程で、これまで實際の書簡をもとに復元されてきた書式について、書儀の規定するものとほぼ一致することがわかった。そして、その書札禮の體系はやはり内外族書儀と類似する部分が確認された。特に皇帝を受取人とする表では父母に對する書札禮との間に一致する部分が多く、書儀では〈國家〉と〈家〉というふたつの異なる枠組みの中で、同じ原理に從い共通の要素により書札禮が二重に構成されていたといえる[43]。これは、〈おおやけ〉と〈わたくし〉兩者の秩序を同様に維持する方法として意圖を持って行われたものと考えられる。

参考文獻

【日文】（五十音順）

赤木崇敏 2003：「曹氏歸義軍節度使時代の外交關係文書」『シルクロードと世界史』132-157 頁

――――2008：「唐代前半期の地方文書行政――トゥルファン文書の檢討を通じて」『史學雜誌』117（11），75-102 頁

坂尻彰宏 2012：「杏雨書屋藏敦煌秘笈所收懸泉索什子致沙州阿耶狀」『杏雨』15，374-389 頁

廣瀨憲雄 2007：「日本の對新羅・渤海名分關係の檢討：『書儀』の禮式を參照して」『史學雜誌』116（3），69-87 頁

山本孝子 2011：「僧尼書儀に關する二、三の問題――敦煌發見の吉凶書儀を中心として」『敦煌寫本研究年報』第 5 號，225-244 頁

―――2012：「書儀の旋及と利用――内外族書儀と家書の關係を中心に」『敦煌寫本研究年報』第 6 號，169-191 頁

―――2013：「ハコを用いた封緘方法――敦煌書儀による一考察」『敦煌寫本研究年報』第 7 號，281-296 頁

[43]「忠」と「孝」のあり方にも關わるかと思われるが、本稿の眼目は書儀に見える公私書札禮の考察にあり、倫理思想の問題は主旨からはずれるため觸れない。

【中文】（ピンイン順）

鄧文昏 1985：「敦煌寫本《百行章》校釋」『敦煌研究』1985 年第 2 期，71-98 頁

杜文玉 2005：「五代起居制度的變化及特點」『陝西師範大學學報（哲學社會科學版）』，2005 年第 3 期，102-110 頁

樊文禮・史秀蓮 2009：「唐代書牘文“委曲”研究」，『中國典籍與文化』，2009 年第 2 期，4-9 頁

姜伯勤 1996：「唐禮與敦煌發現的書儀——《大唐開元禮》與開元時期的書儀」『敦煌藝術宗教與禮樂文明：敦煌心史散論』北京：中國社會科學出版社，425-441 頁

李嵩 2010：「《桂苑筆耕集》所見“委曲”探賾」，『中國典籍與文化』2010 年 2 期，13-25 頁

梁太濟 2000：「“別紙”“委曲”及其他」，『韓國傳統文化・歷史卷』北京：學苑出版社，16-34 頁

吳麗娛 2001：「關於 S.078v 和 S.1725v 兩件敦煌寫本書儀的一些看法」，段文杰・茂木雅博主編『敦煌與中國史研究論集：紀念孫修身逝去一周年』，蘭州：甘肅人民出版社，168-178 頁

———2002：『唐禮摭遺：中古書儀研究』北京：商務印書館

———2007：「試論敦煌書儀中的官場起居儀」，劉進寶・高田時雄主編『轉型期的敦煌學』上海：上海古籍出版社，263-278 頁

張小豔 2007：『敦煌書儀語言研究』北京：商務印書館

張文昌 2012：『制禮以教天下——唐宋禮書與國家社會』臺北：臺大出版中心

周一良・趙和平 1995：『唐五代書儀研究』北京：中國社會科學出版社

趙和平 1993：『敦煌寫本書儀研究』臺北：新文豐出版

（作者は日本學術振興會特別研究員）

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）181-193 頁

敦煌本「七七齋」資料再考
——その齋會のあり方を兼ねて*

徐　銘

はじめに

「七七齋」は、中國の喪葬儀禮と密接に關わる齋會として現在でも多くの地域、特に農村部において行われている。その内容は、主に死者の遺族が死後の七日をおきに一七（頭七）、二七、三七と、七七（收七、終七）までの計 7 回、49 日間に亙って死者に爲に追善供養を行う儀禮である。この「七七齋」は、もともとインドから中国に齎された中陰の思想を元として、中國の傳統的な喪葬風俗である百日目（百日）、一年目（小祥）、三年目（大祥）と融合して計 10 回行われるようになり、さらには「十齋」[1]、「十王齋」、「十王會」と呼ばれる齋會に發展し、遺族の亡者に対する追福願望を表す儀禮作法として後世にまで廣く傳えられてきたのである。またこの「七七齋」と關連して、生前に自分のために豫修（逆修または先修）する「生七齋」（「豫修齋」、「逆修齋」等も言う）と呼ばれる齋會も行われてきた。その日取りは「七七齋」とは異なり、現存する 10 世紀文獻によれば月ごとに二度行われた齋會と確認される[2]。

これらの「七七齋」と「生七齋」との關係については、すでに多くの論考が見られるが、まだ定論には至っていないようである。これらに關する代表的な論考として、蕭登福（1996）[3]は、「七七齋」が先に存在し、それが簡略化されて「生七

*本稿は 2013 年 11 月 11 日、中國中世寫本研究班での發表に基づき加筆修正したものである。發表時、高田時雄教授をはじめとする諸先生方より貴重なご意見とご教示を賜った。ここに改めて深甚なる謝意を表したい。

[1]これは、毎月の一日、八日、十四日、十五日、十八日、二十三日、二十四日、二十八日、二十九日及び三十日という十齋日に受持していた「十齋」と異なる。從來の研究では、兩者を混亂したところはよくあった。それについて、次節から例を取り上げながら、述べたい。

[2]小南一郎「「十王經」をめぐる信仰と儀禮-生七齋から七七齋へ」『唐代の宗教』、朋友書店、2000 年、171 頁。

[3]蕭登福『道佛十王地獄說』、新文豐出版公司、1996 年。

齋」が形成されたと推定している。これに對し小南（2000）[4]では、その逆方向の考えとその論據を提示している。その後の玄（2013）[5]では、敦煌本『閻羅王授記經』テキストの異同を比較して、「七七齋」と「生七齋」は、様々な形態で同時期に存在していたと考るべきという見方を示されている。こうした議論が展開される中、本稿ではひとまず「生七齋」と「七七齋」のいずれが先かについては觸れず、「七七齋」に關連すると見られる周邊資料を敦煌文獻から蒐集し、こうした問題を檢討する參考資料として擧げていきたいと思う。

さて、本題に入る前に、まず傳世文獻の中から「七七齋」を記録した史的資料によりその内容について一應整理しておきたい。

「七七齋」に關しては『北史・外戚傳』に記された以下のものが最も古い記載と見られる。

> 又詔自始薨至七七，皆為設千僧齋，令七人出家；百日設萬人齋，二七人出家[6]。

また、「七七齋」の内容及び由來について述べた『釋氏要覽』の「累七齋」條には以下のように言う。

> 人亡每至七日，必營齋追薦。謂之“累七”。又云：“齋七”。《瑜伽論》云：人死中有身（冥間化起一相，似身傳識，謂之“中有”），若未得生縁，極七日住（《中陰經》云：中有，極壽七日），若有生縁即不定。若極七日，必死而復生。如是展轉生死，乃至七七日住。自此已後，決定得生。又此中有七日死已，或於此類。由餘業可轉中有種子，便於餘類中有生。今尋經旨，極善惡無中有，既受中有身，即中下品善惡業也。故《論》云：“餘業可轉也，如世七日七日齋福，是中有身，死生之際，以善追助，令中有種子，不轉生惡趣故。由是此日之，不可闕怠也[7]。

その記述によると、「七七齋」はまた累七、齋七とも言い、必ず死者に對して行われる儀禮で、インド將來の中陰という思想と關係があることが分かる[8]。

またこの思想は後の「十王經」や「十王圖」との繋がりをも見せるものであると分かる。「七七齋」を行う際の十王の配置は、具體的には以下の通りとされる。

[4]小南一郎、前掲論文を參照。

[5]玄幸子「『閻羅王授記經』寫經考——天堂へのパスポート」『敦煌寫本研究年報』第七號、2013年、203-218頁。

[6]『北史』卷80、中華書局、1974年、2688頁。

[7]『大正新脩大藏經』第54卷、305頁中欄。

[8]Teiser, Stephen F., *The Scripture on the Ten Kings and the Making of Purgatory in Medieval Chinese Buddhism.* (Kuroda Institute Studies in East Asian Buddhism 9). Honolulu: University of Hawaii Press, 1994に詳しい。

第一七日　秦廣王　　第二七日　初江王
第三七日　宋帝王　　第四七日　五官王
第五七日　閻羅王　　第六七日　變成王
第七七日　太山王　　第八百日　平正王（BD08045「平等王」）
第九一年　都市王（BD08045「都是王」）　第十三年　五道轉輪王

P.2003『佛說閻羅王授記四衆預修生七往生淨土經』

「七七齋」と唐、五代から北宋初期にかけて寫經された「十王經」との繋がりは、以上により明らかであろう。このような「七七齋」から「十王」に至る過程を知ることのできる資料は敦煌文獻の中に實に數多く含まれている。そのうち、特に敦煌本「十王經」自体の飜刻・考證に關する論著が多くあり[9]、また「七七齋」のみに關する論考も多數に見られるが[10]、　實は、「七七齋」「十王」に言及する敦煌文獻は地獄、葬送儀禮や孝子故事などの内容を中心として、數多く、類型も豐富である。またほかに講經文や願文、王梵志詩の中にも見られる。本稿では、それらの文獻を整理しながら、それぞれの性格を考察し、さらに「七七齋」をめぐる齋會のありかた、齋會と民衆との關連性を少しでも明かしてみようと考える。

一、十王經及び十王圖類[11]

十王經と「七七齋」についての關わりを記載する文獻として、先ず南宋の佛教史家宗鑑の『釋門正統』が擧げられる。

外又有所謂十王者，按正法念經：祇有琰摩羅王。此翻為雙王：以兄主

[9]泉芳璟「十王經の研究」『大谷學報』第 22 巻第 4 號、1941 年、1-24 頁。蕭登福「敦煌寫卷『佛說十王經』之探討」、「敦煌所見 19 種『閻羅王授記經』（佛說十王經）之校勘」『敦煌俗文學論叢』、臺北商務印書館、1988 年、251-292 頁。杜斗城『敦煌本佛說十王經校録研究』、甘肅教育出版社、1989 年。張總「『閻羅王授記經』綴補研考」『敦煌吐魯蕃研究』五巻、北京大學出版社、2001 年。

[10]道端良秀「中國佛教と七七齋」『宗教研究』第 34 巻第 3 輯、1961 年、85-86 頁；竺沙雅章「寺院文書」『講座敦煌 5　敦煌漢文文獻』、大東出版社、1992 年、642-652 頁；高國藩「論敦煌民間七七齋喪俗」『東方文化』第 1 期、1981 年、106-117 頁；湛如「敦煌齋會與民間信仰」『敦煌律儀制度研究』、中華書局、2003 年、331-341 頁。杜鬪城「七七齋之源流及敦煌文獻中有關資料的分析」『敦煌研究』第 4 期、2004 年、32-39 頁。

[11]從來の研究によって、その内容から二系に分けられる。巻首に題名を同じく『佛說閻羅王授記四撚預修生七往生淨土經』として藏川が贊述したとし、尾題に『佛說十王經』するものと、贊がなく純粹に經文のみの『佛說閻羅王受記經』或いは『閻羅王受記經』、『佛說閻羅王經』、或いは省略して『閻羅王經』と題するもの等である。これらはみな歷代の藏經には錄されないものである。一般に『十王經』と總稱されるものは現在 48 點が殘されている。その中で、經文のみの『十王經』は 39 點、その斷卷を綴合すると 32 點となる。他に圖と贊を備えるものは 8 點、綴合した後は 5 件、その他に一點圖のみのものがある。これらの十王經に關しては荒見泰史「敦煌本十王經與唱導」『第 4 屆中國俗文化研究國際研討會論文集』、2011 年 8 月（『中國俗文化研究』に近刊預定）を參照。

男獄；妹主女獄故也。據冥報記云：“天帝統御六道，是謂天曹；閻羅王者，是謂地府，如人間天子；泰山府君，如尚書令錄；五道大神，如六部尚書；自餘鬼道，如州縣等。此外，十殿之名乃諸司分者，乃唐道明和尚入於冥中，一一具述，因標其號，報應符合。初匪罔世，往往猶歷代官制不同，隨時更變也。”

又有《十王經》者, 乃成都府大聖慈寺沙門藏川所撰。又《水陸儀文》敘曰：“……起教於道明和尚。雖冥司有十王之號, 在藏殿無一字之談。稽攷所因, 粗知其故。由雙王之示, 實分十殿以強名。或崇追薦之方。或啟預修之會云云。

この文辭から見ると、十王經は「七七齋」に行うために撰された經典と分かり、また「七七齋」という齋會の主要な目的についても窺い知ることができる。即ち、死者の追善供養の爲の亡七齋でありながらも、死後の救濟のために先修（豫修）する生七齋でもあったということである。

以上の様に、十王經の眞僞はともかく、「七七齋」に關する重要な文獻資料群として看過することはできない。まずはそれらの資料を概ね以下の三系統に分けて紹介しておきたい。

a. 甲本系統：

基本的に『佛說閻羅王受記令四衆逆修生七齋功德往生淨土經』を題とする文獻である。現存するものは計 6 點、斷裂した寫本を綴合すると① P.2003、② P.2870、③ Ch.00404+Ch.00212+S.3961、④日本和泉市久保惣記念美術館藏董文員繪卷の 4 卷となる。内容は、經文、讚頌及び 14 幅の插圖からなり、各幅の圖の前には淨土五會念佛に用いられる七言四句の讚文 34 首、五言八句の讚 5 首、五言二句 1 首がある。そのうち、P.2003、P.2870 及び日本和泉市久保惣記念美術館藏董文員繪卷は、卷首の釋迦牟尼說法圖、六菩薩、持幡使者、十王（各王一幅）の繪畫計 14 幅がある。Ch.00404+Ch.00212+S.3961 は計 13 幅の畫面があり、卷首は地藏菩薩を主尊とし、六菩薩圖は見られない。これらは研究者によって多く甲本と稱されている系統である。この甲本の系統の『十王經』は、10 世紀頃までに廣く流布したようで、のちの宋代以降には中國ばかりか朝鮮半島にまで廣く見られており、版本としての資料も多く殘されている。そうした資料は『澄憲作文集』、『拾珠抄』などの唱導資料への影響があったことから見て日本へも早期に傳來していたようである[12]。

[12]本井牧子「預修十王經の諸本」『京都大學國文學論叢』、2004 年 3 月。

また、敦煌資料中に殘される50點餘りの資料の多く[13]は、『佛說閻羅王受記令四衆逆修生七齋功德往生淨土經』をもとにして圖と七言の讃を取り去って經文のみにされたものである。これらはおそらくは供養經として寫經するために簡略化したしたものである。これらは書き間違い等の他、中には内容上の差違が有り、大きく二系統に分類できる。

b. 乙本系統：

S.2815、S.3147、S.5544、S.5585、S.6230、北京8255などの乙本系統は共に供養經という目的のもとに何らかの手本をもとに書き繼がれたものと想像される。實際に供養經として寫經された事を示す資料としては、寫經の願意を書き殘す題記が多く殘されている。

c. 丙本系統：

S.2489、北京8257、Дx.00931、Дx.06099+Дx.00143などの丙本系統である。この系統は上述した二つ系統の差異は主に阿難尊者が冥界へ庶民を裁判しに行く理由、齋會を開設する因果、授記を獲得する理由等に關して佛の閻羅王に尋ねる場合に回答した言辭の簡易化しているところにある。また、S.2489と北京8257はこれらの中で最も古い寫本だと思われる。このように、甲本系統では、題名にもあるように自らの死後の冥福を祈る爲に生前に行う八戒を中心とする預修齋が中心にあったものが、乙、丙本になると「七七齋」、死者供養の要素が強くなっていくことである。

紙幅の關係のため、上述した三系統の十王經の詳細な異同の比較については荒見氏論考（注11）に讓り、その内容から、「七七齋」の樣相について考えようと思う。

まず、十王經の關連資料の大きな差異と言えば讃文や圖の有無である。言い換えれば、「七七齋」を行う際に、念佛讃や造像という儀禮が存在したということであろう。そのため讃文と圖は當初不可分であったが、その旋及につれて、讃文、圖ともに民間でよく知られるようになり、次第に經典上から消えたと推測できる。

また、これは僧侶から庶民にまで宣揚した寫經行事とも關係があるようである。十王經の寫本に以下のような識語が見られる。

安國寺患尼弟子妙福，發心敬寫此經一七卷，盡心供養。

S.2489 卷末

[13]英藏S.2489、S.3147、S.4530、S.4805、S.4890、S.5450b、S.5531h、S.5544b、S.5585、S.6230、S.7598+北圖新1537號（唐69）+S.2815；法藏P.3304v、P.3761、P.5580b；中國北8254（鹹75）、北8255（服37）、北8256（字66）、北8257（字45）、北8258（列26）、北8259（岡44）、上博48、俄藏Дx.00803、Дx.00931、Дx.03862、Дx.04560+Дx.05269+Дx.5277 、Дx.06099+Дx.143、Дx.06611+Дx.6612、Дx.11034。日本書道博物館1點（散799）。『敦煌祕笈』羽73-2（散262）、羽408（散535）、羽723、羽742Vなどがある。

安國寺患尼弟子妙福，發心敬寫此經。一七，養一心供養。

北京 8257 卷末

これにより一七から經を寫し始めていることが分かり、「七七齋」という齋會において重視すべき作法として寫經が行われていたことが分かるのである。

二、願文類[14]と疏文類

「七七齋」、「十王經」に關する文獻のうち、十王經及び十王圖類以外で數量的に最も多いものは、死者の功德を稱え、輪廻轉生への願いを表す願文類である。中でも主に「亡文」と呼ばれる文の中には、「某七」または「ム七」という「七七齋」の各齋において必要な數を入れて汎用できるように書かれており興味深い。それらの資料には、「生七齋」、即ち「先修」、「逆修」に及んだものもある。例えば、S.4624『發願文範本』（擬）の中には「逆修」が記され、S.5639『亡文範本等』（擬）の中には「先修十王會」及び「先修意」などは死者のためではなく、生者（概ね嗣子がいない庶民や僧侶、尼など）が自分の死後の冥福を祈るために利用されたものだと考えられる。

「七七齋」に關わる願文資料は以下のとおりである。

期日		寫本號
某七	初七	S.2832、P.2341、P.2226
	終七	S.6417
	その他	S.0343、Φ.263（Φ.326）、Дx.02371、P.3825（P.3819）、P.2058V、P.2588、P.2854、P.3566、P.3765、S.1823、S.1523、S.5639、S.5640、S.5573、S.5580、BD09156
	百日	S.6417、S.2717V
	中祥	S.4624
	大祥	P.3163V、S.6417、P.2044、P.3566
	不明	Дx.02832（Дx.03066）、Дx.02840、BD08956、P.2313V、P.2237 V、P.2358 V、P.2820、S.1441V、S.5957、S.5637

表 1: 願文類の「七七齋」資料

＊注：S.5639 と S.5640 は同一寫本の二部分であり、綴合可能である。

[14]願文と言えば、その名稱について、いろいろの言い方がある。例えば、郝春文（1990）では、「齋文」と名づけたが、王三慶（2009）では、「齋願文」と稱し、そのほか、「祭文」や「祭悼文」などもある。ここでは、主に『敦煌願文集』を利用して、「七七齋」の關連内容を見つけたため、とにかく願文類という類型に分けられた。それで、以下に願文文獻の番號や擬題などはすべて『敦煌願文集』に據る。（郝春文「敦煌寫本齋文及其樣式的分類與定名」『北京師範大學學報』第 3 期、1990 年、92-96 頁；黃征・呉偉『敦煌願文集』、嶽麓書社、1995 年；王三慶『敦煌佛教齋願文本研究』、新文豐出版公司、2009 年。）

以上の願文を一讀すればわかるように、これらの願文は敦煌における齋會の全體を描寫する次第法則の類ではなく、齋會を行う際に懺悔、回向、追善、追福の願を讀み上げるための發願の文書である。殘されている題目も一連の齋儀の中の一作法を表している程度にすぎない。

願文類の「七七齋」文獻は先修や逆修の齋會を表すものが多いが、その中に「亡七齋」の文辭も讀み取れる。

先修十王會

每聞牟尼大覺，坐千葉蓮花；金身含聚日之暉，玉毫吐月輪之照。佛之化也，有感必通者。于日，有趍蓮庭而虔虔，夕惕仰而石德；而手捧金爐、跪申厥由者，疏以前款。

伏惟公義信成德，迥然不群；鐵石為懷，忠貞立操。雖已渾跡人世，常興奉佛之心；敬達幽開（關），乃憑先修之力。即知身如幻化，命若浮雲。嗟石火而暫時，歎風燭之難保。每見年光不駐，與逝水如（而）東流；意欲洗滌塵勞，先布覺花之路。是以精修妙共（供），直開甘露之門；稽首金人，願託當來之果。時以雁行表烈（列），輪（論）功稱揚；**递互相乘，次當ム七**。今者法橋既備，任水淺深；資糧以（已）施，何愁路遠。於是鈴鈴（泠泠）魚梵，郁郁爐煙；宿修香積之餐，請佛千花之坐。攢思（斯）勝福，涉算叵儔，總用扶持公之所履：惟願儔羅碧岫（紬），昌同桂輪；德海澄清，福山轉峻。然後願十王明鑒，來降道場；善惡部官，同臨此會。鑒斯誠懇，旋為護持；賴茲勝因，齊登覺道。

竊聞如來旋救大千，飾（釋）毫光如（而）摧伏煩惱；慈雲浩瀚，灑法雨而蕩滌冤魔。是知佛已（以）慈濟為先，人用福田為本。是日也，香花滿座，鼓樂轟天；幾多之歌舞連霄（宵），無限之佛聲震響；即有齋頭及諸郎君等醵斂清齋，一為乞倍勝之田蠶，二乃當常歲之佳會云云。

伏惟　ム等盡乃家傳十善，名播五常，韜君子之清風，修菩提之自（白）業。上乃允文允武，敬佛重僧；了悟佛門，各知因果。依三長之月，共設清齋；願六畜之資生，保各家之安泰。是日，煙籠遠岫，敬（境）布祥雲；歌聲與鑾聲交音，佛聲與梵聲渟亮。如上勝祉，先用莊嚴、扶持諸多齋頭:伏願人人長壽命，各各保長年，四時無彫（凋）變之憂，八節有歡榮之泰。然後仕官者，職祿驟遷；在私者，咸蒙吉慶。

S.5639+S5640

「递互相乘，次當ム七。」という句より見て、この願文が生者の爲、そして死者の爲ともに用いられていたものと分かる。

なお「七七齋」に關連する敦煌文獻の中に、佛菩薩以外の神々を勸請し、神々と疎通するために書寫される供養用の疏文も點在している。これに關してはP.3152『淳化三年（992年）八月陳守宗請陳僧正等爲故都押衙追念頭設供疏』、P.4810『請金光時寺趙闍黎等爲亡妣追七功德疏』、S.0086『淳化二年（991年）馬氏醜女回施疏』、S.5855『雍熙三年（986年）陰存禮請三界寺都僧錄爲亡考七七追念設供疏』、S.5696『月内親從都頭陳守定爲亡父七七追薦設供疏』が有る。

例えば、S.0086『淳化二年馬氏醜女回施疏』は10世紀における「七七齋」という齋會のあり方を說明できる格好の資料として、明らかに「七七齋」の狀況を記したものである。

1. 奉為亡女弟子，馬氏名醜女。從病至終七日，所修功德數。
2. 三月九日病困臨垂。於金光明寺殿上施麥壹碩。城西
3. 馬家、索家二蘭若共施布壹皮疋。葬日臨壙焚
4. 屍，兩處共錄拰織裙壹腰、紫綾子衫子、白絹衫子
5. 共兩事、絹領巾壹事、綠鞋壹兩（雙）、絹手巾一個、布手
6. 巾一個、粟三碩、布壹疋。設供一七會，共齋僧貳佰
7. 揎拾人。施桝布揎疋，昌褐兩疋，又斜褐壹段、麥粟
8. 帛貼，共計拾貳碩。
9. 轉《妙法蓮華經》十部
10. 《觀彌勒菩薩上升兜率天經》八十部
11. 《金剛般若波羅蜜經》兩部
12. 《[十] 重四十八輕戒》一卷
13. 《佛頂尊勝陀羅尼》六百遍
14. 《般若波羅蜜多心經》一百部；《慈氏真言》三千遍。
15. 設供轉念功德，今日
16. 右件所修，終七已後，並將奉為亡過三娘子
17. 資幅。超度幽冥，速得往生兜率內院，得
18. 聞妙法，不退信心。瞻禮毫光，消除罪障。
19. 旋及法界一切含靈，共同霑於勝因，齊
20. 登福智樂果。謹疏
21. 淳化二年辛卯歲四月二十八日回施疏

「淳化二年」は即ち991年であるため、この内容は10世紀末期の齋會に關わると分かる。また、題名より父親が娘の爲に「七七齋」を開いた記載であると分かる。その次第をまとめてみると、「布施」、「轉經」、「嘆功德」、「發願」、「回向發願」

という齋會作法を含むことが分かる。

三、講經文類[15]及び王梵志詩類[16]

講經文及びこれに類する資料の中で「七七齋」と關連すると見られる寫本はただ P.2055『佛說善惡因果經』、P.2193「目連緣起」及び P.2305『無常經講經文』の三點のみである。

從來の研究では、P.2133『妙法連華經講經文』（擬）と P.3375V『歡喜國王緣』（擬）もまた「七七齋」の資料としても取り上げられたことがあるが、實は、その内容は「七七齋」ではなく、十齋日の十齋あるいは八關齋と思われる。P.2133『妙法連華經講經文』（擬）に「不把花鈿粉飾身，解持佛戒斷貪嗔。數珠專念彌陀佛，心地長修解脫因。三八鎮游諸寺舍，**十齋**長是斷葷腥。如斯淨行清高衆，經內呼為善女人。」と言うが、P.3375V『歡喜國王緣』（擬）に「有相夫人報大王，盈盈玉貌也無常。傾國傾城人聞說，尚與國王有分離。懃發［願］，速修行，濁世娑婆莫戀營。便須受戒歸政法，淨土天中還相逢。無限難思意味長，速須覺悟禮空王。三八士須斷酒肉，**十齋**直要剩燒香。更能常年如來好，一切時中得吉祥。好道理，不思儀，記當修行莫勇伊。念佛座前領取偈，剩抛散施總［須］知。」と言う。この内容を確認してみると、死者や地獄などには言及せず、受戒のことを宣傳するものである。そこで、ここにある「十齋」は受戒と精進潔齋を行う十齋日のことを指すと分かるのである[17]。

P.2055 の最後部分に寫された「七七齋」に關する内容を見てみると、10 世紀の末に寫經という儀禮も盛んに行われるようになったと分かる。

412.　佛說善惡因果經一卷
413.　弟子朝議郎檢校尚書工部員外郎翟奉達，為亡過
414.　妻馬氏追福。每齋寫經一卷，標題如是：
415.　第一七齋寫《無常經》一卷；第二七齋寫《水月觀音經》一卷；
416.　第三七齋寫《咒魅經》一卷；第四七齋寫《天請問經》一卷；
417.　第五七齋寫《閻羅經》一卷；第六七齋寫《護諸童子經》一卷；
418.　第七［七］齋寫《多心經》一卷；百日齋寫《盂蘭盆經》一卷；

[15]寫本の内容や題名等については、主に黄征、張涌泉『敦煌變文校注』（中華書局、1997 年）を参照。

[16]以下に取り上げた王梵志詩をめぐる題名及び写本内容は主に張錫厚『王梵志詩校輯』（中華書局、1983 年）と項楚『王梵志詩校注』（上海古籍出版社、2010 年）を参照。

[17]十齋日に関しては、荒見泰史「敦煌本十齋日資料と斎會、儀禮」（『第三回東アジア宗教文獻國際研究集會論文集』、2013 年）を参照。

419.　一年齋寫《佛母經》一卷；三年齋寫《善惡因果經》一卷；
420.　右件寫經功德為過往馬氏追福。奉
421.　請龍天八部、救苦觀世音菩薩、地藏
422.　菩薩、四大天王、八大金剛、以作證盟。一一領受
423.　福田，往生樂處，遇善知識，一心供養。

さて、『十王經』等の經典に書かれた「讃文」及び十王圖、供養疏文などの狀況を總合的に考えてみると、特に 10 世紀において、「七七齋」に關する齋儀の内容は寫經ばかりではなく、布施、轉經、嘆功德、發願、回向發願、念佛讃、及び造像、供養疏文などの儀禮をも含むと見ることができる。

また、敦煌民間における佛教の諸相を反映した王梵志詩の中にも「七七齋」に關連する内容を記載した。以下の表は、その様な詩の題名を取り上げたものである。

寫本號	詩の題名	内容	出典及び參考文獻
S.0778 S.5796 S.5474	家口惣死尽	家口惣死盡，吾死無親表。急首賣資產，與設逆修齋。託生得好處，身死雇人埋。錢遣隣保出，任你自相差。	『大正新脩大蔵経』第 85 巻、1323 頁中欄。項楚『王梵志詩校注』、上海古籍出版社、2010 年、15 頁。
S.0778 S.1399	悿淪三悪道之一	悿淪三惡道，負特愚癡鬼。荒忙身卒死，即屬伺命使。反縛棒駈走，先渡奈河水。倒忿至廳前，枷棒遍身起。死經一七日，刑名受罪鬼。牛頭鐵叉扠，獄卒把刀掇。碓擣磑磨身，覆生還覆死。	『大正新脩大蔵経』第 85 巻、1323 頁下欄。項楚、前掲書 32 頁。
S.0778 S.1399	撩亂失精神	撩亂失精神，無由見家裏。妻是他人妻，兒被後翁使。奴事新郎君，婢逐後娘子。駟馬被金鞍，鏤鐙銀鞦轡。角弓無主張，寶劍抛著地。設卻百日齋，渾家忘卻你。錢財他人用，古來尋常事。前人多貯積，後人無慙愧。此是守財奴，不免貧窮死。	『大正新脩大蔵経』第 85 巻、1323 頁下欄。項楚、前掲書 38 頁。
P.3211 S.5441	吾家多有田	吾家多有田，不善廣平王。有錢惜不用，身死留何益。承聞七七齋，拚施鬼來喫。永別生時盤，酒食無蹤跡。配罪別受苦，隔命絶相覓。	項楚、前掲書 72 頁。

P.3211	好住四合舍	好住四合舍，慇懃堂上妻。無常悍鬼至，火急被追催。露頭赤攔走，不容得著鞋。向前任料理，難見卻回來。有意造一佛，為設百人齋。無情任改嫁，資產聽將陪。吾在惜不用，死後他人財。憶想生平日，悔不唱三臺。	項楚、前掲書 201 頁。

表 2: 王梵志詩類の「七七齋」資料

これらの内容を見てみると、民間社會における「七七齋」は様々な名稱を持っていた一方で、かなり民衆の生活と距離が近かったことが窺える。また、「七七齋」は死者への供養と自己救濟という役割を果たすものとして重視され、金錢を盡くした事例をも取り上げられている。

なお、P.2718、P.3558、P.3716、P.3656、S.2710、S.3393、P.4094 や P.2607 に寫された『六時長禮懺』には「六時長禮懺，日暮廣燒香。十齋莫使闕，有力悍三長」という内容であるが、その中に出てきた「十齋」は「七七齋」を指すものではなく、やはり十齋日の十齋だと見られる[18]。

以上の王梵志詩類にある「七七齋」の資料内容からは、齋會の具體的な狀況を窺うところまではいかないが、その齋會が當時の庶民に重視され、貧困などの苦境に陥っても、設齋に對しては極めて熱心であったと推測できる。つまり、佛教の民衆化・世俗化を受けて、齋會は民衆と密接な關係を築き上げていたものと見られるのである。

四、結びにかえて——齋會と民衆との關係

「齋」は本來中國で禁忌を守る意味であり、佛教における「齋」は僧侶たちが正午を過ぎると食事をしないことを指すが、その後、梁武帝の詔により、「齋」は素食という意を持つようになったのである[19]。そこから、後代では「齋會」や「設齋」という言葉は主として僧侶に對して食事を供養することを指し、その爲に僧侶を呼び行う儀式を「齋」、「齋會」、そして「齋」、「齋會」を行うことを「設齋」と言うようになった。つまり齋會はその本來の意味として、僧侶に食事を供養し、齋儀に參加してもらうのが元と思われる。しかし、時代が下ると時には僧侶のみならず在家の參列者に對しても食事を供養することがあったようである。在家信者の亡者供養としての「七七齋」においては、そのようなことは自然な流れであ

[18]荒見泰史、前掲論文。

[19]王三慶「敦煌文獻中齋願文的内容分析」『新世紀敦煌學論集』、巴蜀書社、2003 年、598-620 頁。

るとも思われる。例えば、S.5855『雍熙三年（986 年）陰存禮請三界寺都僧錄爲亡考七七追念設供疏』は以下の内容である。

1. 三界寺請 都僧錄 周僧正 劉僧正 張僧正 法華大師 張大師 劉大師
2. 松大師 大張法律 小張法律 羅法律 王法律 成子闍黎 曹家新戒
3. 右今月廿日，奉為故慈父 都知就弊居，七七追念設供。幸望
4. 法慈，依時降 駕，并巾鉢。謹疏。
5. 雍熙三年歲丙戌六月 日，哀子、弟子節度都頭陰存禮疏。

これは、「七七齋」を行うため、三界寺の僧侶を誘う回狀のようである。同様の資料は、P.3388『開運四年（947 年）歸義軍節度使曹元忠爲其故兄大祥追念請金光明寺僧疏』、P.3152『淳化二年（992 年）陳守定爲都衙七七追念設供疏』等が存在し、その内容と格式から見ても、10 世紀に、敦煌地域の民衆社會における「七七齋」への僧侶を招聘する文は概ね定型化されと見ることができる。

また、小南一郎氏は S.5639『亡文範本等』[20]にある「先修十王會」（生七齋）の内容について、以下のように述べている。

> その内容からもうかがわれるように、この願文は、ある一人の人が個人的に實行する祭儀においてではなく、いく人かが集まって、集團で行われる儀式の場で唱えられるものなのであった。複數の人々が一つに會して行われる儀禮であったがために、十王會と會の語で呼ばれたのだと推測される[21]。

S.5639 の抄寫年代は曹元德、曹元深、曹元忠が節度使に任にあった時期であり、10 世紀中期頃のものと分かる。この頃には、齋會はただ一族の供養の爲の行事にとどまらず、社會的活動として民衆も多く參與する形に發展し、重要な佛教儀禮の一つとして民衆の生活に深く關わっていたと見ることができよう。

齋會の様相に關しては、當初、佛教の齋會は道教の齋會、また中國傳統的な習俗と融合し、嚴密な儀禮作法が行われたものと考えられる。ただ、一般民衆と關係の深かった「七七齋」を例として見ると、主に寺院内で行われた齋會ではなく、僧侶が齋主の邸宅を訪れて齋會を行っていることから、齋主をはじめとする民衆の參與は次第に增し[22]、齋会の内容は民衆の參加によってますます豊かになったと見られる。この時代は俗講等の通俗講經が流行していた時代でもあり、齋会の進

[20]題名は『敦煌願文集』（黄征・呉偉、前掲書）に據る。

[21]小南一郎「「十王經」の形成と隋唐の民衆信仰」『東方學報』京都第七十四册（京都大學人文科學研究所紀要第百四十册）、2002 年、188 頁。

[22]唐代の民衆的な宗教習俗を記載した王梵志詩類には、「七七齋」の記録が多く、齋會は民衆との繋がりが強くなった一方で、そのなかに民衆が主導な役を果たすように表明したと考えられる。

行中には禮讃、發願等という佛教の基本的な儀禮のほかに、民衆が行うことのできる儀禮作法も增えたに違いない。寫經、造像、供養疏文などの儀禮も次第に齋會の主要な部分になり、深く理解しがたかった佛教教理は、齋會を通じて容易に民衆の思想と社會生活に染み込んだことであろう。

本稿において、以上の様に「七七齋」をめぐる敦煌文獻資料を蒐集して檢討したことにより、10 世紀當時の佛教における齋會關連資料の多様化と齋會の民衆化を窺い知ることができたように思われる。そこには佛教に對する信仰が弱まることなく、民衆に適する形にな變わりつつその信仰が受け繼がれていくという當時の姿を見ることができたように思う。

（作者は廣島大學大學院總合科學研究科博士課程）

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）195-204 頁

《敦煌秘笈》部分佛教與道教文書定名

呂德廷

杏雨書屋是日本收藏敦煌文獻最多的單位。2009-2013 年出版的《敦煌秘笈》刊帳了以李盛鐸舊藏爲主體的敦煌西域文獻，該書爲敦煌學研究提供了豐富的材料，也將積極推動敦煌研究。

《敦煌秘笈》包括目錄 1 册、圖版 9 册[1]，採用條記目錄的形式對每件文書進行著錄。目錄分爲 11 項，分別記錄文書的題名以及紙張、文字的形態等。雖然《敦煌秘笈》對刊帳的文書做了細緻的定名工作，但仍有部分文書未定名或值得重新定名，其中大多數是佛道類文書。本文在學界已有成果的基礎上[2]，僅對涉及 18 個卷號的佛教與道教文書進行定名。

第一册

1. 羽 65 の一　題名：不知題律斷簡

文字殘存 2 行，全文爲“ ═══□□起，頭面作禮而白佛言：世尊，世尊往昔於/庌尼中及諸經藏說 ”，出自：劉宋沮渠京聲譯《佛說觀彌勒菩薩上生兜率天經》，見：《大正藏》No.452・第 14 卷・第 418 頁・下欄・第 4-5 行。

定名：《佛說觀彌勒菩薩上生兜率天經》

2. 羽 94 題名：（擬）天台智者大師智顗別傳

羽 94 分爲兩部分，佐藤礼子氏已揭示出羽 94 第一部分是對道液《淨名經關中釋抄》而作的注疏[3]。

羽 94 第二部分文字共 3 行，全文爲：“ 池中望月，嶺上觀遐（霞）。知身虛幻，

---

[1]『敦煌秘笈』目録册，2009 年；影片册（1-9），2009-2013 年，武田科學振興財團杏雨書屋。

[2]如蕭文真氏核查了羽 100，發現該文書至少引用 16 種經典、4 種論疏抄以及其他 2 種佛教論著，認爲該文書不是講經文，而是佛教文獻的雜抄（見：蕭文真「『敦煌秘笈』羽-100 號殘卷の特性およびその真僞」，『印度學佛教學研究』第 61 卷第 2 號，2013 年，第 38-41 頁。）但未予以具體題名。羽 153V 原題名爲：《佛說九色鹿王變文》，朱鳳玉考訂爲《妙法蓮華經講經文 （旋門品）》（見：鄭阿財《杏雨書屋〈敦煌秘笈〉來源、價值與研究現況》，《敦煌研究》2013 年第 3 期，第 121 頁。）

[3]佐藤礼子「羽 094R『（擬）天台智者大師智顗別傳』初探」，『敦煌寫本研究年報』第七號，2013 年，第 297-311 頁。

不染榮華。/得憐（鄰）十聖，近佛無叉（差）。變身百億，應供娑婆。/隨念惣至，只是阿羅。”相似內容見於 S.5809《大興善寺禪師沙門定惠讚》:“池中望月，嶺上觀霞。知身虛患（幻），不染世花（華）。定惠平等，十地無差。變形百億，應供娑婆。”二者大部分相同。據此，可將其定名爲《大興善寺禪師沙門定惠讚》。

定名：羽 94（2）《大興善寺禪師沙門定惠讚》。

第四册

1. 羽 271　題名：不知題佛經義記[4]

該文書首尾殘缺，文中有“義記第二”、“義記卷第三”、“義記第四”、“義記卷第五”等標題。《李氏鑒藏燉煌寫本目錄》將其定名爲：“殘經一卷（首尾缺 卷中題有義記卷五止字樣）[5]。”因文書中有“義記”的標題，加之此文書是僧侶探討佛教義理，而非佛經，因此定名爲《殘經》則不妥當。

藏經以及敦煌文書中有名爲義記的著述，如《勝鬘義記》、《觀無量壽經義記》、《維摩義記》、《金剛般若義記》等，但基本是對佛典的注疏，體例爲闡述佛典義理、疏通文字。羽 271 的體例基本是“治城智順法師解三寶義”、“天安僧鍾法師解一乘義”的形式，具體內容爲法師先講解佛學義理，之後其他參與法會的僧人就自己的見解和疑難向法師提問。羽 271 以專題的形式講解討論義理，與上述註釋一經的義記不同。

據《隋書・經籍志》，蕭子良曾撰《義記》二十卷[6]，佛教典籍則記載爲《雜義記》，如《出三藏記集》:“雜義記十卷，右第十帙 (上)；雜義記十卷，右第十一帙 (下) [7]。”《大唐內典錄》、《法苑珠林》亦作“《雜義記》二十卷”[8]。日本僧人珍海撰述的《三論玄疏文義要》曾引用《雜義記》，但未注明作者[9]。雖然記載稍有不同，但可知蕭子良曾有名爲《義記》或《雜義記》的著述。

蕭子良（460～494），字雲英，齊武帝蕭賾之子，被封爲竟陵郡王。蕭子良信仰佛教，“齊、梁二代之名師，罕有與其無關係者[10]。”《敦煌秘笈》已提到該文書中的

[4]筆者於 2013 年 9 月初完成羽 271 這一部分，蒙山本孝子博士告知，2013 年 10 月 21 日龍谷大學仏教文化研究所將召開第 15 回“仏教文化セミナー”，該所客員研究員臼田淳三先生將作名爲「擬南齊竟陵文宣王所持の「雜義記」殘簡——『敦煌秘笈』羽 271 錄文研究」的報告。後有幸旁聽，得知臼田先生的重點在於研究羽 271 中的僧人與引用的佛典，在定名方面論述不多。另外，臼田先生將羽 271 定名爲《雜義記》，與筆者所持的觀點稍有不同。故於此稍作論述。

[5]商務印書館編《敦煌遺書總目索引》，商務印書館，1962 年，第 321 頁。

[6]魏徵等撰《隋書》卷 34《經籍志三》，中華書局，1973 年，第 1010 頁。

[7]釋僧祐撰，蘇晉仁、蕭鍊子點校《出三藏記集》卷 12，中華書局，1995 年，第 450 頁。

[8]道宣《大唐內典錄》卷 4，《大正藏》第 55 卷，第 263 頁・中欄・第 17 行。釋道世著，周叔迦、蘇晉仁校注《法苑珠林校注》卷 100，中華書局，2003 年，第 2874 頁。

[9]珍海《三論玄疏文義要》卷 9，《大正藏》第 70 卷，第 361 頁・中欄・第 20-23 行。

[10]湯用彤《漢魏兩晉南北朝佛教史》（增訂本），北京大學出版社，2011 年，第 255 頁。

僧人多見於《高僧傳》[11]。文書中出現的僧人共 29 位，可考者 20 位，主要活動於南朝齊梁時期。因文書中僧人之間有問答，可以判定其他僧人也屬於同時期。目前可知，其中 12 位曾與蕭子良來往，分別爲：僧鍾、僧柔、智秀、曇纖、寶亮、僧表、僧最、智順、僧旻、法安、智藏、法寵。蕭子良曾邀請他們講經說法。

另外，蕭子良曾著《淨住子》二十卷，敦煌文書中也有《淨住子》這一書名。S.721V《〈維摩詰經〉注疏》後有“淨住子卷第□八”[12]等字，但未有具體內容。雖然僅見書名，但可見蕭子良的著述曾爲敦煌人所知。

由此推測，該文書可能是蕭子良所撰的《義記》。

定名：蕭子良《義記》

2. 羽 299 の一　題名：不知題經。

文字殘存 26 行，首行爲：“是若修道者，地獄應是道。然此地獄中，斬截及糞屎”，末行爲“譬如師子吼，諸獸無在前。如來無礙辯，其事亦如是。”出自：馬鳴造、鳩摩羅什譯《大莊嚴論經》卷第二，見：《大正藏》No.201・第 4 卷・第 265 頁・中欄・第 17 行-第 266 頁・上欄・第 12 行。

定名：《大莊嚴論經》卷第二

3. 羽 300V の三　題名：不知題經

該部分前有羽 300V の一《大般涅槃經略抄要義見佛性法》、羽 300V の二《大般涅槃經壽命品第一、略抄奧義見佛性法卷第一》。該部分文字殘存 5 行，全文爲：“佛告諸菩薩：‘有盡無盡解脫法門，汝等當學。不 / 盡有爲，不住無爲。不離大慈，不捨大悲；深發 / 一切智心，而不忽忘；教化撚生。又具福德故，不住 / 無爲；具智慧故，不盡有爲。大慈悲故，不住無爲；□（滿）/ 本願故，不盡有爲。集法藥故，不住無爲；隨受”。

該段文字見於鳩摩羅什譯《維摩詰所說經》卷下《香積佛品》第十一，但並非逐字逐句抄寫，而是有所選擇地抄錄。“佛告諸菩薩：‘有盡無盡解脫法門”至“教化撚生”在《維摩詰所說經》中的完整內容爲“**佛告諸菩薩：有盡無盡解脫法門，汝等當學**。何謂爲盡？ 謂有爲法。何謂無盡？ 謂無爲法。如菩薩者，**不盡有爲，不住無爲**。何謂不盡有爲？ 謂**不離大慈，不捨大悲；深發一切智心，而不忽忘；教化撕生**[13]。”其中，黑體部分是文書抄錄的內容。

文書中“又具福德故，不住 / 無爲；具智慧故，不盡有爲；大慈悲故，不住無爲；□（滿）/ 本願故，不盡有爲；集法藥故，不住無爲；隨受”這一部分亦出自：《維摩詰所說經》卷下《香積佛品》第十一，見：《大正藏》No.475・第 14 册・第 554 頁・

[11]《敦煌秘笈・影片册》第四册，武田科學振興財團杏雨書屋，2011 年，第 155 頁。
[12]“卷□八”似爲“卷十八”，《英藏敦煌文獻》釋讀爲“卷冊八”。
[13]鳩摩羅什譯《維摩詰所說經》，《大正藏》第 14 卷，第 554 頁・中欄・第 3-8 行。

下欄・第 15-18 行。

定名：《維摩詰所說經》卷下《香積佛品》第十一略抄。

第五册

1. 羽 333V　題名：不知題論疏　　該文書是對真諦譯《大乘起信論》所作的注疏。該注疏對《大乘起信論》科判，每一部分先解說大意，後隨文詮釋。第 1 紙字體較淡，注釋的內容應起自《大乘起信論》中的“真如者，依言說分別有二種義”，至“若離妄心實無可空故”[14]。第 2 紙至文書的末行，注釋《大乘起信論》自“所言不空者，已顯法體空無妄”至“能障真如根本智故。無明義者”這一部分[15]。

定名：《大乘起信論》注疏

2. 羽 339　題名：不知題經

文字殘存 26 行，前 2 行爲“═══□藥 / ═══□世尊栰樹由斧，去蜂由人”，末行爲“═══譬如從心意緣”。出自：《究竟大悲經》卷第二，見：《大正藏》No.2880・第 85 卷・第 1371 頁・上欄・第 28 行～下欄・第 9 行。

定名：《究竟大悲經》卷第二

3. 羽 342　題名：不知題經

文字殘存 6 行，首行爲：“═══□□□□□提韋所，教化之曰”，末行爲“當爾之時，悔無所及”。出自：蕭齊釋曇景譯《佛說未曾有因緣經》卷下，見：《大正藏》No.754・第 17 卷・第 581 頁・下欄・第 15-21 行。

定名：《佛說未曾有因緣經》卷下

4. 羽 393 題名：道經注疏

該文書是《太玄真一本際經》卷二《付囑品》的注疏，注疏中出現的經文起自“□□□□體自然，無生無滅，離有爲相”，至於“皇人又問：云何名爲修習正”，此段經文見於：《道藏》（文物出版社、上海書店、天津古籍出版社）第 24 册・第 655 頁・中欄・第 12 行～第 656 頁・上欄・第 8 行。P.2392《太玄真一本際經》卷二《付囑品》首尾完整，羽 393 中的經文見於 P.2392 第 103-138 行。

定名：《太玄真一本際經》卷第二《付囑品》注疏

5. 羽 414　題名：道經疏歟

文字殘存 8 行，首行不可辨識。該文書對“真”、“一”、“本”、“際”等字加以注

[14]馬鳴造、真諦譯《大乘起信論》，《大正藏》第 32 卷，第 576 頁・上欄・第 24 行～中欄・第 5 行。

[15]馬鳴造、真諦譯《大乘起信論》，《大正藏》第 32 卷，第 576 頁・中欄・第 5 行～577 頁・下欄・第 21 行。

釋。因“際是滉際，言此經詮明妙”出現“此經”二字，加之上文的出現“真、一、本、際”四字”，可見該文書是《太玄真一本際經》的注疏。

定名：《太玄真一本際經》注疏

說明：該文書字體與羽410《擬太玄真一本際妙經疏》相似。

第六册

1. 羽457ノ十一 題名：不知題佛典

文字殘存3行，首行爲“戒，無有毀犯，三業不空，不可爲比。一切世”，末行爲“發菩提心，不可爲比。於三世中一切世界，所有撚”。出自：唐代義淨譯《金光明最勝王經》卷第三，見：《大正藏》No.665・第16卷・第416頁・中欄・第27行～下欄・第1行。

定名：《金光明最勝王經》卷第三

第八册

1. 羽589の七　題名：不知題經注疏書　一片

文字殘存7行，注疏中出現的經文有“數寒數熱”、“骨節頭痛”，見於《大般涅槃經・梵行品》“見彼病人數寒數熱、骨節頭[16]痛”[17]，此句在北本、南本《大般涅槃經》中均有出現，故不易判定出自何本。

定名：《大般涅槃經》注疏

2. 羽589の八　題名：不知題經

文字殘存6行，前2行爲“不可□□□□／處不至，究竟一切法自在彼岸，具足成就□”，末行爲“方便不□□”。出自：東晋佛馱跋陀羅譯《大方廣佛華嚴經》卷第四十，見：《大正藏》No.278・第9卷・第656頁・中欄・第6-12行。

定名：《大方廣佛華嚴經》卷第四十

3. 羽589の一三　題名：不知題序文　一片

文字殘存4行，內容爲：“於九□□□□□□□之／胞，睹陽於冥感之魂。拔領太虛，高步長津。朗／秀三會，濯瀾上玄。流景冥華之都，抗志於八／圓之中。叨受開明之司，過蒙玄師之宗。撫念”。出自：《元始五老赤書玉篇真文天書經》卷上，

[16]“頭”，《大正藏》作“疼”，S.1295北本《大般涅槃經》卷二十作“頭”，見黃永武主編《敦煌寶藏》第9册，新文豐出版公司，1981年，第656頁。

[17]曇無讖譯《大般涅槃經》卷第二十《梵行品》第八之六，《大正藏》第12卷，第482頁・上欄・第9-10行。慧嚴等編《大般涅槃經》卷第十八《梵行品》之第五，《大正藏》第12卷，第725頁・上欄・第19-20行。

見：《道藏》（文物出版社、上海書店、天津古籍出版社）第 1 册・第 776 頁・上欄・第 1-5 行。

定名：《元始五老赤書玉篇真文天書經》卷上

4. 羽 589 ノ一四　題名：不知題經　一片

文字殘存 6 行，前 2 行爲 “ ═══□□□父母 / 己身妻子眷屬。二應作如法販轉，留餘一分 ”，末行爲 “ 不應寄付，汝能離不？ 若言能者，復應語言：善 ”。出自：北凉曇無讖譯《優婆塞戒經》卷第三，見：《大正藏》No.1488・第 24 卷・第 1048 頁・下欄・第 22-28 行。

定名：《優婆塞戒經》卷第三

5. 羽 589 の一九 題名：不知題律文 一片

文字殘存 8 行，首行不可識別，其餘內容爲：“ 等。五者於輕毀供養，心無有二。═══ / 失，莫見其過。七者見種種□═══ / 若聞三惡，亦勿驚怖。九者於═══ / 相。十者佛□土濁，生稀有相。菩 / 遊於三界，煩惱結習，無能爲害。═══ / 三界中，以大悲爲本，處此穢土 / 是名難思議。若人於淨國，持戒═══ ”。出自：《大通方廣懺悔滅罪莊嚴成佛經》卷中，亦見：BD3466《〈大通方廣懺悔滅罪莊嚴成佛經〉卷中》，第 70-76 行[18]。

定名：《大通方廣懺悔滅罪莊嚴成佛經》卷中

6. 羽 589 の二〇　題名：不知題律文　一片

文字殘存 3 行，內容爲：“ 須臾間，行慈爲最勝。若人於此═══ / 罪，應墮三惡道，現世受得除。菩═══ / 應懷憂怖。設有惡道罪，頭═══ ”。此段文字亦見於 Дx01196。馬德《俄藏敦煌寫經部分殘片內容的初步辨識》指出 Дx01196 的內容 “ 與姚秦鳩摩羅什譯《思益梵天所問經》卷第一《序品第一》，或元魏菩提流支譯《勝思惟梵天所問經》卷第一內容相近；……寫本與經文出入較大。[19] ” Дx01196 爲《大通方廣經》卷中的內容。羽 589 の二〇的內容見於：BD3466《〈大通方廣懺悔滅罪莊嚴成佛經〉卷中》，第 76-79 行[20]。

定名：《大通方廣懺悔滅罪莊嚴成佛經》卷中

說明：羽 589 の二〇可綴合於羽 589 の一九之後。

7. 羽 589 の二一 題名：不知題經 一片

文字殘存 7 行，首、末行不可識別，其餘內容爲：“ □□□□斷縛，滅除煩惱。

[18]中國國家圖書館編《國家圖書館藏敦煌遺書》第 48 册，北京圖書館出版社，2007 年，第 29 頁。

[19]馬德《俄藏敦煌寫經部分殘片內容的初步辨識——以〈俄藏敦煌文獻〉第六、七、八册爲中心》，《戒幢佛學》第三卷，岳麓書社，2005 年，第 456 頁。

[20]中國國家圖書館編《國家圖書館藏敦煌遺書》第 48 册，北京圖書館出版社，2007 年，第 29 頁。

雖生此□□□□□ / 增智慧。億劫淨土，受持淨戒□□□□□ / 從旦至明日。我見阿閦佛國，西□□□□□ / 甚清淨，亦無苦惱名。於此作功□□□□□ / 奇。若人於此土，能忍不可事□□□□□”。出自：《大通方廣懺悔滅罪莊嚴成佛經》卷中，見：BD3466《〈大通方廣懺悔滅罪莊嚴成佛經〉卷中》，第 79-85 行[21]。

定名：《大通方廣懺悔滅罪莊嚴成佛經》卷中

說明：羽 589 の二一可綴合於羽 589 の二〇之後。因此，羽 589 の一九、二〇、二一可綴合爲一件。

8. 羽 589 の二七 題名：不知題經 一片

文字殘存 6 行，首行爲：“□□□□□□□□生。□善男子，以是義故得名”，末行爲：“□□□□□以是義故□□□□□”。出自：曇無讖譯《大般涅槃經》卷十五或南本《大般涅槃經》卷第十四。見：北凉曇無讖譯《大般涅槃經》卷十五，《大正藏》No.374・第 12 卷・第 453 頁・中欄・第 3-8 行；南本《大般涅槃經》卷第十四，《大正藏》No.375・第 12 卷・第 695 頁・中欄・第 9-14 行。

定名：《大般涅槃經》斷片

9. 羽 589 の二八 題名：不知題經 一片

文字殘存 6 行，下半部殘缺。首行爲“者。愛時可附□□□□□”，末行爲“相惡。相見不歡，唱而不和。可知□□□□□”。出自：三國吳支謙譯《佛說孛經抄》，見：《大正藏》No.790・第 17 卷・第 731 頁・上欄・第 22-28 行。

定名：《佛說孛經抄》

10. 羽 590 の九 題名：不知題經 一片

文字殘存 6 行，上半部殘缺，首行爲“□□□□□等無量身，於一念”，末行爲“□□□□□□等無量菩薩內”。《敦煌秘笈》已指出該內容與《大方廣佛華嚴經》近似[22]。出自：東晉佛馱跋陀羅譯《大方廣佛華嚴經》卷第二十一，見：《大正藏》No.278・第 9 卷・第 534 頁・下欄・第 15-21 行。

定名：《大方廣佛華嚴經》卷第二十一

11. 羽 590 の十 題名： 不知題經 一片

文字殘存 5 行，首行爲“□□□□□迴向，令一切撚生”，末行爲“□□□□□法界等無量無□□”。《敦煌秘笈》已指出該內容與《大方廣佛華嚴經》內容相似[23]。出自：東晉佛馱跋陀羅譯《大方廣佛華嚴經》卷第二十一，見：《大正藏》No.278・第 9 卷・第 534 頁・下欄・第 21-26 行。

[21] 中國國家圖書館編《國家圖書館藏敦煌遺書》第 48 册，北京圖書館出版社，2007 年，第 29 頁。
[22] 《敦煌秘笈・影片册》第八册，武田科學振興財團杏雨書屋，2012 年，第 67 頁。
[23] 《敦煌秘笈・影片册》第八册，武田科學振興財團杏雨書屋，2012 年，第 67 頁。

定名：《大方廣佛華嚴經》第二十一

說明：羽 590 の十可直接綴合於羽 590 の九之後。

12. 羽 639 題名：不知題注釋書

首殘尾全，首行殘損嚴重，第 2 行爲“ 誓誦習字出如常，復聞空中聲曰：‘ 汝是智人，何故誦此？ ’什遂訶叱 ”，正文末行爲“ 暇。命筆直書，自爲補其闕遺，豈敢傳諸好事 ”。據佐藤礼子氏研究，此爲《維摩疏釋前小序抄》[24]。見：《大正藏》No.2775・第 85 卷・ 第 435 頁・下欄・第 27 行～第 436 頁・下欄・第 21 行。

定名：《維摩疏釋前小序抄》

說明：羽 639V，僅有一行文字，爲“ 不擇賢以託身，不守志以自定。見小暗大，而不知其所務，從物如流，而不知其所執 ”。類似文字見於《孔子家語》：“ 不擇賢以託其身，不力行以自定。見小闇大，而不知所務；從物如流，不知其所執。[25] ”

13. 羽 649 題名：不知題佛經解說書

該文書分可爲兩部分，首行至倒數第 9 行爲第一部分，是某佛經的注疏，可編號爲羽 649（1）；最後 8 行爲第二部分，可編號爲羽 649（2），兩者並非同一內容。羽 649（2），上半部分殘缺，末行不可識別，首行爲“ ═══彼果唯從此因而生，不從餘生，故知 ”，末行爲“ ═══□緣生果 ”。出自：曇曠《大乘百法明門論開宗義決》，見：《大正藏》No.2812・第 85 卷・ 第 1069 頁・上欄・第 26 行～中欄・第 10 行。

定名：羽 649（2）《大乘百法明門論開宗義決》

第九册

1. 羽 673 題名：道教願文

該文書漢字殘存 24 行，並有藏文雜寫。漢字前 2 行爲:“ ═══之□□□═══ / ═══□□□條通九幽之懺啓請 ”，末行爲“ 鳳曆之鴻□，□飛龍之景運。謹有大唐 ”。相同文字見於：P．2989（P.T.0781）第 90-113 行。大淵忍爾《敦煌道經目錄編》將 P．2989 擬名爲《靈寶金錄齋儀》[26]，羽 673 亦可從之。

定名：《靈寶金錄齋儀》

2. 羽 698 題名：某和尚說反魂記

文字殘存 35 行，首行不可識別。第 2-4 行上半部分殘缺，尾全。第 2 行爲“ ═══訶，丹州定陽人也，性 ”，末行爲“ 高窟亦和尚受記，因成千龕者也 ”。2013

[24]佐藤礼子「中唐における天台教學の一端を探る――羽 639『不知題注釋書』と羽 623『釋肇序抄義』、合わせて藤井有鄰館第 31 號文書から」。2013 年 5 月 20 日發表於中國中世寫本研究班。

[25]陳士珂輯《孔子家語疏證》卷 1《五儀解第七》，上海書店，1987 年，第 29 頁。

[26]大淵忍爾『敦煌道經・目錄編』，福武書店，1978 年，第 82 頁。

年 7 月 14 日松浦典弘氏於“ 俄藏會 ”上釋讀此文書。“ 俄藏會 ”成員山本孝子氏指出此爲《劉薩訶和尚因緣記》，亦見於 P.2680、P.3570、P.3727。

定名：《劉薩訶和尚因緣記》

3. 羽 739V 題名：律文斷片

羽 739 背面有 11 片修補文書的紙片，10 片有文字，本文將其編爲 1 至 10。除 5、9、10 不明出處外，其餘均出自道宣《四分律刪繁補闕行事鈔》卷中二。　羽 739V（1）文字殘存 2 行，爲：“ ═══緣至死不開。□═══ / ═══□三，七緣成□═══ ”。見：《大正藏》No.1804・第 40 卷・第 61 頁・下欄・第 7-9 行。

羽 739V（2）文字殘存 7 行，末行不可識別，其餘爲：“ □石女═══ / 白僧。媒═══ / 僧祇爲 ═══ / 蘭恐後和合。□═══ / 四分媒法 / 往，不看═══ ”。見：《大正藏》No.1804・第 40 卷・第 62 頁・上欄・第 12-20 行。

羽 739V（3）文字殘存 6 行，爲：“ ═══知解。伽論比丘═══ / ═══麁惡語者，□ / ═══善事而意表□═══ / ═══女形露便□═══ / ═══丘見女人新□═══ / ═══□令一比丘問═══ ”。見：《大正藏》No.1804・第 40 卷・第 61 頁・下欄・第 10-18 行。

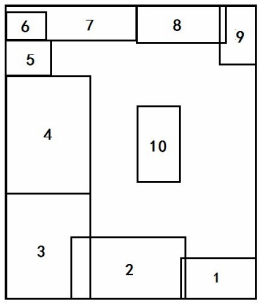

羽 739V（4）文字殘存 7 行，爲：“ ═══□好麁語 / ═══□梵行也。 / ═══□淫欲。故 / ═══消蘇好不。 / ═══□衣著形 / ═══女，女具如 / ═══□染心向女 ”。見：《大正藏》No.1804・第 40 卷・第 61 頁・下欄・第 11-20 行。

說明：羽 739V（3）與羽 739V（4）可綴合爲：“ ═══知解。伽論比丘性好麁語 / ═══麁惡語者，非梵行也。 / ═══善事而意表於淫欲。故 / ═══女形露便言：消蘇好不？ / ═══丘見女人新□衣著形 / ═══□令一比丘問女，女具如 / ═══□染心向女 ”。

羽 739V（5）文字殘存 2 行，共 4 字，筆者僅識別“ 餘並 ”二字。

羽 739V（6）文字殘存 2 行。殘存文字爲：“ ═══□寺舍令═══ / ═══家也。作不═══ ”。見：《大正藏》No.1804・第 40 卷・第 64 頁・上欄・第 2-4 行。

羽 739V（7）文字殘存 2 行，爲：“ ═══□，非出離故，由以信 / ═══愛樂，不得物者，縱使賢 ”。見：《大正藏》No.1804・第 40 卷・第 64 頁・上欄・第 9-11 行。

羽 739V（8）文字殘存 4 行，爲：“ ═══彼退減═══ / ═══清淨穢═══ / ═══寶自═══ / ═══無爲□□□═══ ”。見：《大正藏》No.1804・第 40 卷・第 64 頁・上欄・第 3-8 行。

說明：羽 739V（6）和羽 739V（8）可綴合爲：“□寺舍令彼退減/家也。作不清淨穢/寶自/無爲□□□”。

羽 739V（9）文字殘存 2 行，其中一行存“食時有”三字，另一行不可識別。

羽 739V（10）殘存三字，僅一“佛”字完整。

結語

得益于佛教典籍的數字化，對《敦煌秘笈》未定名的佛經，得以查得其題名以及在藏經中的位置。因筆者學識有限，《敦煌秘笈》中仍有 20 件佛教與道教文書未能準確定名。這些文書中，除羽 666 爲道教典籍外，絶大部分爲佛典注疏。這些佛教文書有待博雅學人研究。筆者未能定名的佛教與道教文書目錄爲：

羽 015 の二の一 V《佛書註釋書》、羽 072 の aV《不知題僧傳》（二片）、羽 100《不知題經講經文》、羽 300 の二《不知經序殘》、羽 222《不知題戒律注釋書》、羽 323《不知題經》、羽 324《不知題戒律抄本》、羽 329《不知題佛語解釋書抄本》、羽 333《不知題論疏》、羽 384 の一《不知題註釋書》、羽 441《西藏經》、羽 589 の七《不知題經註釋書》（一片）、羽 589 の一六《不知題經論》（一片）、羽 589 の一八不知題文（一片）、羽 639《佛經注疏》、羽 649《不知題佛經解說書》、羽 655 の二《佛典註釋書斷片》、羽 655 の三《佛典註釋書斷片》、羽 666《道經殘簡》、羽 725 の二《佛典註釋書斷片》（四葉）。

［附記］在導師馮培紅教授的幫助下，我自 2013 年 4 月在佛教大學留學一年。留學期間，大西磨希子副教授在學習和生活方面給與了悉心的指導，在此深表感謝。同時感謝高田時雄教授和辻正博教授，承蒙他們的許可，得以參加“西陲發現中國中世寫本研究”以及“俄藏敦煌文獻輪讀會”。研究班班員淵博的知識、嚴謹的態度使我受益匪淺。該文口頭發表時，班員提出了寶貴的意見，尤其是高田教授的意見會促使我今後更爲深入地思考。另外，我還得到百橋明穗教授、山本孝子、田林啓、中田裕子等師友的關心與幫助，各位師友的幫助讓我在異國感受到溫暖。

（作者爲蘭州大學敦煌學研究所博士生）

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）205-215 頁

再論「吐蕃論董勃藏修伽藍功德記」
——羽 689 の分析を中心に*

岩尾一史

1　はじめに

敦煌漢語文書 Дx1462 + P.ch.3829「吐蕃論董勃藏修伽藍功德記」[1]は、チベット支配下の敦煌に駐留したチベット人役人である論董勃藏が佛教寺院を復興したことを讃えた、いわゆる功德記である。彼の祖先や彼自身の職掌などが記錄されており、敦煌史、古代チベット史の兩方において非常に興味深い内容を有する。また、822 年から 823 年に唐、ウイグル、チベットが擧行したいわゆる「三國會盟」[2]についての言及があり、注目すべき文書である[3]。ただ惜しむらくは、文書末尾が缺損していたことである。

しかし、この缺損を補う文書が、2013 年に出版された『敦煌祕笈』第 9 册（杏雨書屋 2013：70-71）に所收された。羽 689 である。同書によると、サイズは全長 31.0 x 58.8 cm（一紙長 31.0 x 44.2 cm）であり、「大蕃故沙州大監軍論董勃藏墓誌銘」と假題されている[4]。テキストは一部缺損してはいるものの、冒頭と末尾は殘存するため、全體像がこれで判明することになった。そしてそのテキストは、明らかに Дx1462+P.ch.3829 と同一なのである。

---

*本稿で取り上げる羽 689 ならびに Дx1462 + P.ch.3829 の錄文を作成するにあたり、高田時雄、辻正博兩氏をはじめとする俄藏敦煌文獻輪讀會の諸氏の竝々ならぬご協力を賜った。記して深謝の意を表する。内容に關するすべての責任を筆者が負うことは言うまでもない。

[1]Дx1462 の鮮明な寫眞は、2009 年にロシア科學アカデミー東洋寫本研究所所藏敦煌文書が京都國立博物館にて展覽された際のカタログ（京博 2009：138-139）にある。また『俄藏』（8 卷：口繪，192）にも畫像がある。P.ch.3829 のカラー畫像は IDP（http://idp.bl.uk）竝びに Gallica（http://gallica.bnf.fr）にある。

[2]ただし實際には、この會盟はチベットと唐、ウイグル、南詔の間で結ばれたものであり、嚴密には四國會盟と呼ぶべきである。その點については岩尾（2014）を參照されたい。

[3]この點に初めて注目したのは森安（1987：57，67，注 20）である。また森安 2007：351 も參照されたい。

[4]ただし、文章の形式、内容からみて明らかに墓誌名ではない。

本稿では、羽689の存在を學界に紹介するとともに、今まで知り得なかったテキストについての新情報を報告し、さらに文書の紀年について考察したい。もう一點、本稿で考察したいのは、羽689とДx1462 + P.ch.3829の關係である。後に詳述するとおり、兩文書はただの同一テキストというだけではなく、密接な關係を有しており、またこのことはテキストの著者と筆寫人が誰かという問題にも繋がるのである。上記の問題とあわせて考察したい。

2　錄文

まず、本文書の錄文を提示する。その際、Дx1462 + P.ch.3829との異動部分を脚注に記す。本稿では以下、Дx1462 + P.ch.3829を甲本、羽689を乙本と呼ぶ。また閲覽の便のために、甲本の該當行を（甲 行數）という形式で插入する。□は判讀不能文字、[ ] は判讀難解文字、[……] はテキスト缺損部分、a（b）はaをbへ讀み替えることを示す（例：驥（冀））。

01 （甲1）大蕃故[5]沙州行人部落[6]大監軍論［董］[7]［……］
02 （甲2）記曰、國之治也、泰道寰被、教之明也［……］
03 法設濟人之便、所以福皇（甲3）勤勣、［……］
04 惟□　大[8]監軍論董勃藏[9]［……］ (甲 ?)
05 耶氏、其皇考君、論乞［……］
06 風而行勇直[10]、南[11]經八陣［……］
07 謀、同平章機密軍事[12]授大銀［……］
08 部落大監軍使、授大鍮石［……］

---

[5]「故」：**甲**「古」。
[6]「部落」：**甲**「三部落」。
[7]「大監軍論［董］」：**甲**「兼防禦兵馬及行營留」。
[8]「大」：**甲**「其」。
[9]「董勃藏」～第8行「授大鍮石」：**甲**「宗源本吐蕃國人、望高則大□［……］曾皇祖論乞利悉耶（甲5）名悉囊西、征勃律國、行軍大節度使、授□［……］賢犛牛皮之裘、先鋒猛将。高（甲6）皇祖、論乞利髯農恭、前任中節度函館使□□□川大統首領、授大鍮石告身。皇祖論悉（甲7）悉諾悉獦、先征朔方軍兵馬使、後改任北同城使、授大鍮石告身。皇考君、論乞利陁欻臨波（甲8）任宰相幕府兼度支使、專知蕃漢迴紇三國盟誓、得使三國和好、委任機密、勲勣有殊、授大銀（甲9）告身、並以德資務本、運智水而備方圓、業緒論新、仰國風而横勇氣。近經八陣、陳力就官、（甲10）遠鎮十年、竒功見採、故知、部落酋豪、統兵元帥矣、暨監軍論字号董勃蔵、名金剛、（甲11）勅補充沙州三部落兼防禦兵馬行營留後、大監軍使、授大鍮石告身。」
[10]「行勇直」：**甲**「横勇氣」。
[11]「南」：**甲**「近」。
[12]「軍事」：墨字加筆。

09 孳成畜聚、業緒基深、果［……］（甲 12-13）
10 之風、右地陽關、不假前茅之候、［……］
11 最嚴（甲 14）凝之重、五隣勸附、三部［……］
12 仁義依依古禮、更（甲 15）號令赫赫軍容、［控］□□□[13]、［常］居便地、科馳百姓、使
13 殖膏腴。藉田肆意於春光、（甲 16）斷獄不違於秋殺[14]、城中吏庶、更沐來
14 甦、路上行人、皆傳頌德。開公門而信直、向法界（甲 17）而清心、望南畝之桃
15 蹊、將生金粟、味東流之漑水、想似耨池。然則、逞[15]射戟於（甲 18）營中、視蒐軍
16 於墉外、兩偏既列、三令已申、蹲甲使愼於孤虛、攢鋒莫窺於（甲 19）太白、時則
17 迴轅府幄、積慮途中、敬事安全、信[16]歸祕[17]實、因遇州東三里平河口（甲 20）側、
18 故壞伽藍一[18]所、像制金軀、遂[19]微塵而化盡、垂形寶艷、類琢石而光
19 消。知（甲 21）存水際之基、未沒風輪之座、墻生白草、地遍黃蒿。監軍論、遂
20 以方祈十力、仰告（甲 22）四王、虔跪一心、啓[20]顙千禮。時有惠日輝崍、煦開人境、翔
21 雲片崍、似落天花。故知靈運（甲 23）潛通、神聰異應。清波龍吐、將用
22 杇[21]鏝、白石龜文、宜安柱礎。遂即[22]、使椎髻而（甲 24）持築錘、募胼脇而起新
23 ［功］。廣布行廊、高隆月殿、上成屋宇、內備素眞者矣。（甲 25）殿內素釋迦侔
24 尼像、兼侍菩薩七軀、藥師像四軀[23]、三身四智、賢劫千佛等、諸圖
25 彩衆多、不（甲 26）得備論。然乃圖眞粉壁、疑梵天而下來[24]、德水漣漪、若彌
26 陀之淨域。光流紫麽（磨）、（甲 27）色現琉瑠、花歷夏而恆青、鳥迎春而似喋、毫
27 分綺繡、筆彩錦紋。監軍論、（甲 28）復以恐三途之苦惱[25]、省己迴心、望十地而
28 ［向］修、宜然速就。減竈殤生之便、預懺悔而（甲 29）得除、焚巢火宅之災、

[13]「□□□」：**甲**「制萬人」。
[14]「殺」：**甲**「禮」。
[15]「逞」：**甲**「騁」。
[16]「信」：**甲**「早」。
[17]「祕」：**甲**「信」。
[18]「一」：朱字加筆。
[19]「遂」：**甲**「逐」。
[20]「啓」：**甲**「稽」。
[21]「杇」：**甲**「圬」。
[22]「即」：墨字加筆。
[23]「軀」：**甲**: 欠「藥師像四軀」之五字。
[24]「來」：墨字加筆。
[25]「復以恐三途之苦惱」：**甲**「仰三身而立効」。

29 慮先鳴而得免。加以[26]情[27]田善種、由甘露而生芽、佛性塵（甲 30）迷、沐智
30 賢而得啓[28]。傍求惠眼、引發道心、因遇禪師、法名[29]無盡藏、執
31 尹鐸（甲 31）而行[30]村墅、爲導首[31]而勸街衢、多樹新幢、繕增故塔、一
32 言道合、六度共（甲 32）修[32]、懇㦸始終、衷心佐矣。又有律師法鏡、將承
33 創令、敏事諮詢、委付助修、當成勵節、收福田之貯積、基固招[33]提
34 散鹿苑之花香、司存常住、又栽種梅李千株、桃梨五百、施駞
35 牛　頭、馬　疋、及水磑人戸、設齋千人供、度僧一七人。已上功德、將
36 用奉資　聖神賛普、四隣款睦、萬姓安和、治霸道於王（玉）階、開
37 聰明於金鏡、處及親㦸九族、眷㦸亡靈、有此見存、咸當證福。
38 驥（冀）以、詞慙鄙拙、抑使題文、約擧當時、用傳斯美、時龍
39 集協洽、律如太簇。　　記　　具日辰月朔、及時安置。

3　乙本による新情報

錄文から明らかなとおり、甲本では失われていた後半部分が、乙本によって補われることになり、これによって本テキストの全體像が判明することになった。具體的には乙本の第 32 行以下である。第 32 行以前の内容については、すでに李 1997 が甲本に基づいて詳細な検討を加えているから、そちらを參照されたい。本稿では第 32 行以下の新出情報について簡單なコメントをしておきたい。

第 32 行以下によると、論董勃藏は敦煌において法鏡と無盡藏という二人の僧に出會い、影響を受けたとある。また、本テキストの年代を知る手がかりが文末に現れる。以下、まずは二人の僧についてみてみたい。

3.1　二人の僧

乙本の第 30 行、32 行に法鏡、無盡藏という僧が現れる。論董勃藏は敦煌にて彼らと出會ったのであるが、では彼らを他の敦煌文書に見出すことができるであろうか。

[26]「以」：朱字加筆。
[27]「情」：**甲**「福」。
[28]「免」：**甲**「勉」。
[29]「名」：**甲**「[號]」。
[30]「行」：**甲**「揚」。
[31]「首」：朱字加筆。
[32]以下、**甲** 欠。
[33]「招」：墨字加筆。

まず法鏡については、同名の僧が呉法成の講義に列していたことはよく知られ、法鏡による講義ノートが敦煌文書中に殘り（P.t.783（＝P.ch.2061）「瑜伽論手記」）、そこにはチベット語の書き入れが見られるという（上山 1990：181）。時代的に、兩者が同一人物である可能性は高いであろう。論董勃藏はチベット人官僚であるわけだから、敦煌にいる間、當然ながらチベット語を使用していたのに違いない。その點において、法鏡は少なくともチベット文語を理解していたわけであるから、論董勃藏とチベット語で直接會話をしたか、少なくとも筆談していた可能性がある。

一方の無盡藏は「禪師」と稱していたから、禪宗の僧であることは間違いないが、現在筆者にはそれ以上のことは不明である。後考を俟ちたい。

3.2　文書の紀年

乙本の第 38-39 行に「龍集協洽、律如太簇」とある。協洽とは未年、太簇とは 1 月のことであるから、文中の出來事は未年 1 月までに起こったことがわかる。チベット支配下の敦煌における未年は 791 年、803 年、815 年、827 年、839 年の 5 通りであるが、何れにあたるだろうか。

甲本によると論董勃藏の父である論乞利陁欻臨波は「專知蕃漢迴紇三國盟誓」したという。この三國盟誓が 822 年-823 年のチベット、唐、ウイグル、そして南詔の間で結ばれた「三（四）國會盟」を指すことは間違いない[34]。そうすると先の未年は 827 年か 839 年に絞られる。そして論の父子の年代を考慮すると、839 年が最も可能性が高い。そこで今、本文書の紀年を 839 年 1 月と結論したい。

4　兩本の共通點と相違點

共通點

以上の録文から明らかなように、兩本の文章は、一部の箇所と若干の字句の異同をのぞくと、ほぼ同一である。しかし、後述するとおり兩本は單なる異本ということではなく、看過できない差異が存在している。私見によれば、この差異は本テキストの成立事情とも大きく關わっており、檢討するに値する。以下、兩者の共通點と相違點を確認し、その結果を檢討したい。

[34]三（四）國會盟の背景については、岩尾 2014 を參照されたい。なお、李（1997：256）は同箇所を 783 年の清水會盟に結びつけて考えたようだが、すでに 1987 年の段階で森安が、821-823 年の會盟と正しく指摘している（森安 1987：57，67，注 20）。

まず指摘しておきたいのは、両文書はテキストだけでなく、テキスト書寫の様子も類似しているということである。甲本はまず墨筆でテキストを記したのち、朱筆で點を打ち、字句の修正をしている。場合によっては、訂正した文字を裏側にも記してあるが、これはおそらく卷子様にしたときにちょうど隣に來た裏面に訂正文字を記したのであろう[35]。そして興味深いことに、乙本も同じように墨筆でテキストを記し、朱筆で點打ちと字句の訂正をしているのである。

兩文書の共通點は、それにとどまらない。筆跡自體が非常に似通っているのである。一例として「路上行人、皆傳頌德。開公門而信直」（甲本第 16 行、乙本第 14 行）と「地遍黄蒿。監軍論、遂以方祈十力、仰告」（甲本第 21 行、乙本第 19-20 行）の部分を掲げてみよう（圖 1 參照）。

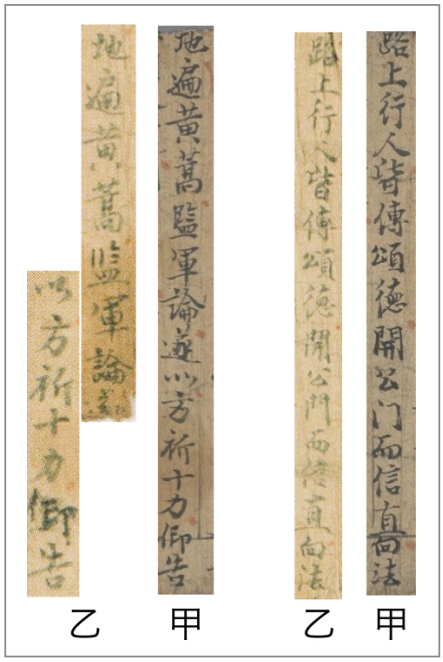

圖 1：甲本、乙本の筆跡比較

甲本、乙本の文字が酷似していることは明らかであろう。このような文字の酷似はテキスト全編にわたってみられ、兩テキストは同一人物の筆跡であると判斷できる。

[35]Дx1462（= 甲本）表面の「錘」字（第 24 行第 3 字）と「時」字（第 19 行第 3 字）はいずれも修正が加えられているが、Дx1462 の裏面にはそれに對應して「錘」と「時」が記されている。同じく P.ch.3829 の「欻」字（甲本表面第 7 行第 33 字；P.ch.3829 第 4 行第 15 字）は後で附加され、「實」字（甲本第 19 行第 20 字；P.ch.3829 第 16 行第 6 字）は修正されているが、裏面にはそれに對應して「實」字と「欻」字が記されている。

兩テキストの筆寫人に關して、もう少し檢討してみよう。李（1997：252）は甲本について、文體の風格から竇良驥作成の文章であると判斷している。竇良驥はまた竇良器（P.ch.3425）や竇夫子（P.ch.4640）、扶風竇（P.ch.3703）とも稱する人物である。P.t.1070（舊番號 P.ch.2765）[36]には「大蕃古敦煌郡布衣竇驥撰」とあるが、一方 S. 779v には「大蕃沙州釋門教授和尚洪辯修功德記」との題記があり、その下に「大蕃國子監博士竇良驥撰」と現れるから、彼はチベット占領下の敦煌では何らかの役職につき、高位者への禮贊文を綴ったとみられる。

李（1997：257）によると、敦煌文書中には、次のような竇良驥の著作合計 7 點を確認することができる：

- P.ch.3425「金光明最勝王會功德之讃」
- P.ch.3703「釋迦牟尼如來涅槃會功德之讃」
- P.ch.4638、P.ch.4640「大蕃古敦煌郡莫高窟陰處士公修功德碑」
- P.ch.4640「故呉和尚讃」
- P.ch.4640「先代小呉和尚讃」
- P.ch.4640v 竇驥七言律詩一首
- P.t.1070「大蕃敕尚書令賜大瑟瑟告身尚起律心兒聖光寺功德頌」

これら七篇のうち注目すべきは P.t.1070 である。というのも、その筆跡が甲、乙本と酷似しているのである（圖 2 參照）。

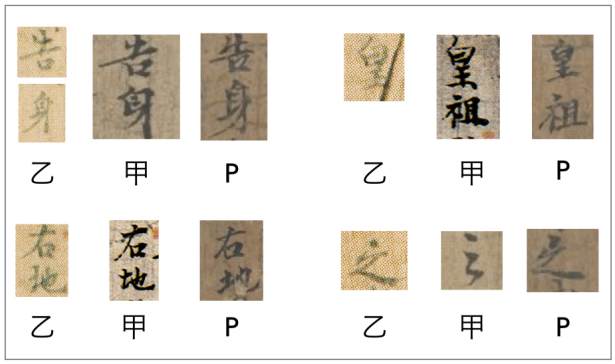

圖 2：甲本、乙本、P.t.1070（= P）の文字比較

[36]現在でも P.ch.2765 と引用されることが多いが、これは舊番號であり、現在は P.t.1070 と呼ばれるので注意が必要である。このように P.ch. から P.t. へと番號が變更された文書には目錄が存在する。Wang-Toutain 2001 參照。

甲、乙、P.t.1070 が同一の筆跡であるならば、竇良驥の作品と考えられる文章のうち 3 文書までが一人の筆寫人によって記されたということになる。以上のことが正しいとなると、想定される筆寫人はどのような人物であろうか。

まず確認すべきは、筆寫人が竇良驥本人である可能性はない、ということである。というのも、P.t.1070 の冒頭に「大蕃古（＝故）敦煌郡布衣竇驥撰」とあるので、P.t.1070 が筆記された時點ですでに竇は死去していたことになるからである。つまり P.t.1070 は竇が筆寫したものではない。そうなると同じ筆跡の甲本、乙本も當然竇の筆跡ではないということになる。

するとこの筆寫人は、竇の死去後、P.t.1070 を寫したということになる。この問題をさらに檢討するために、次に甲本、乙本の相違點を確認してみよう。

5　甲本、乙本の相違點

先述のとおり、甲本と乙本は基本的に同テキストである。しかし、仔細にみていくと相違點があり、しかもその相違は重要な意味を持つことがわかる。錄文からも明らかなとおり、兩本間における最大の相違點は、乙本 4-7 行に當る箇所、論董勃藏の祖先についての記述である。

續柄	甲本	乙本
「曾皇祖[37]」	○	×
「高皇祖」	○	×
「皇祖」	○	×
「皇考」	○	○

祖先の事績の有無

甲本では第 4 行-第 10 行にわたり四代前までの事績を遡って記す。一方で乙本では、文書の破れもあるが、先祖についての記述が確認できるのは第 4 行の「皇考君」のみである。皇考君の直前には「耶氏」とあるが、これは曾皇祖の名の一部ではなく[38]、董勃藏の氏族名の一部であろう。そうすると、乙本では氏族名の直後に

[37] 本來は高皇祖が先に、曾皇祖が後になるはずだが、甲本の記述順に從った。

[38] 甲本によると、曾皇祖の名は「論乞利悉耶、名悉囊西」である。乙本にある「耶氏」は、この乞利悉耶の一部と見る向きもあるかもしれない。しかし氏とあるからには氏族名でなければならない。古代チベット人の姓名は、氏族名（rus）＋役人の称号（尚 zhang / 論 blon）＋字（mkhyen）＋名（ming）で構成されるが、全ての要素を記すことは稀で、一般には尚/論＋字のみ記される。曾皇祖の場合、「乞利悉耶」は字、「悉囊西」は名にあたる。「耶氏」が曾皇祖の名の一部ではないと判斷する所以である。

皇君が現れることになるのだから、曾皇祖以下皇祖までは省略されたと見ることができるだろう。

言い換えれば、先祖の事績について甲本は詳細な記述をもち、乙本は簡単な記述をもつことになる。

同じような傾向はテキストの題名にも現れる。兩本ともに冒頭の下端が失われているものの、甲本では「大蕃古沙州行人三部落兼防禦兵馬及行營畧［……］」とあるのに對し、乙本では「大蕃故沙州行人部落大監軍論［董］［……］」とあり、甲本の題名では肩書きがより詳細であるのに對し、乙本ではより簡略であることは明らかである。

では、このような違いは何故生じたのであろうか。すでに確認したとおり、甲、乙本は、一人の筆寫人が寫したものである。一方で、少々の文字の異同を除くと兩者の違いは、題名や祖先の事績が詳細か、簡略か、というところにあった。また、本テキストの作者（竇良驥）と筆寫人とは別人であった。

筆寫人が自分の判斷でテキスト内容を改訂するということは普通に考えてありえない。そうすると、甲本と乙本は、同じ筆寫人が異なるテキストをそれぞれそのまま寫したものだということになる。

では、誰が異なるテキストを作成したのか。當然ながら、それは作者である竇良驥本人のはずである。であるならば、甲、乙の兩本は竇良驥が本テキストを完成する過程で殘った二つの稿本であったということになる。同時にこのことは、竇良驥が本テキストの稿本を作成する際、自分で清書をせずに筆寫人を使ったことを示す。この筆寫人が竇良驥作の文章を複數書寫していたことは既に確認したから、このような想定は十分にあり得るであろう。あるいは筆寫人は竇良驥の書記であったのかもしれない。竇良驥の生前、筆寫人は彼の作成する稿本を清書し、そして彼の沒後に P.t.1070 を書寫したのである。

6　むすび

以上の考察は、以下のようにまとめることができる。

- 羽 689（乙本）は Дx1462 + P.ch.3829（甲本）と同一のテキストであり、Дx1462 + P.ch.3829 にて缺損していた後半部分を補い得る。
- 羽 689 の紀年は 839 年 1 月とみられる。
- 文中に現れる法鏡とは、法成の弟子の一人でありチベット語も解した僧である。

- 兩本、ならびにP.t.1070はすべて竇良驥の作であり、同一の筆寫人によって寫された。
- 兩本はいずれも竇良驥の稿本である。ただし自筆稿ではなく、書記が書寫したものである。

さて、甲本と乙本はいずれがより完成版に近いのであろうか。普通に考えると乙本よりも甲本の方がより内容が詳細になっているのだから、甲本がより完成版に近いとみることができる。しかし、本テキストにおける核心部分は本人の事績なのであり、題名や祖先の事績はあくまでも副次的部分なのであるから、完成版に近づくにつれ無駄な部分を削っていったとみることもできる。その場合、乙本の方が完成版に近いということになる[39]。いずれの見方が正しいのか、今のところ決定するのは難しい。

また本稿で明らかにしたとおり、竇良驥の原稿を同一の筆寫人が清書していたのであった。このことは中國地方社會における文章作成の一例として興味深いが、結局のところ、竇良驥がどのようにして文章を作成していたのかについて、本稿では明らかにできなかった。あるいは下書きを作ってそれを筆寫人に寫させていたのかもしれないが、想像の範疇を出ない。この疑問に答えるためには、甲本、乙本をさらに比較檢討する必要があるだろうし、また他の敦煌文書の例や、さらには日本古寫本の筆寫方法も視野に入れて考察する必要があるだろう。いずれにせよ、本稿の範囲を超える問題である。併せて今後の課題としたい。

參考文獻

[俄藏] 『俄羅斯科學院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文獻』1-17，上海：上海古籍出版社.

[岩尾 2003] 岩尾一史「吐蕃支配下敦煌の漢人部落——行人部落を中心に」『史林』86-4：1-31頁.

[Iwao 2012] Iwao, K. “Organisation of the Chinese Inhabitants in Tibetan-rule Dunhuang.” In C. Scherrer-Shaub (ed.), *Proceedings of the Tenth Seminar of International Association for Tibetan Studies: St.Hugh' Colledge.* Oxford: E. J. Brill: 65-75.

[岩尾 2014] 岩尾一史 「古代チベット帝國の外交と「三國會盟」の成立」『東洋史研究』72-4（校正中）.

[39]ただし、その場合でも乙本は未完成稿とみなすべきであろう。第35行に「牛　頭、馬　疋」とあり、牛馬の頭數が書き入れられていないからである。

[京博 2009] 京都國立博物館（編）『特別展覽會　シルクロード　文字を辿って――ロシア探檢隊收集の文物』京都：京都國立博物館.

[杏雨書屋 2013] 公益財團法人武田科學振興財團杏雨書屋『杏雨書屋　敦煌祕笈』影片册九．大阪：公益財團法人武田科學振興財團.

[李 1997] 李正宇「吐蕃論董勃藏修伽藍功德記兩殘卷的發現、綴合及考證」『敦煌吐魯番研究』2：249-257 頁.

[森安 1987] 森安孝夫「中央アジア史の中のチベット――吐蕃の世界史的位置付けに向けての展望」長野泰彦・立川武藏（編）『チベットの言語と文化』東京：冬樹社：44-68 頁.

[森安 2007] 森安孝夫『シルクロードと唐帝國』東京：講談社.

[上山 1990] 上山大峻『敦煌佛教の研究』京都：法藏館.

[Wang-Toutain 2001] Wang-Toutain, Françoise, *Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang*, vol.6. Paris: École française d'Extrême-Orient.

（作者は神戸市外國語大學客員研究員・非常勤講師）

『敦煌寫本研究年報』第八號（2014.03）217-223 頁

李滂と白堅（三補）*

高田時雄

先日[1]臺北の歴史語言研究所で行われた「敦煌遺書的現狀與研究」學術講演會に出席する機會があった。この講演會は副題に「《傅斯年圖書館藏敦煌遺書》出版誌慶」とあって、同所が所藏する敦煌遺書の圖錄が正式に出版されたことを記念するための催しである。講演に先立って、史語所と敦煌遺書の關わりを回顧しつつ、今回の出版に至るまでの經緯が、李亭佑氏により「《中央研究院傅斯年圖書館藏敦煌遺書》工作報告」として說明された。その中で李滂についての意外な事實を知り得たので、特にここに書き留めておくことにした。實を言えば、これは筆者には全く豫期しなかった事柄で、いささか虛を衝かれた感がある。問題は史語所の所長であった傅斯年（1896-1950）が 1929 年に李滂に宛てた以下の書簡原稿である。引用するにはやや長きに過ぎる嫌いはあるが、その重要性に鑑み、省略せず全文を揭げることにしたい。書翰はすでに近年刊行の『傅斯年遺札』に收錄されている[2]。

> 少微先生執事：昨日承教，佩荷何極。比想　興居百福，爲祝。寅恪先生與弟商延聘先生加入敝所事，得下列之意見，謹述其概，以供採擇。歷史語言研究所設置之意義，大略如附上一文「中央研究院歷史語言研究所工作之旨趣」所說，此意不敢自以爲必是，然此日爲此學問，欲對歐洲、日本人而有加，瞻吾國前修而不慚，必于材料有所增益，方法有所改革，然後可以後來居上，故敝所設置之意，無非刊布材料，供之于人，整理材料，以爲結論，但爲客觀之業，不作一家之言，凡共此好者，皆同志也。故一切計畫、設施，乃至一切支出，無不公開，無非欲聊盡此時之責任，以求不負此日國家締造之會。　先生以家學夙業，不我遐棄，欣幸何極，名義擬卽用「特約編輯員」，董彥堂、徐中舒、趙萬里諸先生皆此名義，已向院中請發聘書。專任編輯員，**常川駐所，不得**[a]兼職，月

---

*小文は日本學術振興會科學研究費基盤研究（A）「中國典籍日本古寫本の研究」（60150249、代表者：高田時雄）による研究成果の一部である。

[1]2013 年 12 月 10 日。

[2]王汎森・潘光哲・吳政上主編『傅斯年遺札』全 3 卷、2011 年 10 月、中央研究院歷史語言研究所刊。當該書翰はその第 1 卷、243-245 頁に收錄。

薪百五十至二百五十；特約者，例無，然如有一定之工作，可支津貼若干。此時敝所事浮于貲，在舉行中之事業，不下十數，（如方言調查、人類學調查、安陽發掘、整理庋案等。）而院中又限制薪俸，絶不許過預算之半，故目下極感拮掘，其丁山先生一部事，目下竟無款支付。（日內油印現下實支情斠，當寄上一份，現亦可到敝處取觀。）然在　先生一事中，寅恪兄與弟當竭力籌之。

伏思此日盛業，爲刋布祕笈，及其他材料，此不堇敝所之祈求，亦造成風氣之惟一途徑。遠者不必論，即如近日羅叔言先生之功績，無不在其刋布新獲材料之中，此不可以譁撚議之，十五年中，中國學問能開一新面目者，此種刋行之效也。然羅君收藏不富于尊府，　先生少年積學，見畏于羅君，如于　尊府所藏各類品物，以及祕卷寶笈，爲之影照刋印，校訂考正，則今後風氣，不採于　先生，又何屬焉！此非堇一人之榮華，抑亦世代之盛業。寅恪兄及弟盼　先生於此一條陳有所採納，果能以類相從，編爲單冊，以新式之印術，成精緻之刋本，合嚴整之攷定，于本來之面目，例如「敦煌卷子」、「魏唐石刻」、……之類，標目爲尊府所藏，署名爲　先生所撰，羅君老者，當羨幕之。研究所所負之責任，爲從發印費，版權收入仍屬於作者，若攷證上有時需用襄助，研究所同事當盡其所能，且材料均不必交所，由　先生在家自掫人影印抄編，由所支費，即可。如此可省遺失之慮，在敝所亦可減輕其責任。綜約言之，　先生自編，**於一定期間，如一月或二月交稿一次，搓將內容大略與所商定，俟交稿及商定後**[b]所中即爲先生付印，再與商務印書館等定一契約，爲之代銷，其板權所得，壹以歸之著者。如此似嫌研究所何以但任其勞，實係弟等素志，切願因新材料之刋布，使中外學人得新知識，得廣眼界，而成實事求是，益擴材料之任風氣耳。　先生爲此項編定，每月必銷磨若干時日，所中當贈月津五十，爲數至少，甚爲慚愧。然此日院中迫於需要，鼓動刋印，限制薪水，正無奈何，但杏佛先生謂夏後預算當增若干，宜徐圖耳。如何，請與寅恪詳商，竝願駕旰天津前，弟獲一趨　左右也。匆匆，敬頌

著安不備。　　弟傅斯年啟

木翁老先生處同此，敬頌　康安。

a) 陳寅恪附註:「擬加此數字，尊意如何？」

b) 陳寅恪附註:「擬加此數語，尊意如何？　乞酌。」

この書翰で、傅斯年は李滂に對し幾つかの條件を示しつつ、史語所の「特約編輯

員」への就任を勸誘している。特約編輯員は原則として無給だが、「敦煌卷子」「魏唐石刻」など李家の所藏品の中から自由に題目を選定し、李滂の名義で出版すること。印刷經費は研究所が負擔し、しかも版權及び收入は作者に歸屬する。必要が有れば研究所の同僚は援助を惜しまない。また所藏資料そのものを所に提出する必要はなく、自宅で作業を進め、影印や抄寫の人員を雇用する場合には、所がその經費を負擔する。加えて月五十元の手當も提示されている。

李滂は光緒三十三年（1907）十月八日の生まれであるから、この時まだ滿年齡で二十二歳にもなっていない。この年、民國十八年（1929）には北平民國大學の目錄學校勘學の教員であったというが[3]、一介の無名學徒である。これだけを聞くと、破格の拔擢であり、いかにも惡くない條件と言うべきであろう。しかしこの勸誘の眞の目的が、學者としての李滂自身というよりも、李家の所藏品であることは分かりきった事實である。そのことがかえって李滂の自尊心を傷つけたか、或いはまた父親の李盛鐸の反對があったか[4]、眞相は藪の中だが、いずれにせよこの話は纏まらなかった[5]。

この書翰には年紀を示す直接の情報はない。しかし『傅斯年遺札』の編者がこれを 1929 年に懸けるのは、恐らく正しい。というのはちょうどこの時期に李滂自身が書き殘した日錄があり、史語所への招聘の事情と關連すると思われる部分がそこに見られるからである。ここに日錄というのは、李滂文書[6]中の『友語錄』と題するわずか數枚の殘稿だが、その中に以下のような記事が見える。

> 六月廿日（陽曆七月廿七日[7]）聊城傅孟真先生斯年邀　家大人飲於什剎海會賢堂。予侍，搢有楊杏佛（楊子木觀察文孫）、朱抰仙（ママ）、董〇〇、周□□[8]、

[3]李滂の自筆履歷書による。『敦煌寫本研究年報』第 6 號掲載の小文「李滂と白堅・再補」を參照されたい。

[4]1935 年、白堅が來日して李滂の母親探しをした時、それを傳える新聞記事の中に、李滂が京大教授羽田亨から博士論文を出してはどうかと勸誘されたが、父親の李盛鐸から、まだ若い、もっと深く研究するまで待てと諭されたことが見えている。小文「李滂と白堅」『敦煌寫本研究年報』創刊號（2007）、5 頁。眞實のほどは不明だが、李盛鐸が李滂の身の處し方に氣を遣っていたことが伺われる。李盛鐸は 1934 年はじめに逝去しているから（王廚「藏書家李盛鐸卒年辨正」『文獻』2010 年第 4 期、191 頁）、もしそのことがあったとしても、1935 年よりは以前の事に屬する。それより更に前の 1929 年時點で、史語所からの話に李盛鐸が易々と許可を與えたとは思えない。

[5]書簡末尾に“願駕旿天津前，弟獲一趨左右也”とあるところを見れば、その後一度面談の機會があり、李滂はその上でこの話を斷ったものかも知れない。そうでなければ史語所には李滂の傅斯年宛ての旿信が保存されている可能性もあり、もし殘っていれば少なくとも辭退の表面的な理由は分かるはずである。今後の調査に俟ちたい。

[6]ここで李滂文書と稱するのは、現在北京の艾俊川氏が所藏する李滂の草稿類一括を指す。やはり注 3 の小文をご覽頂きたい。

[7]注 10 を參照。

[8]董〇〇、周□□は、恐らく李滂が姓しか記憶しなかったためか、『友語錄』稿本でこのように

翁有麟、陳寅恪、趙萬里。家大人與朱先生談其所藏鈔本酈注水經，勸其景印，搢言戴注水經雖精，乃非舊傳面目。此事甚重大，須速印不可云。予在旁慫恿之。飯畢， 家大人先歸，予同楊朱董周傅陳諸公往午門歷史博物館見陳列，有鉅鹿縣出土之倌椅各一及門板數塊，某定爲北宋時物。予曰，此乃道地的宋板。杏佛先生徐徐曰，如將此板刻成康熙字典，前人譏語，今成事實，豈不快哉，撚大笑。又登端門，樓中有大鐘，一看管人將門打開，予等進室中，其中有不可言之奇味，趙萬里曰，此味如海魚蝦之興味。予促之曰，速走，速走。予隔夜飯將要出矣。撚笑下樓而散。

是日陳寅恪言，有人藏有明板黃大興《梅苑》？ 予曰，此書有二本，一爲曹寅楝亭十二種本，一爲武進李氏（祖年字搢臣）聖澤樓刻本，附刻有菶勘記。又今春見傅元叔得刻本，板心絶似文選樓刻，本書惜無刻書姓名及年月。然以刻工，可定爲嘉道間刻本也。明板，予未之見過，諸家書目亦罕有明板，惟陸氏目有汲古景鈔宋本。朱抰先言，奉天某軍人得西夏文字數箱。予曰，此事今春已聞友人談及其中以《妙法蓮華》等經爲多數云。朱曰，今已歸三集團軍人，現運至東交民巷某處存放，有人出五千元，尙不售云。

ここに抄出したのはもちろん『友語錄』の一部に過ぎない[9]。ここに擧げていない殘稿の開頭部に己巳（1929）の干支があるので、幸いに同年のことと知られる。この年の陽曆 7 月 26 日[10]、傅斯年が李盛鐸を食事に招待した。場所は北京什刹海の會賢堂、名にし負う高級飯莊である。この年、歷史語言研究所は廣州から北京の北海靜心齋に所址を移したばかりであった。同席したのは、當時中央研究院の總幹事であった楊杏佛（楊銓、1893-1933）と、朱抰先（朱希祖、1879-1944）、陳寅恪（1890-1969）、趙萬里（1905-1980）などの人々で、李滂も同席した。史語所では、この年の 3 月に李盛鐸の所藏する明淸庋案を購入し得たが、この日の招待は、その謝禮の意味があったものと思われる。

よく知られているように、內閣大庫の明淸庋案は民國十一年（1922）、當時これを保管していた歷史博物館から同懋增紙店に拂い下げられ、まさに造紙原料として潰されようとしていたところを、羅振玉が私財を抛って購入したため、辛くも消滅を免れることができた。いわゆる“ 八千麻袋事件 ”である。その後、羅振玉

書かれている。董○○は董作賓の可能性が高いが、周□□は不明である。

[9]ただし六月廿日の記事としては、これがすべてである。

[10]李滂は六月廿日の日付に自ら注記して「陽曆七月廿七日」としているが、實際には一日早い 7 月 26 日の筈である。いま華曆に從い、この日を陽曆 7 月 26 日と定める。

は一部を《史料叢刊初編》十册として出版したが、民國十三年（1924）、若干を手許に留めたほか、殘餘の全てを李盛鐸に轉賣した。傅斯年はすでに 1928 年 9 月 11 日、中央研究院院長の蔡元培に李盛鐸所藏の明清庋案購入を懇請していたが[11]、まもなく馬衡の仲介により一萬八千元の代價を支拂うことで、所期の如く實現したものである。實際に庋案が天津の李家から北京の午門樓上に移送されたのはこの年の 9 月で、そのために徐中舒が派遣されて事に當った[12]。

創立間もない歷史語言研究所では、“ 直接史料 ”（一次史料）の利用を唱道し[13]、鋭意それらの收集に努めていた。內閣庋案の購收もその基本方針の一環であったことはいうまでもない。1925 年 7 月、王國維（1877-1927）は清華研究院に於いて「最近二三十年中中國新發見新之學問」と題する有名な講演を行ったが[14]、その中で近年の重要な新發見として、「殷虛甲骨文字」、「敦煌塞上及西城各地之簡牘」、「敦煌千佛洞之六朝唐人所書捲軸」、「內閣大庫之書籍庋案」そして「中國境內之古外族遺文」の五つを擧げ、どれ一つを取っても、古代の孔子壁中書或いは汲冢書に匹敵する大發見だと極めて高い評價を與えている。王國維は歷史語言研究所創立の時點ですでに物故しているが、史語所が “ 直接史料 ” を重視したのには、明らかにその影響を見て取ることができる。これら新史料の收集と整理公刊に絶大な努力を拂い、新しい學問の風氣を釀成した最大の功績者は、王國維の師であり協働者の羅振玉であった。傅斯年が李滂宛の書簡中に “ 羅君收藏不富于尊府 ” と言い、それら藏品を李滂の名で出版すれば “ 羅君老者，當羨幕之 ” と言葉を費やしているのは、もとより說得のための言辭ではあるが、ことさら羅振玉の名に言及したのには、一方で傅斯年がいかに羅振玉の功績を高く評價していたかを證するものである。同時に王國維が示した路線を今後史語所が擔い、更に發展させていこうとする意欲を感じさせる。

このような氣運の中で、史語所が敦煌遺書をふくむ李氏の藏儲に大きな關心を寄せたことは當然であった。傅斯年の李滂宛書簡は、原稿に陳寅恪の手が入っていることで分かるように、陳寅恪との緊密な連絡のもとで書かれたものである。1928 年 10 月に陳寅恪が傅斯年に宛てた書簡に、趙萬里から聞いたこととして “ 李木齋亦藏敦煌卷子甚佳者，祕不示人 ” とあるから、陳寅恪が李盛鐸のもとに敦煌遺書

[11] 1928 年 9 月 11 日傅致蔡元培書信、『傅斯年遺札』第 1 卷、147-149 頁。

[12] 徐中舒「內閣庋案之由來及其整理」『明清史料』第 1 本、民國 19 年 9 月、中央研究院歷史語言研究所。

[13] 傅斯年「中央研究院歷史語言研究所工作之旨趣」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第 1 本第 1 分（1928）。

[14] 講演原稿は『學衡』第 45 期（民國 14 年 9 月）に發表され、また翌年『科學』第 11 卷第 6 期（民國 15 年 6 月）にも揭載された。

が所藏されていることを知ったのはこの頃であったらしい[15]。では當時の史語所における陳寅恪の立場と、敦煌遺書との關係はどうだったであろうか。

まだ廣州に在った頃の史語所の編制は、（一）史料學組、（二）漢語組、（三）文籍校訂組、（四）民間文藝組、（五）漢字組、（六）考古組、（七）人類學組、（八）燉煌材料研究組となっており[16]、陳寅恪は「史料學組」の擔當、「燉煌材料研究組」は陳垣（1880-1971）が責任者であった。民國十一年（1922）春、教育部次長であった陳垣は京師圖書館館長を兼ねると、すぐさま館員兪澤箴を督して館藏の敦煌遺書八千餘卷の目錄編纂に取りかかり、三ヶ月でその事を竣えた。更に十三年（1924）、葉恭綽（1881-1968）を發起人として北平に敦煌經籍輯存會が設立されると[17]、舊稿を整理し『敦煌劫餘錄』と命名した[18]。この目錄は後に歷史語言研究所から正式に出版されることになる[19]。したがって「燉煌材料研究組」を陳垣に委ねるという決定は、この時點では當然すぎるほど當然であった。

一方で、陳寅恪はこの頃、北平圖書館で熱心に敦煌卷子の調査を行うとともに、清華大學で敦煌文獻を講じており[20]、陳寅恪の生涯の中でもっとも敦煌文獻に親しんだ時期であったと言ってもよい。しかも歷史語言研究所は、北平移轉後に編制換えを行い、それまでの八組制から、史學、語言、考古の三大組制に移行し、陳寅恪はその第一、史學組の主任となった。當然、敦煌文獻はその管轄內に入り、同時に陳垣編『敦煌劫餘錄』の出版も史語所の正式事業となった。この目錄が 1931 年に出版された時、陳寅恪が有名な序文を寄せたのは、職務上の責任でもあったのである。

新しい體制のもと、陳寅恪が更なる敦煌文獻を獲得すべく、李家の寫本に想到したとしても何ら不思議はない。しかも李家には敦煌文獻だけでなく、他にも重要かつ豐富な收藏品が揃っている。その精華を史語所の手で公刊するために、陳寅恪が傅斯年と謀って李滂の招聘に乘り出したのも自然な成り行きであった。そのきっかけとなったのは恐らく李滂の『友語錄』に見える招宴ではなかったか。內閣大庫の明淸庋案は、以前から「史料學組」が擔當であったため、その購入には

---

[15]『陳寅恪集・書信集』北京：生活・讀書・新知三聯書店、2001 年、20 頁。また永田知之「陳寅恪論及敦煌文獻雜記――利用經路を中心に」『敦煌寫本研究年報』第 6 號（2012）、227 頁を參照。

[16]1929 年 1 月 6 日傅斯年致蔡元培、楊銓（杏佛）書信、『傅斯年遺札』第 1 卷、176-180 頁。1 月 10 日付の蔡元培宛書簡でも同じ構成になっている。同上、182 頁。

[17]敦煌經籍輯存會の設立年代については幾つかの說があるが、いま陳垣自身の說による。異說については、孫玉蓉「“敦煌經籍輯存會”設立時間探求」『理論與現代化』2008 年第 4 期、106-109 頁を參照されたい。

[18]陳垣『敦煌劫餘錄』（中央研究院歷史語言研究所專刊之四、1931 年 3 月刊）自序。

[19]注 18。

[20]永田知之「陳寅恪論及敦煌文獻續記――遺墨「敦煌研究」と講義「敦煌小說選讀」」『敦煌寫本研究年報』第 8 號（本號）、83-104 頁。

陳寅恪が直接の責任を負っていたはずであり、購入決定に際して李盛鐸を招待した宴席に、所長の傅斯年とともに陳寅恪が出席していたのは當然である。そこで偶々李滂に相見える機會のあったことが、この招聘計畫につながることになる。

李滂は李盛鐸の薫陶を受けて育ち、目錄學では早くから人竝み以上の知識を持っていたと言われる。『友語錄』に書かれてあることを信ずればの話だが、宴席で陳寅恪の問い掛けに對して、李滂が我が意を得たりとばかりに蘊蓄を傾けたのには、さすがの陳寅恪も驚いたと思われる。この青年を招聘して李家の史料を公刊させようというアイディアはこの時に浮かんだのではなかろうか。そして傅斯年と相談の上、素早くそれを實行に移そうとしたのである。もしそうだとすれば、傅斯年の書簡には“昨日承教”とあるから、この招宴の翌日、1929年の陽曆7月27日に起草されたということになる。

李盛鐸舊藏の敦煌遺書が、その後1935年に、武田長兵衞の資金援助により羽田亨の購收するところとなったことは、今日誰しも知るところである[21]。しかし、その以前に史語所によるこのような試みがあったことは餘り知られていない。前稿の補遺としてここに些か數言を費やした所以である。

（作者は京都大學人文科學研究所教授）

[21]拙文「李滂と白堅——李盛鐸舊藏敦煌寫本日本流入の背景」『敦煌寫本研究年報』創刊號（2007）、1-26頁。

〔敦煌寫本研究年報　第八號〕

2014 年 3 月 31 日發行

編　者　　高田時雄

發行者　　京都大學人文科學研究所
「中國中世寫本研究班」
〒 606-8265 京都市左京區北白川東小倉町 47
Phone 075-753-6993　Fax 075-753-6999

ISSN 1882-1626